報告１

# 茨城県県立学校の働き方改革のためのガイドラインの改訂について

令和８年３月25日
教育改革課

①

改正給特法（昨年６月成立）により、自治体に、「教員の働き方改革の取組」を記載した計画の策定が義務付けられました。
→ 本県では、2021年度に策定した標記ガイドラインを改訂して対応いたします。

## 現状

- 国は、教員の時間外在校等時間の削減目標を月30時間とし、2029年度までにそれを達成するための計画の策定を義務付け

- 本県は、2021年度に策定した標記ガイドラインの８つの取組により、着実に時間外在校等時間を縮減
  高校　　月22時間44分
  特別支援　月11時間41分

① 時差出勤制度の導入
② 完全退勤時間の設定
③ 定時退勤日の設定
④ 部活動：週１日以上の休み、平日２時間
⑤ 部活動：部活動数の削減（教員の半分）
⑥ 部活動：複数顧問による負担の平準化
⑦ 授業教材の共有（クラウド上で共有）
⑧ 行事の精選（連絡だけの会議の廃止等）

## 対応

- 現行のガイドラインを改訂して、本計画に位置付け

＜改訂内容＞
○ 学校・教員　→　８つの取組を継続
○ 行政（県教委）　→　新たに2つの支援を行い、教員の負担を軽減

**① 校務のデジタル化の支援**
・ 生徒情報を管理する「校務支援システム」のクラウド化
　→ 生徒情報の集約・可視化（生徒のカルテ）、生成AIによる分析
・ 校務への生成AIの活用支援（研修会の開催や優良事例の共有）
　→ 「大学入試の推薦文」や「通知表の評定」等のたたき台の作成

**② 保護者からの過剰な要求（長時間、多数回の電話等）への対応の支援**
・ 教育改革課内に、学校からの相談窓口を設置し、相談を受けた相談員（教員OB）は、事案を整理し、必要に応じて弁護士に対応を相談

## 今後のスケジュール

３月　総合教育会議に書面で報告、県立学校へ通知
４月　運用開始

# 茨城県県立学校の働き方改革のためのガイドライン

目次


1. ガイドラインについて　p1
2. ガイドラインの概要　p2
3. 在校等時間について　p4
4. 県立学校の在校等時間の状況　p6
5. 教育職員の働き方に関する意識調査結果（概要）　p7
6. 今後の取組の方向性について　p8
7. 働き方改革を進めるために各校で取り組むべきこと　p11
8. 資料：教育職員の働き方に関する意識調査結果（詳細）　p14
9. 資料：各校の働き方改革における実践成果　p19
10. 働き方改革実施計画一覧　p22



令和３年４月　制定

令和８年４月　改訂

茨城県教育委員会




はじめに

情報化やグローバル化といった社会の急速な変化が進む中、学校を取り巻く環境は、社会や経済の変化に伴い、より複雑化・多様化しており、これまで以上に子どもたちに対するきめ細やかな対応が求められています。そのような中、教員が心身ともに健康で、意欲と高い専門性を持って教育活動に専念できるよう、教員の働き方改革を推進することは喫緊の課題となっています。

本県では、令和２年４月に、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」を踏まえ、時間外在校等時間の上限を教育委員会規則で定めたほか、令和３年４月に、「茨城県県立学校の働き方改革のためのガイドライン」を策定し、各教員の時間外在校等時間の把握と合わせて、時差出勤の導入、完全退勤時間の設定、土日の部活動指導の複数顧問制などに取り組むこととし、令和６年度までの４年間で着実に時間外在校等時間は減少しました。

そうした中、令和７年６月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等」が改正され、教職調整額の引上げなど教員の処遇改善と併せて、働き方改革を更に加速化していくため、自治体に働き方改革に関する計画（業務量管理・健康確保措置実施計画）の策定・公表が義務付けられました。同年９月には、指針も改正され、業務量管理・健康確保措置実施計画を策定するにあたって踏まえるべき内容が示されたところです。

このたび、県教育委員会では、法及び指針を踏まえ、現行のガイドラインを改訂し、「業務量管理・健康確保措置実施計画」として位置付け、働き方改革を進めるために各校で令和８年度から令和 11 年度までに取り組むべきことを示しました。

今後、保護者や地域の方々の理解も得ながら、本ガイドラインに基づき、取組を着実に進めて参りますので、関係者のご理解とご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

茨城県教育委員会教育長　柳橋　常喜

## １.ガイドラインについて

◆本ガイドラインの位置付け

○　本ガイドラインは、給特法第８条及び給特条例の規定に基づき策定する教育職員の「業務量管理・健康確保措置実施計画」として位置付けられ、県教育委員会及び県立学校が実施する「学校における働き方改革」に向けた取組の方向性、目標、具体の取組等を示すものとします。

※給　特　法…公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「給特法」という。）
※給特条例…義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（以下「給特条例」という。）

○　本ガイドラインの対象は、常勤の職員である校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、実習助手、寄宿舎指導員、講師とし、事務職員、技術職員、学校栄養職員及び技能労務職員は除きます。

◆本ガイドラインの目的

○　本ガイドラインは、教育職員の負担を軽減し、長時間勤務の是正を図ることで、教育職員がワーク・ライフ・バランスの取れた生活を実現し健康でやりがいを持って働くことや、教育職員が子どもと向き合える時間を十分に確保し、学校教育の質を維持・向上させることにより、本県教育の更なる充実につながることを目的として策定するものです。

◆本ガイドラインの実施期間

○　本ガイドラインの実施期間は、令和８年度から令和 11 年度までの４年間とします。

○　原則として年２回進捗を検証し、実態に応じて随時見直しを行うとともに、ホームページ等を通じて公表します。

## 2.ガイドラインの概要

**目標**

時間外在校等時間の上限を「茨城県県立学校の教育職員の業務量管理・健康確保措置に関する規則」（詳細 p4）で規定された「原則 月 45 時間以内、年 360 時間以内」とする。

○　時間外在校等時間に関する数値目標

・１年間における１か月の時間外在校等時間の平均時間を月 30 時間以内とする。

・１か月の時間外在校等時間が月 45 時間以内の割合を 100%とする。

**○【教育職員の働き方の現状】（令和６年度の結果より）詳細 p6**

・１年間における１か月の時間外在校等時間の平均時間

【高等学校等】22 時間 15 分　【特別支援】12 時間 18 分

・１か月の時間外在校等時間が 45 時間以内の教員の割合

【高等学校等】88.4%　【特別支援】99.9%

※高等学校等…県立高等学校、県立中等教育学校及び県立中学校（以下「高等学校等」という。）

| 高等学校等 | | ４月 | ５月 | ６月 | ７月 | ８月 | ９月 | 10月 | 11月 | 12月 | １月 | ２月 | ３月 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 平均時間 | 令和６年度 | 26時間07分 | 27時間48分 | 27時間16分 | 24時間00分 | 10時間23分 | 25時間08分 | 26時間27分 | 23時間23分 | 18時間37分 | 20時間02分 | 19時間18分 | 18時間40分 |
| 45時間超（%） | | 15.7% | 17.9% | 17.1% | 12.1% | 2.9% | 14.9% | 16.6% | 11.3% | 6.6% | 8.7% | 7.3% | 8.3% |
| 80時間超（%） | | 1.7% | 1.8% | 2.0% | 1.3% | 0.2% | 1.7% | 1.9% | 1.2% | 0.4% | 0.5% | 0.6% | 0.8% |
| 80時間超（人） | | 75人 | 83人 | 90人 | 59人 | 8人 | 76人 | 84人 | 53人 | 19人 | 21人 | 25人 | 37人 |
| 平均時間 | 令和５年度 | 31時間26分 | 32時間02分 | 31時間14分 | 26時間04分 | 10時間46分 | 26時間07分 | 26時間31分 | 23時間56分 | 19時間19分 | 20時間45分 | 19時間54分 | 20時間01分 |
| 45時間超（%） | | 22.4% | 23.8% | 23.5% | 15.5% | 2.7% | 15.6% | 16.4% | 12.7% | 7.6% | 8.6% | 7.2% | 9.0% |
| 80時間超（%） | | 2.7% | 3.6% | 3.0% | 1.7% | 0.2% | 1.5% | 1.1% | 0.8% | 0.3% | 0.3% | 0.3% | 0.9% |
| 80時間超（人） | | 124人 | 164人 | 136人 | 79人 | 7人 | 66人 | 50人 | 34人 | 15人 | 13人 | 15人 | 41人 |
| 平均時間 | 令和４年度 | 31時間28分 | 30時間30分 | 31時間31分 | 27時間16分 | 11時間16分 | 28時間00分 | 28時間33分 | 26時間11分 | 22時間21分 | 22時間24分 | 23時間14分 | 20時間37分 |
| 45時間超（%） | | 22.6% | 19.4% | 20.6% | 14.6% | 2.0% | 16.8% | 17.2% | 11.6% | 8.3% | 8.4% | 9.0% | 6.8% |
| 80時間超（%） | | 1.4% | 1.1% | 1.3% | 0.6% | 0.1% | 1.2% | 1.2% | 0.4% | 0.2% | 0.1% | 0.4% | 0.3% |
| 80時間超（人） | | 65人 | 52人 | 60人 | 29人 | 5人 | 54人 | 54人 | 19人 | 9人 | 5人 | 18人 | 15人 |
| 平均時間 | 令和３年度 | 35時間35分 | 33時間29分 | 34時間08分 | 29時間33分 | 8時間40分 | 12時間30分 | 30時間27分 | 28時間11分 | 24時間42分 | 22時間40分 | 19時間49分 | 21時間53分 |
| 45時間超（%） | | 29.9% | 25.4% | 26.8% | 20.8% | 0.9% | 1.7% | 22.7% | 18.3% | 13.1% | 9.4% | 5.7% | 8.9% |
| 80時間超（%） | | 4.1% | 4.4% | 3.0% | 2.1% | 0.1% | 0.2% | 1.6% | 0.5% | 0.4% | 0.1% | 0.1% | 0.3% |
| 80時間超（人） | | 189人 | 207人 | 139人 | 97人 | 4人 | 7人 | 77人 | 22人 | 19人 | 6人 | 6人 | 15人 |

| 特別支援学校 | | ４月 | ５月 | ６月 | ７月 | ８月 | ９月 | 10月 | 11月 | 12月 | １月 | ２月 | ３月 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 平均時間 | 令和６年度 | 15時間56分 | 16時間56分 | 15時間13分 | 11時間51分 | 1時間46分 | 13時間27分 | 15時間11分 | 12時間36分 | 10時間51分 | 11時間26分 | 12時間03分 | 10時間26分 |
| 45時間超（%） | | 0.1% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.1% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% |
| 80時間超（%） | | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% |
| 80時間超（人） | | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| 平均時間 | 令和５年度 | 20時間19分 | 19時間35分 | 18時間04分 | 11時間38分 | 1時間30分 | 13時間43分 | 15時間12分 | 13時間21分 | 10時間30分 | 11時間58分 | 12時間14分 | 11時間38分 |
| 45時間超（%） | | 0.5% | 0.3% | 0.1% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% |
| 80時間超（%） | | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% |
| 80時間超（人） | | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| 平均時間 | 令和４年度 | 25時間39分 | 23時間10分 | 24時間09分 | 15時間54分 | 3時間36分 | 19時間09分 | 19時間09分 | 18時間43分 | 15時間02分 | 15時間08分 | 17時間57分 | 15時間00分 |
| 45時間超（%） | | 3.3% | 0.2% | 0.1% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% |
| 80時間超（%） | | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% |
| 80時間超（人） | | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| 平均時間 | 令和３年度 | 30時間56分 | 24時間34分 | 26時間20分 | 17時間52分 | 3時間42分 | 7時間45分 | 20時間29分 | 20時間30分 | 18時間06分 | 15時間35分 | 15時間32分 | 17時間02分 |
| 45時間超（%） | | 11.9% | 3.7% | 5.8% | 0.6% | 0.0% | 0.2% | 1.5% | 0.2% | 0.0% | 0.1% | 0.4% | 0.1% |
| 80時間超（%） | | 0.1% | 0.0% | 0.1% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% |
| 80時間超（人） | | 2人 | 0人 | 1人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |



**○【働き方改革に関する意識調査】（令和８年１月調査より）詳細 p14**

・令和３年度と比較して時間外在校等時間は減少しましたか。

【高等学校等】　減少した（かなり・ある程度）・・・52.8%

【特別支援学校】　減少した（かなり・ある程度）・・・64.9%

・時間外在校等時間が長くなる主な要因

令和８年

【高等学校等】

① 部活動指導(43.1%)

② 授業準備　(36.9%)

③ 校務分掌　(35.9%)

【特別支援】

① 授業準備　(59.2%)

② 評価や成績(45.8%)

③ 校務分掌　(37.7%)

令和２年

【県立学校】

① 授業準備　(60.8%)

② 校務分掌　(43.5%)

③ 部活動指導(35.2%)

**○【今後の取組の方向性】　詳細 p8**

重点項目

（１）在校等時間の適切な管理と、教育職員の意識改革

（２）部活動指導の負担軽減

（３）学校運営体制と業務の改善

**○【目標達成のために各校で取り組むこと】　詳細 p11**

（１）在校等時間の適切な管理と、教育職員の意識改革

①時差出勤制度の活用推進

職員朝会や、朝の SHR など、朝の業務を工夫した上で、早出遅出の時差出勤の活用を推進。遅出を活用することで、放課後の部活動指導を勤務時間内に実施。

②完全退勤時間の設定

各校で午後７時前後に設定、超える場合には管理職の許可を得る。

③定時退勤日の設定

各校で週１日以上、月６日程度を設定。

（２）部活動指導の負担軽減

④「部活動の運営方針（改訂版）」の遵守

休養日…中学校：週当たり２日以上、高等学校：週当たり原則、３日以上

活動時間…中学校：平日２時間上限、休業日３時間上限、高等学校：平日２時間上限、休業日４時間上限、特別支援学校：平日 1.5 時間上限、休業日原則、実施しない

⑤部活動数の精選

「働き方改革を踏まえた部活動の適正数の目安等について（通知）」（令和３年３月 10 日）に従い、部活動数を精選。原則、教員数の半分以下とする。

⑥複数顧問の配置による負担の平準化

複数顧問を配置して、部活動指導を分担。

（３）学校運営体制と業務の改善

⑦教材の共有化の推進

クラウドや校内ネットワークを活用。

⑧行事の精選と業務の効率化

連絡だけの会議は廃止してデータの共有に変更、行事の新設は「スクラップ・アンド・ビルド」を徹底、負担の大きい業務はチームで担当。

⑨校務 DX の推進

ペーパーレスの推進、グループウェアの活用、ワークフローの活用、生成ＡＩの活用、テレワークの推進、ネットバンキングの利用。

⑩保護者等対応の負担軽減

留守番電話の設置。解決困難事案の相談窓口の活用。

## 3.在校等時間について

◆在校等時間とは

○　在校等時間とは、校内において業務に従事している時間（休憩時間を除く）及び出張や研修等の校外において業務に従事した時間を合算したものを指します。 その把握にあたっては、ＩＣＴやタイムカード等による客観的な記録に基づき計測することが義務付けられています。

○　地方公務員については、各地方公共団体において、超過勤務命令の上限時間を定めることとされています。公立学校の教育職員についても服務監督権者が教育職員の健康及び福祉の確保を図るため、文科省指針（※１）に基づき、在校等時間の上限を定めることが義務付けられています。

○　公立学校の教育職員には「給特法」が適用され、超過勤務命令を命じることができる業務は「超勤４項目（※２）」に限定されていますが、教育職員の健康管理の観点からは、教育職員が自発的に行う業務も正規の勤務時間内に行われる業務と変わりはなく、「超勤４項目」以外の業務も「在校等時間」として適切に管理することが、働き方改革を進める上で必要不可欠です。

※１　文科省指針…教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会等が留意すべき事項に関する指針（以下「文科省指針」という。）

※２　超勤４項目
- 校外実習その他生徒の実習に関する業務
- 修学旅行その他学校の行事に関する業務
- 職員会議に関する業務
- 非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要な業務

◆時間外在校等時間の上限

○　令和７年９月 26 日に告示された文科省指針及び給特条例の一部改正を踏まえ、令和８年４月１日に茨城県教育委員会規則「茨城県県立学校の教育職員の業務量管理・健康確保措置に関する規則」を施行しました。

規則の概要

・時間外在校等時間の上限　　１か月あたり 45 時間

１年あたり 360 時間

（ただし、※児童生徒に係る予見できない突発的な業務を行わざるを得ない場合は、１か月あたり 100 時間未満、１年あたり 720 時間）

・２～６か月平均の上限　　80 時間
・45 時間を超える月の上限　　年６月以内

※予見できない突発的な業務の具体例
- 学校事故等が生じて対応を必要とする場合
- いじめや学級崩壊等の指導上の重大事案が発生した場合　など

（突発的な業務に該当するかどうかは、教育委員会や校長が、状況に応じて判断）

※業務量管理・健康確保措置に関し必要な事項については、教育委員会が別に定めることとしており、本ガイドラインを規則に基づく当該措置の実施計画として位置付けます。



◆在校等時間に関するＱ&Ａ

Ｑ１　「在校等時間」に含まれる時間、含まれない時間を知りたい。

「在校等時間」に含まれる時間

○新規採用教員研修等の職務命令により参加する各種研修の時間
○土日や祝日などに、校務として行っている業務の時間
○職務として行う生徒引率の時間（校外学習や修学旅行、競技大会やコンクールへの引率、勤務時間外の部活動の練習試合等）
○県で定める方法による在宅勤務やテレワークの時間
○児童生徒等の家庭訪問、警察や児童相談所等の関係機関との打ち合わせの時間

「在校等時間」に含まれない時間

○自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間（上司からの指示や生徒・保護者等からの直接的な要請等によるものではなく、日々の業務に直接的に関連しない自己研鑽の時間）
○休憩の時間
○通勤の時間
○（通勤混雑回避等の理由で）朝早く出勤して、新聞を読んだり読書をしたりする時間
○所定の勤務時間終了後の夕食の時間
○職務専念義務の免除による活動の時間
○地域住民等の立場で、学校で行われる地域活動に参加している時間
○「持ち帰り作業」の時間（業務の持ち帰りは原則禁止）
○職務とは関係のない団体役員としての業務の時間
（例：高体連・高文連等の部活動を支援する団体の業務（自校の生徒引率時を除く））
○兼職等で行う週休日の課外授業や、営利企業等従事で許可された検定試験等の業務従事の時間
○地域クラブ活動に係る兼職兼業等業務従事の時間

Ｑ２　「在校等時間」の把握と管理はどのようにするのか。

○「在校等時間」の把握は、ICT やタイムカード等により客観的に計測
（県立学校では、「勤怠管理支援システム」を使用して記録・管理）
○校外の時間については、出張の行程表や出張復命書をもって把握
○「在校等時間」に含まれない時間は、自己申告により「在校等時間」から除外
○「在校等時間」の記録は、出勤簿としての機能を兼ねるとともに公務災害が生じた場合において認定の基礎になる記録となることから、公文書として少なくとも５年間は管理及び保存
○在校等時間を上限時間の範囲内とするために、実際より短い虚偽の時間を記録する、または記録させることは厳禁

## 4.県立学校の在校等時間の状況

### ◆時間外在校等時間の現状

| 校　　種 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 | ４年間の増減 |
|---|---|---|---|---|---|
| 高等学校等 | 25時間08分 | 25時間16分 | 24時間00分 | 22時間15分 | ▲２時間53分 |
| 特 別 支 援 | 18時間11分 | 17時間43分 | 13時間18分 | 12時間18分 | ▲５時間53分 |

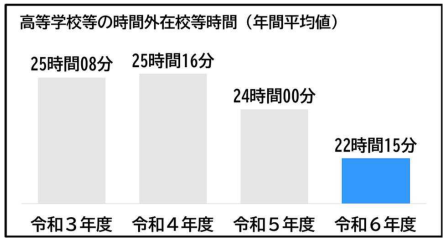


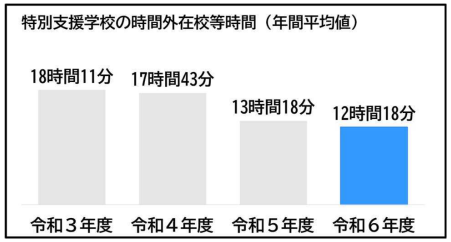


### ◆時間外在校等時間の推移（月別）

高等学校等

| | | ４月 | ５月 | ６月 | ７月 | ８月 | ９月 | １０月 | １１月 | １２月 | １月 | ２月 | ３月 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 平均時間 | 令和６年度 | 26時間07分 | 27時間48分 | 27時間16分 | 24時間00分 | 10時間23分 | 25時間08分 | 26時間27分 | 23時間23分 | 18時間37分 | 20時間02分 | 19時間18分 | 18時間40分 |
| 45時間超（%） | | 15.7% | 17.9% | 17.1% | 12.1% | 2.9% | 14.9% | 16.6% | 11.3% | 6.6% | 8.7% | 7.3% | 8.3% |
| 80時間超（%） | | 1.7% | 1.8% | 2.0% | 1.3% | 0.2% | 1.7% | 1.9% | 1.2% | 0.4% | 0.5% | 0.6% | 0.8% |
| 80時間超（人） | | 75人 | 83人 | 90人 | 59人 | 8人 | 76人 | 84人 | 53人 | 19人 | 21人 | 25人 | 37人 |
| 平均時間 | 令和５年度 | 31時間26分 | 32時間02分 | 31時間14分 | 26時間04分 | 10時間46分 | 26時間07分 | 26時間31分 | 23時間56分 | 19時間19分 | 20時間45分 | 19時間54分 | 20時間01分 |
| 45時間超（%） | | 22.4% | 23.8% | 23.5% | 15.5% | 2.7% | 15.6% | 16.4% | 12.7% | 7.6% | 8.6% | 7.2% | 9.0% |
| 80時間超（%） | | 2.7% | 3.6% | 3.0% | 1.7% | 0.2% | 1.5% | 1.1% | 0.8% | 0.3% | 0.3% | 0.3% | 0.9% |
| 80時間超（人） | | 124人 | 164人 | 136人 | 79人 | 7人 | 66人 | 50人 | 34人 | 15人 | 13人 | 15人 | 41人 |
| 平均時間 | 令和４年度 | 31時間28分 | 30時間30分 | 31時間31分 | 27時間16分 | 11時間16分 | 28時間00分 | 28時間33分 | 26時間11分 | 22時間21分 | 22時間24分 | 23時間14分 | 20時間37分 |
| 45時間超（%） | | 22.6% | 19.4% | 20.6% | 14.6% | 2.0% | 16.8% | 17.2% | 11.6% | 8.3% | 8.4% | 9.0% | 6.8% |
| 80時間超（%） | | 1.4% | 1.1% | 1.3% | 0.6% | 0.1% | 1.2% | 1.2% | 0.4% | 0.2% | 0.1% | 0.4% | 0.3% |
| 80時間超（人） | | 65人 | 52人 | 60人 | 29人 | 5人 | 54人 | 54人 | 19人 | 9人 | 5人 | 18人 | 15人 |
| 平均時間 | 令和３年度 | 35時間35分 | 33時間29分 | 34時間08分 | 29時間33分 | 8時間40分 | 12時間30分 | 30時間27分 | 28時間11分 | 24時間42分 | 22時間40分 | 19時間49分 | 21時間53分 |
| 45時間超（%） | | 29.9% | 25.4% | 26.8% | 20.8% | 0.9% | 1.7% | 22.7% | 18.3% | 13.1% | 9.4% | 5.7% | 8.9% |
| 80時間超（%） | | 4.1% | 4.4% | 3.0% | 2.1% | 0.1% | 0.2% | 1.6% | 0.5% | 0.4% | 0.1% | 0.1% | 0.3% |
| 80時間超（人） | | 189人 | 207人 | 139人 | 97人 | 4人 | 7人 | 77人 | 22人 | 19人 | 6人 | 6人 | 15人 |

特別支援学校

| | | ４月 | ５月 | ６月 | ７月 | ８月 | ９月 | １０月 | １１月 | １２月 | １月 | ２月 | ３月 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 平均時間 | 令和６年度 | 15時間56分 | 16時間56分 | 15時間13分 | 11時間51分 | 1時間46分 | 13時間27分 | 15時間11分 | 12時間36分 | 10時間51分 | 11時間26分 | 12時間03分 | 10時間26分 |
| 45時間超（%） | | 0.1% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.1% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% |
| 80時間超（%） | | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% |
| 80時間超（人） | | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| 平均時間 | 令和５年度 | 20時間19分 | 19時間35分 | 18時間04分 | 11時間38分 | 1時間30分 | 13時間43分 | 15時間12分 | 13時間21分 | 10時間30分 | 11時間58分 | 12時間14分 | 11時間38分 |
| 45時間超（%） | | 0.5% | 0.3% | 0.1% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% |
| 80時間超（%） | | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% |
| 80時間超（人） | | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| 平均時間 | 令和４年度 | 25時間39分 | 23時間10分 | 24時間09分 | 15時間54分 | 3時間36分 | 19時間09分 | 19時間09分 | 18時間43分 | 15時間02分 | 15時間08分 | 17時間57分 | 15時間00分 |
| 45時間超（%） | | 3.3% | 0.2% | 0.1% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% |
| 80時間超（%） | | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% |
| 80時間超（人） | | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| 平均時間 | 令和３年度 | 30時間56分 | 24時間34分 | 26時間20分 | 17時間52分 | 3時間42分 | 7時間45分 | 20時間29分 | 20時間30分 | 18時間06分 | 15時間35分 | 15時間32分 | 17時間02分 |
| 45時間超（%） | | 11.9% | 3.7% | 5.8% | 0.6% | 0.0% | 0.2% | 1.5% | 0.2% | 0.0% | 0.1% | 0.4% | 0.1% |
| 80時間超（%） | | 0.1% | 0.0% | 0.1% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% |
| 80時間超（人） | | 2人 | 0人 | 1人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |

### 【参考】令和６年度の在校等時間（勤務時間内＋勤務時間外）の業務内訳

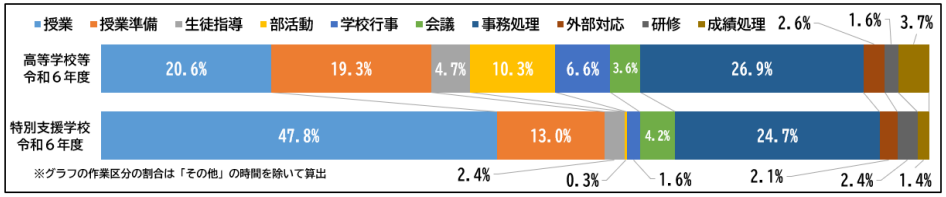


傾向分析

時間外在校等時間は、各校種ともに月平均 30 時間を下回り、着実に減少している。令和６年度の在校等時間の内訳では、高等学校等では「事務処理」が全体の約４分の１を占めている。特別支援学校では「授業」が全体の約半分を占めている。



## 5.教育職員の働き方に関する意識調査結果（概要）

### ◆本県教育職員の働き方に関する意識調査結果（概要）

令和２年 12 月調査
令和８年　１月調査（詳細はｐ14）

□時間外在校等時間は減少していますか。
令和２年調査【県立学校】　大幅に減少した・やや減少した　・・・ 42.9%
令和８年調査【高等学校等】　大幅に減少した・やや減少した　・・・ 52.8%
【特別支援学校】　大幅に減少した・やや減少した　・・・ 64.9%

□時間外在校等時間が長くなる主な原因として、自分に当てはまるものを選択してください。
令和２年調査【県立学校】
１位：授業の準備（60.8%）
２位：学校運営（校務分掌に関すること）（43.5%）
３位：部活動指導（35.2%）

令和８年調査

| 順位 | 高等学校等 | 特別支援学校 |
|---|---|---|
| １位 | 部活動指導（43.1%） | 授業の準備（59.2%） |
| ２位 | 授業の準備（36.9%） | 評価や成績（45.8%） |
| ３位 | 学校運営　（35.9%） | 学校運営　（37.7%） |

□あなたの現在の「働きがい」について教えてください。
令和８年調査

| 項目 | 高等学校等 | 特別支援学校 |
|---|---|---|
| 非常に感じている・感じている | 72.2% | 76.8% |
| あまり感じていない・全く感じていない | 27.8% | 23.2% |

□あなたの学校では、デジタル技術の活用により、業務効率化が進んだと感じますか。
令和８年調査

| 項目 | 高等学校等 | 特別支援学校 |
|---|---|---|
| 非常に進んでいる。少しずつ進んでいる | 80.8% | 77.6% |
| 手間が増えた・アナログな手法が主流 | 19.3% | 22.4% |

□これまでの働き方改革に係る取組の中で、業務負担の軽減に効果があったと実感するものを選択してください。（複数回答可）
令和８年調査

| 順位 | 高等学校等 | 特別支援学校 |
|---|---|---|
| １位 | ペーパーレス化　（35.8%） | 定時退勤日の設定（42.7%） |
| ２位 | 留守番電話の設置（33.5%） | ＩＣＴ環境の整備（40.5%） |
| ３位 | ＩＣＴ環境の整備（29.8%） | ペーパーレス化　（33.5%） |

【分析・まとめ】
令和 ２ 年調査と比較して、時間外在校等時間が「減少した」と回答した割合は高等学校等が52.8%、特別支援学校が 64.9%と向上した。また約８割がデジタル技術の活用（ペーパーレス化やＩＣＴ環境の整備等）による効率化を実感している。
一方で、時間外在校等時間の主な原因は、高等学校等では「部活動指導（43.1%）」、特別支援学校では「授業準備（59.2%）」や「評価や成績（45.8%）」が多く挙げられている。働きがいについては、約７割が肯定的に回答する一方、約３割は否定的な回答であった。

# 6.今後の取組の方向性について

学校における働き方改革を推進して、教育職員一人一人の心身の健康を保持し、ワーク・ライフ・バランスをとりながら、教育の質を持続的に向上させるためには、管理職によるＩＣＴ等を用いた客観的な記録に基づく適正な在校等時間の管理と、教育職員が勤務時間を意識した働き方をするための意識改革が大切になります。

学校における働き方改革のための取組は、これまで学校で常識とされていたことを、大胆に見直すことでもあるため、教育職員個人の努力だけではなく、学校と教育委員会が一体となり、管理職の強いリーダーシップのもとで、校務 DX や生成 AI の利活用等による事務負担の軽減、さらには学校だけで解決が困難な事案への組織的な対応体制を構築し、改革のための取組を推進していくことが必要です。

このような考えに基づき、「４.県立学校の在校等時間の状況」や「５.教育職員の働き方に関する意識調査結果」を踏まえて、以下のとおり重点項目を設定し、各項目に対する今後の方向性を示すこととしました。

重点項目
（１）在校等時間の適切な管理と、教育職員の意識改革
（２）部活動指導の負担軽減
（３）学校運営体制と業務の改善

## （１）在校等時間の適切な管理と、教育職員の意識改革

p６の県立学校の在校等時間の状況によると、直近４年間で月平均の時間外在校等時間は高等学校等で２時間 53 分、特別支援学校で５時間 53 分減少しています。この一方で、p16 の意識調査の結果によると、仕事の魅力ややりがいへの肯定的な回答は高等学校等で約 53%、特別支援学校で約 63%、否定的な回答は高等学校等で約 47%、特別支援学校で約 37%となっています。

自由記述では「本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則」とされる中で、上限時間の遵守のみを目的として自宅等に持ち帰って業務を行う時間が発生している実態を指摘する意見が見られます。

【これまでの県教育委員会の取組】
○平成 26 年度から繁忙月の６月・10 月に勤務時間実態把握調査を実施し、結果を学校に共有
○平成 30 年度から長期休業中に学校閉庁日を設定
○平成 31 年度から在校時間管理システム「きんむくん」により、客観的に在校等時間を記録
○令和２年度から働き方改革の観点から組織目標を設定し、教員評価を通して達成状況を確認
○令和２年９月から県立学校６校を働き方改革モデル校に指定し、時差出勤の導入、完全退勤時間の設定、土日の部活動指導を複数顧問で交代して指導するなど、時間外在校等時間縮減のための取組を実施し、効果を検証
○令和３年度に本ガイドラインを策定するとともに、四半期ごとに働き方改革の取組状況を調査
○令和５年度から「勤怠管理支援システム」を導入し、全ての県立学校の教育職員の出退勤時間と業務内容を客観的に把握するとともに、出勤簿や休暇管理に活用
○令和６年度より学校経営計画表に働き方改革の項目を設けて、具体的な目標を設定し、学校評価の一環として自己評価を実施することで、組織的なＰＤＣＡサイクルを確立



【今後の方向性】
令和３年度に策定したガイドラインの取組により、全ての県立学校において時間外在校等時間は減少傾向となっており、学校現場からも「働き方が変わっている実感がある。」といった声が届くなど、教育職員の勤務時間に対する意識は着実に変わってきています。

今後も、無制限・無定量の勤務を是としないため、客観的な方法により、各教育職員の在校等時間の把握と管理を行います。

また、教育職員が健康で働きやすさと働きがいを両立できるよう、周囲を気にせずに定時で帰ることができる風通しの良い職場環境づくりや、時差出勤等の柔軟な働き方の定着を推進します。

今後も本ガイドラインを通じ、働き方改革の意識啓発に継続して取り組んでいきます。

## （２）部活動指導の負担軽減

部活動は、生徒の自主性や協調性、責任感、連帯感などを育成するとともに、部員同士が同じ目標に向かって取り組むことで、豊かな人間関係を築くなど、心身ともに健全な育成を図るための意義ある活動である。一方で、ｐ７の意識調査結果によると、部活動指導は高等学校等における「時間外在校等時間が生じる主な要因」で第１位（43.1%）である。また、「部活動の休養日設定・地域移行」が「業務負担の軽減に効果があった」とする回答は高等学校等で 21.8%（第７位）、特別支援学校で 3.6%（第 12 位）に留まっており、部活動指導が引き続き時間外在校等時間を生じさせる要因となっている。

【これまでの県教育委員会の取組】
○部活動指導員の派遣

| 区　分 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 | 令和７年度 |
|---|---|---|---|---|
| 県立学校 | 80 人<br>(50 校) | 107 人<br>(57 校) | 121 人<br>(63 校) | 120 人<br>(59 校) |

○部活動の適正数の目安を提示…（令和３年３月 10 日　保体第 1505 号、義教第 2643 号、高教第 2901 号、特教第 1213 号「働き方改革を踏まえた部活動の適正数の目安等について（通知）」）

【今後の方向性】
１つの部活動には複数顧問を配置して、複数顧問交代による単独指導の原則を徹底し、教員のどちらかは土日を休める体制づくりに取り組んできました。今後は、学校規模に応じた適正な部活動数になるように部活動数の精選を進めるとともに、複数顧問の配置を推進していきます。

### （３）学校運営体制と業務の改善

学校における業務は多岐にわたるため、単に１つの業務の効率化や改善をしたところで、直ちに業務が長時間に及ぶ状況が大きく改善されることは少ないですが、時間外在校等時間が生じる主な要因となっている業務を分析し、集中的に改善を図ることで在校等時間の短縮に向けた一定の効果が表れています。

令和８年の意識調査結果において、時間外在校等時間が長くなる主な要因は、高等学校等で「部活動指導（43.1%）」、特別支援学校で「授業の準備（59.2%）」が第１位となっています。一方で、業務改善の効果を実感できる取組としては、高等学校等で「会議資料等のペーパーレス化（35.8%）」や「留守番電話の設置（33.5%）」、特別支援学校では「定時退勤日・学校閉庁日の設定（42.7%）」や「ＩＣＴ環境の整備（40.5%）」が上位に挙げられています。

同様に、「学校運営（校務分掌に関すること）」についても、高等学校等（35.9%）、特別支援学校（37.7%）ともに時間外在校等時間の主な要因の第３位となっており、令和８年においても校務分掌は負担感の大きい業務であり、在校等時間の増減に大きな影響を及ぼしていることが分かります。

【これまでの県教育委員会の取組】

〇校長会や教頭会で、業務や会議の効率化、業務分担の平準化などを指示
〇県への提出書類の完全電子化や簡略化の推進
〇オンデマンド型研修の拡充による、柔軟な研修形態の整備
〇時間外在校等時間が月 80 時間を超えた教育職員への管理職による面接指導の実施と業務改善措置の徹底
〇長時間勤務が発生している学校への助言や課題解決に向けた伴走型支援の実施
〇Google Workspace の全校導入による情報共有・集約の効率化支援
〇勤怠管理支援システムの導入による出勤簿の廃止、休暇の電子申請
〇ワークフローの導入による事務作業のペーパーレス化
〇生成ＡＩの導入による教材や各種資料作成の効率化
〇「学校問題解決支援相談窓口」の設置と、学校問題解決支援コーディネーターや弁護士等による専門的な支援体制の構築（国モデル事業）

【今後の方向性】

授業準備等の効率化を図るため、クラウドや校内ネットワークを活用した教材等の共有を定着させていきます。

校務の効率化を図るため、クラウドツールを活用した情報の共有・一元化や生成ＡＩによる資料の作成を推進します。ワークフローによる電子決裁を原則とする迅速な校務運営を定着させていきます。

保護者等の対応の負担軽減を図るため、留守番電話の全校設置や音声ガイダンスによる自動応答など、効果の高い取組を全校に展開します。

保護者等からの過剰な苦情や不当な要求など、学校単独では解決が困難な事案への対応を支援するため、「学校問題解決支援相談窓口」を設置し、学校問題解決支援コーディネーターを中心に専門家（弁護士、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー）と連携した支援を行います。



## 7.働き方改革を進めるために各校で取り組むべきこと

### （１）在校等時間の適切な管理と、教育職員の意識改革

#### ①時差出勤制度の活用推進

県立学校に導入している時差出勤制度のより一層の活用を推進します。放課後の部活動指導や保護者への対応等で在校等時間が勤務時間終了後に及ぶことが明らかな場合は、積極的に制度を活用してください。

活用例

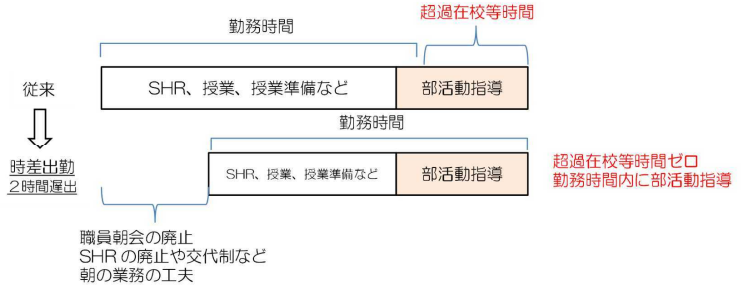


導入のメリット

・遅出を活用することで、部活動指導や保護者対応を勤務時間内に実施することができる。
・学校行事などで朝早くから業務がある場合、早出を活用して勤務時間内で準備を行うことができる。

※　時差出勤を有効に活用するためには、朝の業務の工夫と改善が不可欠です。担任、副担任の区別なく、時差出勤を活用しやすい環境の整備を各校で行う必要があります。

＜朝の業務の工夫例＞

〇生徒の欠席連絡の受付に、メールや google フォームなどを活用
〇職員朝会の廃止：職員への連絡にはメールや校内ネットワーク内の掲示板等を活用
〇朝の SHR の廃止、または担任と副担任での交代で担当　など

※　時差出勤制度の内容と申請方法の詳細については、令和３年４月 22 日付高教第 167 号、特教第 112 号、【「時差出勤」の実施について（通知）】を参照してください。

#### ②完全退勤時間の設定

各校の勤務時間終了時刻などの実態に応じて、午後７時前後に完全退勤時間を設定してください。完全退勤時間を超えて行わなければならない業務が発生した場合には、管理職の許可を得てから、完全退勤時間後の業務に従事してください。あわせて、学校の閉庁時刻や電話対応時間について、学校だよりやホームページ等を通じて保護者や地域へ丁寧に周知し、自校の教育職員の働き方改革への理解と協力を得られるよう努めてください。

〇「業務を精選・効率化して退勤時刻を早める」という発想から「退勤時刻を決めて、その時刻に間に合うように業務を精選・効率化する」という発想に転換しましょう。こうした取組は、終業から始業までの休息時間を確保する上で有効です。

### ③定時退勤日の設定

週に１日以上、月６日程度の定時退勤日を各校で設定してください。教育職員の勤務時間に対する意識向上と、学校全体で取り組む体制を構築するために、原則として定時退勤日は全職員で同一日に設定してください。やむを得ない事情により、定時退勤できない職員は別の日に定時退勤日を設定してください。また、設定した定時退勤日は、学校行事予定表やホームページ等を通じて保護者や地域へ事前に周知し、学校全体の取組として可視化を図ってください。

○　働き方に関する意識調査の結果から、早く帰ることに罪悪感や抵抗感を持っている教員が一定数存在することが分かっています。定時に帰れる雰囲気づくりが、先に退勤することへの抵抗感を低減します。

## （２）部活動指導の負担軽減

### ④「部活動の運営方針（改訂版）」の遵守

令和４年 12 月に改訂した「部活動の運営方針（改訂版）」遵守を徹底してください。
管理職は各部活動の練習計画や特殊業務従事簿により、「部活動の運営方針（改訂版）」が遵守されているか確認を行い、方針を上回る活動時間がある場合には、指導改善を行ってください。

※以下「部活動の運営方針（改訂版）」から一部抜粋

○　中学校では、週当たり２日以上 、高等学校では週当たり原則、２日以上の休養日を設ける。（中学校では 、平日１日以上、休日１日以上を休養とする。高等学校では、原則、平日・休日各１日以上を休養日とする。特別支援学校では、原則、平日１日以上、休日２日以上を休養日とする。また、生徒が大会等への参加により休日（土・日）に連続して活動した場合は、他の休日に休養日を振り替える。）

○　長期休業中においても、上記のとおり休養日を設定する。加えて、長期休業期間中に、生徒が十分な休養を取ることや、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、１週間以上の連続したある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

○　中学校では、１日の活動時間は、平日は２時間を上限、休日は３時間を上限とする。高等学校では、１日の活動時間は、平日は２時間を上限、休日は４時間を上限とする。特別支援学校では、１日の活動時間は、平日は 1.5 時間を上限、休日は原則実施しないものとし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

○　生徒の心身の疲労が解消できる十分な休養時間を確保するとともに、授業に支障を来すことがないようにするため、原則として朝の活動は実施せず、放課後の限られた時間で実施する。



### ⑤部活動数の精選

「働き方改革を踏まえた部活動の適正数の目安について（通知）」【令和３年３月 10 日保体第 1505 号、義教第 2643 号、高教第 2901 号、特教第 1213 号】に従って、部活動数の精選を推進してください。部活動数の目安は、教員数の半分以下です。

○　部活動数を精選することで、１つの部活動に対して複数名の顧問を配置できる環境を整備し、顧問の先生の負担を軽減しましょう。

### ⑥複数顧問の配置による負担の平準化

１つの部活動には複数顧問を配置して、複数顧問交代による単独指導の原則を徹底し、教員は土日のどちらかは休めるようにしてください。部活動の企画・運営が、生徒による主体的なものになるよう、可能な限り、生徒が自ら活動計画を立案し、運営・検証し、その過程で必要に応じて部顧問に技術指導を求めるなどの運営体制を構築してください。
高等学校において、柔軟な運用により休日（土・日）に連続して活動を行う場合においても、複数顧問交代による単独指導を徹底するとともに、大会の前後に休養日の振り替えを行い、部活動指導による負担の平準化をしてください。

## （３）学校運営体制と業務の改善

### ⑦教材の共有化の推進

働き方に関する意識調査から、時間外在校等時間が生じる最大の要因は「授業準備」であることが分かっています。クラウドや校内のネットワークを活用した教材や指導案の共有を推進することで、授業準備の負担の軽減を加速させてください。

○　個人が作成したプリントなどは、学校の財産として、全ての教員が活用できるようにデータを管理しましょう。
○　長期休業期間などを利用した計画的な授業準備をお願いします。

### ⑧行事の精選と業務の効率化

- 学校行事の精選を推進し、現状の行事数を上限として、新設する場合には既存行事の廃止を前提とした「スクラップ・アンド・ビルド」を徹底してください。
- 連絡事項だけの会議は廃止して、資料データの共有に代えることを前提に検討してください。
- 負担の大きい業務を担当させる場合には、複数名でチームとして業務に従事させてください。

### ⑨校務ＤＸの推進

- 会議資料のペーパレス化を進めてください。
- 生徒の出欠連絡は、電話ではなく、クラウドツールを活用してください。
- 保護者向けの通知や便り、アンケートはデジタル化してください。
- 職員間の連絡は、グループウェアを活用してください。
- ワークフローを活用し、電子決裁を原則としてください。
- 長期休業期間中に、積極的にテレワークを行ってください。
- 生成ＡＩを活用し、各種資料の作成を効率的に行ってください。

### ⑩保護者等対応の負担軽減

- 留守番電話の設置及び音声ガイダンスの導入を推進してください。
- 勤務時間外や休日などの電話、面談、私用端末での連絡等を解消するため、クラウドツールを組織的に活用してください。
- 学校単独では解決が困難な事案については、学校問題解決支援相談窓口を活用し、学校問題解決支援コーディネーターを中心に専門家と連携しながら対応してください。

業務改善を進めるために、管理職がリーダーシップを発揮し、教育職員の心身の健康保持増進（ウェルビーイング）を最優先とした適切な業務マネジメントを実施するとともに、職員一人一人が効率的に業務を遂行する意識を持つことが重要です。

また、真に実効性のある業務改善を行うためには、職員一人一人がこれまでの学校の常識にとらわれることなく、業務の必要性や目指す方向性を理解して、自らの業務一つ一つについて見直すとともに、学校全体で検討して組織的に取り組むことが不可欠です。

## 8.資料：教育職員の働き方に関する意識調査結果（詳細）

令和８年１月実施

□現行ガイドラインが策定された令和３年度（以降の採用・任用者は着任当初）と比較して、あなたの時間外在校等時間は減少しましたか。

※　令和３年度は休校期間を除く通常時、今年度採用者（年度途中を含む）は採用時と比較

※　時間外在校等時間･･･在校等時間から所定の勤務時間を差し引いた時間

【高等学校等】　2,776 件の回答

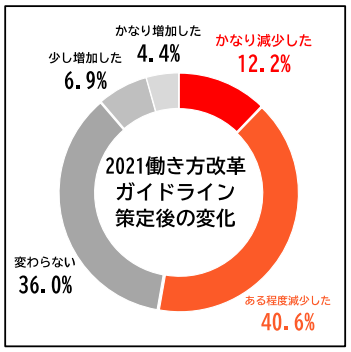


【特別支援学校】　1,401 件の回答

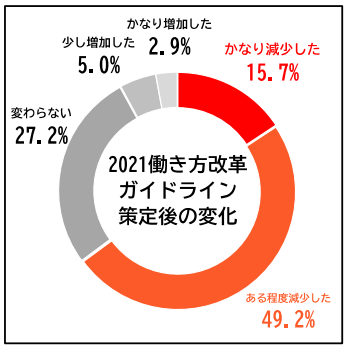




□あなたの時間外在校等時間が長くなる主な要因として、当てはまるものを選択してください。（複数選択可）

【高等学校等】　2,776 件の回答

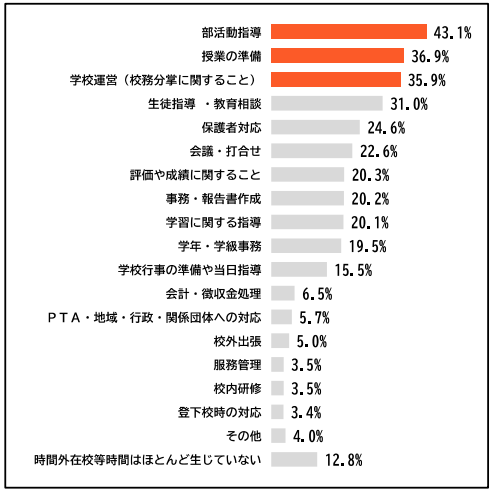


【特別支援学校】　1,401 件の回答

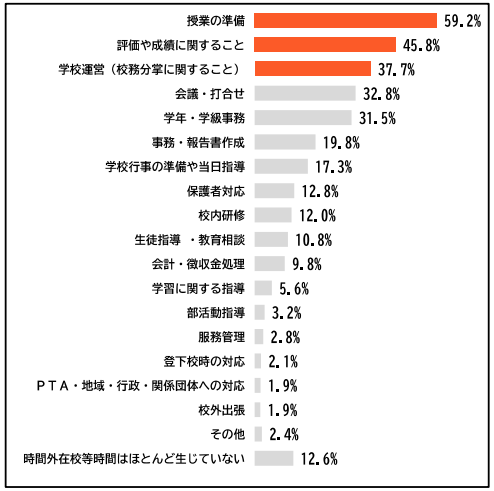


＜その他の意見・抜粋＞

【高等学校等】

- 校内の施錠確認
- 同窓会業務
- 資格試験の指導・事務
- 高教研等校外団体の仕事

【特別支援学校】

- スクールバス停に保護者やデイサービスの職員が迎えに来ていない時の対応
- 計画訪問に係る指導案作成
- 入学者選考に関する業務

□あなたの学校では、デジタル技術の活用により、業務効率化が進んだと感じますか。

【高等学校等】　2,776 件の回答

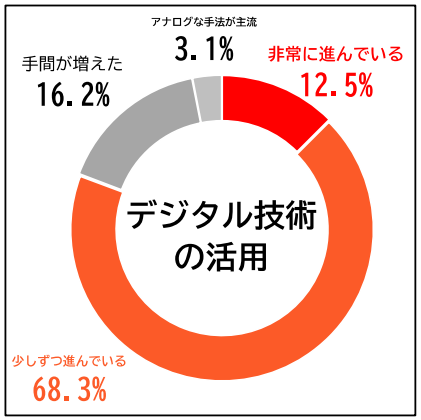


【特別支援学校】　1,401 件の回答

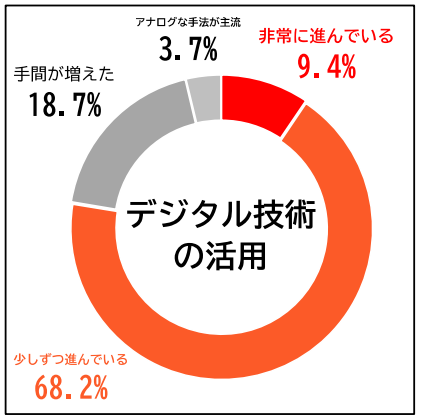

□これまでの働き方改革に係る取組の中で、業務負担の軽減に効果があったと実感するものを選択してください。（複数回答可）

【高等学校等】　2,776 件の回答

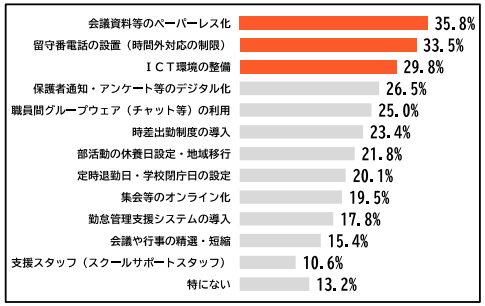


【特別支援学校】　1,401 件の回答

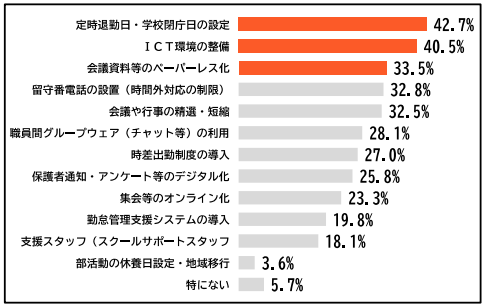


□あなたの現在の「働きがい」について教えてください。

【高等学校等】　2,776 件の回答

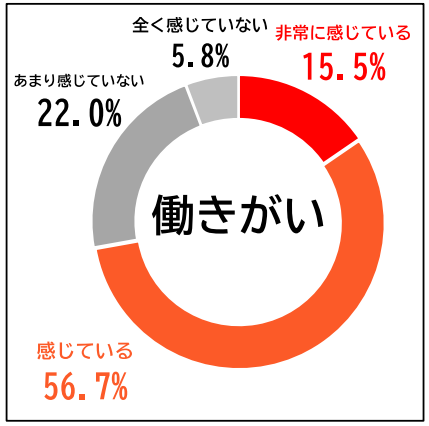


【特別支援学校】　1,401 件の回答

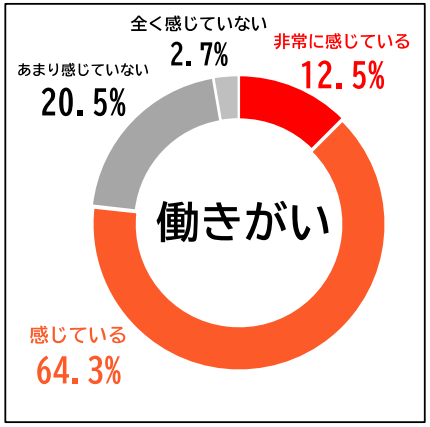


□教員という仕事の魅力ややりがいについて、どう感じていますか。

【高等学校等】　2,776 件の回答

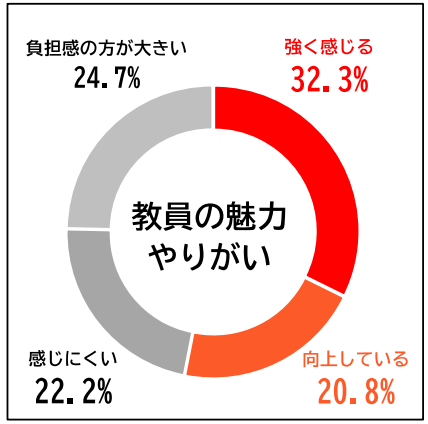


【特別支援学校】　1,401 件の回答

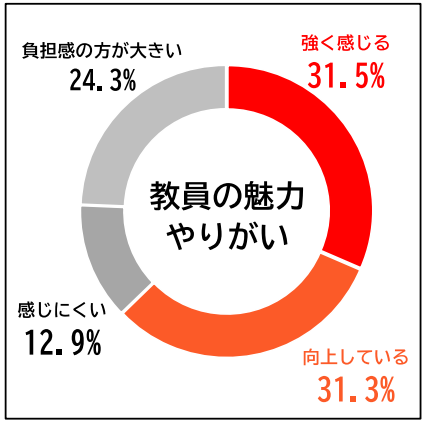




□働き方改革全般について、お気づきの点やご意見、現場の実感など自由にご記入ください。
（自由記述）

【高等学校等】　985 件の回答　一部抜粋

・時差出勤制度を利用することで、仕事にメリハリがつけられるようになったとともに、家族からも喜ばれている。
・採点ナビでの採点は、時間が短縮できるので、非常に助かっている。
・テレワークが大変有効です。考査作成や生徒面談など、無駄なく仕事が２倍できます。
・だらだらと学校にいる時間が少なくなった。帰りやすくなった。
・「働き方改革」という言葉が職場に浸透し、全体としては良好な方向に進展しているものの、業務負担の偏在や部活動顧問の実質的な固定化等により、一部の教員においては改革の効果が十分に行き渡っていない状況が課題として感じられます。
・同じ職場の同じ教員であっても、業務量に差があることで、非常にモチベーションを削がれる。教員全体の仕事量を減らすことよりも、教員間の業務量の均一化に力を注いでほしい。
・特に高校の部活動の負担が大きい。中学校は地域移行が本格的に動き始めている。高校は結局はほとんど学校裁量で実際には改革が難しい。高校についても県主体で大きな改革が必要ではないかと感じている。
・公務外の負担が多い教員もいます（高体連・高文連等）。部活だけでなく、様々な外の運営業務が地域移行を目指せると教員の負担は本当に減るとは思います。
・公共交通機関が十分でない地域においては、スクールバスの運行及び保護者の送迎が中心となっている。部活動終了後にスクールバスを利用する生徒も多いため、毎日 19 時頃までは校舎内でバスを待機している生徒がいる。活気ある学校という点では嬉しいことなのだが、教員の退勤時間にも影響するため悩ましいところである。
・県からの調査依頼について、調査実施の必要性を精査し、重複する調査が無いよう調査内容を厳選し、調査項目の絞り込みをしてください。
・動画での研修やアンケートなどが多すぎて、生徒への対応の時間が減らされている。動画一つ一つは良いものだが、勤務時間中にすべて見るのは負担が大きい。
・多数の動画視聴、各種アンケート・調査、コンプラ、plant への研修登録、日々の勤怠管理、ストレスチェックなどなどに向ける時間が増え、多岐にわたり煩雑さが年々増していると感じる。
・ICT の導入によって業務の効率化を図っているところではあるが、学校で支給される PC のスペックが追い付いていない場面が散見される。オンラインで処理する業務が増えているからこそハード面の充実が図られないとかえって業務に時間を費やしてしまうものもあるように感じる。
・従来の業務を見直さないまま、新たな業務を増やさないで欲しい。
・人手が足りないと思うことが多々あります。予算上厳しいことですが、各学校の教員定数が１人でも増えるとありがたいです。
・働き方改革は進んでいるとは思いますが、生徒対応及び保護者対応が多様化し、そこに労力をとられ、疲弊しているように思える。
・現在の勤務内容（特に部活動）において、時間外在校等時間は多くなってしまいますが、大変やりがいを感じて勤務できており、充実した生活が送れています。
・以前のように「遅くまで残っている人が偉い」という空気は薄れ、定時退勤や休暇申請のハードルは下がったように感じる。ただ、時間短縮や効率化を求めるあまり、研修や教材研究などに時間をかけることが軽視されないか懸念している。単に、時間内に仕事を終わらせることだけを正義とせず、質の向上に充てる時間も尊重してほしい。
・働き方について様々な取り組みを考えてくださり、実践してくださっていることに感謝しています。ただ現場として対応することが多くなり、新しいことに対応していかなければならない負担感を感じることもあります。今が過渡期で、時代とともに変化していくものではありますが、本来あるべき教育活動について、できるだけシンプルに取り組んでいきたいと日頃思っています。朝出勤してから退勤するまで、授業や生活指導、部活動等いつも生徒のそばにいる私達教員が、いつも笑顔で、前向きに子供たちに関わっていられるように、どうぞご支援をよろしくお願い致します。

【特別支援学校】　437 件の回答　一部抜粋

・働き方改革が進み、健康を維持しながら職務に励めるようになり、ありがたく感じている。以前は、毎日 22 時頃まで仕事をしていた。

・長期休業中のテレワークは通勤時間分プライベート時間が確保でき、ワークライフバランスが整い良かったです。

・特別支援学校においては、毎日の完全退勤時間と週一回の定時退勤日の設定により、勤怠管理の集計データでは在校等時間はかなり減少しているが、そのデータだけで働き方改革の評価するべきではない。データには表れない持ち帰り業務の把握と対策、蔓延してる勤怠管理の過少申告への対策を直ちに講じていくべきである。

・特別支援学校においては、持ち授業を減らす（空き時間を増やす）取り組みが必要である。多くの方は、一日中子供と接して、その他の業務は放課後の短い時間になる。人的増員は難しい現状であると思うので、指導にあたる教員の体制の見直しなど行なっていく必要があると感じている。

・働き方改革ということで、未然に防げるだろう生徒の問題行動やトラブル対応などに時間を割かなくなり、問題が起きてから対応することが増えたように感じる。対応をする時には主事や主任が対応することになる為、若手よりもベテラン域の心理的・時間的負担が大きい。

・いまだ給食費、積立金など現金徴収をしているので危ないし、集める、数える、都度、銀行へ入金しに行くなど教員への負担が大きい。授業に出ている時間がほとんどなので作業の準備や購入伺いなど書類作成時間がなかなかとれない。時間がたりない。

・ＩＴを想像以上に上手く活用し業務時間を短縮している人達がいます。そのノウハウをぜひ共有して欲しいです。

・校務支援システム（特にあゆみ）や年計の作成に多くの時間を費やしている。より簡単な様式やタブで選択できる仕組み等があると普段の授業にもっと力を注ぐことができると思う。

・働き方改革は、タイムマネジメントはもちろんだが、教員としての働きがいを感じられるような組織マネジメントも両輪で進めていくことの重要性を強く感じている。

・働きやすい環境にはなっている事はとても良い点だとは思いますが、生徒への支援の点で事務的な関わりにならないようにしていけると良いと常々思っています。

・学校全体として、子どもたちを一番に考えつつも（大切なことは見失わないようにしながら）働き方改革の視点から、会議の精選、学校行事の見直し、ワークフローの整備等 ICT を活用した業務のスリム化等、少しずつ進んでいると感じる。今後も、周りの先生方とともに考え、整備に向けて自分のできることに取り組んでいきたいと思う。

傾向分析

時差出勤やテレワーク等の活用により「帰りやすくなった」との声がある一方、部活動や各種団体の業務、スクールバスの待機、徴収金の取扱いなどの具体的負担が依然として大きい。

また、県からの重複する調査依頼や動画研修の負担増、校務支援システムへの入力の手間、ＰＣスペック不足が意見として出ている。今後は、過少申告や持ち帰り業務、教員間の業務の偏在を解消し、実態に即した適切な業務量管理と健康確保の徹底が必要である。



# 9.資料：各校の働き方改革における実践成果

【高等学校等】

**○高萩高　登校指導を勤務時間内に実施**

コロナ禍以降、登校する生徒の体調を把握するため、授業開始を９時に繰り下げ（以前は８時 30 分）。８時 25 分勤務開始の 10 分後から登校指導を開始し、全ての登校指導を勤務時間内で実施。

**○常陸大宮高　共有テーブル設置とスプレッドシートによる情報共有**

職員室の空きスペースに共有テーブルを設置し、打合せや事務作業、昼食時の交流場所として活用。隣接箇所に電子黒板を設置し、出欠状況や授業変更等の情報をスプレッドシートによりリアルタイムで共有。（職員研修における教職員間の話し合いで出たアイデアに基づき実現）

**○ＩＴ未来高　職員室の環境改善（フレキシブルワークスタイル化）**

机サイド引き出しをキャスター式にすることにより、席替移動にスムーズな対応を実現。各個人の専用ロッカーを活用する事により、机上のセキュリティ向上とスペースの有効活用を図る。また、職員室でリラックスして打合せをするために丸テーブル以外に、ロッカーを利用したスタンディングミーティングスペースも新設。コーヒーを飲みながら、学年等の枠を越えた交流の増加と、メンタルヘルス向上のためのオープンなコミュニケーションを促進。さらに、モニター掲示板を活用し、情報共有のリアルタイム精度を向上。

**○鉾田二高　校内テストにおけるリアルタイム連携**

Google Chat を活用して多科目の試験が混在する教室内と各教科担当者とのリアルタイム連携を実現。試験中の質問や突発的な事態にも、タブレットを通じて試験教室からダイレクトに報告・相談を行う。全教職員で情報を即時に共有することで、伝達ミスを防ぎ、人員負担の軽減と公平な試験運営、及び対応事柄の情報蓄積を図る。

**○取手一高　ワークフローシステムの活用**

ワークフローシステムを活用し、令和６年度は県立学校平均 155 件を大幅に上回る 1,159 件の決裁をデジタル化。職員会議議事録や定期考査前の部活動実施許可願等の申請をシステム上で行う。ファイル検索の効率化と紙ファイルの削減を実現。

**○牛久栄進高　職員間での授業支援アプリによる情報共有**

授業支援アプリを活用してデジタル職員室を設置。年間行事予定、課外日程表、職員会議資料、連絡事項を随時アップロードし共有。全職員が端末から最新の情報を確認できる体制を構築したことで、校内情報の速やかな周知とペーパーレス化を実現。

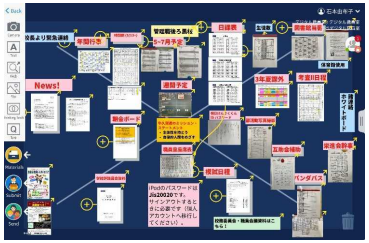

**○下妻一高・附属中　定時退勤日の設定と保護者への周知**

年間計画に基づき、テスト前等に月１回程度の「定時退勤日」を設定。学校全体の定時退勤に対する保護者の理解を得るため、ホームページや SNS、連絡アプリ等で、事前に保護者に周知。
（時間外勤務が生じる場合は、管理職の許可を得てから業務に従事）

【校内掲示用ポスター】

生徒の皆さんへ

教職員の働き方改革を推進するために令和７年５月１５日（木）を職員の定時（１６：５０）退勤日とします。

併せて、生徒の皆さんにもめりはりをつけた生活を送る機会としてもらうために、本日は１６：５０に完全下校（学校敷地内から出て帰宅）となりますので、ご協力をお願いいたします。

学校長

【保護者宛周知文書】

令和７年５月27日

保護者　各位

茨城県立下妻第一高等学校・附属中学校長

令和７年度　定時退勤日について（お知らせ）

初夏の候、保護者の皆様にはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。日頃より本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本校においては教職員の働き方改革の一環として、今年度は６日間の「定時退勤日」を設定いたしました。これは教職員が健康的、効率的に業務に取り組める環境を整えるための取り組みです。また、お子さまにとってもメリハリのついた学校生活を送る機会としたいと考えております。何卒趣旨をご理解の上、ご協力をお願いいたします。

以下が今年度の定時退勤日となります。
５月１５日（木）
６月１８日（水）
１０月１５日（木）
１１月２６日（木）
１２月１８日（木）
１月２９日（木）

上記の日は教職員が定時（１６：５０）に退勤いたします。
生徒の皆さんも、１６：５０には完全下校となります。
※学習館も１６：５０に閉館となります。
※生徒の皆さん、保護者の皆様には毎回１週間ほど前にリマインドとして再度連絡させていただきます。

【働き方改革について】
茨城県では、教員の時間外在校時間（いわゆる残業）の上限目標を「月４５時間」としています。職員がより良い教育環境を子どもたちに提供できるよう、引き続きのご協力をお願い申し上げます。

**○水海道一高　部活動顧問契約制の実施**

部員が自ら競技・活動目標・活動スタンスを設定し、その条件にあった教員に交渉・決定する顧問契約制を導入。３月下旬から４月上旬に生徒と教員の話し合いを実施し、生徒が競技目標を掲げ、教員は技術指導や事務支援等の協力範囲を提示。生徒の要望と指導体制をマッチングすることで、生徒の主体的な活動と教員の負担軽減を実現。

海高
TOP DOWN TO BOTTOM UP
～みずからやる集団～



【特別支援学校】

**○北茨城特支　Google クラスルームによる連絡事項の共有**

Google クラスルームの機能を用いて職員間の情報共有のための「掲示板」を作成。朝の集会を廃止し「集まらない工夫」で時間を創出。

【掲示板表示例】

- 学校行事の実施計画
- 県からの文書
- 全校集会のお知らせ
- 事務室からのお知らせ
- 校務分掌に関するお知らせ
- 新刊図書について
- 探し物、落し物
- 授業のお知らせ（教室変更や来校者等）
- 各種アンケートについて
- 会議・研修のお知らせ

※その他、運営委員会のクラスルームを設置し、会議を Web 上で行っている。
※学年、各部においてもクラスルームを活用し、連絡事項の伝達ツールとして学年会や各部会の時短につながっている。

**○水戸高等特支　部活動指導のローテーション制**

週３回の部活動指導にローテーション制を導入。複数の教職員が交代して指導にあたることで、業務負担を平準化。
（担当者不在の日は他の部活担当者と調整）

**○つくば特支　教材のデジタル共有化**

作成した教材や授業実践内容をシートにまとめ校内ネットワークでデータを共有。若手教員や赴任１年目の教員が取組の参考にしている他、各教員が授業づくりに活用。一部をＨＰ上で「教材データベース」として公開。

**○結城特支　組織的な時差出勤制度の活用**

延べ 40 名以上（令和６年度実績）が時差出勤（早出）を活用し、スクールバスの添乗指導や早朝の登校指導に対応。遠足などの学校行事の際も、管理職や行事担当者が声かけし、時差出勤制度を活用。

# 10.働き方改革実施計画一覧

○高等学校等

| 項目 | 内容 | 業務の３分類 | 2025 | 2026 | 2027 | 2028 | 2029 目標 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 目標 | 年間の１か月時間外平均を 30 時間以内 | ― | | | | | 30h 以内 |
| | １か月時間外 45 時間以下を 100% | ― | | | | | 100% |
| (1)在校等時間の適切な管理と、教職員の意識改革 | 時差出勤制度の活用促進 | ③ | | | | | 100% |
| | 完全退勤時間の設定（導入の有無） | ③ | | | | | 100% |
| | 定時退勤日の設定 | ③ | | | | | 100% |
| (2)部活動指導の負担軽減 | 部活動の運営方針の遵守 | ② | | | | | 100% |
| | 部活動数の精選 | ② | | | | | 100% |
| | 複数顧問の配置による負担の平準化 | ② | | | | | 100% |
| (3)学校運営体制と業務の改善 | 定例の職員会議の回数（月１回以下） | ③ | | | | | 100% |
| | 伝達だけの職員朝会の廃止 | ③ | | | | | 100% |
| | 登校指導等日数の削減 | ③ | | | | | 100% |
| | 通知票通信欄（所見）への記入の廃止・回数減 | ③ | | | | | 100% |
| | 会議資料のペーパーレス化 | ③ | | | | | 100% |
| | 欠席連絡 Web・メール化 | ③ | | | | | 100% |
| | 保護者向けアンケートのデジタル化 | ③ | | | | | 100% |
| | 学校からの通知・便りのデジタル化 | ③ | | | | | 100% |
| | 緊急時一斉連絡のデジタル化 | ③ | | | | | 100% |
| | 各種集会のオンライン化 | ③ | | | | | 100% |
| | ネットバンキング・口座振替等の活用 | ③ | | | | | 100% |
| | 職員間連絡グループウェアの活用 | ③ | | | | | 100% |
| | ワークフローによる電子決裁 | ③ | | | | | 100% |
| | テレワークの活用（長期休業期間中等） | ③ | | | | | 100% |
| | 校務への生成ＡＩの活用 | ③ | | | | | 100% |
| | 留守番電話の設置 | ③ | | | | | 100% |
| | 解決困難事案の相談窓口の活用 | ① | | | | | 100% |

【進捗状況の公表について】
　本計画の各年度における取組実績および目標の達成状況については、本県教育委員会ホームページにおいて随時公表し、内容を更新していく。

※「学校と教師の業務の３分類」とのつながり
① 学校以外が担うべき業務
② 教師以外が積極的に参画すべき業務
③ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務



○特別支援学校

| 項目 | 内容 | 業務の３分類 | 2025 | 2026 | 2027 | 2028 | 2029 目標 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 目標 | 年間の１か月時間外平均を 30 時間以内 | ― | | | | | 30h 以内 |
| | １か月時間外 45 時間以下を 100% | ― | | | | | 100% |
| (1)在校等時間の適切な管理と、教職員の意識改革 | 時差出勤制度の活用促進 | ③ | | | | | 100% |
| | 完全退勤時間の設定（導入の有無） | ③ | | | | | 100% |
| | 定時退勤日の設定 | ③ | | | | | 100% |
| (2)部活動指導の負担軽減 | 部活動の運営方針の遵守 | ② | | | | | 100% |
| | 部活動数の精選 | ② | | | | | 100% |
| | 複数顧問の配置による負担の平準化 | ② | | | | | 100% |
| (3)学校運営体制と業務の改善 | 定例の職員会議の回数（月１回以下） | ③ | | | | | 100% |
| | 伝達だけの職員朝会の廃止 | ③ | | | | | 100% |
| | 登校指導等日数の削減 | ③ | | | | | ― |
| | 通知票通信欄（所見）への記入の廃止・回数減 | ③ | | | | | ― |
| | 会議資料のペーパーレス化 | ③ | | | | | 100% |
| | 欠席連絡 Web・メール化 | ③ | | | | | 100% |
| | 保護者向けアンケートのデジタル化 | ③ | | | | | 100% |
| | 学校からの通知・便りのデジタル化 | ③ | | | | | 100% |
| | 緊急時一斉連絡のデジタル化 | ③ | | | | | 100% |
| | 各種集会のオンライン化 | ③ | | | | | 100% |
| | ネットバンキング・口座振替等の活用 | ③ | | | | | 100% |
| | 職員間連絡グループウェアの活用 | ③ | | | | | 100% |
| | ワークフローによる電子決裁 | ③ | | | | | 100% |
| | テレワークの活用（長期休業期間中等） | ③ | | | | | 100% |
| | 校務への生成ＡＩの活用 | ③ | | | | | 100% |
| | 留守番電話の設置 | ③ | | | | | 100% |
| | 解決困難事案の相談窓口の活用 | ① | | | | | 100% |

【進捗状況の公表について】
　本計画の各年度における取組実績および目標の達成状況については、本県教育委員会ホームページにおいて随時公表し、内容を更新していく。

※「学校と教師の業務の３分類」とのつながり
① 学校以外が担うべき業務
② 教師以外が積極的に参画すべき業務
③ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

第65号議案

# いばらき教育プラン
# （茨城県教育振興基本計画）

令 和 ８ 年 ３ 月

茨城県教育委員会

## １　いばらき教育プランの位置付け

このいばらき教育プランは、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第２項の規定に基づく「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として位置付けるものです。

## ２　いばらき教育プランの内容

茨城県総合計画は、県政運営の指針であり、その教育に関する部分は、本県の教育に関する総合的な施策の目標や基本方針を定めるものであることから、茨城県総合計画の教育に関する部分をもっていばらき教育プランに代えることとします。

## ３　計画期間

令和８年度（2026年度）から令和11年度（2029年度）まで（４年間）

# いばらき教育プランの概要

## 基本理念 『活力があり、県民が日本一幸せな県』

※計画期間：令和8～11年度

### Ⅲ「新しい人財育成」　茨城県の未来をつくる「人財」を育て、日本一子どもを産み育てやすい県を目指します。

＜政策から描かれる茨城県の近い未来の姿＞
- ◆ 時代のニーズを捉えた魅力的な教育環境が整い、自ら未来を切り拓く生きる力やグローバル社会で活躍する能力を有した「人財」が育っていきます。
- ◆ 結婚・妊娠・出産・子育ての各ステージにおける切れ目のない支援により、子育て世代の不安の解消が進み、安心して子どもを産み育てやすい県になっていきます。
- ◆ 年齢、性別、国籍、障害の有無、性的指向・性自認等に関わりなく、一人ひとりが尊重され、誰もが個々の能力を発揮できるダイバーシティ社会が実現していきます。
- ◆ 本県産業を支える外国「人財」がいきいきと働くとともに、社会に溶け込み、県民として共に成長する地域社会が実現していきます。

#### 政策11　次世代を担う「人財」

「生きる力」をはぐくむ教育を推進するとともに、グローバル社会で活躍できる「人財」を育成します。

(1)「生きる力」をはぐくむ教育の推進
- ・保幼小中高の接続、家庭・地域・学校の連携、キャリア教育、金融経済教育、興味・関心や理解に応じた指導、ICT活用、社会・自然体験、体力向上、食育、健康教育、情報モラル教育

(2) 新しい時代に求められる能力の育成
- ・イマージョン教育、英語・探究力育成講座、異文化理解を深める国際教育、プログラミング教育、理数教育、起業家精神の育成、STEAM教育

(3) 地域力を高める「人財」育成
- ・郷土教育、ボランティア養成、福祉教育、地域活動、主権者教育、職場見学・体験、デュアルシステム

#### 政策12　魅力ある教育環境

茨城の将来を支えリードする多様な「人財」を育成するため、魅力と特色ある学校づくりに取り組むとともに、支援を必要とする子どもたちの自立を支えます。

(1) 魅力と特色ある学校づくり
- ・中高一貫教育、遠隔授業、教員の確保、ICT活用指導力向上、教員の資質向上、教員の働き方改革、防犯対策の推進、教員の服務規律徹底、コミュニティ・スクール、私学振興

(2) 次世代を担う「人財」の育成と自立を支える社会づくり
- ・非行防止、立ち直り支援、不登校・引きこもり・いじめ等に対する未然防止、就学前教育・家庭教育の推進、放課後活動の充実、誰もが教育を受けられる支援の充実、特別支援教育、インクルーシブ教育

#### 政策13　日本一、子どもを産み育てやすい県

結婚・妊娠・出産の希望がかなう社会づくりを進めるとともに、幼児教育・保育サービスの充実など、子育て支援に取り組みます。

(1) 結婚・妊娠・出産の希望がかなう社会づくり
- ・性と健康に関する正しい知識の普及

(2) 安心して子どもを育てられる社会づくり
- ・幼児教育・保育人材の確保、放課後の児童の居場所づくり

(3) 児童虐待対策の推進と困難を抱える子どもへの支援
- ・相談体制の充実、早期発見・安全確保、教育支援・生活支援・就労支援・経済的支援、ヤングケアラー支援

#### 政策14　多様性を認め合い、誰もが活躍できる社会

性別や国籍等に関わらず、誰もが能力を発揮でき、人権が尊重され、多様な生き方や働き方ができるダイバーシティ社会づくりを進めます。

(1) 多様性を認め合い、一人ひとりが尊重される社会の実現づくり
- ・ダイバーシティ社会の実現、人権教育、いじめ等の未然防止・早期発見と早期解決

(2) 女性が輝く社会の実現
- ・男女共同参画社会

(3) 働きがいを実感できる環境の実現
- ・ワーク・ライフ・バランス、働き方改革の推進

#### 政策15　外国「人財」に選ばれ、共に成長する秩序ある共生社会

優秀な外国「人財」の確保・育成を進めるとともに、外国人が地域社会に溶け込み、共に成長する社会づくりを進めます。

(1) 外国「人財」が共に活躍できる就労環境の充実
- ・異文化理解を深める国際教育【再掲】

(2) 外国「人財」が共に安心して生活できる環境の充実
- ・日本語指導が必要な児童生徒の日本語教育支援体制の強化、言語能力に応じた学習支援、キャリア支援

### Ⅰ「新しい豊かさ」

#### 政策１　質の高い雇用の創出

(3) 産業を支える人材の育成・確保
- ・産学官連携プログラム、（高度IT人材育成）理工系分野への進学を促す機会の提供（科学コンテスト開催等）

#### 政策２　新産業育成と中小企業等の成長

(1) 新たな産業の創出と特色ある産業集積づくり
- ・アニメ、ｅスポーツなどのコンテンツ分野における特色ある教育の展開

#### 政策４　世界に飛躍する茨城

(2) 世界に挑戦するベンチャー企業の創出
- ・理工系分野への進学を促す機会の提供【再掲】

### Ⅱ「新しい安心安全」

#### 政策６　県民の命を守る地域保健・医療・福祉

(1) 地域における保健・医療・介護提供体制の充実
- ・ヤングケアラーへの支援

(2) 医療・福祉人材確保対策
- ・県立高校医学コース等による医学部進学等の支援

(3) 精神保健対策・自殺対策
- ・正しい知識の普及啓発、相談体制の充実

(4) 健康危機への対応力の強化
- ・熱中症予防の理解促進

#### 政策８　障害のある人も暮らしやすい社会

(1) 障害者の自立と社会参加の促進
- ・医療的ケア児、文化活動の発表機会

(2) 障害者の就労機会の拡大
- ・特別支援学校の就労支援体制の充実

#### 政策９　安心して暮らせる社会

(2) 安心な暮らしの確保
- ・消費者教育

(3) 犯罪や交通事故の起きにくい社会づくり
- ・交通安全教育、通学路の安全点検

#### 政策10　災害・危機に強い県づくり

政策10　災害・危機に強い県づくり

(1) 災害・危機に備えた県土整備や危機管理体制の充実強化
- ・避難所の生活環境確保、施設の適切な維持管理・耐震化、学校等での防災訓練

(2) 原子力安全対策の徹底
- ・原子力や放射線に関する理解を深めるための啓発

(3) 健康危機への対応力の強化
- ・熱中症予防の理解促進【再掲】

### Ⅳ「新しい夢・希望」

#### 政策18　若者が集い、「楽しさ」あふれる茨城

(1) 若者に魅力ある働く場づくり
- ・アニメ、ｅスポーツなどのコンテンツ分野における特色ある教育の展開【再掲】

(2) 若者を呼び込む茨城づくり
- ・本県の文化を学べる体験、イマージョン教育【再掲】、英語・探究力育成講座【再掲】

(3) 生涯にわたる学びと心豊かにする文化・芸術
- ・生涯学習、リカレント教育、文化芸術活動、伝統文化、県立美術館等

(4) スポーツの振興と遊びのある生活スタイル
- ・本県選手の発掘・育成・強化、県営体育施設

#### 政策16　魅力度No.1プロジェクト

(1)「茨城の魅力」発信戦略
- ・文化や伝統の魅力発信

(2) 県民総「茨城大好き！」計画
- ・郷土教育【再掲】

#### 政策19 デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

(1) 先端技術の社会実装やデータの活用の加速化
- ・ICT教育、GIGAスクール構想、産学官連携プログラム（高度IT人材育成）【再掲】

#### 政策20　活力を生むインフラと住み続けたくなるまち

(2) 人にやさしい、魅力あるまちづくり
- ・文化財指定、歴史的建造物

# 第　３　部

# 基　本　計　画

【趣　旨】

基本計画は、基本理念に掲げる「活力があり、県民が日本一幸せな県」の実現に向け、２０２６年度からの４年間に挑戦する政策・施策・取組を総合的かつ体系的に示すものです。

また、加速する人口減少や超高齢社会の進展をはじめ、激変する社会環境を乗り越え、基本理念に掲げる「活力があり、県民が日本一幸せな県」を実現するため、これまでの取り組みの成果を踏まえた課題に対して、どのような目標を持ってチャレンジをし、近い未来の姿を描いていくかを示しています。

【構　成】

基本計画は、「Ⅰ　新しい豊かさ」、「Ⅱ　新しい安心安全」、「Ⅲ　新しい人財育成」、「Ⅳ　新しい夢・希望」の４つのチャレンジを柱として構成しています。

# Ⅰ「新しい豊かさ」

## 力強い産業の創出とゆとりある暮らしを育み、新しい豊かさを目指します

### 1　質の高い雇用の創出

戦略的な企業誘致を強力に進めるとともに、新たな産業用地の確保等により企業立地を加速し、若者に魅力ある雇用をつくります。

（１）戦略的な企業誘致
（２）新たな産業用地の確保及び企業立地の加速化　（３）産業を支える人材の育成・確保

| 1．本社・本社機能の立地件数 | 2．新規立地企業における雇用創出数（正規雇用） | 3．外資系企業と県内企業等とのマッチング等による県内での拠点設立や協業連携等の実現数 | 4．工場の立地件数 |
|---|---|---|---|
| 2024年（2022～24累計）128件（約43件／年） ▶ 2029年（2026～29累計）172件（43件／年） | 2024年（2022～24累計）4,696人 ▶ 2029年（2026～29累計）4,807人 | 2024年 5件 ▶ 2029年（2024～29累計）30件（５件／年） | 2024年（2022～24累計）208件 ▶ 2029年（2026～29累計）252件（63件／年） |

| 5．新規開発による産業用地の面積 | 6．情報処理技術者試験の茨城県合格者数 |
|---|---|
| 2024年（2022～24累計）192ha（約64ha／年） ▶ 2029年（2026～29累計）200ha以上 | 2024年 3,329人 ▶ 2029年（2024～29累計）23,420人 |

### 2　新産業育成と中小企業等の成長

新産業の育成と差別化できる産業集積を図るとともに、活力ある中小企業等の育成を進め、物価上昇を上回る持続的な賃上げの実現を目指します。

（１）新たな産業の創出・育成と特色ある産業集積づくり
（２）活力ある中小企業・小規模事業者の育成

| 7．県の支援による県内企業の宇宙ビジネス分野における製品・サービス等の成約件数 | 8．県の支援により新製品等の開発や新ビジネスを創出した件数 |
|---|---|
| 2024年 12件 ▶ 2029年（2026～29累計）72件 | 2024年（2022～24累計）133件 ▶ 2029年（2026～29累計）200件（50件／年） |

### 3　強い農林水産業

儲かる農林水産業の実現に向け、生産性の向上やブランド力強化、国内外の販路開拓などの取組により、農林水産業の成長産業化を進め、若者に魅力ある産業にしていきます。

（１）農林水産業の成長産業化と未来の担い手づくり
（２）県食材の国内外への販路拡大

| 9．生産農業所得（農業経営体当たり） | 10．林業経営体の事業総利益率 | 11．ブランド水産物の販売金額 | 12．県産農産物のうち重点品目の販売金額 |
|---|---|---|---|
| 2024年（2023年）415万円 ▶ 2029年（2028年）800万円 | 2024年 21.0% ▶ 2029年 26.0% | 2024年 650百万円 ▶ 2029年 1,300百万円 | 2024年 174億円 ▶ 2029年 212億円 |

### 4　世界に飛躍する茨城

県産品の輸出を促進するとともに、ベンチャー企業の支援などによりイノベーション拠点の形成を図ります。

（１）世界に広がるIBARAKIブランド　（２）世界に挑戦するベンチャー企業の創出

| 13．農産物・加工食品の輸出額 | 14．県の支援による工業製品の海外輸出成約額 | 15．県内ベンチャー企業が行った資金調達額 |
|---|---|---|
| 2024年 73億円 ▶ 2029年 186億円 | 2024年 5.1億円 ▶ 2029年 16.5億円 | 2024年（2021～24累計）120億円 ▶ 2029年（2026～29累計）130億円（約32億円／年） |

※各指標に付した番号は、巻末の参考資料　６主要指標一覧（P○～○）中のNo.に対応しています。

### 5　自然環境の保全・再生

豊かな自然環境を守るとともに、環境への負荷が低い社会環境づくりを推進するなど、循環型社会の実現に取り組みます。

（１）循環型社会の形成
（２）湖沼の水質浄化と身近な自然環境の保全

| 16．再生可能エネルギーの導入率 | 17．湖沼に流入する汚濁負荷量（COD） |
|---|---|
| 2024年（2023年）30.8% ▶ 2029年（2028年）34.5% | 2024年 霞ヶ浦：8,765ｔ／年 涸　沼：1,656ｔ／年 牛久沼：　412ｔ／年 ▶ 2029年 霞ヶ浦：8,410ｔ／年 涸　沼：1,575ｔ／年 牛久沼：　384ｔ／年 |

### チャレンジで描かれる近い未来の姿

#### 力強い産業

◆ＡＩやＩｏＴなどがもたらす新たなビジネスモデルの構築及び新産業の創出、グローバル企業の立地及び外資系企業による投資を通じて、本県産業の生産性向上や競争力強化が促進されていきます。
◆最先端の科学技術の産業利用や、半導体や次世代自動車、宇宙関連などの成長分野の企業集積が進みつつあり、各地で質の高い雇用が生み出されていきます。
◆クリーンエネルギーのサプライチェーン構築により、将来にわたる本県経済の成長の原動力となるカーボンニュートラル社会を支える産業拠点が形成されていきます。
◆新たなビジネスに果敢に挑戦するベンチャー企業が数多く創出され、成長が促進されるエコシステムが形成されていきます

#### 持続可能な社会の実現

◆資源の循環利用や再生可能エネルギーの活用等が進み、豊かな自然環境と利便性の高い暮らしとが調和した持続可能な社会が実現されていきます。

#### 儲かる農林水産業

◆経営者マインドを備えた担い手が、ブランド化等による付加価値向上、販路拡大、スマート技術の導入や規模拡大による生産性の向上に積極的に取り組み、「儲かる農林水産業」が着実に実現されていくことで、食料安定供給に繋がっていきます。
◆戦略的な海外市場の開拓や海外量販店等におけるプロモーションの取組を通じて、世界中にIBARAKIブランドが広がっていきます。

# 政策１　質の高い雇用の創出

これまで（２０１８～２０２５）の成果

◆全国トップクラスの補助制度の創設などにより、成長分野の本社機能等の誘致を強力に進めた結果多くの最先端分野の本社機能や生産拠点の立地を実現
◆競争力ある価格への見直しや本県独自の優遇策の創設等の手段を講じて公共工業団地等の分譲に取り組んだ結果、県外企業立地件数が８年連続全国第１位（累計で３０３件）、工場立地面積が９７８ｈａ（２０１７～２０２４）で全国第１位、設備投資額も８年間（２０１７～２０２４）の累計で１兆円を超えるなど、全国トップの成果を実現（２０１７～・工場立地動向調査）
◆本県の２０２２年度の「県内総生産（名目）」及び「１人当たり県民所得」が過去最高額を達成するとともに、１人当たり県民所得は、２０２０年度から３年連続で東京都、愛知県に次ぐ全国第３位（２０２２：３４８万１千円）
◆全国で初となるリスキリングに積極的な企業を顕彰する制度などを盛り込んだ「茨城県リスキリング推進政策パッケージ」を公表（２０２３．１０）
◆都道府県で初となる職業能力開発大学校「情報テクノロジー大学校」を設置（２０２６．４）
◆約２０年ぶりとなる県施行の工業団地「圏央道インターパークつくばみらい」は、事業化から２年４か月の短期間で全区画を分譲
◆外資系企業の拠点設立、県内機関との共同研究、県内企業との協業等について３５件を実現（２０１６～２０２４）

**県施行の工業団地開発**

**フロンティアパーク坂東**

**常陸那珂工業団地**

今後の課題

○ 質の高い雇用を創出するため、魅力ある産業の本社機能や生産拠点などの誘致が求められています。
○ 社会経済を取り巻く環境が劇的に変化している中、本県が今後とも持続的に発展していくためには、企業による大規模な投資を継続して呼び込む必要があります。
○ 東京への近接性や研究機関の集積などの立地優位性や、各種優遇制度を最大限に活用した企業誘致活動とあわせて、圏央道の周辺地域など企業の立地ニーズがより一層高まっていくことが見込まれる地域を的確に捉えて、更なる産業用地を確保することが求められています。
○ 県内研究機関や企業等と本県進出に関心を持つ外資系企業とのビジネス連携の構築により、更なる外資系企業による投資の誘致に取り組む必要があります。
○ 不足するＩＴ人材の育成のため、情報処理技術者試験対策講座の充実や企業人材のリスキリングに取り組む必要があります。

## 施策（１）　戦略的な企業誘致

| 主な取組 | 主な担当部局 |
|---|---|
| ① 質の高い雇用を創出するため、今後大きな成長が見込まれる産業の本社機能や研究開発拠点、グローバル企業のフラッグシップ拠点等の戦略的な誘致に取り組みます。 | 立地推進部 |
| ② 雇用とイノベーションの創出を図るため、海外に向けた投資環境のＰＲや県内企業等とのビジネスマッチングの機会創出により、本県に海外の優れた人材や技術を呼び込むとともに、外資系企業の誘致や対日投資を促進します。 | 営業戦略部 |

## 施策（２）　新たな産業用地の確保及び企業立地の加速化

| 主な取組 | 主な担当部局 |
|---|---|
| ① 工業団地への企業立地を推進するため、本県の強みである東京への近接性や充実した広域交通ネットワーク、研究機関や先端産業の集積、補助金等の各種優遇制度等を発信するなど、誘致活動を積極的に展開します。 | 立地推進部 |

| | | |
|---|---|---|
| ② | 企業立地を加速化するため、市町村等が行う産業用地開発計画を積極的に支援するとともに、県による産業用地の開発に取り組みます。 | 立地推進部<br>企業局 |

## 施策（３）　産業を支える人材の育成・確保

| 主な取組 | | 主な担当部局 |
|---|---|---|
| ① | 企業ニーズに応じた専門的な人材を育成するため、情報テクノロジー大学校及び産業技術専門学院において、ＩＴやものづくり分野に関する実践的な訓練を実施するとともに、企業人材のリスキリングを支援します。 | 産業戦略部 |
| ② | ものづくり産業における技能の維持・向上や次世代の技能者を育成するため、「ものづくりマイスター」を認定し、その活動の周知等に取り組みます。 | 産業戦略部 |
| ③ | 意欲と能力のある人材を確保するため、合同就職説明会、インターンシップ、企業向け講座等の開催及び副業・兼業人材とのマッチングにより、県内企業の雇用を支援します。 | 産業戦略部 |
| ④ | ＡＩやビッグデータ等の利活用によるビジネスの活性化のため、ＡＩによる業務効率化等の講座や産学官連携プログラムを実施し、デジタル革命を担う高度ＩＴ人材育成を推進します。 | 産業戦略部<br>教育庁 |
| ⑤ | 産業を支える高度なスキルを持つ優秀な外国人財を確保するため、海外の教育機関や県内大学等との連携や情報発信により、県内就職を促進します。 | 産業戦略部 |
| ⑥ | 科学技術イノベーション分野を担う人材を育成するため、科学コンテストの開催等により、生徒等に理工系分野への進学を促す機会を提供します。 | 産業戦略部<br>教育庁 |

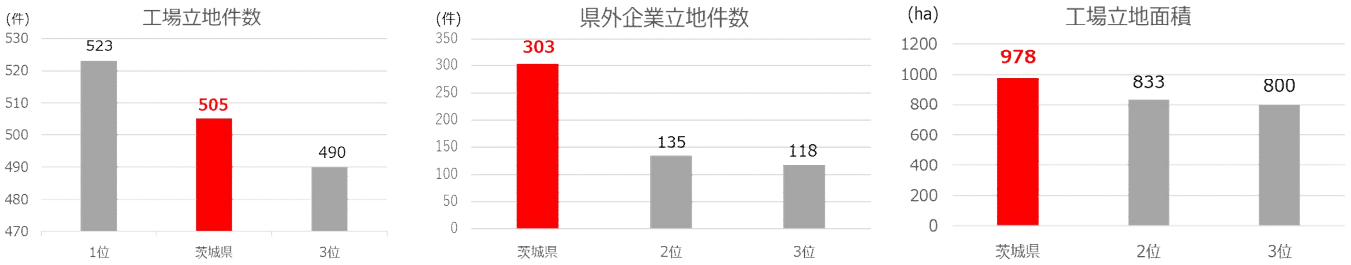


**工場立地件数、県外企業立地件数及び工場立地面積（２０１７～２０２４年の累計値）**

**ＪＸ金属(株)の常陸那珂工業団地への立地**

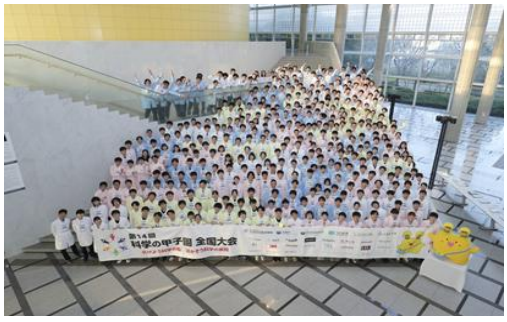

**第１４回科学の甲子園全国大会**

**茨城県リスキリング推進シンポジウム**

**外国人インターンの様子**

# 政策２　新産業育成と中小企業等の成長

これまで（２０１８～２０２５）の成果

◆全国に先駆け模擬スマート工場や、トップレベルの実験装置を設置した、茨城県産業技術イノベーションセンター「ＩｏＴ／食品棟」が完成し、次世代技術を活用したビジネスの創出・展開まで一貫した支援を実施（２０１８）
◆ベンチャー企業の創出・育成まで、一貫した支援を行ってきた結果、県内ベンチャー企業の資金調達額は２０２０～２０２４年で約１５０億円と、２０１４～２０１８年の約５０億円の約３倍に増加
◆茨城県経営者協会とともに、ベンチャー企業の優れたサービスや製品の市場への普及拡大を目指す「茨城ベンチャーフレンドリー宣言」を行い、産業界へのマッチングや公共調達などを推進（２０２４）
◆全国都道府県対抗のｅスポーツ選手権を、全国で初めて開催（２０１９）
◆大規模製造業・研究機関等が集積し、重要港湾を有する本県のポテンシャルを活かし、「カーボンニュートラル産業拠点創出プロジェクト」を立ち上げ。産業におけるカーボンニュートラル（ＣＮ）の実現や産業競争力の強化を目指し、鹿島臨海工業地帯の主要立地企業と戦略的パートナーシップ協定を締結（２０２２）
◆自治体として全国初となる、宇宙ビジネスの創出から事業展開まで切れ目なく支援する「いばらき宇宙ビジネス創造拠点プロジェクト」を立ち上げ（２０１８）、県内企業の宇宙ビジネスへの新規参入や宇宙ベンチャー創出の促進により、５０社を超える企業が宇宙分野に参画
◆高度な技術を持つ県内のものづくり企業が集結し、宇宙産業のサプライチェーンに貢献するため、宇宙機器に特化した共同受注体制「IBARAKIスペースサプライネットワーク」を発足　（２０２４）

**カーボンニュートラルポートの形成**

鹿島港

茨城港

今後の課題

○ 県内の研究・製品シーズを活かした新産業・新事業分野の創出と販売戦略の支援が求められています。
○ 科学技術やものづくり産業など本県の特長を最大限に活かし、世界的な潮流であるカーボンニュートラルに関連する産業集積や新産業育成に取り組み、本県の成長の原動力にしていく必要があります。
○ ベンチャー企業の創出や成長の好循環を生み出すため、関係機関と連携したビジネス環境（エコシステム）を構築する必要があります。
○ 世界的にも中長期的な成長が見込まれるコンテンツ産業の勢いを本県産業に取り込んでいくことが求められています。
○ 地場産業や県伝統工芸品等は、安価な製品の普及や従事者の高齢化などにより、需要が低迷していることから、新商品開発や販路拡大、後継者の確保などが求められています。
○ 物価高が続く中、物価上昇を上回る持続的な賃上げを通じて、経済の好循環を安定して実現していく必要があります。

## 施策（１）　新たな産業の創出・育成と特色ある産業集積づくり

| 主な取組 | 主な担当部局 |
|---|---|
| ① 新たなビジネス創出のため、県内に集積するシーズの発掘や研究機関と連携した先導的研究の実施、実用化に必要な実証実験等を支援し、企業の新製品、技術開発を促進します。 | 産業戦略部 |
| ② 医療、介護分野の新産業を育成するため、現場ニーズと企業シーズのマッチングによる機器開発及びロボットやＡＩ等を活用した機器の医療、介護現場への導入を推進します。 | 保健医療部<br>福祉部<br>産業戦略部 |
| ③ ベンチャー企業の創出・育成のため、技術シーズの発掘から定着までの支援、相談体制の充実や、起業家や投資家等の交流機会を設け、新たな事業展開や国内外からの投資の呼び込みを促進し、スタートアップ・エコシステムを構築します。 | 産業戦略部 |
| ④ 創造性のある新産業を創出・育成するため、アニメやｅスポーツなどのコンテンツ産業について、産官学が連携した特色ある教育の展開と働く場の確保等に取り組みます。 | 産業戦略部<br>営業戦略部<br>教育庁 |

| | | |
|---|---|---|
| ⑤ | 本県の将来を担う新産業の創出・競争力強化のため、臨海部を起点としたクリーンエネルギーの拠点化や、ケミカルリサイクルの本格化、高温ガス炉の実証炉誘致などにより、官民連携によるカーボンニュートラルを推進します。 | 政策企画部<br>産業戦略部<br>土木部<br>県民生活環境部 |
| ⑥ | 新事業・新産業を創出するため、Ｊ－ＰＡＲＣなど先進研究施設の産業利用を促進し、企業の製品・技術開発を支援するとともに、フュージョンエネルギーなど最先端技術の産業化を推進します。 | 産業戦略部 |
| ⑦ | 宇宙ビジネス拠点を形成するため、国や宇宙航空研究開発機構（ＪＡＸＡ）との連携や、いばらきスペースサポートセンター及び共同受注体制の活用促進を通じて、宇宙関連ベンチャーの創出・誘致や県内企業の宇宙ビジネスへの新規参入を推進します。 | 産業戦略部 |

## 施策（２）　活力ある中小企業・小規模事業者の育成

| 主な取組 | | 主な担当部局 |
|---|---|---|
| ① | 中小企業の経営力強化に向けて人材確保・定着を図るため、生産性の向上や価格転嫁の促進による賃上げ原資の確保を後押しするほか、企業の賃上げへの支援に取り組みます。 | 産業戦略部 |
| ② | 地域経済の持続的な発展を図るため、商工団体による経営支援機能の強化や産業支援機関相互の連携体制の構築など、中小企業・小規模事業者の振興に関する施策に総合的に取り組みます。 | 産業戦略部 |
| ③ | 競争力強化のため、新商品・新サービスの開発、販路開拓、知的財産の活用などの支援を通じ、新たな事業活動を促進します。 | 産業戦略部 |
| ④ | 生産性向上のため、ＡＩやＩｏＴなどデジタル技術に関する共同研究等の実施や、企業での研究開発に関わる人材育成を支援し、次世代技術の導入及び活用を促進します。 | 産業戦略部 |
| ⑤ | 地域商工業の維持・活性化のため、Ｍ＆Ａの手法を活用した事業承継や中長期的な経営計画等の促進により、新規ビジネスの創出や国内外の販路開拓を支援します。 | 産業戦略部 |
| ⑥ | 事業の活性化や経営の安定化のため、金融機関等との連携強化による融資制度の充実及び資金調達の円滑化等を支援します。 | 産業戦略部 |
| ⑦ | 伝統的工芸品や地酒等の地場産業の振興のため、新商品開発や販路開拓、後継者育成の取組を推進し、本県の強みを活かした新たな産業づくりを支援します。 | 産業戦略部 |
| ⑧ | 競争力のある製品や高い技術力を有する企業の海外展開を推進するため、官民連携の強化やビジネスマッチングの機会創出、商談のフォローアップなど、グローバルなビジネスを支援します。 | 営業戦略部<br>産業戦略部 |

**ベンチャー企業の創出・育成に向けた取組**
**（ROCKET PITCH NIGHT IBARAKI 2025）**

**三菱ケミカル㈱との戦略的パートナーシップ協定締結式**

**いばらき地酒バー水戸**

**茨城県伝統工芸品（左：結城紬、右：真壁石燈籠）**

# 政策４　世界に飛躍する茨城

これまで（２０１８～２０２５）の成果

◆米国本土向けメロンの輸出解禁後、２週間で全国初のアメリカ向けメロンの輸出を実現（２０２１）
◆国内市場が縮小する中、北米・アジアを主なターゲットに市場ニーズや需要の動向を的確に捉えた戦略的な営業活動を展開したことにより、農作物の輸出額は８年間で、２４倍に増加（２０１６:1.3億円→２０２４:３１.８億円）するとともに、加工食品の輸出額は７年間で３倍に増加（２０１７:１３．９億円→２０２４:４１.７億円）
◆県内企業の海外展開を推進するため、「いばらき中小企業グローバル推進機構」を設立（２０２０）。加工食品や工業製品等の海外展開に向けた伴走支援など、海外販路開拓を模索する企業の取組を後押し
◆米国ベンチャー企業支援機関と連携した支援プログラムにより、海外展開を目指す２２社を支援（２０１９～２０２４）

**知事トップセールス（米国・ニュージャージーにおける茨城フェア）**

今後の課題

○ 更なる海外販路開拓のため、市場調査等を踏まえた商品開発や海外バイヤーの需要開拓、商談支援等、市場ニーズに対応したマーケットインの取組を戦略的に行う必要があります。
○ 関係機関と連携し、成長分野におけるベンチャー企業の創出や成長の好循環を生み出すビジネス環境（エコシステム）を構築していく必要があります。
○ ベンチャー企業が本県にいながら海外展開に挑戦できる環境を整備していく必要があります。

## 施策（１）　世界に広がるIBARAKIブランド

| 主な取組 | 主な担当部局 |
|---|---|
| ① 農林水産物や加工食品、工業製品等の輸出を促進するため、市場調査を踏まえた商品開発や国際認証の取得、海外バイヤーの需要開拓、商談等を支援します。 | 営業戦略部<br>産業戦略部 |
| ② 国内外の市場における県産農林水産物や加工食品の販路を拡大するため、戦略的な営業活動や効果的なＰＲに取り組みます。 | 営業戦略部 |
| ③ 競争力のある製品や高い技術力を有する企業の海外展開を推進するため、官民連携の強化やビジネスマッチングの機会創出、商談のフォローアップなど、グローバルなビジネスを支援します。 | 営業戦略部<br>産業戦略部 |
| ④ 更なるグローバル化を進めるため、友好提携都市等との国際交流を継続するとともに、新たな国・地域との経済交流や人的交流の足掛かりとなるような取組を積極的に推進します。 | 営業戦略部 |
| ⑤ 本県の魅力を世界へ広めるため、本県の多様な地域・観光資源について、海外メディアでの情報発信やＳＮＳを活用したデジタルマーケティング等に取り組むとともに、国、地域のニーズを踏まえた戦略的なプロモーション活動を展開していきます。 | 営業戦略部 |

## 施策（２）　世界に挑戦するベンチャー企業の創出

| 主な取組 | 主な担当部局 |
|---|---|
| ① ベンチャー企業の創出・育成のため、技術シーズの発掘から定着までの支援、相談体制の充実や、起業家や投資家等の交流機会を設け、新たな事業展開や国内外からの投資の呼び込みを促進し、スタートアップ・エコシステムを構築します。 | 産業戦略部 |
| ② 成長分野への進出を促進するため、最先端技術を有する大学、研究機関や、県内外の大手企業とのネットワークなど、本県が有する資源を最大限に活用し、産学官連携による新製品開発や新たなビジネス展開を支援します。 | 産業戦略部 |
| ③ 宇宙ビジネス拠点を形成するため、国や宇宙航空研究開発機構（ＪＡＸＡ）との連携や、いばらきスペースサポートセンター及び共同受注体制の活用促進を通じて、宇宙関連ベンチャーの創出・誘致や県内企業の宇宙ビジネスへの新規参入を推進します。 | 産業戦略部 |
| ④ 科学技術イノベーション分野を担う人材を育成するため、科学コンテストの開催等により、生徒等に理工系分野への進学を促す機会を提供します。 | 産業戦略部<br>教育庁 |
| ⑤ つくば地域を世界に伍するイノベーション拠点とすることを目指すため、集積する研究機関の強みを活かした魅力あるまちづくりに取り組みます。 | 政策企画部<br>産業戦略部 |

台湾における県産品のプロモーション、営業活動

海外展示会への工業製品の出展

宇宙ビジネス県内企業受注例
（衛星搭載用リフレクター）

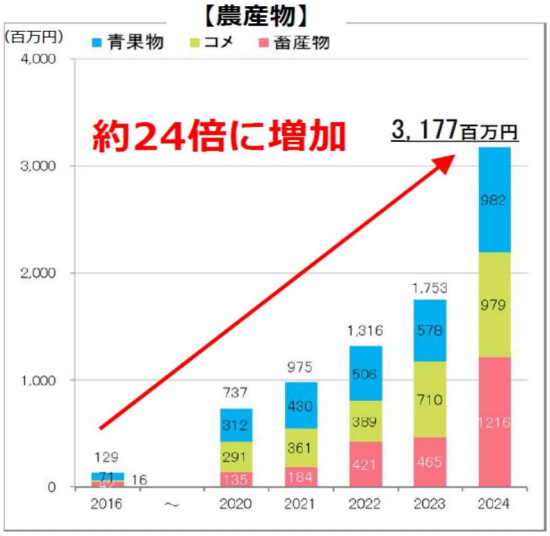


農産物の輸出実績が８年間で約２４倍に

大阪・関西万博での友好提携都市
「エミリア・ロマーニャ州」との交流

いばらきイノベーションアワード

# Ⅱ「新しい安心安全」

## 医療、福祉、治安、防災など県民の命を守る生活基盤を築きます

### 6　県民の命を守る地域保健・医療・福祉

地域における保健・医療・介護提供体制を充実し、医療や福祉人材の確保を図るとともに、感染症対策などの健康危機への対応力を強化します。

（1）地域における保健・医療・介護提供体制の充実　（3）精神保健対策・自殺対策
（2）医療人材・福祉人材確保対策　（4）健康危機への対応力の強化

| 18. 救急要請から医療機関への搬送までに要した時間 | 19. 医師不足地域に勤務する３年目以降の修学生医師数 | 20. 介護サービスが充足していると感じる利用者の割合 | 21. 自殺者数（20歳未満） |
|---|---|---|---|
| 2024年（2023年）47.7分 ▶ 2029年（2028年）全国平均以下 | 2024年 88人 ▶ 2029年 148人 | 2024年（2025年）56.3% ▶ 2029年 80.0% | 2024年 21人 ▶ 2029年 10人 |

| 22. 県内保健所職員のDHEAT隊員登録率 |
|---|
| 2024年 45.8% ▶ 2029年 100% |

### 7　健康長寿日本一

人生百年時代を見据えた健康づくりや認知症対策などの強化を図るとともに、総合的ながん対策を推進します。

（1）人生百年時代を見据えた健康づくり　（2）認知症対策の強化　（3）がん対策

| 23. 通いの場への高齢者の参加率 | 24. チームオレンジが活動する市町村数 | 25. がん検診受診率（市町村国保加入者に係るもの） |
|---|---|---|
| 2024年（2023年）5.1% ▶ 2029年（2028年）11.0% | 2024年 16市町村 ▶ 2029年 44市町村 | 2024年（2023年）15.7% ▶ 2029年（2028年）20.0% |

### 8　障害のある人も暮らしやすい社会

障害者の自立と社会参加を促進するとともに、就労機会の拡大と工賃水準の向上を図ります。

（1）障害者の自立と社会参加の促進　（2）障害者の就労機会の拡大

| 26. 就労選択支援事業所の設置市町村数 | 27. 就労継続支援Ｂ型事業所における平均工賃（月額） | 28. 民間企業における障害者雇用率 |
|---|---|---|
| 2024年 － 市町村 ▶ 2029年 44市町村 | 2024年（2023年）19,882円 ▶ 2029年（2028年）27,710円 | 2024年 2.33% ▶ 2029年 2.70% |

### 9　安心して暮らせる社会

地域の移動手段の確保や地域コミュニティの活性化を図ります。また、上下水道事業の持続的な運営など安心安全な暮らしの基盤を確保するとともに、不法投棄や窃盗などの犯罪被害防止や交通安全対策を進めます。

（1）地域の日常生活の維持確保とコミュニティ力の向上
（2）安心な暮らしの確保　（3）犯罪や交通事故の起きにくい社会づくり

| 29. 地域の足を支える公共交通の利用者数 | 30. 県内の地域活動団体数 | 31. 大口径下水道管路の要対策箇所における対策完了率 | 32. 下水道管路の耐震化完了率 |
|---|---|---|---|
| 2024年 3,567万人 ▶ 2029年 3,756万人 | 2024年（2021～24累計）329件 ▶ 2029年（2021～29累計）454件（25件／年） | 2024年 －% ▶ 2029年 80.0% | 2024年 36.3% ▶ 2029年 39.8% |

| 33. 住宅侵入窃盗・自動車盗の認知件数 | 34. 金属盗の認知件数 | 35. 農作物盗難の認知件数 | 36. 交通事故死者数 | 37. 不法投棄発生件数 |
|---|---|---|---|---|
| 2024年 1,560件 ▶ 2029年 1,220件 | 2024年 3,628件 ▶ 2029年 2,900件 | 2024年 116件 ▶ 2029年 80件 | 2024年 94人 ▶ 2029年 70人 | 2024年 112件 ▶ 2029年 80件以下 |

※各指標に付した番号は、巻末の参考資料　６主要指標一覧（P○～○）中のNo.に対応しています。

### 10　災害・危機に強い県づくり

激甚化・頻発化する自然災害などの危機から県民を守るためのハード・ソフト両面における体制強化や、原子力安全対策を進めます。

（1）災害・危機に備えた県土整備や危機管理体制の充実強化
（2）原子力安全対策の徹底　（3）健康危機への対応力の強化

| 38. 市町村における避難行動要支援者に係る個別避難計画の作成率 | 39. 河川改修率 | 40. 事故・故障等の発生をゼロに抑えた原子力事業所の割合 | 41. 県内保健所職員のDHEAT隊員登録率 |
|---|---|---|---|
| 2024年 30.0% ▶ 2029年 100% | 2024年 58.8% ▶ 2029年 59.7% | 2024年 76.5% ▶ 2029年 100% | 2024年 45.8% ▶ 2029年 100% |

## チャレンジで描かれる近い未来の姿

### 充実した地域保健・医療・福祉

◆医師の不足や地域偏在、福祉人材不足の解消が進み、ＩＣＴの活用も進んだことで地域医療福祉体制が充実し、誰もが質の高い医療と充実した福祉を受けられる社会が実現していきます。
◆健康データの活用による予防医学や健康管理が広く普及し、全ての県民が健康ではつらつと生活し、いきいきと活躍できる地域社会が実現されていきます。
◆ＩＣＴの活用や地域社会の理解が促進され、障害の有無に関わらず、誰もが自立した生活を送れる環境が整備され、働く機会や場所が拡大していきます。

### 安心安全な暮らし

◆犯罪が起きにくい社会環境づくりが進むなど、安心して安全に暮らし続けられる地域社会になっていきます。
◆頻発化・激甚化する災害や異常気象に伴う高温などにあっても、県民の命を守るインフラの整備や地域防災活動の活発化、避難所の生活環境の向上など、災害への備えが充実することで、災害に強い県づくりが実現されていきます。

### 活性化する地域コミュニティ

◆高齢者や子どもの見守り、防災、防犯、まちづくりなど多岐にわたる分野で、人と人とのネットワークが強化され、地域に暮らす一人ひとりが主体的に地域を支える担い手となり、心豊かで持続可能な地域コミュニティが形成されていきます。

# 政策６　県民の命を守る地域保健・医療・福祉

これまで（２０１８～２０２５）の成果

◆水戸地域医療構想区域において、構想区域内の６病院（水戸済生会総合病院、水戸赤十字病院、水戸協同病院、県立中央病院、水戸医療センター及び県立こども病院）を２つの拠点病院を中心とした病院群に再編する方針について、水戸地域医療構想調整会議で合意

◆真に救急医療が必要な方にしっかりと医療を提供できるよう、都道府県単位では全国で初めて、緊急性が認められない救急搬送者からの選定療養費の徴収を開始（２０２４.１２）

◆医療福祉費支給制度（マル福）について、「小児マル福」の入院対象者は高校３年生まで（全国で１２都県）としているほか、「妊産婦マル福」を実施（全国で４県のみ）するとともに、２０２４年度から精神障害者保健福祉手帳２級等の重複保持者を対象者に追加

◆「最優先で医師確保に取り組む医療機関・診療科」を選定し、地域の中核病院の緊急性の高い診療科を具体的に設定して、重点的な医師確保対策を実施した結果、６医療機関に２１.３人の医師を確保

◆医学部入学定員における地域枠設置数が全国２位（２０２４：７０名）に

◆より質の高い即戦力となる看護師を養成・確保していくため、県立中央看護専門学校の看護学科を４ 年制に移行し、県立看護大学校として開校（２０２６.４）

◆心の悩みや不安を感じた方が利用しやすい多様な相談窓口の提供のため、２０２２年からＳＮＳを活用した相談窓口や女性専用のオンライン相談窓口を開設するとともに、自殺ハイリスク者へのカウンセリングや関係機関へのつなぎ・同行などの伴走型支援を実施

◆県独自のコロナ対策指針「茨城版コロナＮｅｘｔ」による対策の明確化と透明性の確保、医療提供体制の強化や戦略的なワクチン接種等により、医療崩壊を回避するとともに、全国に先駆け、新型コロナウイルス感染症の全数届出を見直し

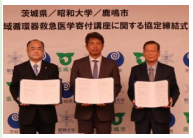

医師確保の取組（寄付講座開設に係る協定締結式）

医師の養成に係る取組

看護師の養成に係る取組

今後の課題

○ 人口減少や少子高齢化等を見据え、将来にわたり持続可能な医療提供体制を確保するとともに、政策医療の充実や医療勤務環境の改善など、多角的な視点により医師の確保や魅力ある勤務環境づくりを進めていく必要があります。

○ 人口当たりの看護職員数は全国平均を下回っており、養成や質の向上など総合的な対策を進めていく必要があります。また、薬剤師についても、地域的な偏在や業態（薬局、病院）の偏在を解消していく必要があります。

○ こころの健康づくり等を推進するため、引き続き相談体制の充実や支援機関相互の連携体制の強化等が求められています。

○ 新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、新興感染症などの健康危機に対応するため、保健所及び衛生研究所の機能強化や、感染症に対応できる人材の確保や育成が求められています。

## 施策（１）　地域における保健・医療・介護提供体制の充実

| 主な取組 | 主な担当部局 |
|---|---|
| ① 限られた医療資源を有効に活用するため、全県を３つに分けた「医療提供圏域」を設定するなど、地域の医療機能の分化や連携に取り組みます。 | 保健医療部 |
| ② 救急医療体制や病院前救護を充実させるため、救急搬送機関と医療機関との連携強化、ドクターヘリの活用等による救急搬送や受入の強化、救急医療の適正利用及びＡＥＤの普及啓発等を進めるとともに、鹿行保健医療圏における救急医療体制の強化に取り組みます。 | 保健医療部<br>防災・危機管理部 |
| ③ 県立病院について、質の高い医療の提供や、経営改善に努めるとともに、県立中央病院と県立こども病院の統合により、がん・小児・周産期等の医療機能を強化する新たな県立病院の整備を進めます。 | 病院局 |
| ④ 地域医療の充実を図るため、救急、小児、周産期など政策医療に取り組む医療機関に支援を行うとともに、脳卒中をはじめ様々な疾病の専門的治療における遠隔画像診断など、ＩＣＴを活用した医療連携体制の構築、強化に取り組みます。 | 保健医療部 |
| ⑤ 在宅医療が円滑に提供される体制を整備するため、医師会や市町村と連携し、在宅医療への医師の参入促進を図るとともに、在宅医療に関わる医師、看護師、理学療法士などの多職種の連携強化を促進します。 | 福祉部<br>保健医療部 |

| | | |
|---|---|---|
| ⑥ | 家庭内の問題として潜在化しやすいケアラーやヤングケアラーを社会全体で支えるため、認知度向上、理解促進、多様な関係機関の連携による相談支援体制の強化を推進し、課題を抱えるケアラーの早期発見や把握により、適切な支援に取り組みます。 | 福祉部、教育庁<br>県民生活環境部<br>産業戦略部 |

## 施策（２）　医療人材・福祉人材確保対策

| 主な取組 | | 主な担当部局 |
|---|---|---|
| ① | 地域の中核的な医療機関が役割分担に沿った機能を維持、発揮するため、県、大学、医療機関が一体となった医師の派遣や県外大学との新たな関係構築等により、医師確保に取り組みます。 | 保健医療部 |
| ② | 医師の養成や確保を図るため、各種修学資金貸与制度や県立高校における医学コース等により、県内勤務希望者の医学部進学等を支援します。 | 保健医療部<br>教育庁 |
| ③ | 地域医療支援センターによる修学生医師等のキャリア形成支援、研修体制の充実及び情報発信等により、医師の養成、定着及び地域偏在の是正に向けた総合的な対策に取り組みます。 | 保健医療部 |
| ④ | 医師が健康を確保しながら仕事と育児等を両立できるようにするため、医師の働き方改革を進めるなど、魅力ある環境づくりを推進します。 | 保健医療部 |
| ⑤ | 県内で活躍できる医師を育成するため、県立病院における教育、研修、派遣機能及び臨床研究体制の充実強化を促進します。 | 病院局 |
| ⑥ | 看護職員の確保や定着を図るため、看護師等修学資金の活用に加えて、定着促進コーディネーターの派遣による指導助言などにより、魅力ある職場環境づくりを支援するとともに、質の向上のため、専門性の高い看護師の育成を推進します。 | 保健医療部 |
| ⑦ | 薬剤師の確保や定着を図るため、奨学金返済支援及び薬学生修学資金貸与制度等により、病院薬剤師の養成や確保を支援するとともに、薬剤師を目指す人材の育成に取り組みます。 | 保健医療部 |
| ⑧ | 福祉人材の確保や定着を図るため、外国人等の多様な人材の受入れ及び見守り機器・ＩＣＴ機器の導入による業務負担の軽減を促進し、働きやすい魅力ある職場づくりを推進するとともに、生成ＡＩなどの最先端技術の活用促進について検討します。 | 福祉部 |
| ⑨ | 多様化・高度化する利用者ニーズに対応するため、福祉施設等の職員のキャリアアップのための研修実施の支援等により、職員の資質の向上に取り組みます。 | 福祉部 |

## 施策（３）　精神保健対策・自殺対策

| 主な取組 | | 主な担当部局 |
|---|---|---|
| ① | 心の健康づくりを推進するため、心の健康に関する正しい知識の普及啓発、職場等での相談体制の充実及びかかりつけ医の精神疾患への対応力の向上等に取り組みます。 | 福祉部<br>産業戦略部 教育庁 |
| ② | 市町村における相談窓口の整備や、ひきこもり相談支援センターを中心とした保健、福祉、教育及び労働等の支援機関の連携体制の強化に取り組みます。 | 福祉部<br>産業戦略部<br>教育庁 |
| ③ | 自殺対策を総合的に推進するため、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関係団体が連携を図り、悩みを抱える方への支援の充実に取り組みます。 | 福祉部<br>県民生活環境部<br>産業戦略部<br>教育庁 病院局 |

## 施策（４）　健康危機への対応力の強化

| 主な取組 | | 主な担当部局 |
|---|---|---|
| ① | 保健所や衛生研究所が感染症対策や大規模災害時の健康危機管理の司令塔としての機能を発揮できるよう、施設設備の充実を図るとともに、公衆衛生医師や保健師等を確保・育成し、機能強化を推進します。 | 保健医療部 |
| ② | 新興感染症の流行時に迅速かつ適切な対応を図ることができるよう、感染症に対応できる人材の確保、育成、実践的な訓練等を進め、本県の感染症対策の充実や強化を図ります。 | 保健医療部 |
| ③ | 熱中症から命と健康を守るため、熱中症予防に関する理解を促進するとともに、世代や場面に応じた熱中症リスク軽減策の普及や啓発を推進します。 | 県民生活環境部<br>保健医療部　福祉部<br>土木部　農林水産部<br>教育庁 |

# 政策８　障害のある人も暮らしやすい社会

これまで（２０１８～２０２５）の成果

◆あすなろの郷の再編整備については、県と民間事業者の役割分担と連携のもと、県では最重度の障害のある方の支援に注力し、強度行動障害の強い方や手厚い医療的ケアが必要な方を専門的に支援する新たな施設を整備して供用を開始（２０２５.９）
◆障害者のマル福制度の認定要件を緩和し、精神障害者保健福祉手帳２級等の重複保持者を対象者に追加（２０２４.４）
◆障害者が個性と能力を発揮し、新たな価値の創出につなげるよう、パラアーティストの発掘及び育成に向けたワークショップや個展を開催するとともに、パラアスリートのスポンサー企業獲得への取組を開始
◆県共同受発注センターにおける農福連携を含む受注金額が大幅に増加
（２０１７：６１,８６８千円[3,９２６千円]→２０２４：２６４,３５８千円
［４５,５３３千円］[ ]は農福連携）

**あすなろの郷の再編整備**

今後の課題

○ 障害者が地域において安心して生活できるよう、地域生活を支援する拠点等を整備するなど地域生活への移行を進めていくことが求められています。
○ 障害者が地域社会において自立して暮らせるようにするため、障害福祉サービスの充実、就労機会の拡大や工賃の向上を図っていくことが求められています。
○ 障害者が個性を表現して能力を発揮できるようにするため、スポーツや文化芸術活動などに参加し活躍できる機会を創出していくことが求められています。

## 施策（１）　障害者の自立と社会参加の促進

| 主な取組 | 主な担当部局 |
|---|---|
| ① 障害者が就労をはじめ自立した日常生活を営むことができるよう、障害種別やニーズに応じた事業を実施するほか、障害を理由とする差別を解消するための相談窓口の運営等に取り組みます。 | 福祉部 |
| ② 発達障害の早期発見や地域の支援体制の整備を図るため、市町村と連携し、発達障害者やその家族等に対する相談、発達、就労支援等に取り組みます。 | 福祉部 |
| ③ 医療的ケア児及びその家族が個々の状況に応じた適切な支援を受けられるよう、医療、保健、福祉、教育等の連携を促進するとともに、在宅で介護を行う家族の負担軽減に取り組みます。 | 福祉部 |
| ④ 障害者の社会参加促進のため、障害者スポーツ大会の開催や、文化芸術活動の発表機会を創出するとともに、個性を表現し能力を発揮できるようパラアーティストの発掘及びパラアスリートの活躍促進に向けた支援に取り組みます。 | 福祉部 |
| ⑤ 精神障害者の地域移行や地域定着を推進するため、保健、医療、介護及び福祉関係者による協議の場の設置や、精神障害者の地域生活を支援する人材の育成に取り組みます。 | 福祉部 |

## 施策（２）　障害者の就労機会の拡大

| 主な取組 | 主な担当部局 |
|---|---|
| ① 一般就労への移行やＢ型事業所等の工賃向上を図るため、障害者就業・生活支援センターによる支援を強化するとともに、県共同受発注センターを活用した農福連携をはじめとする施設外就労等の促進に取り組みます。 | 福祉部<br>農林水産部 |
| ② 職業的自立や起業等への支援の充実を図るため、個々の障害特性に応じた多様な職業訓練や金融機関との連携強化等に取り組みます。 | 産業戦略部 |
| ③ 障害者雇用を促進するため、茨城労働局と連携して、法定雇用率未達成企業への個別訪問や企業と若い世代をはじめとする障害者のマッチング、理解促進・定着支援に係るセミナーの開催等に取り組みます。 | 産業戦略部 |
| ④ 障害のある生徒の特性や希望に応じた自立と社会参加を推進するため、地域の経済団体や企業との連携を促進するなど、特別支援学校の就労支援体制の充実に取り組みます。 | 教育庁 |

ナイスハートふれあいフェスティバル２０２４

茨城県障害者スポーツ大会

農福連携体験会の作業風景

障害者雇用の促進（企業説明会）

# 政策９　安心して暮らせる社会

これまで（２０１８～２０２５）の成果

◆コミュニティ交通の立ち上げやＡＩデマンドシステムの導入支援など、新たな移動サービスの定着及び拡充を図り、コミュニティ交通の利用者は４年連続で増加（２０２０～）
◆水郡線全線開通９０周年記念セレモニーを開催し、９０周年特別企画として、水郡線の沿線で誕生した「うまい棒」を約５万本使用し、「リスカの地上絵」を作成（２０２４）
◆動物愛護の普及・啓発の推進により、犬猫殺処分ゼロを達成（２０１９～）
◆全国初となる、県境を跨いだ水道事業の経営一体化を盛り込んだ「水道事業の経営の一体化に関する基本協定」を締結（２０２５）
◆「茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」を改正し（２０２２）、都道府県で初となる残土の掘削から運搬までを規制の対象したことなどにより、不適正残土事案発生件数は２０２１年度の１０５件から２０２４年度は５９件と約５割減少
◆「茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例」を施行し（２０２４）、金属スクラップなどの再生資源物の不適正な屋外保管を規制することにより災害防止と生活環境の保全を推進

歩行者の安全確保のための歩道整備

整備前

整備後

今後の課題

○ 急激な人口減少や超高齢社会による社会情勢の変化に対し、「誰一人取り残さない」社会の実現に向けてコミュニティ力の向上が求められています。
○ 県民の消費生活の安定・向上のため、引き続き、被害防止に向けた普及啓発や相談体制の充実を図っていく必要があります。
○ 引き続き、不法投棄や不適正残土事案に関する監視・指導体制の強化や、発見・通報体制の充実を図り、「茨城は捨てづらい」環境をつくる必要があります。また、金属スクラップなどの再生資源物の適正保管を推進するため、屋外保管事業場への立入検査などにより、災害の防止と生活環境の保全を図る必要があります。
○ 交通事故の実態や地域の実情を踏まえた、きめ細やかな交通安全対策を進めていく必要があります。
○ 地域のパトロール強化、事件等への迅速的確な対応等、県民の安全・安心につながる取組の強化が求められています。

## 施策（１）　地域の日常生活の維持確保とコミュニティ力の向上

| 主な取組 | | 主な担当部局 |
|---|---|---|
| ① | 県民の自立した日常生活や社会生活の基盤となる移動手段を確保するため、市町村や交通事業者等と連携し、持続可能な地域公共交通ネットワークの構築に取り組みます。 | 政策企画部 |
| ② | 地域における持続可能な移動手段を確保するため、地域の多様な輸送資源を最大限に活用するとともに、新たなモビリティサービスの導入を検討するなど、地域特性に応じた交通サービスの最適化を促進します。 | 政策企画部 |
| ③ | 地域公共交通の利用を促進するため、地域住民への啓発活動を推進するとともに、デジタル技術を活用した事業者の業務効率化を支援します。 | 政策企画部 |
| ④ | 高齢者や障害者等の円滑な移動を確保するため、市町村や交通事業者等と連携し、主要な鉄道駅や車両等のバリアフリー化などの取組を促進します。 | 政策企画部 |
| ⑤ | 多様化する地域の課題に対応するため、県民、企業、自治会、ＮＰＯ、行政等が連携・協働し、自助、共助及び公助による持続可能な地域コミュニティの形成を促進します。 | 全部局 |
| ⑥ | ＮＰＯなどの団体による地域課題解決に向けた取組を促進するとともに、団体間の連携や運営力向上の支援などに取り組みます。 | 県民生活環境部 |
| ⑦ | 県民がお互いに助け合い、安心して暮らせる地域社会をつくるため、ボランティア活動への参加促進や、独居の高齢者など孤独や孤立の状態にある人等を支援しやすい環境の整備など、地域における連携・協働の取組を推進します。 | 福祉部 |

## 施策（２）　安心な暮らしの確保

| 主な取組 | 主な担当部局 |
|---|---|
| ① 消費者被害の未然防止・拡大防止のため、消費者教育による消費者力の育成・強化や消費生活センター等の相談体制の充実、法令違反が疑われる事業者への指導等を推進します。 | 県民生活環境部 教育庁 警察本部 |
| ② 安心安全な食品を供給するため、ＨＡＣＣＰに沿った衛生管理の徹底を促進するとともに、食品営業施設等に対する監視指導を強化し、食品の試験検査結果等について広く情報発信します。 | 保健医療部 |
| ③ 家畜伝染病の発生を予防するため、農場に対する飼養衛生管理基準の順守徹底を指導します。 | 農林水産部 |
| ④ 人と動物が共生する社会の実現に向けて、犬猫殺処分ゼロを維持するため、関係団体等と協力し、動物愛護や適正飼養の普及啓発等に取り組みます。 | 保健医療部 |
| ⑤ 安定した水資源の確保を図るため、霞ヶ浦導水事業や思川開発事業等の水資源開発事業を促進します。 | 政策企画部 |
| ⑥ 将来にわたり良質な水を安定的かつ効率的に供給し、安全、強靭で持続可能な水道事業を実現するため、水道事業者と県企業局との経営の一体化、施設の老朽化対策や耐震化を進め、水道事業の経営基盤の強化に取り組みます。 | 政策企画部 企業局 |
| ⑦ 生活排水の衛生水準の維持向上を図るため、生活排水ベストプランに基づく汚水処理施設の整備や広域化、共同化を推進するとともに、計画的な点検調査や老朽化対策に取り組みます。 | 県民生活環境部 農林水産部 土木部 |

## 施策（３）　犯罪や交通事故の起きにくい社会づくり

| 主な取組（治安対策） | 主な担当部局 |
|---|---|
| ① 犯罪が起きにくい社会をつくるため、県民の防犯意識を高め、地域の防犯活動を活発にするとともに、施錠等の基本的な防犯対策の実践や街頭防犯カメラ等の防犯インフラの整備を促進します。 | 県民生活環境部 警察本部 |
| ② 変化する治安情勢に的確に対応するため、適正な人員配置等による警察基盤の強化や科学技術を活用した捜査活動等による警察力の強化を推進します。 | 警察本部 |
| ③ 地域住民の安心安全を確保するため、匿名・流動型犯罪グループ、暴力団、外国人犯罪組織等を社会から根絶する取組を推進するとともに、外国人の不法就労・不法滞在の取締りを強化します。 | 警察本部 |
| ④ ストーカー・ＤＶ事案、性犯罪等への的確な対処及び犯罪被害者やその家族等への適切な支援を行うため、相談しやすい環境の整備など、支援体制づくりを推進します。 | 県民生活環境部 福祉部 警察本部 |
| ⑤ 住宅侵入窃盗・自動車盗・金属盗・農作物盗難等の身近な犯罪から県民の生活を守るため、情報発信や防犯活動の強化のほか、自動車や金属類を取り扱うヤードの実態解明、盗品を買い取る悪質な事業者への取締り、緊急配備支援システム等を活用した検挙活動を推進します。 | 警察本部 |
| ⑥ 手口が巧妙化する特殊詐欺やＳＮＳ型投資・ロマンス詐欺等の被害を防止するため、被害者の年齢層に応じた情報発信や防犯講話を実施するとともに、関係機関や団体と連携した広報・啓発活動に取り組みます。 | 警察本部 |
| ⑦ 治安や生活環境の維持等のため、市町村が実施する空き家の適切な管理や除却等の取組を支援します。 | 土木部 政策企画部 |
| ⑧ 不法投棄や不適正残土事案の撲滅に向け、パトロールなどの監視指導体制の強化や関係機関との連携強化により、不法投棄等の事案の早期発見と、拡大防止や早期解決に取り組み、「茨城は捨てづらい」環境づくりを進めます。 | 県民生活環境部 |
| **主な取組（交通安全対策）** | **主な担当部局** |
| ⑨ 交通事故のない社会を実現するため、県民一人ひとりに広く交通安全思想の普及・浸透を図るとともに、悪質・危険な違反に重点を置いた交通指導取締り、高齢者への交通安全教育の受講機会の拡充や運転免許を返納しやすい環境づくり等、総合的な交通安全施策を推進します。 | 県民生活環境部 教育庁 警察本部 |
| ⑩ 自動車、自転車及び歩行者の安全な交通を確保するため、関係機関の連携による安全点検、信号機等の整備及び計画的な道路の舗装修繕や除草に取り組みます。 | 土木部 教育庁 警察本部 |

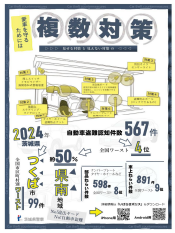

自動車盗対策の普及啓発

動物愛護の取組（ふれあい教室）

水道事業の経営の一体化に関する基本協定締結式

交通安全教室

# 政策10　災害・危機に強い県づくり

これまで（２０１８～２０２５）の成果

◆洪水被害の軽減を図るため、水田に降った雨水の排水路や河川への流出を一時的に抑制する「田んぼダム」の整備を促進
◆全ての県管理河川を対象とする「洪水浸水想定区域図」の作成を当初計画から１年前倒しで完了
◆大規模農場に対し、全国で初めて、新たな設備基準に基づく鶏舎の設置や人員・資材の確保などを求める「茨城県鳥インフルエンザの発生の予防及びまん延の防止に関する条例」を制定（２０２２）
◆災害発生時においても、継続的に機能を維持することが求められる医療機関や社会福祉施設等について、安定的な電力の確保を図るため、再生可能エネルギーの導入のための設備整備を支援
◆避難所運営マニュアルへの感染症対策の反映や、民間事業者との災害時応援協定に基づく災害時に快適に使用できるトイレや女性に配慮した物品等の確保など、避難所における生活環境を向上
◆熱中症対策として、「クーリングシェルター」を県内全市町村で指定（２０２４）

**住民を対象とした避難訓練**

今後の課題

○ 令和元年東日本台風など近年、気候変動の影響により頻発化・激甚化する自然災害から、引き続き県民の生命・身体を守るための対策を進めていく必要があります。
○ 災害発生時の逃げ遅れゼロを目指すため、住民が自ら避難を判断し、地域で助け合いながら被害を最小限に抑えられるよう、平時から災害に備えた体制づくりや人材育成等を行うとともに、高齢者など要配慮者も含めた全ての避難者が安全安心に避難生活を送れるよう、災害関連死ゼロに向け、市町村と連携しながら避難所環境の更なる向上を図る必要があります。
○ 災害発生時に適切な行政サービスが提供できるよう更なる体制の充実強化を図るとともに、被災された方々に対する適切なケアが行われるよう、関係機関と連携して取り組んでいく必要があります。
○ 公共インフラの防災機能の拡充・維持を適切に行うとともに、災害時に防災施設が活用できるよう、使用方法についての啓蒙・啓発を図る必要があります。
○ 県民の安全安心を確保するため、福島第一原子力発電所の事故等を踏まえた原子力施設の安全確保の徹底や、万が一の事故に備えた原子力防災体制の構築を図る必要があります。

## 施策（１）　災害・危機に備えた県土整備や危機管理体制の充実強化

| 主な取組（災害対策） | 主な担当部局 |
|---|---|
| ① 頻発化・激甚化する災害に対応するため、防災情報ネットワークシステムやＳＮＳ等を活用し、災害時に迅速で正確な情報の収集や伝達に取り組みます。 | 防災・危機管理部 |
| ② 災害時の医療提供体制を構築するため、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）や災害時健康危機管理支援チーム（ＤＨＥＡＴ）等の養成、関係機関と連携した災害対応訓練に取り組むとともに、医療機関が診療機能を維持できるよう、業務継続体制の確保の取組を促進します。 | 保健医療部 |
| ③ 災害時の人命救助及び被害拡大防止を図るため、情報収集、救出救助、避難誘導、交通整理等における警備体制を確立するとともに、災害対策用資機材の整備を推進します。 | 警察本部 |
| ④ 災害時に適切な行政サービスが提供できるよう、業務継続計画（ＢＣＰ）の実効性確保に取り組むとともに、市町村におけるＢＣＰの内容充実を促進します。 | 防災・危機管理部 |
| ⑤ 全ての避難者が健康を維持し、安全安心に避難生活を送れるよう、市町村と連携しながら、避難所運営の更なる改善や災害用物資の計画的な備蓄など、避難所における良好な生活環境の確保に取り組みます。 | 防災・危機管理部<br>保健医療部　福祉部<br>教育庁 |

**災害医療の様子**

**避難訓練（避難所の開設運営）**

**河川等の情報提供の強化**

| | | |
|---|---|---|
| ⑥ | 災害時に橋梁等の公共インフラや公立学校等の公共建築物等の機能を維持できるよう、老朽化が進む公共インフラの現状を踏まえ、適切な維持管理や耐震化、効果的、効率的な老朽化対策に取り組みます。 | 総務部 農林水産部 土木部 企業局 教育庁 |
| ⑦ | 県土の保全を図るため、ハード・ソフトが一体となった流域治水対策や治山対策を総合的に推進します。 | 農林水産部 土木部 |
| ⑧ | 災害時に公共土木施設等の応急復旧を迅速に行うため、災害協定締結団体等との協力体制の強化に取り組むとともに、定期的な防災訓練を実施し、連携や対応力の向上を図ります。 | 土木部 |
| ⑨ | 災害時における緊急輸送道路のネットワーク機能及び避難所となる都市公園の防災機能を強化するため、計画的な整備を推進します。 | 土木部 |

| 主な取組（地域の防災力向上） | | 主な担当部局 |
|---|---|---|
| ⑩ | 地域の防災力を高めるため、様々な媒体を活用した防災情報の周知や防災教育、地域の防災リーダーの養成、消・水防団の充実強化、学校等での防災訓練の実施に取り組みます。 | 防災・危機管理部 土木部、教育庁 |
| ⑪ | 洪水及び土砂災害等の際に住民が迅速安全に避難行動をとれるよう、ハザードマップやマイ・タイムラインの周知、市町村の個別避難計画の作成等を支援するとともに、インターネットを活用した河川等の情報提供の強化を図ります。 | 防災・危機管理部 福祉部 土木部 |
| ⑫ | 災害時に情報弱者となりやすい障害者や高齢者、在住外国人等の支援のため、各支援団体との連携や多言語による情報提供などの情報伝達体制づくりに取り組みます。 | 防災・危機管理部 県民生活環境部 福祉部 |
| ⑬ | 武力攻撃事態やテロなどに備え、関係機関との連携により、国民保護訓練の実施や国民保護制度の啓発に取り組むとともに、民間事業者や地域住民と連携した取組を推進します。 | 防災・危機管理部 警察本部 |
| ⑭ | サイバー犯罪や技術情報等の流出をはじめとする多様化する脅威に対応するため、重要インフラ事業者等と連携を強化し、被害の未然防止・拡大防止に取り組みます。 | 警察本部 |

## 施策（２）　原子力安全対策の徹底

| 主な取組 | | 主な担当部局 |
|---|---|---|
| ① | 県民の安全安心を確保するため、原子力施設における安全対策を立入調査等によって確認するとともに、施設周辺の環境中の放射線等を監視します。 | 防災・危機管理部 |
| ② | 原子力災害に迅速かつ的確に対応するため、防災対策について国や市町村等と徹底した検討を行うとともに、原子力防災訓練等により実効性ある防災体制を構築します。 | 防災・危機管理部 |
| ③ | 原子力や放射線に関する県民の理解を深めるため、各種広報や普及啓発事業に取り組むとともに、原子力施設の安全対策や原子力防災について広報紙により周知を図ります。 | 防災・危機管理部 教育庁 |
| ④ | 県産農林水産物の安全性を広く消費者に周知するため、農林水産物の放射性物質検査を継続して行うとともに、検査結果を広く公表します。 | 農林水産部 |

## 施策（３）　健康危機への対応力の強化

| 主な取組 | | 主な担当部局 |
|---|---|---|
| ① | 保健所や衛生研究所が感染症対策や大規模災害時の健康危機管理の司令塔としての機能を発揮できるよう、施設設備の充実を図るとともに、公衆衛生医師や保健師等を確保・育成し、機能強化を推進します。 | 保健医療部 |
| ② | 新興感染症の流行時に迅速かつ適切な対応を図ることができるよう、感染症に対応できる人材の確保、育成、実践的な訓練等を進め、本県の感染症対策の充実や強化を図ります。 | 保健医療部 |
| ③ | 熱中症から命と健康を守るため、熱中症予防に関する理解を促進するとともに、世代や場面に応じた熱中症リスク軽減策の普及や啓発を推進します。 | 県民生活環境部 保健医療部　福祉部 土木部　農林水産部 教育庁 |

田んぼダム

原子力防災訓練の様子

# Ⅲ「新しい人財育成」

## 茨城の未来を創る「人財」を育て、日本一子どもを産み育てやすい県を目指します

### 11　次世代を担う「人財」

「生きる力」をはぐくむ教育を推進するとともに、グローバル社会で活躍できる「人財」を育成します。

（1）「生きる力」をはぐくむ教育の推進
（2）新しい時代に求められる能力の育成　（3）地域力を高める「人財」育成

| 42. 児童生徒の学力の全国順位 | 43. 全国レベルの中高生向けプログラミング・コンテストの入賞組数 | 44. 大学進学率 | 45. 生涯学習ボランティア活動人数 |
|---|---|---|---|
| 2024年 23位 ▶ 2029年 1位 | 2024年 7組 ▶ 2029年 12組 | 2024年(2023年) 56.0% ▶ 2029年(2028年) 61.0% | 2024年 6,746人 ▶ 2029年 9,000人 |

### 12　魅力ある教育環境

茨城の将来を支えリードする多様な「人財」を育成するため、魅力と特色ある学校づくりに取り組むとともに、支援を必要とする子どもたちの自立を支えます。

（1）魅力と特色ある学校づくり
（2）次世代を担う「人財」の育成と自立を支える社会づくり

| 46. 学校間の遠隔授業の受信により単位認定を行っている県立高校数 | 47. 不登校児童生徒への対策が必要な小中義務教育学校において校内フリースクールを設置している割合 |
|---|---|
| 2024年 －校 ▶ 2029年 25校 | 2024年 24.5% ▶ 2029年 100% |

### 13　日本一、子どもを産み育てやすい県

結婚・妊娠・出産の希望がかなう社会づくりを進めるとともに、幼児教育・保育サービスの充実など、子育て支援に取り組みます。

（1）結婚・妊娠・出産の希望がかなう社会づくり
（2）安心して子どもを育てられる社会づくり　（3）児童虐待対策の推進と困難を抱える子どもへの支援

| 48. 県の結婚支援事業による成婚数 | 49. 妊娠・出産について満足している者の割合 | 50. 手厚い保育を提供している施設の割合 | 51. 放課後児童クラブの待機児童数 |
|---|---|---|---|
| 2024年(2006~24累計) 2,974組 ▶ 2029年(2006~29累計) 3,924組 | 2024年(2023年) 88.9% ▶ 2029年(2028年) 93.5% | 2024年 53.8% ▶ 2029年 100% | 2024年 214人 ▶ 2029年 0人 |

| 52. 里親等委託率 |
|---|
| 2024年 25.6% ▶ 2029年 50.0% |

### 14　多様性を認め合い、誰もが活躍できる社会

性別や国籍等に関わらず、誰もが能力を発揮でき、人権が尊重され、多様な生き方や働き方ができるダイバーシティ社会づくりを進めます。

（1）多様性を認め合い、一人ひとりが尊重される社会の実現
（2）女性が輝く社会の実現　（3）働きがいを実感できる環境の実現

| 53. いばらきダイバーシティ宣言県内企業数 | 54. 法令により設置する県審議会等の女性委員の割合 | 55. 茨城県働き方改革優良（推進）企業認定数 |
|---|---|---|
| 2024年(2021~24累計) 235社(団体) ▶ 2029年(2021~29累計) 410社(団体) | 2024年 46.2% ▶ 2029年 50.0% | 2024年(2019~24累計) 235社(団体) ▶ 2029年(2019~29累計) 425社(団体) |

※各指標に付した番号は、巻末の参考資料　６主要指標一覧（P○～○）中のNo.に対応しています。

### 15　外国「人財」に選ばれ、共に成長する秩序ある共生社会

優秀な外国「人財」の確保・育成を進めるとともに、外国人が地域社会に溶け込み、共に成長する社会づくりを進めます。

（1）外国「人財」が共に活躍できる就労環境の充実
（2）外国「人財」が共に安心して生活できる環境の充実

| 56. 外国人受入優良企業等認定制度の認定企業数 | 57. IBARAKIネイティブコミュニケーションサポーターの認定数 | 58. 小中義務教育学校において「特別の教育課程」による日本語指導を受けている外国人児童生徒の割合 |
|---|---|---|
| 2024年 －社 ▶ 2029年(2025~29累計) 30社(6社／年) | 2024年(2023~24累計) 70人 ▶ 2029年(2023~29累計) 150人 | 2024年 75.6% ▶ 2029年 100% |

### チャレンジで描かれる近い未来の姿

#### グローバル人財・地域人財の育成

◆時代のニーズを捉えた魅力的な教育環境が整い、自ら未来を切り拓く生きる力やグローバル社会で活躍する能力を有した「人財」が育っていきます。

#### 子育て環境の充実

◆結婚・妊娠・出産・子育ての各ステージにおける切れ目のない支援により、子育て世代の不安の解消が進み、安心して子どもを産み育てやすい県になっていきます。

#### ダイバーシティ社会の実現

◆年齢、性別、国籍、障害の有無、性的指向・性自認等に関わりなく、一人ひとりが尊重され、誰もが個々の能力を発揮できるダイバーシティ社会が実現していきます。
◆本県産業を支える外国「人財」がいきいきと働くとともに、社会に溶け込み、県民として共に成長する地域社会が実現していきます。

※これからの茨城を担う子どもたちや、本県の社会経済活動に貢献いただき、多様な活力の源泉となる外国人の方々などを「人財」と表記。

# 政策11　次世代を担う「人財」

これまで（２０１８～２０２５）の成果

◆高い創造意欲を持ち、リスクに対しても積極的に挑戦できるアントレプレナーシップ（起業家精神）の育成を目的とする、高校生等が対象の「IBARAKIドリーム・パス事業」に、２０１９年度からの６年間で1,５８１件の応募（２０２４）

◆部活動の地域展開を促進するため、地域クラブの指導者確保に向けた人材バンクを設置するとともに、市町村への助言などを行う総括コーディネーターを設置するなど、市町村において可能な限り早期の地域展開が実現するよう支援

◆平日に学校外で保護者などと体験的・探究的な活動をするラーケーション制度を導入し、７４,９７５件の利用（２０２４）

◆２０２５年度以降に実施する教員選考試験について、一般選考では全国で初めて、第一次試験における教職専門試験を廃止、採用倍率を確保（２０２４）

◆グローバル社会で活躍できる「人財」の育成を目指す次世代グローバルリーダー育成プログラム（ＮＧＧＬ）受講生が、英語でのディベート力などを競うワールド・スカラーズ・カップ世界決勝大会で２０１８年度の事業開始以降、金メダルを２９個、銀メダルを３２個を獲得

◆プログラミング・エキスパート育成事業の実施により、全国レベルのプログラミング大会において７組が入賞（２０２４）

IBARAKIドリーム・パス事業

今後の課題

○ 将来の予測が難しく、変化の激しい時代においては、「生きる力」や「起業家精神」といった自ら未来を切り拓く力が子どもたちに求められています。

○ 広い視野と国際的なコミュニケーション能力を持ったグローバル人財が求められています。

○ 高度なプログラミング能力を持った高度情報社会を担うデジタル人財の育成が求められています。

○ イノベーションの源泉となる科学技術人財の育成が求められています。

○ 活力ある地域社会を実現するためには、若者の地域活動への参画が求められています。

## 施策（１）　「生きる力」をはぐくむ教育の推進

| 主な取組 | 主な担当部局 |
|---|---|
| ① 知・徳・体にわたる「生きる力」を身に付けた人財を育成するため、保幼小中高の円滑な接続や、家庭、地域、学校の連携に取り組むとともに、自分の生き方や職業観を育むためのキャリア教育や金融経済教育を推進します。 | 教育庁 |
| ② 基礎的・基本的な知識・技能が定着し、自ら学ぶ意欲や態度を備えた人財を育成するため、教科に対する興味・関心や理解の程度に応じた指導の充実に取り組みます。 | 教育庁 |
| ③ 生涯にわたって主体的に学び続けられる人財を育成するため、「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指し、ＩＣＴや外部人材を効果的に活用した授業改善等に取り組みます。 | 教育庁 |
| ④ 豊かな心をもった人財を育成するため、社会・自然体験活動や学校教育全体を通して、他者を思いやる心や生命を大切にする倫理観などを学ぶことができる環境づくりや授業づくりに、体系的かつ継続的に取り組みます。 | 教育庁 |
| ⑤ 健やかで活力ある人財を育成するため、学校教育活動全体を通じた体育・スポーツ活動の充実と体力向上などに取り組むとともに、子どもたちの栄養や食事に関する正しい知識と望ましい食習慣の定着を図る食育を推進します。 | 保健医療部<br>教育庁 |
| ⑥ エイズ・性感染症や薬物、デートＤＶ等に関する正しい知識の習得のため、児童生徒を対象とした講演会や各種防止教室の開催等により、健康教育を推進します。 | 保健医療部<br>福祉部<br>教育庁 |

| | | |
|---|---|---|
| ⑦ | 子どもや保護者の情報モラルやＩＣＴリテラシーの向上のため、インターネットの安全な使い方や電子機器利用に関する家庭でのルールづくりについて学ぶ機会を提供します。 | 福祉部<br>教育庁 |

## 施策（２）　新しい時代に求められる能力の育成

| 主な取組 | | 主な担当部局 |
|---|---|---|
| ① | グローバル社会をリードする人財を育成するため、イマージョン教育の導入を進めるとともに、意欲ある中高生に対して、トップレベルの英語講座、探究力を育成する講座、世界で活躍する人財との交流プログラム等を提供します。 | 教育庁 |
| ② | グローバル社会に必要な広い視野をもった人財を育成するため、国内外の外国人材の授業での活用や、外国人学生との交流機会を生かすことにより、異文化理解を深める国際教育を推進します。 | 教育庁 |
| ③ | 高度情報社会を担うデジタル人財を育成するため、小中高生にプログラミングの学習機会を提供するとともに、意欲ある中高生に対して、専門家による全国トップレベルのプログラミング能力を養成する指導プログラムを提供します。 | 教育庁 |
| ④ | 将来の社会を牽引する科学技術人財を育成するため、小中学生の科学への興味関心を高める探究的な活動を重視した理数教育や、「スーパーサイエンスハイスクール」指定校等における先進的な教育活動を推進します。 | 教育庁 |
| ⑤ | 高い創造意欲をもち、リスクに対しても積極的に挑戦できる起業家精神を持った人財を育成するため、高校生等に対して、自分の夢の実現や地域課題解決に向けた企画立案や実践活動の支援、成果の発表の場の提供等に取り組みます。 | 教育庁 |
| ⑥ | 新たな価値や社会の創り手となる人財を育成するため、総合的な学習（探究）の時間や各教科における探究的な学習活動等の充実により、ＳＴＥＡＭ教育をはじめとした教科等横断的な学習を推進します。 | 教育庁 |

## 施策（３）　地域力を高める「人財」育成

| 主な取組 | | 主な担当部局 |
|---|---|---|
| ① | 茨城県民である誇りと郷土愛を持つ人財を育成するため、本県のよさや歴史、文化を再確認できる取組を推進します。 | 教育庁 |
| ② | 地域社会に貢献できる人財を育成するため、ボランティア養成研修の開催やボランティアコーディネーターの配置等により、自主的、自発的な学びと地域社会への能力の還元を支援します。 | 教育庁 |
| ③ | 思いやりや助け合いの心を持った人財を育成するため、関係機関との連携を密にし、福祉教育の充実に努めるとともに、地域の高齢者や障害のある人との交流等を推進します。 | 教育庁 |
| ④ | 主体性を持ち地域課題の解決に貢献できる若い人財を育成するため、必要な能力を習得する機会と場を提供することにより、若者が主体的に取り組む地域活動の場やネットワークづくりを支援するとともに、学校での主権者教育を推進します。 | 福祉部<br>県民生活環境部<br>教育庁 |
| ⑤ | 地域産業を担う人財を育成するため、小中学校における職場見学・職場体験や、高等学校における産業界と連携したインターンシップやデュアルシステムなどの実践的な学びを推進します。 | 教育庁 |

食育の推進

プログラミング・エキスパート育成事業対面講習会

いばらきっ子郷土検定

# 政策12　魅力ある教育環境

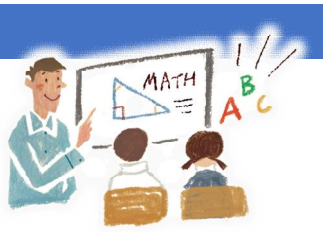


これまで（２０１８～２０２５）の成果

◆中高一貫教育校を１０校開設し、学びの質を向上させるとともに、校長の公募により、優れたリーダーシップや組織マネジメント能力を有する方を採用し、新たな発想に基づく学校運営を推進
◆公立として全国初のＩＴ専科高校となるＩＴ未来高校、県内初の科学技術科を有するつくばサイエンス高校が開校し（２０２３）、ノーベル物理学賞受賞者である小林誠先生が、つくばサイエンス高校の名誉校長に就任（２０２４）
◆学校外での学びの場や居場所を確保するため、全国に先駆けて民間フリースクールに対する運営費と利用者への授業料の直接助成を開始（２０２１）
◆特別支援学校の児童生徒の増加に対応するため、校舎の増設等により不足教室の解消を図るとともに、通学時間の短縮による心身の負担軽減を図るため、（仮称）神栖特別支援学校を新設予定（２０２７）

ＩＴ未来高校

つくばサイエンス高校

今後の課題

○ 中高一貫教育校、特定の分野に特化した学校、小規模化する高等学校の共同の学び等、社会の変化や地域ニーズに対応した魅力と特色ある学校づくりが求められています。
○ ＧＩＧＡスクール構想を踏まえ、ＩＣＴを効果的に活用した個別最適な学びと協働的な学びの充実が求められています。
○ 小中学校等の特別支援学級及び通級による指導教員の特別支援教育に関する専門性向上、適切な教員配置が求められています。
○ 子どもの教育の質を確保するため、優秀な教員を採用するための改革や、校務DXによる業務効率の改善や部活動の地域展開等による働き方改革が求められています。
○ 次世代を担う人財の自立を支えるため、不登校やいじめ、非行などの未然防止と対策に、学校と地域の関係機関が連携して取り組むことが求められています。

## 施策（１）　魅力と特色ある学校づくり

| 主な取組（教育体制の充実） | 主な担当部局 |
|---|---|
| ① 新しい時代に求められる能力を持った人財を育成するため、中高一貫教育校における教育内容の充実や、地域のニーズに応じた学校・学科の設置、小規模校の教育水準維持に向けた遠隔授業等により、魅力と特色ある学校づくりに取り組みます。 | 教育庁 |
| ② 優秀な教員を確保するため、教員選考試験制度等の適切な見直しに取り組むとともに、県内大学と連携し、中高生に教職の魅力を発信するなど、志願者確保に取り組みます。 | 教育庁 |
| ③ 活力ある学校づくりのため、校長のリーダーシップの発揮による学校改革を推進するとともに、教員のキャリアステージに沿った研修の実施やＩＣＴ活用指導力の向上、英語や探究活動等の研修の充実による教員の資質向上に取り組みます。 | 教育庁 |
| ④ 児童生徒と向き合う時間を確保するとともに、教員の心身の健康の保持増進を図るため、校務ＤＸ等による業務効率の改善や外部人材の活用、在校等時間の適切な管理等による働き方改革を推進します。 | 教育庁 |
| ⑤ 児童生徒が安全に安心して学べる環境の確保のため、学校における防犯対策の推進や教員の不祥事根絶に向けた服務規律の徹底に取り組みます。 | 教育庁 |
| ⑥ 市町村による地域の実情を踏まえた教育環境整備を支援するため、小中学校等における統合の実例等について情報提供するほか、コミュニティ・スクールの導入を推進します。 | 教育庁 |

| | | |
|---|---|---|
| ⑦ | 私立学校の経営健全化や教育条件の維持向上のため、国際教育等の特色ある教育に取り組む私立小中高、中等教育学校及び実践的な職業教育に取り組む私立専修学校の運営を支援します。 | 教育庁 |

| 主な取組（大学等誘致や官学連携） | | 主な担当部局 |
|---|---|---|
| ⑧ | 地域を担う人財の育成や確保のため、新たなニーズに対応した大学等の誘致や特色ある学部の設置等の魅力ある大学づくりに、大学と連携して取り組みます。 | 政策企画部 |
| ⑨ | 地域の諸課題への対応や活力ある社会の形成を図るため、共同研究等で大学と連携することにより、大学の持つ様々な知的資源や人的資源の有効活用に取り組みます。 | 政策企画部 |

## 施策（２）　次世代を担う「人財」の育成と自立を支える社会づくり

| 主な取組 | | 主な担当部局 |
|---|---|---|
| ① | 青少年の健全育成のため、地域の教育力向上等の取組や、警察と学校との連絡制度をはじめとした関係機関や団体との連携により、非行防止や立ち直り支援に取り組みます。 | 福祉部<br>教育庁 |
| ② | 児童生徒の不登校、ひきこもり、いじめ等の未然防止と適切な対応、支援を行うため、関係機関等との連携強化及び総合的、継続的な支援体制の充実に取り組みます。 | 福祉部<br>教育庁 |
| ③ | 就学前教育・家庭教育を推進するため、幼児教育と小学校教育の連携・接続の中心となる人材の育成、訪問型の家庭教育支援等に取り組みます。 | 教育庁 |
| ④ | 放課後の児童生徒の活動を支援するため、学校の余裕教室等を活用した放課後子供教室などを推進するとともに、地域住民の参画を得た学習活動や体験活動の支援に取り組みます。 | 福祉部<br>教育庁 |
| ⑤ | 経済的理由に左右されず、誰もが教育を受けられるようにするため、市町村が実施する経済的支援の周知をするとともに、教育費の負担軽減や奨学金支援制度の充実に取り組みます。 | 教育庁 |
| ⑥ | 特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒への指導や支援の充実を図るため、特別支援教育巡回相談や障害児の就園・就学体制の整備等の取組を推進します。 | 福祉部<br>教育庁 |
| ⑦ | 多様化する特別支援教育のニーズに対応するため、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、多様な学びの場として通級指導教室や特別支援学級などの適切な設置を推進します。 | 教育庁 |

遠隔授業の様子

ＩＣＴを活用した授業

県と大学との連携講座

コミュニティ・スクールの取組

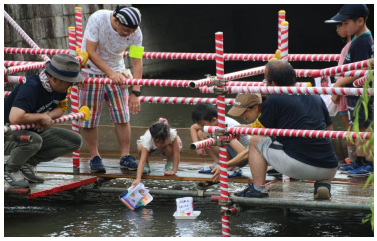

地域学校協働活動の様子

特別支援教育の推進

# 政策13　日本一、子どもを産み育てやすい県

これまで（２０１８～２０２５）の成果

◆小児マル福の対象者を外来は小学６年生まで、入院は高校３年生まで拡充（２０１８）
◆家庭での養育が困難な子どもたちの養育環境の充実を図るため、里親を包括的に支援する民間フォスタリング機関を２か所設置
◆第３子以降の３歳未満児の保育料を完全無償化（２０１９～）　※全国で１５都県（２０２４）
◆いばらき出会いサポートセンターへＡＩマッチングシステムを導入(２０２１.４～)し、会員登録数が約４倍に増加、お見合い・交際件数が約３倍に増加したほか、４年間で２４３組がご成婚
◆児童虐待に関する相談に、より幅広く対応するため、全国児童相談所虐待対応ダイヤル「１８９（いちはやく）」に加え、２０２３年２月から、ＳＮＳを活用した相談窓口を新たに開設し、若年層も気軽に相談できる体制を整備
◆保育所の不足により入所の希望がかなわない待機児童ゼロ水準に（２０２２）
◆不妊治療のうち、保険適用外となる先進医療に係る費用の助成を開始（２０２５）
◆ヤングケアラーの相談窓口を明確化し、市町村、医療、福祉、教育等の支援機関が一堂に集まる合同研修を開始（２０２２）

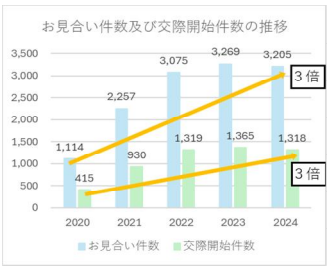


**いばらき出会いサポートセンター**
**ＡＩマッチングシステム導入後の会員数、お見合い件数及び交際開始件数の推移**

今後の課題

○ 人手不足の大きな要因となる少子化を食い止めるため、結婚を希望する人への支援等、未婚化・晩婚化の対策が求められています。
○ 子どもを産み育てやすい環境をつくるため、子育ての不安を解消する相談体制の充実や経済的負担の軽減に係る取り組みが求められています。
○ 子育てと仕事の両立を支援するため、地域のニーズに応じた幼児教育・保育施設の整備や質の高い人材の確保及び放課後の児童の居場所づくり等が求められています。
○ 社会全体で子どもの成長を支援するため、増加する児童虐待への対応や里親等の社会的養護の受け皿確保が求められています。

## 施策（１）　結婚・妊娠・出産の希望がかなう社会づくり

| 主な取組 | 主な担当部局 |
|---|---|
| ① 結婚の希望をかなえるため、市町村、企業、団体等との連携やいばらき出会いサポートセンターのサービス向上により、男女の出会いの場を創出し、少子化の要因となる未婚化や晩婚化の対策に取り組みます。 | 福祉部 |
| ② 妊娠や出産の希望をかなえるため、性と健康に関する正しい知識の普及を図り健康管理を促す取組や相談体制の充実、経済的負担の軽減、不妊治療に対する支援等により、妊娠や出産に係る不安を解消し、安心して妊娠・出産できる環境の充実に取り組みます。 | 福祉部<br>保健医療部 |

**いばらき出会いサポートセンター**

**幼児教育・保育の様子**

## 施策（２）　安心して子どもを育てられる社会づくり

| 主な取組 | 主な担当部局 |
|---|---|
| ① 周産期・小児医療の充実を図るため、医療機関相互の役割分担や連携強化などにより、２４時間体制での救急対応等を支援するとともに、茨城県子ども救急電話相談（＃８０００）の２４時間体制での実施等に取り組みます。 | 保健医療部 |
| ② 安心して子育てできる環境づくりのため、子育て支援拠点づくりや病児・病後児保育等を推進するほか、医療費助成制度等により、経済的負担の軽減に取り組みます。 | 保健医療部<br>福祉部 |
| ③ 働く親を支援するため、認定こども園等の整備、小規模保育事業等による受け皿の拡大により、待機児童ゼロ水準を維持するとともに、こども誰でも通園制度や医療的ケア児等の特別な支援が必要な児童の受入環境づくりなど多様な幼児教育や保育のニーズへの対応に取り組みます。 | 福祉部 |
| ④ 幼児教育や保育を担う人材を確保するため、職員の処遇と労働環境の改善や経験年数等に応じた体系的な研修の実施に取り組むほか、若者に向けた保育の魅力発信や潜在保育士の再就職支援に取り組みます。 | 福祉部<br>教育庁 |
| ⑤ 放課後の児童の安心・安全な居場所づくりのため、放課後児童クラブの整備や放課後子供教室の実施を推進するとともに、放課後児童支援員の確保や質の向上と地域ボランティアの確保の支援に取り組みます。 | 福祉部<br>教育庁 |
| ⑥ 子育てと生計の維持を一人で担うひとり親家庭を支援するため、相談体制や保育サービスの充実、学びなおし等による保護者の就労支援、無利子又は低利貸し付けや医療費助成制度の経済的支援に取り組みます。 | 福祉部<br>保健医療部 |
| ⑦ 誰もが仕事と家庭を両立しやすい労働環境を整備するため、県民や県内の企業・団体等への啓発を通じて共育てや共働きを支援します。 | 福祉部<br>産業戦略部 |

## 施策（３）　児童虐待対策の推進と困難を抱える子どもへの支援

| 主な取組 | 主な担当部局 |
|---|---|
| ① 児童の虐待又はその疑いがある事案の早期発見と早期対応のため、相談体制の充実を図るとともに、児童相談所全国共通ダイヤル１８９（いちはやく）等の相談や通報窓口の周知等に取り組みます。 | 福祉部<br>教育庁 |
| ② 児童虐待事案の被害及びその拡大を防止するため、児童相談所の体制を強化するほか、関係機関が緊密に連携し、虐待事案等の早期発見に努めるとともに、被害を受けた児童の安全確保に取り組みます。 | 福祉部<br>教育庁<br>警察本部 |
| ③ 社会全体で子どもを育むため、民間機関と連携し、里親の確保や資質向上、児童と里親のマッチング、フォローアップ等に取り組むことにより、要保護児童のより家庭的な環境での養育を推進します。 | 福祉部 |
| ④ 子どもの権利が守られ、その将来が生育環境に左右されることのないよう、子どもの意見を尊重しながら、教育支援、生活支援、就労支援及び経済的支援や居場所の提供に重点的に取り組みます。 | 福祉部<br>教育庁 |
| ⑤ ヤングケアラーを支援するため、関係機関と連携して認知度の向上と理解促進に取り組むほか、相談支援体制を充実させ、対象者を早期に発見し、教育機会の確保などにより、その心身の健やかな成長及び発達を支援します。 | 福祉部<br>教育庁 |

放課後児童クラブ

里親制度の推進

# 政策14　多様性を認め合い、誰もが活躍できる社会

これまで（２０１８～２０２５）の成果

◆都道府県では全国初となるパートナーシップ宣誓制度を創設（２０１９.7）するとともに、パートナーシップ宣誓制度の自治体間連携を実施(２１都府県２３８市町村と連携)
※２０２５．７時点
また、県ホームページから宣誓手続の受付を行う入力フォームの開設や、郵送による宣誓書類の受付及び受領証の交付による宣誓手続の拡大（２０２３.4～）
◆多様性が受容されるダイバーシティ社会の実現に取り組むため、県内の経済団体、業界団体等とともに「いばらきダイバーシティ宣言」を発表（２０２１）
◆政策方針決定過程の女性の参画を積極的に推進したことにより、法令設置審議会等における女性委員の割合が全国８位
（２０２１.3：３６.0％（全国１２位）→２０２４.3：４２．１％）

いばらきダイバーシティ宣言

今後の課題

○ 一人ひとりが尊重され、誰もが個々の能力を発揮できるダイバーシティ社会の実現が求められています。
○ 男女共同参画社会の実現のため、固定的な性別役割分担意識の解消と、女性があらゆる分野で個性と能力を発揮できる社会づくりが求められています。
○ 誰もが働きがいを実感できる環境づくりのため、ワーク・ライフ・バランスの実現や就労支援の充実が求められています。

## 施策（１）　多様性を認め合い、一人ひとりが尊重される社会の実現

| 主な取組 | 主な担当部局 |
|---|---|
| ① 年齢、性別、国籍、障害の有無、性的指向、性自認等に関わりなく、一人ひとりが尊重され、誰もが個々の能力を発揮できるダイバーシティ社会の実現のため、関係機関等と連携し、県民や企業の理解を深める啓発活動を推進します。 | 全部局 |
| ② 多様な「知」や経験を持つ人材の活躍が企業の競争力強化や企業価値向上につながるよう、多様性を競争力につなげる「ダイバーシティ経営」を促進します。 | 県民生活環境部<br>産業戦略部 |
| ③ 自己と他者の大切さを認め、行動につなげることができる人権尊重の精神を育むため、学校教育と社会教育の両面から人権教育を推進します。 | 教育庁 |
| ④ 複雑化、多様化する人権問題に対応するため、関係機関や人権擁護団体と連携した人権啓発や研修、人権相談等により、県民一人ひとりの人権意識の醸成に取り組みます。 | 福祉部 |
| ⑤ いじめ等の未然防止、早期発見及び早期解決のため、スクールカウンセラー等の相談体制を充実させるほか、教科指導と生徒指導の視点を重視した授業づくりに取り組みます。 | 教育庁 |

## 施策（２）　女性が輝く社会の実現

| 主な取組 | 主な担当部局 |
|---|---|
| ① 男女共同参画社会を実現するため、県民への意識啓発や経営者の意識改革等、固定的な性別役割分担意識の解消に取り組みます。 | 県民生活環境部<br>産業戦略部 |
| ② 女性が個性と能力を発揮し、あらゆる分野で活躍できるよう、政策方針決定過程への女性の参画を促進するとともに、女性人材や女性リーダーの育成に取り組みます。 | 県民生活環境部<br>産業戦略部 |

| | | |
|---|---|---|
| ③ | 育児や介護など様々な制約を持つ人が社会で活躍できるよう、多様な働き方が可能となる労働環境づくりを促進するとともに、男性の家事や育児への参画を促進します。 | 県民生活環境部<br>産業戦略部 |
| ④ | 女性のキャリア形成を支援するため、働きやすい環境を整備し、女性の登用に積極的に取り組む企業を表彰のうえ、県内に広く発信するとともに、家族や職場等での悩みに関する女性のための相談窓口を設置します。 | 県民生活環境部<br>産業戦略部 |
| ⑤ | 女性の起業、就職、再就職、学び直し等を支援するため、円滑に資金調達できる環境を整備するほか、職業訓練の場の充実等に取り組みます。 | 産業戦略部 |

## 施策（３）　働きがいを実感できる環境の実現

| 主な取組 | | 主な担当部局 |
|---|---|---|
| ① | 企業における働き方改革を促進し、ワーク・ライフ・バランスの実現を目指すため、経済団体や労働団体と連携し、県内優良事例の普及啓発や経営者の意識改革等に取り組みます。 | 産業戦略部 |
| ② | 働き方改革を促進するため、県が発注や委託をする事業における休日の確保等による就労環境の改善やＩＣＴの活用による生産性の向上等を推進するほか、従事者の安全及び健康の確保に取り組みます。 | 全部局 |
| ③ | 誰もが就労を通じて自ら望むキャリアを形成できるようにするため、就職相談からキャリアカウンセリング、職業紹介まで一貫した支援をいばらき就職支援センターにおいて実施します。 | 産業戦略部 |
| ④ | ケアラーが就労とケアを両立できるようにするため、事業者に対し、関係機関と連携した啓発や情報発信などによる理解促進を図り、多様な働き方が可能となる職場環境づくりを促進します。 | 福祉部<br>産業戦略部 |

ＷＥＢゲームを活用したダイバーシティの普及啓発

女性活躍・働き方応援シンポジウム

いばらき働き方改革推進月間ポスター

元気いばらき就職面接会（フェア）の様子

# 政策15　外国「人財」に選ばれ、共に成長する秩序ある共生社会

これまで（２０１８～２０２５）の成果

◆外国人からの生活の困りごと相談などに母語で対応する「IBARAKIネイティブコミュニケーションサポーター制度」を創設（２０２４）
◆外国人患者の受入れが円滑に進むよう、県内医療機関及び薬局に対して、多言語遠隔医療通訳サービスの提供を開始（２０２４.１１）
◆外国人の視点による本県の労働・生活・教育環境の整備・充実度について、客観的な指標により把握し、強みや課題を明確にするため、全国で初めての試みとして、「外国人版いばらき幸福度指標」を策定（２０２４）
◆全国に先駆け外国人材支援センターを設置するとともに（２０１９）、ベトナム、インドネシア、モンゴル、インドの地方政府機関や教育機関と協力関係を構築
◆学校における日本語教育の充実のため、小中学校約５０校に外国語が話せる支援員等を配置するとともに、県立高校７校に日本語指導の専門人材を派遣
◆不法就労に頼らない産業構造、地元経済を促進するため、外国人材適正雇用推進宣言制度を創設（２０２５）

インド・アミティ大学との覚書締結

IBARAKIネイティブ
コミュニケーションサポーター

今後の課題

○ 深刻な人手不足が社会問題となりつつある中では、本県の経済成長や生活基盤を支える存在として、優秀な外国人財の確保に積極的に取り組むことが求められています。
○ 外国人財と共に成長していくためには、外国語話者に対する教育に積極的に取り組む必要があります。
○ 在住外国人の増加が見込まれる中、在住外国人が地域社会の一員として共生できるよう受入環境の整備を図る必要があります。
○ 日本語に不慣れな外国人であっても、安心・安全な暮らしを営むことができるよう母語による相談・支援体制の充実に積極的に取り組む必要があります。
○ 外国人材との秩序ある共生社会づくりに向け、地域社会のルールのもと、日本人と外国人が共に安心して生活できる環境を充実させる必要があります。

## 施策（１）　外国「人財」が共に活躍できる就労環境の充実

| 主な取組 | 主な担当部局 |
|---|---|
| ① 外国人財の受入環境を整備するため、外国人材支援センターによるセミナーや相談対応等を通じて、企業の意識啓発を推進します。 | 産業戦略部 |
| ② 産業を支える高度なスキルを持つ優秀な外国人財を確保するため、海外の教育機関や県内大学等との連携や情報発信により、県内就職を促進します。 | 産業戦略部 |
| ③ 介護、農業、製造業等の担い手となる外国人財が、本県で長期間活動できるようにするため、日本語学習支援や資格・技能等の取得支援に取り組みます。 | 福祉部<br>農林水産部<br>産業戦略部 |
| ④ 外国人財が共に活躍できる職場づくりを促進するため、外国人受入優良企業等認定制度の推進により、外国人財の雇用・育成に係る優良事例の普及・啓発に取り組みます。 | 産業戦略部 |

| | | |
|---|---|---|
| ⑤ | 外国人の処遇の改善及び事業者の意識改革に取り組むため、外国人材適正雇用推進宣言制度を普及するとともに、適正雇用促進キャンペーンを展開します。 | 産業戦略部 |
| ⑥ | グローバル社会に必要な広い視野をもった人財を育成するため、国内外の外国人材の授業での活用や、外国人学生との交流機会を生かすことにより、異文化理解を深める国際教育を推進します。 | 教育庁 |

## 施策（２）　外国「人財」が共に安心して生活できる環境の充実

| 主な取組 | | 主な担当部局 |
|---|---|---|
| ① | 日本語に不慣れな外国人も安心して暮らせる環境を整備するため、県国際交流協会と連携し、IBARAKIネイティブコミュニケーションサポーター制度の推進や多言語による相談対応等により、母語による相談・支援体制のさらなる充実に取り組みます。 | 県民生活環境部 |
| ② | 外国人患者及び医療機関等が相互に安心して受診・診療できる環境を整備するため、多言語遠隔医療通訳サービスの普及に取り組みます。 | 保健医療部 |
| ③ | 日本語指導が必要な児童生徒が学校生活等に適応できるようにするため、日本語支援員との連携やＩＣＴ機器の活用による日本語教育支援体制の強化、言語能力に応じた学習支援・キャリア支援等により、児童生徒が安心して学ぶことができる教育環境と、不就学児童生徒ゼロをはじめ地域で共生するための支援体制の充実に取り組みます。 | 教育庁 |
| ④ | 外国人との秩序ある共生社会の実現に向け、社会のルールの啓発や生活に必要な日本語の習得支援等により、外国人が日本人と良好な関係を構築し、地域に溶け込める環境づくりを推進します。 | 県民生活環境部 |

インド・アミティ大学での日本語講座

介護施設で活躍する外国人財

モンゴル現地面接会

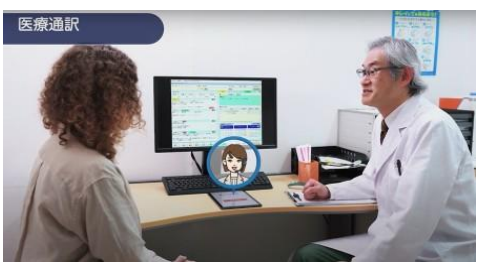


多言語遠隔医療

小学校での日本語指導の様子

外国人と地域との交流

# Ⅳ「新しい夢・希望」

**将来にわたって夢や希望を描ける県とするため、観光創生や魅力向上を図ります**

## 16　魅力発信No.１プロジェクト

国内外へ向け戦略的な情報発信を行い、観光誘客や県産品のブランド化を推進します。

（１）「茨城の魅力」発信戦略
（２）県民総「茨城大好き！」計画

| 59. 本県情報のメディアへの掲載による広告換算額 | 60. 茨城県に「愛着を持つ」県民の割合 | 61. 茨城県へのふるさと納税寄附件数 |
|---|---|---|
| 2024年 206億円 ▶ 2029年 250億円 | 2024年（2025年） 93.0% ▶ 2029年 95.0% | 2024年 7,133件 ▶ 2029年 35,000件 |

## 17　ビジット茨城　～新観光創生～

新たな観光コンテンツの創出などにより、更なる魅力づくりを進め、国内外から選ばれる、稼げる観光地域づくりに取り組みます。

（１）稼げる観光地域の創出
（２）インバウンド誘客の促進

| 62. 観光消費額 | 63. 本県サイクルルート利用者数 | 64. 外国人延べ宿泊者数 | 65. 茨城港における外国クルーズ船の寄港回数 |
|---|---|---|---|
| 2024年 4,447億円 ▶ 2029年 6,600億円 | 2024年 170千人 ▶ 2029年 220千人 | 2024年 277,530人泊 ▶ 2029年 380,000人泊 | 2024年（2022～24累計） 9回 ▶ 2029年（2026～29累計） 40回 |

## 18　若者が集い、「楽しさ」あふれる茨城

若者が望む魅力ある雇用を創出し、本県への新しい人の流れを作ります。
また、生涯学習への取組や、文化・スポーツ・遊びを楽しむ環境づくりを推進します。

（１）若者に魅力ある働く場づくり　（３）生涯にわたる学びと心豊かにする文化・芸術
（２）若者を呼び込む茨城づくり　　（４）スポーツの振興と遊びのある生活スタイル

| 66. 大学・高校卒業者の県内企業等への就職者数 | 67. 関係人口数（地域に関心を持ち、多様に関わる「関係人口数」） | 68. 県立美術館・博物館の利用者数 | 69. 全国高校総合体育大会等での優勝数 |
|---|---|---|---|
| 2024年 7,199人 ▶ 2029年（2026～29累計） 27,530人 | 2024年（2018～24累計） 9,810人 ▶ 2029年（2018～29累計） 20,410人 | 2024年 1,126千人 ▶ 2029年（2025～29累計） 5,500千人 | 2024年 11種目 ▶ 2029年 11種目 |

| 70. 県内施設・大会等でスポーツをする人、観る人の数 |
|---|
| 2024年 104万人 ▶ 2029年 144万人 |

## 19　デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

地域の課題を踏まえＡＩをはじめとするデジタル技術を活用していくことで、
県民が豊かに安心して暮らせる社会環境づくりを推進します。

（１）ＡＩをはじめとするデジタル技術による社会変革の促進
（２）スマート自治体の実現に向けた取組の推進

| 71. 県土木部発注工事において、建設ＤＸによる生産性の向上に取り組む工事件数の割合 | 72. 水稲経営におけるスマート農業技術を活用した経営面積の割合 | 73. 施設野菜経営における環境制御技術を導入した経営体の割合 | 74. 県庁業務のすべての手続に係るオンライン申請の利用率 |
|---|---|---|---|
| 2024年 2.5% ▶ 2029年 25.0% | 2024年 20.0% ▶ 2029年 40.0% | 2024年 3.2% ▶ 2029年 20.0% | 2024年 19.3% ▶ 2029年 80.0% |

## 20　活力を生むインフラと住み続けたくなるまち

広域交通ネットワークをはじめとした社会資本を整備するとともに、人にやさしい魅力あるまちづくりを進めます。

（１）未来の交通ネットワークの整備
（２）人にやさしい、魅力あるまちづくり

| 75. 茨城空港の旅客数 | 76. 重要港湾（茨城港・鹿島港）のコンテナ取扱貨物量 | 77. 県管理道路における通学路の歩道整備率 |
|---|---|---|
| 2024年 776千人 ▶ 2029年 927千人 | 2024年 63,433TEU ▶ 2029年 64,194TEU | 2024年 76.9% ▶ 2029年 79.9% |

### チャレンジで描かれる近い未来の姿

#### IBARAKIブランドの確立

◆県民が茨城の魅力を再認識し、率先して発信するとともに、国内外の方々が、茨城の観光資源や農産物など多様な魅力を実感し、茨城のファンが大きく増えていきます。
◆本県の魅力が国内外に広まり、県産品のブランド価値が向上するとともに、農産物や加工食品等の新たな市場の開拓により、海外での販売が促進されていきます。

#### 稼げる観光地域の確立

◆魅力ある観光地やコンテンツが次々と創出されることで、国内外から多くの観光客が引き寄せられ、観光関連産業が発展し、収益性の高い「稼げる観光地域」づくりが進展していきます。

#### まちづくり

◆県土の新たな発展基盤が整備されていくとともに、自動運転等の交通ＤＸの発達によりシームレスなネットワークが構築され、地域間における人・モノの対流・連携が活発になっており、我が国の発展をけん引しています。
◆グローバル企業やクリエイティブ企業など若者に魅力ある働く場が集積し、学びの機会や文化・芸術・スポーツなどワクワクする生活を送ることができる、楽しさあふれる地域づくりが進んでいます。



※各指標に付した番号は、巻末の参考資料　６主要指標一覧（P○～○）中のNo.に対応しています。

# 政策16　魅力発信No.１プロジェクト

これまで（２０１８～２０２５）の成果

◆メディアでの露出拡大を図り、本県の魅力を全国に発信したことにより、本県情報のメディア掲載による広告換算額が８年間で４倍に増加（２０１６：５１億円→２０２４：２０６億円）
◆いばキラＴＶが自治体公式ＹｏｕＴｕｂｅチャンネルとして初の登録者数１０万人を達成（２０１９）するとともに、関連ＳＮＳを含む動画視聴回数が７年間で２倍に増加
（２０１７：約２，６４９万回→２０２４：約５，８１０万回）
◆県公式Ｘ（旧Ｔｗｉｔｔｅｒ）のフォロワー数（累計）が大幅に増加
（２０１８年３月：１１.６万人→２０２５年１０月：２０.７万人）
◆茨城県アンテナショップ「IBARAKI sense」の売上が５年間で３倍に増加し、２０２４年度は過去最高の売上を達成（２０１８：1.0億円→２０２４：3.3億円）
◆国内初の自治体公認ＶＴｕｂｅｒとして、茨城県公認ＶＴｕｂｅｒ「茨ひより」を起用するとともに（２０１８）、全国で初めて、ＣｈａｔＧＰＴとＡＩ音声対話システムを連携したＡＩ公認ＶＴｕｂｅｒ「ＡＩ茨ひより」が誕生（２０２３）
◆ネモフィラ・コキアの見頃に合わせ、「国営ひたち海浜公園」において、早朝等特別入園等の宿泊プログラムを販売。民放キー局やネットニュースでも取り上げられ、発売後約１０日間で完売

茨ひより
（県公認VTuber）

今後の課題

○ 本県の魅力発信の強化を図るため、「食」をはじめとする新たな観光資源や、トップブランド化が進む農林水産物の更なる話題性の向上を目指すなど、アンテナショップも活用しながら、戦略的なパブリシティ活動に取り組んでいく必要があります。
○ 本県の差別化された強みや個性、情報を伝えたい相手方・顧客層を強く意識しながら、マーケティングの視点に立って、本県の魅力の認知拡大はもとより、来訪や消費など具体的な行動変容に結び付くようなプロモーション活動を展開していく必要があります。
○ 県民の郷土愛を醸成するため、地域の歴史や文化、自然環境を活かした教育プログラムやイベント等を通じて、県民が自らの地域に誇りを持てる環境づくりを進めることが重要です。

## 施策（１）　「茨城の魅力」発信戦略

| 主な取組 | 主な担当部局 |
|---|---|
| ① 本県が誇る観光資源や県産品等の認知向上のため、発信力の高い全国ネットのテレビ番組やインターネットメディア等における本県の魅力のさらなる露出拡大を図ります。 | 営業戦略部 |
| ② 厳選された茨城の逸品を全国に発信するため、首都圏における情報発信拠点、マーケティングの場として、アンテナショップの幅広い活用を推進します。 | 営業戦略部 |
| ③ 若年層を含む幅広い世代に本県の魅力を届けるため、ＳＮＳ、動画配信プラットフォームを活用した情報発信や、ターゲット層に応じたデジタルマーケティングの強化に取り組みます。 | 営業戦略部 |
| ④ 本県の魅力を世界へ広めるため、本県の多様な地域・観光資源について、海外メディアでの情報発信やＳＮＳを活用したデジタルマーケティング等に取り組むとともに、国、地域のニーズを踏まえた戦略的なプロモーション活動を展開していきます。 | 営業戦略部 |
| ⑤ 本県が持つ数多くの魅力的な文化や伝統を発信するため、国内外に浸透しているマンガやアニメ作品、数多くのおまつり等を活用するとともに、関わる「人」の想いや背景に焦点を当てたストーリーブランディングを推進します。 | 営業戦略部<br>教育庁 |
| ⑥ 農林水産物、加工食品等の新たな市場を開拓するため、海外での販売促進活動を支援するとともに、現地メディアやバイヤーへの直接的なプロモーション活動を推進します。 | 営業戦略部 |

## 施策（２）　県民総「茨城大好き！」計画

| 主な取組 | 主な担当部局 |
|---|---|
| ① 県民が茨城に誇りを持つとともに、国内外において茨城のファンを拡大させるため、ＳＮＳ等を活用し、特に若い世代や子育て世代を意識した写真や動画等のコンテンツなど、茨城の魅力を積極的に発信します。 | 総務部<br>営業戦略部 |
| ② おもてなしの向上を図るため、「いばらき観光マイスター」制度の更なる充実を図り、郷土への誇りと愛着を持ち、自ら率先して地域の魅力を発信できる人材の育成に取り組みます。 | 営業戦略部 |
| ③ 県民や子どもたちが県の魅力を発信できるよう、体験等を通じて郷土学習の充実を図り、郷土に対する誇りと愛着を育む取組を推進します。 | 教育庁 |

アンテナショップ「IBARAKI sense－イバラキセンス－」

いばらき観光マイスターによるおもてなし

国営ひたち海浜公園のネモフィラ

いばキラＴＶ「絶景茨城」による県の魅力の紹介

茨城のおまつり（左：石岡のおまつり、右：常陸大津の御船祭）

# 政策18　若者が集い、「楽しさ」あふれる茨城

これまで（２０１８～２０２５）の成果

◆企業の採用力を高め、若者の県内就職を促進するため、新規立地企業を含め県内企業に対し、新卒者向け就職面接会や企業説明会への参加を呼びかけるとともに、インターンシップ実施を支援
◆起業型地域おこし協力隊の活動支援により、地域課題の解決と定着を促進
◆市町村が運営する空き家バンクへの物件登録を推進するなど、移住検討者向けの「住まい」の情報を充実するとともに、２０２２年から、東京圏の若手人材と県内の受入企業とのマッチングや伴走支援などを通じて関係人口を創出する副業支援プロジェクトを開始
◆日本で唯一の泊まれる体験型植物園のオープン、民間活力の導入によりアクアワールド茨城県大洗水族館の入場者数は歴代２位の１２６万人（２０２４）、いばらきフラワーパーク入場者数はリニューアル後４年連続２０万人超となるなど、若者に魅力あるコンテンツが造成
◆県立図書館での「知の探究セミナー」の開催を通じ、「知の発信拠点」としての役割強化を図るとともに、県立歴史館や美術館では特色を活かした魅力ある展覧会を開催

移住セミナーの様子

移住定住ポータルサイト

今後の課題

○ 若者の本県への定着を促すため、未来に向かって希望が持てる様々な雇用の創出が求められています。
○ 世界的にも成長が見込まれるコンテンツ産業の振興を図り、若者が学び就業する新たな選択肢を提供する必要があります。
○ 本県の快適な生活環境を対外的に発信することにより、東京圏等から本県への新しい人の流れを作ることが求められています。
○ ライフスタイルや価値観が多様化する中、文化芸術活動やスポーツ等の場づくりなど、県民がそれぞれの余暇を楽しむことができる機会や環境の整備が求められています。

## 施策（１）　若者に魅力ある働く場づくり

| 主な取組 | 主な担当部局 |
|---|---|
| ① 質の高い雇用を創出するため、今後大きな成長が見込まれる産業の本社機能や研究開発拠点、グローバル企業のフラッグシップ拠点等の戦略的な誘致に取り組みます。 | 立地推進部 |
| ② 雇用とイノベーションの創出を図るため、海外に向けた投資環境のＰＲや県内企業等とのビジネスマッチングの機会創出により、本県に海外の優れた人材や技術を呼び込むとともに、外資系企業の誘致や対日投資を促進します。 | 営業戦略部 |
| ③ ベンチャー企業の創出・育成のため、技術シーズの発掘から定着までの支援、相談体制の充実や、起業家や投資家等の交流機会を設け、新たな事業展開や国内外からの投資の呼び込みを促進し、スタートアップ・エコシステムを構築します。 | 産業戦略部 |
| ④ 創造性のある新産業を創出・育成するため、アニメやｅスポーツなどのコンテンツ産業について、産官学が連携した特色ある教育の展開と働く場の確保等に取り組みます。 | 産業戦略部<br>営業戦略部<br>教育庁 |

## 施策（２）　若者を呼び込む茨城づくり

| 主な取組 | 主な担当部局 |
|---|---|
| ① 移住や、二地域居住など関係人口の創出を促進するため、市町村と綿密な連携のうえ、移住者等に対する的確な受入環境の整備や地域との継続的なつながりを持つ機会の提供などに取り組みます。 | 政策企画部 |
| ② 本県へのＵＩＪターンと地元就職を促進するため、大学や産業界等と連携し、高校在学時から大学卒業まで継続して県内企業の情報や魅力を発信するとともに、企業の採用力向上のための支援に取り組みます。 | 産業戦略部 |
| ③ 本県の魅力を発信し、交流人口の拡大などを図るため、アウトドアレジャーや文化体験等を活用した観光を推進するとともに、アウトドアレジャーを扱うガイドや体験交流施設の指導者の育成に取り組みます。 | 政策企画部<br>営業戦略部<br>教育庁<br>県民生活環境部 |

| | | |
|---|---|---|
| ④ | 本県の魅力を発信するとともに、県民に遊びある楽しい生活スタイルを提供するため、本県の食、音楽、スポーツ、アウトドア等を活かした大規模なイベント等の開催に取り組みます。 | 政策企画部<br>営業戦略部<br>農林水産部 |
| ⑤ | グローバル社会をリードする人財を育成するため、イマージョン教育の導入を進めるとともに、意欲ある中高生に対して、トップレベルの英語講座、探求力を育成する講座、世界で活躍する人財との交流プログラム等を提供します。 | 教育庁 |
| ⑥ | つくばエクスプレス沿線地域において、増加する人口の受け皿となる住宅地の開発や核となる商業・業務施設の誘致等に取り組みます。 | 立地推進部 |
| ⑦ | 次世代未来都市の実現に向けた共創プロジェクトの推進や、地域課題に対応する新ビジネス創出などにより、地域内外の多様な力を結集させ、県北地域を起点に、活力ある持続可能な地域の実現に取り組みます。 | 政策企画部 |

## 施策（３）　生涯にわたる学びと心豊かにする文化・芸術

| | 主な取組 | 主な担当部局 |
|---|---|---|
| ① | 県民が生涯を通じて学習できる環境をつくるため、図書館や生涯学習センター等の社会教育施設の運営や機能等を整備することにより、施設の効用を高めて利活用を促進します。 | 教育庁 |
| ② | 働きながら学び続けたい若者等を支援するため、知識や技術を習得できるよう、大学等の関係機関と連携し、生涯にわたり「学び」の機会を提供するリカレント教育を推進します。 | 政策企画部<br>教育庁 |
| ③ | 県民が豊かな感性や創造性を育むことができる環境をつくるため、学校、美術館、文化施設等において、優れた文化芸術に親しむ機会の充実を図るとともに、文化芸術活動を推進します。 | 県民生活環境部<br>教育庁 |
| ④ | 将来の文化を担う人材の育成と伝統文化の継承のため、必要となる資金及び人材の確保などを支援するとともに、県民等の作品を発表する場の提供などに取り組みます。 | 県民生活環境部<br>教育庁 |
| ⑤ | 県民が本県の歴史や文化芸術、自然環境について学ぶ機会を確保するため、観察会・学習会などの開催を推進し、県立博物館等の環境整備に取り組むほか、文化情報の一元化などにより、効率的・効果的な情報提供を推進します。 | 県民生活環境部<br>教育庁 |

## 施策（４）　スポーツの振興と遊びのある生活スタイル

| | 主な取組 | 主な担当部局 |
|---|---|---|
| ① | スポーツに取り組む若者を応援するため、ジュニア世代に重点を置いた本県選手の発掘、育成、強化により、国内外で活躍できるトップアスリートの輩出に取り組みます。 | 教育庁 |
| ② | 県民の余暇活動の充実を図るため、関係団体等やプロスポーツクラブと連携し、するスポーツ・観るスポーツへの県民参加を促進し、スポーツ振興に取り組みます。 | 政策企画部 |
| ③ | 県民が生涯を通じてスポーツを楽しむことができる環境づくりに向け、地域スポーツでの指導者の資質向上、総合型地域スポーツクラブ等の活性化、都市公園の魅力向上や県営体育施設の整備等に取り組みます。 | 政策企画部<br>土木部<br>教育庁 |

笠間高等学校メディア芸術科でのアニメーション教育

チャレンジいばらき業界研究会

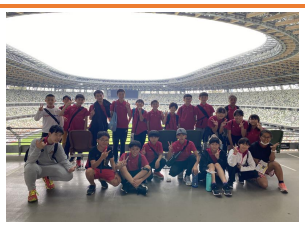

自然博物館のネイチャーガイド

ジュニアアスリート育成事業

いばらきキャンプ

# 政策19　デジタルトランスフォーメーション（ＤＸ）の推進

これまで（２０１８～２０２５）の成果

◆「２０２４年問題」への対応として、ＤＸの活用等により、貨物運送事業者の荷待ち時間の削減や荷役作業の効率化、乗合バス事業者の運転士の業務負担軽減や運行管理者の業務効率化を支援
◆ビッグデータやＡＩ等のデジタル技術を活用した新たな行政サービスの創出を目指し、救急搬送時間の短縮や豪雨時の河川浸水エリアの予測等、県民の安心安全につながるシステムを構築し、その有効性を実証するプロジェクトを実施（２０２２年度）
◆児童相談所において、相談中の会話から即座に適切な支援情報を判断し提供するほか、相談内容を要約した資料を自動作成の上、情報共有化するシステムを構築し、対応力を強化（２０２４年度）
◆高度デジタル人材の育成を推進するため、産業技術短期大学校を「情報テクノロジー大学校」として大学校化（２０２６．４）
◆都道府県で初めて契約当事者が電子証明書を必要としない立会人型電子契約を導入（２０２１）
◆都道府県で初めて、電子ファイルでも文書の真正性確認が可能な電子印影、電子署名、タイムスタンプの３つを付与する電子公印システムを導入（２０２１）

運送事業におけるDXの活用

情報テクノロジー大学校の開設

今後の課題

○ 急激な人口減少や少子高齢化、さらには気候変動やエネルギー問題等、複雑化する社会課題に直面する中、ＡＩ、ＩｏＴ、ビッグデータ、さらには量子コンピューティングや生成ＡＩといった新たなデジタル技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、持続可能で包摂的な社会の実現を目指すことが求められています。
○ デジタル技術の活用を更に加速させるため、情報システムの高度化やセキュリティ対策の強化に加え、デジタル人材の育成・確保、地域間格差の是正、そしてデジタルデバイドの解消など包括的な環境整備が重要です。
○ 県民があらゆる行政手続をいつでもどこでも安全かつ簡便にオンラインで行える環境を整備するとともに、生成ＡＩやＲＰＡを活用した業務効率化を進め、職員がより創造的で付加価値の高い業務に注力できる体制を構築の上、県民一人ひとりのニーズに応じたパーソナライズされた行政サービスを提供し、将来にわたり持続可能で信頼される「スマート自治体」の実現を目指します。

## 施策（１）　ＡＩをはじめとするデジタル技術による社会変革の促進

| 主な取組（先端技術の活用） | 主な担当部局 |
|---|---|
| ① 農林水産業の生産性を高めるため、ＩＣＴやＡＩ、ロボット等のスマート技術を活用した効率的な生産技術の開発・導入を支援し、質の高い経営を実現します。 | 農林水産部 |
| ② 建設分野における生産性の向上やインフラの維持管理の効率化・高度化を図るため、建設プロセス全体でＩＣＴやＡＩ等のデジタル技術の活用を推進します。 | 土木部<br>企業局 |
| ③ 水道事業の広域化を見据えた施設の統廃合を含めた施設管理の効率化や水道インフラの長寿命化に向け、ＡＩを活用した浄水場の自動運転や集中監視、ドローンを活用した水道施設点検など、デジタル化を積極的に推進します。 | 企業局 |
| ④ ＤＸの取組を加速化するため、最新技術の動向を把握し、業務改革への積極的な取り入れを推進することで、県全体としてＤＸの推進に取り組みます。 | 全部局 |
| **主な取組（データの活用や人材育成など）** | **主な担当部局** |
| ⑤ デジタル人材を育成するため、リスキリング環境を整備するとともに、専門的な技能・知識を習得するための職業訓練に取り組みます。 | 産業戦略部 |

| | | |
|---|---|---|
| ⑥ | 企業の競争力を強化するため、デジタル技術を活用できる人材の育成等に取り組むことにより、新分野進出やビジネス創出を促進します。 | 産業戦略部 |
| ⑦ | デジタル社会で活躍する人材を育成するため、ＩＣＴを活用した教育の充実など、ＧＩＧＡスクール構想を推進し、教育の質の向上を図ります。 | 教育庁 |
| ⑧ | ＡＩやビッグデータ等の利活用によるビジネスの活性化のため、ＡＩによる業務効率化等の講座や産学官連携プログラムを実施し、デジタル革命を担う高度ＩＴ人材育成を推進します。 | 産業戦略部<br>教育庁 |
| ⑨ | 安全・安心・快適な移動を実現するため、デジタルデバイドにも配慮しながら、地域公共交通へのＩＣＴ等デジタル技術の導入を促進します。 | 政策企画部 |

## 施策（２）　スマート自治体の実現に向けた取組の推進

| 主な取組 | | 主な担当部局 |
|---|---|---|
| ① | デジタル技術を積極的に活用し県民サービスの向上を図るため、市町村の行政手続のオンライン化・業務効率化等を推進します。 | 政策企画部 |
| ② | 誰もがホームページやウェブサービスを利用できるよう、県が提供するウェブサイトのアクセシビリティの確保等により、デジタルデバイドの解消に取り組みます。 | 総務部<br>政策企画部 |
| ③ | 県庁業務の更なる効率化を図るため、新しいデジタル技術を活用した業務改革をこれまで以上に進めるとともに、独自にシステムを保有しないなど費用対効果に優れた業務システムの利用を推進します。 | 総務部<br>政策企画部 |
| ④ | ＡＩ等のデジタル技術を活用した新たな行政サービスの創出や業務改革を推進するため、県職員のデジタル技術に関する知見向上を図り、政策形成をけん引する人材を育成します。 | 総務部<br>政策企画部 |

**無人田植機による田植え作業**

**ドローンを活用した病害虫防除**

**建設分野におけるＩＣＴの活用**

**ドローンを活用した河川の点検**

**ドローンを活用した防災訓練**

**ＧＩＧＡスクール**

# 政策20　活力を生むインフラと住み続けたくなるまち

これまで（２０１８～２０２５）の成果

◆２０２４年度、茨城空港の旅客数は過去最多の約７８万人を達成
◆韓国の清州及びソウル定期便が就航（２０２５～）
◆茨城空港が今後目指すべき姿・果たすべき役割、それらを実現するために必要な取組「茨城空港将来ビジョン」を策定（２０２５）
◆旅客や航空会社が、より茨城空港を利用しやすくなるよう、国際線の乗り入れ可能時間帯の拡大、乗り入れ間隔の制限を撤廃（２０２５）
◆つくばエクスプレス県内延伸方面を土浦方面に決定（２０２３）、土浦延伸の事業性・採算性を確認した「つくばエクスプレス延伸構想 事業計画素案」を策定（２０２５．２）
◆圏央道４車線化、東関道水戸線開通目標が公表
◆都市軸道路利根川橋梁（仮称）の新規事業化（２０２５）、（仮称）鹿行南部道路の基本方針が策定（２０２４）
◆茨城の港の優位性をＰＲしながら、積極的な航路誘致に取り組んだ結果、茨城港常陸那珂港区において、新たに中国定期コンテナ航路が開設（２０２４）

圏央道の４車線化

東関道水戸線の整備

今後の課題

○ 本県の発展基盤である陸・海・空の広域交通ネットワークの形成・充実が求められているとともに、公共施設の長寿命化対策が求められています。
○ 国内外の様々な地域との玄関口となる港湾・空港の更なる利活用や新規路線の拡大が求められています。
○ 東京圏からの新たな鉄道ネットワーク構築に向け、関係者と協議・調整を進める必要があります。
○ ハード面（バリアフリー化、歩行空間の確保等）及びソフト面（住民サービスの向上等）の取組により、安心して快適に暮らせる人にやさしいまちづくりが求められています。
○ 歴史・伝統、芸術・文化、スポーツなど地域特性を最大限活用し、「住みたい・住み続けたい」と思える、魅力あるまちづくりが求められています。

## 施策（１）　未来の交通ネットワークの整備

| 主な取組（陸上ネットワーク） | 主な担当部局 |
|---|---|
| ① 速達性とアクセス性が確保された高速道路ネットワークの形成のため、東関道水戸線の全線開通や圏央道の４車線化の整備を促進するとともに、（仮称）鹿行南部道路の計画の具体化に向けて検討します。 | 政策企画部<br>土木部 |
| ② 物流の効率化、地域活性化、防災機能の強化等を図るため、スマートＩＣの新設を促進するとともに、アクセス道路の整備を推進します。 | 土木部 |
| ③ 地域間のネットワーク強化、地域拠点へのアクセス強化のため、筑西幹線道路や県北高規格道路などの整備を推進するとともに、（仮称）茨城縦貫幹線道路（つくば－笠間－大子）など既存道路の機能強化を推進します。 | 政策企画部<br>土木部 |
| ④ 交通の円滑化を図るため、交通管制システムにより制御できるエリアの見直しを行うとともに、ＩＣＴを活用した渋滞対策等を推進します。 | 政策企画部<br>土木部<br>警察本部 |
| ⑤ 東京圏から茨城県全域に向けた経済効果の波及や、災害等の輸送障害発生時の広域的なリダンダンシー確保に向け、つくばエクスプレスの土浦延伸や東京延伸を推進するとともに、地下鉄８号線の県内延伸やＪＲ常磐線の輸送力増強に向けた検討を促進します。 | 政策企画部 |
| ⑥ 地域交通の「リ・デザイン」のため、モビリティ・データの活用推進などの交通ＤＸ・ＧＸによる省力化や自動運転の社会実装の推進等を支援します。 | 政策企画部<br>産業戦略部<br>土木部<br>警察本部 |

| 主な取組（空と海のネットワーク） | 主な担当部局 |
|---|---|
| ⑦ 首都圏第３の空港として茨城のみならず日本の国際・国内航空需要に対応するため、茨城空港の路線の拡充や既存路線の一層の利用促進を図るとともに、旅客や航空会社の利便性の更なる向上、地域の賑わい拠点づくり及び災害時の対応能力の強化に取り組みます。 | 営業戦略部 |
| ⑧ 首都圏のニューゲートウェイ創出のため、茨城港、鹿島港の防波堤や岸壁の整備を進め、経済・産業を支える物流拠点等としての港湾機能の強化を推進するとともに、カーボンニュートラルポートの形成に取り組みます。 | 土木部 |
| ⑨ 港湾の利用促進を図るため、積極的なポートセールスや各種セミナー等の開催により、取扱貨物量の増加、定期航路の拡充、開設等を促進します。 | 立地推進部<br>土木部 |

## 施策（２）　人にやさしい、魅力あるまちづくり

| 主な取組（人にやさしいまちづくり） | 主な担当部局 |
|---|---|
| ① 各地域が多様性を再構築し、都市機能の集約を進めるとともに複数の地域間の連携（コンパクト・プラス・ネットワーク）により人・モノ・情報の交流を促進します。 | 政策企画部<br>土木部 |
| ② 誰もが快適に生活できるよう、安全な歩行空間の確保や公共施設のバリアフリー化等による人にやさしいまちづくりを推進するとともに、住宅セーフティネット施策への取組や長期にわたり安全で快適な質の高い住まいの供給を促進します。 | 福祉部<br>土木部 |
| ③ 誰もがホームページやウェブサービスを利用できるよう、県が提供するウェブサイトのアクセシビリティの確保等により、デジタルデバイドの解消に取り組みます。 | 総務部<br>政策企画部 |

| 主な取組（魅力あるまちづくり） | 主な担当部局 |
|---|---|
| ④ 地域の継続的な振興を図るため、市町村や民間等と連携しながら、古民家や廃校等の地域資源、財産を活用し、魅力的なまちづくりに取り組みます。 | 政策企画部<br>立地推進部<br>教育庁 |
| ⑤ 地域の魅力や活力を向上させるため、歴史的、文化的価値を有するおまつりへの支援や文化財指定等を進めるとともに、歴史的建造物などの文化的資源や筑波山などの自然環境の有効な活用に取り組みます。 | 政策企画部<br>教育庁 |
| ⑥ 地域の活性化を図るため、プロスポーツクラブ等との連携や、若手アーティストの招へい等、スポーツや芸術を活用した取組を推進します。 | 政策企画部<br>県民生活環境部 |
| ⑦ 自転車活用による地域の活性化を図るため、道路やサイクリング拠点など安心安全な走行環境の整備や、国内外へのプロモーションにより、サイクルツーリズムを推進します。 | 政策企画部<br>営業戦略部<br>土木部 |
| ⑧ 快適で美しい街並みや人々のレクリエーション・交流空間を創出するため、都市公園等の整備や民間活力を活用した管理・運営を進め、地域の魅力を活かしたまちづくりを推進します。 | 土木部 |

つくばエクスプレス

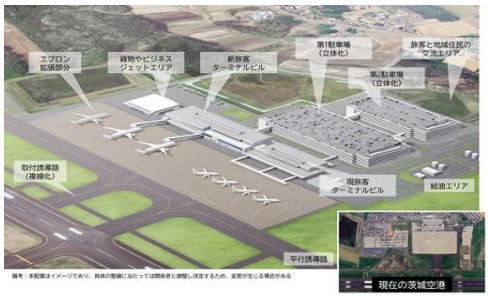


将来の茨城空港イメージ

偕楽園

鹿島灘海浜公園

【参考資料】 主要指標一覧

| Ⅰ．新しい豊かさ<br>指標名 | 指標が示すもの | 単位 | 現状値(2024年度)<br>数値 | 全国順位等 | 目標値(2029年度)<br>数値 | 設定の考え方 | 担当部局 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| **1 質の高い雇用の創出** | | | | | | | |
| （1）戦略的な企業誘致 | | | | | | | |
| 1 本社・本社機能の立地件数 | 本社・本社機能の移転を伴う新規立地件数 | 件 | 128<br>(2022～24累計) | ― | 172<br>(2026～29累計) | 過去3年間(2022～2024年度)の平均値(43件)の4年分 | 立地推進部 |
| 2 新規立地企業における雇用創出数(正規雇用) | 県内に新たに立地した企業における正規雇用の創出数(将来の予定を含む) | 人 | 4,696<br>(2022～24累計) | ― | 4,807<br>(2026～29累計) | 経済産業省「工場立地動向調査」対象企業における正規職員の雇用創出数(将来の予定を含む):過去10年間(2015～2024年)の平均値(1，102人／年)の4年分と、本社・本社機能の立地により創出された正規職員の雇用者数:過去3年間(2022～2024年度)の平均値(約100人)の4年分の合計 | 立地推進部 |
| 3 外資系企業と県内企業等とのマッチング等による県内での拠点設立や協業連携等の実現数 | 県の支援により実現したスタートアップビザ、経営管理ビザ、外資系企業登記数、県内研究機関等との共同研究数、県内での実証試験数及び県内事業者との協業数 | 件 | 5 | ― | 30<br>(2024～29累計) | 2024年度実績の5件を現状値として、2025～2029年度まで毎年度5件達成 | 営業戦略部 |
| （2）新たな産業用地の確保及び企業立地の加速化 | | | | | | | |
| 4 工場の立地件数 | 工場又は研究所を建設する目的で県内に1,000㎡以上の用地を取得(借地を含む)した件数(暦年) | 件 | 208<br>(2022～24累計) | ― | 252<br>(2026～29累計) | 経済産業省「工場立地動向調査」の2015～2024年の平均値(63件)の4年分 | 立地推進部 |
| 5 新規開発による産業用地の面積 | 新規開発により、新たに確保する産業用地の面積(県施行及び市町村等が新たに開発する産業用地のうち、期間内に分譲等を開始したもの) | ha | 192<br>(2022～24累計) | ― | 200以上<br>(2026～29累計) | 近年の分譲実績及び今後の開発動向を基に設定 | 立地推進部 |
| （3）産業を支える人材の育成・確保 | | | | | | | |
| 6 情報処理技術者試験の茨城県合格者数 | IT技術者の国家試験であるITパスポート試験・基本情報技術者試験・応用情報技術者試験の茨城県合格者数 | 人 | 3,329 | 17 | 23,420<br>(2024～29累計) | 生産年齢人口1万人当たりの合格者数で2029年度に全国7位を目指し、2024年度合格者数の約1．35倍の合格者数(2029年度単年で4，470人) | 産業戦略部 |
| **2 新産業育成と中小企業等の成長** | | | | | | | |
| （1）新たな産業の創出・育成と特色ある産業集積づくり | | | | | | | |
| 7 県の支援による県内企業の宇宙ビジネス分野における製品・サービス等の成約件数 | 県の支援を契機として、県内企業が宇宙ビジネス分野に係る製品販売、製造請負、サービス提供等の契約を成立させた件数 | 件 | 12 | ― | 72<br>(2026～29累計) | 2024年度の実績値12件を踏まえ、翌2025年度の期待値は10%増の13件とし、計画初年度(2026)以降は前年度比2件ずつ増加すると仮定した4年間の累計 | 産業戦略部 |
| （2）活力ある中小企業・小規模事業者の育成 | | | | | | | |
| 8 県の支援により新製品等の開発や新ビジネスを創出した件数 | 産業技術イノベーションセンターとの共同開発やいばらきチャレンジ基金などの県施策を活用し、製品化・実用化・新ビジネス創出をしたもののうち、販売実績を確認できた件数 | 件 | 133<br>(2022～24累計) | ― | 200<br>(2026～29累計) | 過去3年間(2022～2024年度)の平均44件の約10%増加となる50件を単年度期待値とした、計画期間4年の累計(200件) | 産業戦略部 |
| **3 強い農林水産業** | | | | | | | |
| （1）農林水産業の成長産業化と未来の担い手づくり | | | | | | | |
| 9 生産農業所得(農業経営体当たり) | 県全体の生産農業所得を県全体の農業経営体数で除したもので、農業経営体1経営体当たりの所得を示すもの(暦年) | 万円 | 415<br>(2023) | 9 | 800<br>(2028) | 2024年度(2023年実績)の農業経営体1経営体当たり生産農業所得の約2倍 | 農林水産部 |
| 10 林業経営体の事業総利益率 | 事業総利益(粗利益)を売上高で除したもので、林業経営体の収益性を示すもの | % | 21.0 | ― | 26.0 | 他産業並みの事業総利益率(26%)を実現 | 農林水産部 |
| 11 ブランド水産物の販売金額 | ブランド水産物等10種(常陸乃国しらす、常陸乃国いせ海老、鹿島灘はまぐり、鹿島たこ、アワビ、メヒカリ、常陸乃国まさば、霞ヶ浦キャビア、霞ヶ浦　暁のしらうお、アメリカナマズ)の販売金額 | 百万円 | 650 | ― | 1,300 | 2024年度の販売金額の2倍 | 農林水産部 |
| （2）県食材の国内外への販路拡大 | | | | | | | |
| 12 県産農産物のうち重点品目の販売金額 | 県産農産物のうち重点品目(常陸牛、常陸の輝き、恵水、栗、イバラキング)の販売金額 | 億円 | 174 | ― | 212 | 2024年度の販売金額174億円を約20%増加 | 営業戦略部 |
| **4 世界に飛躍する茨城** | | | | | | | |
| （1）世界に広がるIBARAKIブランド | | | | | | | |
| 13 農産物・加工食品の輸出額 | 農産物・加工食品(水産加工品を含む)の輸出額 | 億円 | 73 | ― | 186 | 2024年度の輸出実績である73．4億円の約2．5倍 | 営業戦略部 |
| 14 県の支援による工業製品の海外輸出成約額 | 県の支援による工業製品の海外輸出成約額 | 億円 | 5.1 | ― | 16.5 | 2027年度の目標値を現状値の約3倍の16．5億円とし、2028年度以降は実績を踏まえ検討 | 産業戦略部 |
| （2）世界に挑戦するベンチャー企業の創出 | | | | | | | |
| 15 県内ベンチャー企業が行った資金調達額 | ベンチャー企業が、事業の「創出期」、「拡張期」、「成長期」といった様々なステージで資金調達ができる環境であるかを測るもの | 億円 | 120<br>(2021～24累計) | ― | 130<br>(2026～29累計) | 過去4年(2021～2024年度)の資金調達額累計(120億円) × 過去4年の対前年度伸び率の平均である1．1倍 | 産業戦略部 |
| **5 自然環境の保全・再生** | | | | | | | |
| （1）循環型社会の形成 | | | | | | | |
| 16 再生可能エネルギーの導入率 | 県内の総発電電力量に占める県内設置の再生可能エネルギー発電量の比率 | % | 30.8<br>(2023) | ― | 34.5<br>(2028) | 国の2040年度における再エネ導入目標値45%(40～50%)に対する、2028 年度の期待値(29．5%)を5%上回る34．5% | 県民生活環境部 |
| （2）湖沼の水質浄化と身近な自然環境の保全 | | | | | | | |
| 17 湖沼に流入する汚濁負荷量(COD) | 生活排水などから、湖沼へ1年間に流入するCODの汚濁負荷の総量 | t／年 | (霞ヶ浦)8,765<br>(涸　沼)1,656<br>(牛久沼) 412 | ― | (霞ヶ浦)8,410<br>(涸　沼)1,575<br>(牛久沼) 384 | 各湖沼の水質保全計画等において定めた目標に対する2029年度の期待値 | 県民生活環境部 |

| Ⅱ．新しい安心安全 | 指標名 | 指標が示すもの | 単位 | 現状値（2024年度） | | 目標値（2029年度） | | 担当部局 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 数値 | 全国順位等 | 数値 | 設定の考え方 | |
| **6 県民の命を守る地域保健・医療・福祉** | | | | | | | | |
| （1） 地域における保健・医療・介護提供体制の充実 | | | | | | | | |
| | 18 救急要請から医療機関への搬送までに要した時間 | 総務省消防庁が発表する、救急自動車が救急要請から医療機関への搬送までに要した平均時間 | 分 | 47.7<br>（2023） | 42 | 全国平均以下 | 救急自動車が救急要請から医療機関への搬送までに要した時間を全国平均以下に短縮 | 保健医療部 |
| （2） 医療人材・福祉人材確保対策 | | | | | | | | |
| | 19 医師不足地域に勤務する3年目以降の修学生医師数 | 医師不足地域で勤務する修学生医師のうち、臨床研修を終えた医師3年目以降の人数 | 人 | 88 | ― | 148 | 3年目以降の修学生医師のうち医師不足地域に勤務する医師の割合について、2022年度から2024年度までの3年間の平均値が33．3%であることから、これを超える40%（148人）に増加 | 保健医療部 |
| | 20 介護サービスが充足していると感じる利用者の割合 | 利用者にとって必要な介護サービスと実際に提供される介護サービスが一致している人の割合 | % | 56.3<br>（2025） | ― | 80.0 | 介護支援専門員（ケアマネジャー）へのアンケート調査において、「担当する利用者に必要な介護サービスと実際に提供される介護サービスが一致している人の割合が8割以上」とする回答の割合を、現状値の56．3%から80%まで増加 | 福祉部 |
| （3） 精神保健対策・自殺対策 | | | | | | | | |
| | 21 自殺者数（20歳未満） | 20歳未満の自殺者数（暦年） | 人 | 21 | ― | 10 | 2029年までに現状値の21人を半減 | 福祉部<br>教育庁 |
| （4） 健康危機への対応力の強化 | | | | | | | | |
| | 22 県内保健所職員のDHEAT隊員登録率 | 保健所配置の技術職員のうち、国または県独自のDHEAT研修を修了した者の割合 | % | 45.8 | ― | 100 | 保健所配置の全ての技術職員が国または県独自のDHEAT研修を修了 | 保健医療部 |
| **7 健康長寿日本一** | | | | | | | | |
| （1） 人生百年時代を見据えた健康づくり | | | | | | | | |
| | 23 通いの場への高齢者の参加率 | 通いの場へ参加した65歳以上の高齢者の割合 | % | 5.1<br>（2023） | 39 | 11.0<br>（2028） | 2024年度（2023年度実績）を基準値として、2029年度（2028年度実績）までに倍増 | 福祉部 |
| （2） 認知症対策の強化 | | | | | | | | |
| | 24 チームオレンジが活動する市町村数 | 地域の認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組みであるチームオレンジが活動する市町村数 | 市町村 | 16 | ― | 44 | 県内全市町村においてチームオレンジが活動 | 保健医療部 |
| （3） がん対策 | | | | | | | | |
| | 25 がん検診受診率（市町村国保加入者に係るもの） | 国民健康保健被保険者における市町村が実施する住民検診におけるがん検診受診率 | % | 15.7<br>（2023） | ― | 20.0<br>（2028） | 肺がん、胃がん、大腸がん、乳がん、子宮頸がんの各5大がん検診すべてで受診率20%以上を目指す | 保健医療部 |
| **8 障害のある人も暮らしやすい社会** | | | | | | | | |
| （1） 障害者の自立と社会参加の促進 | | | | | | | | |
| | 26 就労選択支援事業所の設置市町村数 | 就労選択支援事業を行う事業所の県内市町村への設置数 | 市町村 | ― | ― | 44 | 就労選択支援事業所を県内全ての市町村で設置 | 福祉部 |
| （2） 障害者の就労機会の拡大 | | | | | | | | |
| | 27 就労継続支援B型事業所における平均工賃（月額） | 県内の各就労継続支援B型事業所（雇用契約に基づく就労が困難な障害者が、生産活動の機会を通じて、必要な訓練等を行う事業所）が、利用者に支払う月額工賃の平均額 | 円 | 19,882<br>（2023） | ― | 27,710<br>（2028） | 全国10位の水準 | 福祉部 |
| | 28 民間企業における障害者雇用率 | 県内企業における障害者の雇用状況 | % | 2.33 | 45 | 2.70 | 2026年7月に、法定雇用率が従来の2．5%から2．7%に引き上げられるため、これに合わせて設定 | 産業戦略部 |
| **9 安心して暮らせる社会** | | | | | | | | |
| （1） 地域の日常生活の維持確保とコミュニティ力の向上 | | | | | | | | |
| | 29 地域の足を支える公共交通の利用者数 | 本県の路線バス、コミュニティ交通の利用者数の合計 | 万人 | 3,567 | ― | 3,756 | 2016年度から2024年度（コロナ禍の2020年度から2022年度を除く）の増加率と同程度の利用者数を増加 | 政策企画部 |
| | 30 県内の地域活動団体数 | 県内でボランティア、コミュニティ活動を行う地域活動団体数 | 件 | 329<br>（2021～24累計） | ― | 454<br>（2021～29累計） | 地域貢献活動を行っている団体数を毎年度25団体増加 | 県民生活環境部 |
| （2） 安心な暮らしの確保 | | | | | | | | |
| | 31 大口径下水道管路の要対策箇所における対策完了率 | 下水道管路の全国特別重点調査において要対策箇所と判定された県管理下水道管路（口径2m以上かつ30年以上経過した15．7km）のうち、対策を実施した割合 | % | ― | ― | 80.0 | 2030年度に100%を達成するための2029年度の期待値 | 土木部 |
| | 32 下水道管路の耐震化完了率 | 下水道の急所施設（その施設が機能を失えば下水道全体が機能を失う最重要施設）となっている県管理下水道管路全延長のうち耐震化が完了した割合 | % | 36.3 | ― | 39.8 | 上下水道耐震化計画（2025年度～2029年度）で設定した2029年度の目標値 | 土木部 |
| （3） 犯罪や交通事故の起きにくい社会づくり | | | | | | | | |
| | 33 住宅侵入窃盗・自動車盗の認知件数 | 県内の住宅侵入窃盗・自動車盗の認知件数（暦年） | 件 | 1,560 | ― | 1,220 | 現状値から約22%減少 | 警察本部 |
| | 34 金属盗の認知件数 | 県内の金属盗の認知件数（暦年） | 件 | 3,628 | ― | 2,900 | 現状値から約20%減少 | 警察本部 |
| | 35 農作物盗難の認知件数 | 県内の農作物盗難の認知件数（暦年） | 件 | 116 | ― | 80 | 過去5年間の平均値（96件）から約20%減少 | 警察本部 |
| | 36 交通事故死者数 | 県内の交通事故死者数（暦年） | 人 | 94 | ワースト9 | 70 | 第12次茨城県交通安全計画の2030年の目標に対する2029年の期待値 | 警察本部 |
| | 37 不法投棄発生件数 | 産業廃棄物不法投棄の認知件数 | 件 | 112 | 9 | 80以下 | 過去最少（2017年度77件）程度に減少 | 県民生活環境部 |

| | 指標名 | 指標が示すもの | 単位 | 現状値(2024年度) 数値 | 現状値(2024年度) 全国順位等 | 目標値(2029年度) 数値 | 目標値(2029年度) 設定の考え方 | 担当部局 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| **10 災害・危機に強い県づくり** | | | | | | | | |
| （1） 災害・危機に備えた県土整備や危機管理体制の充実強化 | | | | | | | | |
| 38 | 市町村における避難行動要支援者に係る個別避難計画の作成率 | 市町村による避難行動要支援者に係る個別避難計画作成の進捗率 | % | 30.0 | 9 | 100 | 全ての避難行動要支援者に係る個別避難計画を作成 | 福祉部<br>防災・危機管理部 |
| 39 | 河川改修率 | 県管理河川における要改修延長のうち、改修済延長の割合 | % | 58.8 | — | 59.7 | 毎年の進捗率を過去5か年の平均進捗率（0．17%／年）の1．2倍（0．204%／年）に | 土木部 |
| （2） 原子力安全対策の徹底 | | | | | | | | |
| 40 | 事故・故障等の発生をゼロに抑えた原子力事業所の割合 | 原子力安全協定に基づく事故・故障等の発生をゼロに抑えた事業所の割合 | % | 76.5 | — | 100 | 全ての原子力安全協定締結事業所において、事故・故障等の発生ゼロ | 防災・危機管理部 |
| （3） 健康危機への対応力の強化 | | | | | | | | |
| 41 | 県内保健所職員のDHEAT隊員登録率 | 保健所配置の技術職員のうち、国または県独自のDHEAT研修を修了した者の割合 | % | 45.8 | — | 100 | 保健所配置の全ての技術職員が国または県独自のDHEAT研修を修了 | 保健医療部 |
| **Ⅲ．新しい人財育成** | | | | | | | | |
| **11 次世代を担う「人財」** | | | | | | | | |
| （1） 「生きる力」をはぐくむ教育の推進 | | | | | | | | |
| 42 | 児童生徒の学力の全国順位 | 全国学力・学習状況調査における小学6年生と中学3年生の学力の全国順位 | 位 | 23 | — | 1 | 全国1位 | 教育庁 |
| （2） 新しい時代に求められる能力の育成 | | | | | | | | |
| 43 | 全国レベルの中高生向けプログラミング・コンテストの入賞組数 | 全国レベルのプログラミングコンテストでの県内中高生の入賞組数 | 組 | 7 | 9 | 12 | 中高生向けの全国レベルのプログラミング・コンテストでの入賞組数で全国5位以内 | 教育庁 |
| 44 | 大学進学率 | 県内の高等学校、中等教育学校及び特別支援学校高等部卒業者のうち4年制大学進学者の割合 | % | 54.9<br>（2023） | 17 | 60.5<br>（2028） | 全国10位以内 | 教育庁 |
| （3） 地域力を高める「人財」育成 | | | | | | | | |
| 45 | 生涯学習ボランティア活動人数 | 各県生涯学習センターの研修等を経て、生涯学習ボランティア活動を行い地域課題解決に関わった人数 | 人 | 6,746 | — | 9,000 | 現状値6，746人を約3割増加 | 教育庁 |
| **12 魅力ある教育環境** | | | | | | | | |
| （1） 魅力と特色ある学校づくり | | | | | | | | |
| 46 | 学校間の遠隔授業の受信により単位認定を行っている県立高校数 | 学校間の遠隔授業の受信により単位認定を行っている県立高校数 | 校 | — | — | 25 | 今後の小規模校化の進行も踏まえ、5年間で毎年5校程度増加させ、25校で実施 | 教育庁 |
| （2） 次世代を担う「人財」の育成と自立を支える社会づくり | | | | | | | | |
| 47 | 不登校児童生徒への対策が必要な小中義務教育学校において校内フリースクールを設置している割合 | 不登校児童生徒への対策が必要な小中義務教育学校において、校内フリースクールを設置している割合 | % | 24.5 | — | 100 | 不登校児童生徒への対策が必要なすべての小中義務教育学校に校内フリースクールを設置 | 教育庁 |
| **13 日本一、子どもを産み育てやすい県** | | | | | | | | |
| （1） 結婚・妊娠・出産の希望がかなう社会づくり | | | | | | | | |
| 48 | 県の結婚支援事業による成婚数 | いばらき出会いサポートセンターやマリッジサポーターにおける結婚支援で成婚した組数 | 組 | 2,974<br>（2006～24累計） | — | 3,924<br>（2006～29累計） | 2025年度の期待値3，124組に、目標成婚数200組／年を加算 | 福祉部 |
| 49 | 妊娠・出産について満足している者の割合 | 産後、退院してからの1か月程度、助産師や保健師等からの指導・ケアを十分に受けることができたと答えた者の割合 | % | 88.9<br>（2023） | 19 | 93.5<br>（2028） | 全国1位（2023年度　鹿児島県　93．5%）と同水準 | 福祉部 |
| （2） 安心して子どもを育てられる社会づくり | | | | | | | | |
| 50 | 手厚い保育を提供している施設の割合 | 1歳児の職員配置5：1（1人の保育士が5人の子どもを見る）を実施している保育施設の割合 | % | 53.8 | — | 100 | 全ての保育施設で手厚い保育を実施 | 福祉部 |
| 51 | 放課後児童クラブの待機児童数 | 放課後児童クラブにおける待機児童数 | 人 | 214 | — | 0 | 待機児童の発生を解消 | 福祉部 |
| （3） 児童虐待対策の推進と困難を抱える子どもへの支援 | | | | | | | | |
| 52 | 里親等委託率 | 要保護児童数のうち、里親等に委託する子どもの数の割合 | % | 25.6 | 未公表 | 50.0 | 都道府県で全国1位 | 福祉部 |
| **14 多様性を認め合い、誰もが活躍できる社会** | | | | | | | | |
| （1） 多様性を認め合い、一人ひとりが尊重される社会の実現 | | | | | | | | |
| 53 | いばらきダイバーシティ宣言県内企業数 | いばらきダイバーシティ宣言を行った県内企業等の数 | 社（団体） | 235<br>（2021～24累計） | — | 410<br>（2021～29累計） | 過去2年間の県内の宣言企業数の平均増加数28社の1．25倍となる35社を毎年増加 | 県民生活環境部 |
| （2） 女性が輝く社会の実現 | | | | | | | | |
| 54 | 法令により設置する県審議会等の女性委員の割合 | 県で法律又は政令により設置している審議会等における女性委員の割合 | % | 46.2 | — | 50.0 | 政策・方針決定過程に参画する男女の割合を平等にするため、50%に設定 | 県民生活環境部 |
| （3） 働きがいを実感できる環境の実現 | | | | | | | | |
| 55 | 茨城県働き方改革優良（推進）企業認定数 | 働き方改革について優れた取組を行う企業数 | 社（団体） | 235<br>（2019～24累計） | — | 425<br>（2019～29累計） | 過去3年間（2022～2024年度）の平均増加数を上回る認定企業数（38件×5年） | 産業戦略部 |
| **15 外国「人財」に選ばれ、共に成長する秩序ある共生社会** | | | | | | | | |
| （1） 外国「人財」が共に活躍できる就労環境の充実 | | | | | | | | |
| 56 | 外国人受入優良企業等認定制度の認定企業数 | 外国人材が共に活躍できる職場づくりにおいて、優れた取組を行う企業数 | 社 | — | — | 30<br>（2025～29累計） | 先行する群馬県の事例を上回る、5年間で30社 | 産業戦略部 |

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| （2） 外国「人財」が共に安心して生活できる環境の充実 | | | | | | | | |
| 57 | IBARAKIネイティブコミュニケーションサポーターの認定数 | 地域社会において外国人への支援を行うIBARAKIネイティブコミュニケーションサポーターの認定数 | 人 | 70（2023～24累計） | — | 150（2023～29累計） | 県内の在留外国人の増加率に合わせて2025年度の実績見込値を100人とし、2026年度以降毎年度11%増加 | 県民生活環境部 |
| 58 | 小中義務教育学校において「特別の教育課程」による日本語指導を受けている外国人児童生徒の割合 | 日本語指導が必要な外国人児童生徒のうち、「特別の教育課程」による日本語指導を受けている児童生徒の割合 | % | 75.6 | — | 100 | 日本語指導が必要な全ての外国人児童生徒に対して「特別の教育課程」による日本語指導を実施 | 教育庁 |

| Ⅳ. 新しい夢・希望 | 指標が示すもの | 単位 | 現状値(2024年度) | | 目標値(2029年度) | | 担当部局 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 指標名 | | | 数値 | 全国順位等 | 数値 | 設定の考え方 | |
| **16 魅力発信No.1プロジェクト** | | | | | | | |
| （1） 「茨城の魅力」発信戦略 | | | | | | | |
| 59 本県情報のメディアへの掲載による広告換算額 | パブリシティ活動等を通した、テレビや新聞、Web媒体等における本県情報の露出状況 | 億円 | 206 | — | 250 | 2025年度の期待値である210億円から毎年度10億円増加 | 営業戦略部 |
| （2） 県民総「茨城大好き！」計画 | | | | | | | |
| 60 茨城県に「愛着を持つ」県民の割合 | 県が実施する「郷土愛」に関する調査において、「茨城県に愛着を持っているか」の質問に対し、「持っている」、「どちらかといえば持っている」と回答した県民の割合 | % | 93.0（2025） | — | 95.0 | 2025年度の調査結果である93．0%から2%増加 | 総務部 |
| 61 茨城県へのふるさと納税寄附件数 | 茨城県へのふるさと納税の寄附件数 | 件 | 7,133 | 16 | 35,000 | 現状値（2024年度）の約5倍 | 営業戦略部 |
| **17 ビジット茨城 ～新観光創生～** | | | | | | | |
| （1） 稼げる観光地域の創出 | | | | | | | |
| 62 観光消費額 | 本県を訪れた観光入込客の消費の総額（暦年） | 億円 | 4,447 | — | 6,600 | 過去最高額である現状値の約1．5倍 | 営業戦略部 |
| 63 本県サイクルルート利用者数 | 本県サイクルルート（つくば霞ヶ浦りんりんロード、大洗・ひたち海浜シーサイドルート、奥久慈里山ヒルクライムルート）の利用者数（推計値） | 千人 | 170 | — | 220 | しまなみ海道サイクリングロードの2024年度利用者数と同水準である22万人 | 政策企画部 |
| （2） インバウンド誘客の促進 | | | | | | | |
| 64 外国人延べ宿泊者数 | 県内宿泊施設に宿泊した外国人の延べ宿泊者数（暦年） | 人泊 | 277,530 | 34 | 380,000 | コロナ禍を除いた2019年以降の毎年の増加数と同程度の増加（20，000人泊／年）を見込んで設定 | 営業戦略部 |
| 65 茨城港における外国クルーズ船の寄港回数 | 茨城港における外国クルーズ船の寄港回数 | 回 | 9（2023～24累計） | — | 40（2026～29累計） | コロナ禍後寄港を再開した2023～2024年度の寄港実績である年平均約5回の2倍となる年10回の4年分 | 土木部 |
| **18 若者が集い、「楽しさ」あふれる茨城** | | | | | | | |
| （1） 若者に魅力ある働く場づくり | | | | | | | |
| 66 大学・高校卒業者の県内企業等への就職者数 | 県内外の大学・高校卒業者の県内企業等への就職者数 | 人 | 7,199 | — | 27,530（2026～29累計） | 高校卒業者の減少や大学進学率の向上も考慮しながら、毎年度1%ずつの増加を目指して設定 | 産業戦略部 |
| （2） 若者を呼び込む茨城づくり | | | | | | | |
| 67 関係人口数（地域に関心を持ち、多様に関わる「関係人口数」） | 地域に深く関わる関係人口プロジェクトやお試し居住参加者等の、本県に関心を持ち、移住の可能性がある「関係人口数」 | 人 | 9,810（2018～24累計） | — | 20,410（2018～29累計） | 第2次総合計画における2025年度目標値（11，410人）に毎年度の増加目標値（2，250人）を計上 | 政策企画部 |
| （3） 生涯にわたる学びと心豊かにする文化・芸術 | | | | | | | |
| 68 県立美術館・博物館の利用者数 | 県立美術館・博物館の入館者数及び普及事業等の利用者数 | 千人 | 1,126 | — | 5,500（2025～29累計） | コロナ禍前の3か年（2017～2019）の平均利用者数（1，100千人）の5年分 | 教育庁 |
| （4） スポーツの振興と遊びのある生活スタイル | | | | | | | |
| 69 全国高校総合体育大会等での優勝数 | 全国高校総合体育大会等での優勝数 | 種目 | 11 | 16 | 11 | 全国10位台前半に入るための優勝数11種目（R1～R6平均） | 教育庁 |
| 70 県内施設・大会等でスポーツをする人、観る人の数 | 県内施設（県又は市町村の所有する運動公園等）や大会等（マラソン大会やスポーツチームの試合等）においてスポーツを行う人、観戦する人の数 | 万人 | 104 | — | 144 | スポーツをする人は毎年6万人、スポーツを観る人は毎年3%ずつ増加 | 政策企画部 |
| **19 デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進** | | | | | | | |
| （1） AIをはじめとするデジタル技術による社会変革の促進 | | | | | | | |
| 71 県土木部発注工事において、建設DXによる生産性の向上に取り組む工事件数の割合 | 県土木部発注の建設工事における「建設DX」対象工事のうち、現場でのICT施工に加えて、入札や契約の手続き、関係書類提出、成果品の納入まで、一連の工事の流れ全体にデジタル技術を活用する「建設DX」により生産性向上を図った工事の割合 | % | 2.5 | — | 25.0 | 現状値の10倍にあたる25%を実施 | 土木部 |
| 72 水稲経営におけるスマート農業技術を活用した経営面積の割合 | 県内の水田面積のうち、スマート農業を活用している水稲経営体の栽培面積の割合 | % | 20.0 | — | 40.0 | 現状値の2倍にあたる40%に設定 | 農林水産部 |
| 73 施設野菜経営における環境制御技術を導入した経営体の割合 | 施設野菜（イチゴ・ピーマン）経営体のうち、環境制御技術を活用している経営体の割合 | % | 3.2 | — | 20.0 | 先進県における環境制御技術の導入割合と同程度の20%に設定 | 農林水産部 |
| （2） スマート自治体の実現に向けた取組の推進 | | | | | | | |
| 74 県庁業務のすべての手続に係るオンライン申請の利用率 | 県庁業務のすべての手続に係る年間総処理件数のうち電子処理件数の割合 | % | 19.3 | — | 80.0 | パソコンやスマートフォン等の電子機器を保有していない、または操作に不慣れな申請者が一定数存在することを踏まえ、80%に設定 | 政策企画部 |
| **20 活力を生むインフラと住み続けたくなるまち** | | | | | | | |
| （1） 未来の交通ネットワークの整備 | | | | | | | |
| 75 茨城空港の旅客数 | 茨城空港の国内線・国際線旅客数 | 千人 | 776 | — | 927 | 国内線については、令和5年度から令和6年度の増加率分（＋1．4%）を毎年度増加と設定し、国際線については、従来旅客数の最大値を目標に設定 | 営業戦略部 |
| 76 重要港湾（茨城港・鹿島港）のコンテナ取扱貨物量 | 重要港湾である茨城港及び鹿島港における年間のコンテナ取扱貨物量（暦年） | TEU | 63,433 | — | 64,194 | 全国のコンテナ取扱貨物量の過去10年（2013～2023年）の伸び率1．2%増加に対して、全国の2倍の伸び率となる5年で1．2%増加 | 土木部 |
| （2） 人にやさしい、魅力あるまちづくり | | | | | | | |
| 77 県管理道路における通学路の歩道整備率 | 県管理道路のうち、通学路に指定された区間の道路延長に対する、歩道整備済み区間の道路延長の割合 | % | 76.9 | — | 79.9 | 過去の実績（2020年～2024年）の平均値（約＋0．5%／年）を上回る＋0．6%／年×5年 | 土木部 |

# 5　いばらき幸福度指標一覧

・順位算定方法：各指標の指標値を比較可能な数値（標準化変）に置き換え、キーワード別に合算平均した値の合計値で全国順位を算出

| チャレンジ | | キーワード | 指標名 | 指標が示すもの | 指標の根拠となる統計 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 統計名 | 更新頻度 | 根拠となる調査項目・算出方法等 | URL |
| 新しい豊かさ<br>含まれる政策<br>質の高い雇用の創出、新産業育成と中小企業等の成長、強い農林水産業、世界に飛躍する茨城、自然環境の保全・再生 | 1 | 雇用 | 雇用者報酬（雇用者１人当たり） | 雇用されている方の賃金の高さ | 内閣府「県民経済計算」 | 毎年 | 県民雇用者報酬÷県民雇用者数 | https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data_list/kenmin/files/files_kenmin.html |
| | 2 | | 正規雇用率 | 正規に雇用されている方の多さ | 総務省「就業構造基本調査」 | ５年毎 | 会社などの役員を除く雇用者のうち正規雇用者の割合 | https://www.e-stat.go.jp/stat-search?page=1&toukei=00200532 |
| | 3 | | 可処分所得（勤労者世帯） | 各世帯が自由に使える金額の大きさ | 総務省「全国家計構造調査」 | ５年毎 | 実収入（勤め先収入＋事業・内職収入等）－非消費支出（直接税・社会保険料等） | https://www.e-stat.go.jp/stat-search?page=1&toukei=00200564 |
| | 4 | 産業振興 | 県民所得（県民１人当たり） | 県全体の稼ぎの大きさ | 内閣府「県民経済計算」 | 毎年 | （県民雇用者報酬＋財産所得（非企業部門）＋企業所得）÷総人口 | https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data_list/kenmin/files/files_kenmin.html |
| | 5 | | 工場立地件数 | 質の高い雇用の充実状況 | 経済産業省「工場立地動向調査」 | 毎年 | 工場又は研究所を建設するために、本県に1,000㎡以上の用地を取得又は借地した社の数 | https://www.meti.go.jp/statistics/tii/ritti/index.html |
| | 6 | | 労働生産性（１時間当たり） | 産業の競争力の高さ | 内閣府「県民経済計算」<br>総務省「労働力調査」<br>厚生労働省「毎月勤労統計調査」 | 毎年 | 県内総生産÷総労働時間（毎月勤労統計調査の総実労働時間×12か月×労働力調査の就業者数） | https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data_list/kenmin/files/files_kenmin.html<br>https://www.stat.go.jp/data/roudou/pref/index.html<br>https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1a.html |
| | 7 | 農林水産業 | 農林水産業の付加価値創出額（県民１人当たり） | 儲かる農林水産業の実現状況 | 内閣府「県民経済計算」<br>総務省「人口推計」 | 毎年 | 農林水産業総生産額（名目）÷総人口 | https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data_list/kenmin/files/files_kenmin.html<br>https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00200524&tstat=000000090001 |
| | 8 | ビジネス創出 | 起業率 | 新たなビジネスにチャレンジできる環境の充実状況 | 厚生労働省「雇用保険事業統計」 | 毎年 | 当該年度に雇用関係が新規に成立した事業所数÷前年度末の適用事業所数 | https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/150-1a.html#link01 |
| | 9 | 環境保全 | CO2排出量（県民１人当たり） | カーボンニュートラルの推進状況 | 環境省「自治体排出量カルテ」<br>総務省「人口推計」 | 毎年 | 全部門（産業・家庭・運輸・一般廃棄物）合計CO2排出量÷総人口 | https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/tools/karte.html<br>https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00200524&tstat=000000090001 |
| | 10 | | 一般廃棄物リサイクル率 | 持続可能な循環型社会の実現状況 | 環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」 | 毎年 | 総資源化量÷（ごみ総処理量＋集団回収量）×100 | https://www.env.go.jp/recycle/waste_tech/ippan/stats.html |
| 新しい安心安全<br>含まれる政策<br>県民の命を守る地域保健・医療・福祉、健康長寿日本一、障害のある人も暮らしやすい社会、安心して暮らせる社会、災害・危機に強い県づくり | 1 | 地域医療・介護・保健 | 医師数（県民10万人当たり） | 地域医療・福祉を支える人材の充実状況 | 厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師統計」 | ２年毎 | 人口10万人当たりの医師数 | https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/33-20c.html |
| | 2 | | 看護職員数（県民10万人当たり） | | 厚生労働省「衛生行政報告例」 | ２年毎 | 人口10万人当たりの就業保健師・助産師・看護師・准看護師数の合計 | https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/36-19a.html |
| | 3 | | 介護職員数（県民10万人当たり） | | 厚生労働省「介護サービス施設、事業所調査」<br>総務省「人口推計」 | 毎年 | 人口10万人当たりの介護サービス事業所に従事する介護職員数(常勤換算) | https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00450042&tstat=000001029805<br>https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00200524&tstat=000000090001 |
| | 4 | | 介護・看護を理由とした離職率 | ケアラー等介護を行う家族への支援の充実状況 | 総務省「就業構造基本調査」 | ５年毎 | 過去１年間に前職を離職した者のうち、介護・看護のために前職を離職した者の割合 | https://www.e-stat.go.jp/stat-search?page=1&toukei=00200532 |
| | 5 | | 自殺者数（県民10万人当たり） | 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現状況 | 厚生労働省「人口動態調査」 | 毎年 | 人口10万人当たりの自殺者数 | https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/81-1a.html |
| | 6 | 健康長寿 | 健康寿命 | 自立した健康的な暮らしの実現状況 | 厚生労働科学研究「健康寿命及び地域格差の要因分析と健康増進対策の効果検証に関する研究」 | ３年毎 | 心身共に自立し、健康的に生活できる期間（男性の健康寿命＋女性の健康寿命）÷2 | http://toukei.umin.jp/kenkoujyumyou/#r1 |
| | 7 | 自立支援 | 障害者雇用率 | 働く意欲を持つ者が就業できる環境整備と、企業の社会的責任の実施状況 | 厚生労働省「障害者雇用状況の集計結果」 | 毎年 | 民間企業における実雇用率 | https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000079194_00005.html |
| | 8 | | 相対的貧困率 | 困窮することなく、経済的な自立を可能とする環境の充実状況 | 総務省「住宅・土地統計調査」 | ５年毎 | 総世帯の世帯人員を等価所得順に並べたときに、中央値の所得の半分以下の者の割合を対数正規分布により算出 | https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00200522 |
| | 9 | 犯罪防止・交通安全 | 刑法犯認知件数（県民千人当たり） | 身のまわりの安全（犯罪リスク）の状況 | 警察庁「犯罪統計」<br>総務省「人口推計」 | 毎年 | 警察において発生を認知した事件（刑法犯）の数 | https://www.npa.go.jp/publications/statistics/sousa/statistics.html<br>https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00200524&tstat=000000090001 |
| | 10 | | 交通事故発生件数（県民10万人当たり） | 交通事故の少ない社会の実現状況 | 警察庁「道路の交通に関する統計」 | 毎年 | 県民10万人当たりの交通事故発生件数 | https://www.npa.go.jp/publications/statistics/koutsuu/toukeihyo.html |
| | 11 | 防災対策 | 個別避難計画策定率 | 要支援者に対する災害対策の状況 | 内閣府「避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等に係る取組状況」 | 毎年 | 個別避難計画策定済の避難行動要支援者数÷避難行動要支援者名簿に記載されている人数 | https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/yoshiensha.html |
| | 12 | | 自然災害被害額（3年間平均・県民１人当たり） | 災害に強い県づくりの実現状況 | 消防庁「消防白書」 | 毎年 | 自然災害被害額の３年間平均÷総人口 | https://www.fdma.go.jp/publication/ |

| チャレンジ | | キーワード | 指標名 | 指標が示すもの | 指標の根拠となる統計 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 統計名 | 更新頻度 | 根拠となる調査項目・算出方法等 | URL |
| 新しい人財育成<br><br>含まれる政策<br>次世代を担う「人財」、魅力ある教育環境、日本一、子どもを産み育てやすい県、多様性を認め合い、誰もが活躍できる社会、外国「人財」に選ばれ、共に成長する秩序ある共生社会 | 1 | 教育振興 | 大学進学率 | 大学等に進学する人財の多さ | 文部科学省「学校基本調査」 | 毎年 | 高等学校(全日制・定時制)等卒業者のうち、文部科学省「学校基本調査」における「大学等進学者」の割合 | https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00400001&tstat=000001011528 |
| | 2 | | 学力 | 児童生徒の基礎学力 | 国立教育政策研究所「全国学力・学習状況調査」 | 毎年 | 公立小・中学生に対する教科調査の平均正答数（問）の合計 | https://www.nier.go.jp/kaihatsu/zenkokugakuryoku.html |
| | 3 | | 不登校児童生徒率 | 支援を必要とする子どもの状況 | 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に対する調査」 | 毎年 | 国公私立小・中学校の児童・生徒のうち不登校の児童・生徒の割合 | https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302902.htm |
| | 4 | | 子どもの運動能力 | 運動やスポーツに親しむなどにより健やかな体が育まれている状況 | スポーツ庁「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」 | 毎年 | 公立小・中学校それぞれの体力合計点（男女別）の合計 | https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/toukei/kodomo/zencyo/1368222.htm |
| | 5 | 出産・育児 | 合計特殊出生率 | 安心して子どもを産み育てられる環境の整備状況 | 厚生労働省「人口動態調査」 | 毎年 | 15～49歳の女性の年齢別出生率の合計（一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数） | https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/81-1a.html |
| | 6 | | 放課後児童クラブ待機児童率 | 就業を希望する養育者が、仕事と育児を両立できる環境の整備状況 | こども家庭庁「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況」 | 毎年 | 放課後児童クラブの利用を希望したが利用できなかった児童数÷利用希望児童数 | https://www.cfa.go.jp/policies/kosodateshien/houkago-jidou/ |
| | 7 | 多様性・女性活躍・人権 | パートナーシップ制度人口カバー率 | 多様な個人を尊重しあう社会の実現状況 | 渋谷区・NPO法人虹色ダイバーシティ「全国パートナーシップ制度共同調査」 | 毎年 | 性的マイノリティの方を対象とするパートナーシップ宣誓制度を導入する自治体の人口÷総人口 | https://www.city.shibuya.tokyo.jp/kusei/shisaku/lgbt/kyodochosa.html |
| | 8 | | 男女の賃金格差 | 誰もが意欲と能力に応じて活躍できる社会の実現状況 | 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」 | 毎年 | 女性の所定内給与額÷男性の所定内給与額×100 | https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00450091&tstat=000001011429 |
| | 9 | | 人権侵犯事件件数（県民１万人当たり） | いじめや虐待、ハラスメントなど個人の権利侵害のない社会の実現状況 | 法務省「人権侵犯事件統計」<br>総務省「人口推計」 | 毎年 | １万人当たりの人権侵犯事件（差別、虐待、ハラスメント等）の件数 | https://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_jinken.html<br>https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00200524&tstat=000000090001 |
| | 10 | 働き方 | 所定外労働時間 | ワーク・ライフ・バランスの実現状況 | 厚生労働省「毎月勤労統計調査」 | 毎年 | 事業規模５人以上の常用労働者１人当たりの所定外労働時間数 | https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1a.html |
| | 11 | | 男性の育児休業等制度利用率 | 男性の家事・育児への参画状況 | 総務省「就業構造基本調査」 | ５年毎 | 育児をしている男性有業者のうち、過去１年間に育児休業等制度を利用した者の割合 | https://www.e-stat.go.jp/stat-search?page=1&toukei=00200532 |
| | 12 | 国際交流・共生 | 留学生数（県民10万人当たり） | 多様な文化や価値観の人々と交流できる機会の多さ | （独）日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査結果」<br>総務省「人口推計」 | 毎年 | 留学生数÷総人口 | https://www.studyinjapan.go.jp/ja/statistics/zaiseki/<br>https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00200524&tstat=000000090001 |
| | 13 | | 専門的・技術的な外国人財率 | 外国人財が共に活躍する共生社会の実現状況 | 厚生労働省「『外国人雇用状況』の届出状況」 | 毎年 | 「専門的・技術的分野」の在留資格を持つ外国人数÷外国人労働者数 | https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_50256.html |
| 新しい夢・希望<br><br>含まれる政策<br>魅力発信No.1プロジェクト、ビジット茨城～新観光創生～、若者が集い、「楽しさ」あふれる茨城、デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進、活力を生むインフラと住み続けたくなるまち | 1 | 観光振興 | 外国人宿泊者数 | インバウンドの推進状況 | 観光庁「宿泊旅行統計調査」 | 毎年 | 外国人延べ宿泊者数（人泊） | https://www.mlit.go.jp/kankocho/siryou/toukei/shukuhakutoukei.html |
| | 2 | | 国内旅行者数 | 魅力ある地域資源の充実状況 | 観光庁「旅行・観光消費動向調査」 | 毎年 | 観光・レクリエーション目的で本県を訪れた日本人観光客数 | https://www.mlit.go.jp/kankocho/siryou/toukei/shouhidoukou.html |
| | 3 | 若者に魅力ある雇用 | 本社機能流出・流入数 | 若者に魅力ある雇用の充実状況 | （株）帝国データバンク「首都圏・本社移転動向調査」 | 毎年 | 本社機能流入企業数－本社機能流出企業数 | https://www.tdb.co.jp/report/watching/index.html |
| | 4 | | 若者就職者超過率 | | 厚生労働省「雇用動向調査」<br>総務省「人口推計」 | 毎年 | 29歳以下の入職超過者数÷29歳以下の人口 | https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00450073&tstat=000001012468<br>https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00200524&tstat=000000090001 |
| | 5 | 学び・文化・スポーツ・遊び | 教養・娯楽（サービス）支出額（3年間平均） | 教養や芸術に触れる機会やスポーツを楽しむ機会の実現状況 | 総務省「家計調査」 | 毎年 | １世帯当たり年間の教養・娯楽（サービス）支出額の３年間平均<br>教養・娯楽（サービス）例：パック旅行費、習い事の月謝、映画・文化施設等入場料、スポーツ観戦料等 | https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00200561&tstat=000000330001 |
| | 6 | | 無形民俗文化財件数 | 歴史や文化の豊かさとそれを引き継ぐ地域のつながりの状況 | 文化庁「文化財指定等の件数」<br>文化庁「都道府県・市町村指定等文化財の件数」 | 毎年 | 国・県・市町村指定の無形民俗文化財登録件数の合計 | https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/shitei.html<br>https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/chiho_shitei/kensu.html |
| | 7 | 新しい人の流れ | 社会増加率 | 本県への人口の流入状況 | 総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」 | 毎年 | 社会増加数（転入数－転出数＋その他増減）÷調査対象年の1月1日時点の人口×100 | https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00200241 |
| | 8 | DX推進 | デジタルガバメント率（市町村） | 時間と場所を問わず簡便に行政サービスを受けられる社会の実現状況 | デジタル庁「地方公共団体におけるオープンデータの取組状況」<br>総務省「マイナンバーカード交付状況について」<br>総務省「地方公共団体における行政情報化の推進状況調査」 | 毎年 | オープンデータ取組率、マイナンバーカード取得率、オンライン利用促進に向けた取組状況率の３指標の平均値 | https://www.digital.go.jp/resources/data_local_governments/<br>https://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/kofujokyo.html<br>https://www.soumu.go.jp/denshijiti/060213_02.html |

第 66 号議案

③

茨城県教育庁組織規則の一部を改正する規則

茨城県教育庁組織規則（昭和 46 年茨城県教育委員会規則第３号）の一部を次のように改正する。

別表第１総務企画部の部総務課の項第 37 号中「他課」の次に「及び室」を加える。

別表第１学校教育部の部教育改革課の項中第８号を第 10 号とし、第７号を第９号とし、同項第６号中「市町村立学校，県立中学校，県立高等学校，県立中等教育学校，県立特別支援学校及び私立学校教職員」を「教育職員」に改め、同号を同項第８号とし、同項第５号を削り、同項第４号を同項第７号とし、同項第３号を同項第６号とし、同項第２号を同項第５号とし、同項第１号の次に次の３号を加える。

２　教員選考試験に関すること。

３　教職員の研修に関する計画の策定に関すること。

４　教育研修センターに関すること。

別表第１学校教育部の部高校教育課の項中第 13 号を削り、第 14 号を第 13 号とし、第 15 号を第 14 号とし、第 16 号を第 15 号とし、同号の次に次の１号を加える。

16　県立高等学校進学学力検査並びに県立中学校及び県立中等教育学校の進学適性検査に関すること。

同項中第 20 号を削る。

付　則

この規則は、令和８年４月１日から施行する。

令和８年３月 25 日提出

茨城県教育委員会教育長　　柳橋　常喜

（提案理由）

教育研修センターの所管課の変更等に伴い、所要の改正をしようとするもの

茨城県教育庁組織規則（昭和46年教育委員会規則第３号）新旧対照表

| 改正案 | 現行 |
| --- | --- |
| 別表第１　本庁の部並びに課及び室の分掌事務（第６条） | 別表第１　本庁の部並びに課及び室の分掌事務（第６条） |
| 総務企画部 | 総務企画部 |
| 総務課 | 総務課 |
| （略） | （略） |
| （人権教育室） | （人権教育室） |
| 37　人権教育に関すること（他課及び室の所管に係るものを除く。）。 | 37　人権教育に関すること（他課　　の所管に係るものを除く。）。 |
| （略） | （略） |
| 学校教育部 | 学校教育部 |
| 教育改革課 | 教育改革課 |
| １　教育改革の推進に関すること。 | １　教育改革の推進に関すること。 |
| ２　教員選考試験に関すること。 | （新設） |
| ３　教職員の研修に関する計画の策定に関すること。 | （新設） |
| ４　教育研修センターに関すること。 | （新設） |
| ５　市町村立学校，県立中学校，県立高等学校，県立中等教育学校及び県立特別支援学校教職員の分限，懲戒その他人事に関すること。 | ２　市町村立学校，県立中学校，県立高等学校，県立中等教育学校及び県立特別支援学校教職員の分限，懲戒その他人事に関すること。 |
| ６　市町村立学校，県立中学校，県立高等学校，県立中等教育学校及び県立特別支援学校教職員に係る損害賠償に関すること。 | ３　市町村立学校，県立中学校，県立高等学校，県立中等教育学校及び県立特別支援学校教職員に係る損害賠償に関すること。 |
| ７　市町村立学校，県立中学校，県立高等学校，県立中等教育学校及び県立特別支援学校教職員に係る争訟事務に関すること。 | ４　市町村立学校，県立中学校，県立高等学校，県立中等教育学校及び県立特別支援学校教職員に係る争訟事務に関すること。 |
| （削除） | ５　教育職員免許法認定講習に関すること。 |

| | |
|---|---|
| 8　教育職員<br>の免許に関すること。 | 6　市町村立学校，県立中学校，県立高等学校，県立中等教育学校，県立特別支援学校及び私立学校教職員の免許に関すること。 |
| （ICT教育推進室） | （ICT教育推進室） |
| 9　教育情報ネットワークに関すること。 | 7　教育情報ネットワークに関すること。 |
| 10　市町村立学校，県立中学校，県立高等学校，県立中等教育学校及び県立特別支援学校の情報化推進に関すること。 | 8　市町村立学校，県立中学校，県立高等学校，県立中等教育学校及び県立特別支援学校の情報化推進に関すること。 |
| （略） | （略） |
| 高校教育課 | 高校教育課 |
| 1～12　（略） | 1～12　（略） |
| （削除） | 13　県教育研修センターに関すること。 |
| 13　県奨学資金に関すること。 | 14　県奨学資金に関すること。 |
| 14　県立高等学校教職員等の職員団体に関すること。 | 15　県立高等学校教職員等の職員団体に関すること。 |
| 15　豊かな心の育成に係る調整及び推進に関すること。 | 16　豊かな心の育成に係る調整及び推進に関すること。 |
| 16　県立高等学校進学学力検査並びに県立中学校及び県立中等教育学校の進学適性検査に関すること。 | （新設） |
| （高校教育改革推進室） | （高校教育改革推進室） |
| 17～19　（略） | 17～19　（略） |
| （削除） | 20　県立高等学校進学学力検査並びに県立中学校及び県立中等教育学校の進学適性検査に関すること。 |
| （略） | （略） |

## 茨城県教育庁組織規則の一部改正について

### １　改正する規則

茨城県教育庁組織規則（昭和 46 年茨城県教育委員会規則第３号）

### ２　改正の理由

教育研修センターの所管課の変更等に伴い、所要の改正をしようとするもの

### ３　改正内容

#### （１）教育研修センター所管課の変更

教職員の研修計画の策定を所掌する教育改革課と、当該計画に基づき研修を実施する教育研修センターとの連携をより円滑にするため、教育研修センターの所管を高校教育課から教育改革課へ変更するもの

#### （２）その他所要の改正

### ４　施行年月日

令和８年４月１日

④

第 67 号議案

茨城県看護専門学校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

茨城県看護専門学校の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 14 年茨城県教育委員会規則第５号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

茨城県立看護大学校及び茨城県立つくば看護専門学校の設置及び管理に関する条例施行規則

第１条中「茨城県看護専門学校」を「茨城県立看護大学校及び茨城県立つくば看護専門学校」に改める。

第２条を次のように改める。

（定員及び在学年限）

第２条　条例第２条第１項の茨城県立看護大学校（以下「看護大学校」という。）の学生の定員及び在学年限は，次の表のとおりとする。

| 課程 | 学科 | 定員 | 在学年限 |
|---|---|---|---|
| 看護専門課程 | 助産学科 | 25 人 | ２年 |
| | 看護学科 | 160 人（各学年 40 人） | ８年 |

２　条例第２条第２項の茨城県立つくば看護専門学校（以下「つくば看護専門学校」という。）の学生の定員及び在学年限は,以下の表のとおりとする。

| 課程 | 学科 | 定員 | 在学年限 |
|---|---|---|---|
| 看護専門課程 | 看護学科 | 120 人（各学年 40 人） | ６年 |

第５条第１項中「単位数は,」の次に「看護大学校の」を加え、「(３年課程)」を削り、「看護学科（２年課程)」を「つくば看護専門学校の看護学科」に改める。

第６条中「学校に,」を「看護大学校及びつくば看護専門学校（以下「学校」と総称する。）に,」に改める。

第８条第２項中「(３年課程)」を削り、同条第３項を削る。

第 11 条第２項の次に次の２項を加える。

３　休学期間は，通算して３年を超えることができない。

４　休学期間は，第２条に定める在学年限の期間には算入しない。

第 16 条の見出しを「(高度専門士及び専門士)」に改め、同条中「看護学科（３年課程）又は看護学科（２年課程)」を「つくば看護専門学校の看護学科」に改め、同条を同条第２項とし、同条に第１項として次の１項を加える。

看護大学校の看護学科の卒業を認定された者は，高度専門士（看護専門課程）と称することができる。

第 20 条第１項中「茨城県立中央看護専門学校及び茨城県立つくば看護専門学校」を「学校」に改め、「置く」の次に「ことができる」を加える。

別表第２を次のように改める。

別表第２　看護学科（看護大学校）（第５条第１項）

| 教育内容 | | 授業科目 | 単位数 |
|---|---|---|---|
| 基礎分野 | 科学的思考の基盤 | 論理的思考 | 1 |
| | | 情報科学Ⅰ | 1 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | 情報科学Ⅱ | 1 |
| | | 統計学 | 1 |
| | | 看護と科学 | 1 |
| | 人間と生活・社会の理解 | 地域学 | 1 |
| | | 思想と宗教 | 1 |
| | | 教育学 | 1 |
| | | 家族社会学 | 1 |
| | | 文学 | 1 |
| | | 芸術 | 1 |
| | | ホスピタリティとコミュニケーション | 1 |
| | | 英語コミュニケーション | 1 |
| | | 心理学 | 1 |
| | | 人間関係論 | 1 |
| | | 運動と健康 | 1 |
| | | 法学 | 1 |
| | | 哲学 | 1 |
| | | 倫理学 | 1 |
| | | 看護に活かす経済と経営 | 1 |
| | | ボランティア論 | 1 |
| | 小計 | | 21 |
| 専門基礎分野 | 人体の構造と機能 | 形態機能学Ⅰ | 1 |
| | | 形態機能学Ⅱ | 1 |
| | | 形態機能学Ⅲ | 1 |
| | | 形態機能学Ⅳ | 1 |
| | | 生化学 | 1 |
| | 疾病の成り立ちと回復の促進 | 病理学 | 1 |
| | | 治療論 | 1 |
| | | 疾病治療論Ⅰ | 1 |
| | | 疾病治療論Ⅱ | 1 |
| | | 疾病治療論Ⅲ | 1 |
| | | 疾病治療論Ⅳ | 1 |
| | | 疾病治療論Ⅴ | 1 |
| | | 疾病治療論Ⅵ | 1 |
| | | 疾病治療論Ⅶ | 1 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | 疾病治療論Ⅷ | 1 |
| | | 疾病治療論Ⅸ | 1 |
| | | 臨床検査 | 1 |
| | | 薬理学 | 1 |
| | | 微生物学 | 1 |
| | | 栄養学 | 1 |
| | 健康支援と社会保障制度 | 公衆衛生学 | 1 |
| | | 社会保障と社会福祉 | 2 |
| | | チーム医療論Ⅰ | 1 |
| | | 関係法規 | 1 |
| | | 総合医療論 | 1 |
| | 小計 | | 26 |
| 専門分野 | 基礎看護学 | 看護学概論 | 1 |
| | | 看護倫理 | 1 |
| | | 看護における基本技術Ⅰ | 1 |
| | | 看護における基本技術Ⅱ | 1 |
| | | 看護における基本技術Ⅲ | 1 |
| | | 日常生活援助技術Ⅰ | 1 |
| | | 日常生活援助技術Ⅱ | 1 |
| | | フィジカルアセスメントⅠ | 1 |
| | | フィジカルアセスメントⅡ | 1 |
| | | 診療に伴う看護技術Ⅰ | 1 |
| | | 診療に伴う看護技術Ⅱ | 1 |
| | | 看護を展開する技術Ⅰ | 1 |
| | | 看護を展開する技術Ⅱ | 1 |
| | | 救急看護 | 1 |
| | 地域・在宅看護論 | 地域・在宅看護論概論 | 1 |
| | | 地域・在宅看護援助論Ⅰ | 1 |
| | | 地域・在宅看護援助論Ⅱ | 1 |
| | | 地域・在宅看護援助論Ⅲ | 1 |
| | | 地域・在宅看護援助論演習Ⅰ | 1 |
| | | 地域・在宅看護援助論演習Ⅱ | 1 |
| | 領域横断（成人・老年） | 看護対象援助論 | 1 |
| | | ヘルスプロモーション | 1 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | 薬物療法と看護 | 1 |
| | | クリティカルケア | 1 |
| | | 周術期看護 | 1 |
| | | リハビリテーション看護 | 1 |
| | | 慢性期看護Ⅰ | 1 |
| | | 慢性期看護Ⅱ | 1 |
| | | 終末期看護 | 1 |
| | 老年看護学 | 老年看護学援助論 | 1 |
| | 小児看護学 | 小児看護学概論 | 1 |
| | | 小児看護学援助論Ⅰ | 1 |
| | | 小児看護学援助論Ⅱ | 1 |
| | | 小児看護学援助論演習 | 1 |
| | 母性看護学 | 母性看護学概論 | 1 |
| | | 母性看護学援助論Ⅰ | 1 |
| | | 母性看護学援助論Ⅱ | 1 |
| | | 母性看護学援助論演習 | 1 |
| | 精神看護学 | 精神看護学概論 | 1 |
| | | 精神看護学援助論 | 2 |
| | | 精神看護学援助論演習 | 1 |
| | 看護の統合と実践 | チーム医療論演習 | 1 |
| | | チーム医療論Ⅱ | 1 |
| | | 災害看護 | 1 |
| | | 国際看護 | 1 |
| | | 医療安全Ⅰ | 1 |
| | | 医療安全Ⅱ | 2 |
| | | 看護マネジメント | 1 |
| | | 看護学総合技術演習Ⅰ | 1 |
| | | 看護学総合技術演習Ⅱ | 1 |
| | | 看護学総合技術演習Ⅲ | 2 |
| | | キャリアデザイン | 1 |
| | | 看護研究Ⅰ | 1 |
| | | 看護研究Ⅱ | 2 |
| | | 看護の探究Ⅰ | 1 |
| | | 看護の探究Ⅱ | 1 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | 看護の探究Ⅲ | 1 |
| | | 看護の探究Ⅳ | 1 |
| | 小計 | | 62 |
| | 臨地実習 | 基礎看護学実習Ⅰ | 1 |
| | | 基礎看護学実習Ⅱ | 1 |
| | | 基礎看護学実習Ⅲ | 1 |
| | | 基礎看護学実習Ⅳ | 2 |
| | | 地域・在宅看護論実習Ⅰ | 2 |
| | | 地域・在宅看護論実習Ⅱ | 2 |
| | | 成人・老年看護学実習Ⅰ | 2 |
| | | 成人・老年看護学実習Ⅱ | 2 |
| | | 老年看護実習 | 2 |
| | | 小児看護学実習 | 2 |
| | | 母性看護学実習 | 2 |
| | | 精神看護学実習 | 2 |
| | | 統合実習Ⅰ | 2 |
| | | 統合実習Ⅱ | 1 |
| | 小計 | | 24 |
| 合計 | | | 133 |

別表第３を次のように改める。

別表第３　看護学科（つくば看護専門学校）（第５条第１項）

| 教育内容 | | 授業科目 | 単位数 |
|---|---|---|---|
| 基礎分野 | 科学的思考の基盤 | 物理学 | 1 |
| | | 心理学 | 1 |
| | | 人間関係論 | 1 |
| | | 情報科学 | 1 |
| | 人間と生活・社会の理解 | 文学と文章表現法 | 1 |
| | | 倫理学 | 1 |
| | | 社会学 | 1 |
| | | 教育学 | 1 |
| | | 人間発達学 | 1 |
| | | 外国語(英語)Ⅰ | 1 |
| | | 外国語(英語)Ⅱ | 1 |
| | | 保健体育Ⅰ | 1 |
| | | 保健体育Ⅱ | 1 |
| | | 保健体育Ⅲ | 1 |
| | 小計 | | 14 |
| 専門基礎分野 | 人体の構造と機 | 解剖生理学Ⅰ | 1 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 能<br>疾病の成り立ちと回復の促進 | 解剖生理学Ⅱ | 1 |
| | | 解剖生理学Ⅲ | 1 |
| | | 解剖生理学Ⅳ | 1 |
| | | 解剖生理学Ⅴ | 1 |
| | | 生化学 | 1 |
| | | 栄養学 | 1 |
| | | 微生物学 | 1 |
| | | 薬理学 | 1 |
| | | 病理学 | 1 |
| | | 病態生理学 | 1 |
| | | 疾病論Ⅰ | 1 |
| | | 疾病論Ⅱ | 1 |
| | | 疾病論Ⅲ | 1 |
| | | 疾病論Ⅳ | 1 |
| | | 疾病論Ⅴ | 1 |
| | | 疾病論Ⅵ | 1 |
| | | 疾病論Ⅶ | 1 |
| | 健康支援と社会保障制度 | 保健医療論 | 1 |
| | | 健康と社会・生活 | 1 |
| | | 公衆衛生学 | 1 |
| | | 社会保障と社会福祉Ⅰ | 1 |
| | | 社会保障と社会福祉Ⅱ | 1 |
| | | 看護をめぐる法と制度 | 1 |
| | 小計 | | 24 |
| 専門分野 | 基礎看護学 | 看護学概論 | 1 |
| | | 基礎看護技術Ⅰ | 1 |
| | | 基礎看護技術Ⅱ | 1 |
| | | 基礎看護技術Ⅲ | 1 |
| | | 基礎看護技術Ⅳ | 1 |
| | | 基礎看護技術Ⅴ | 1 |
| | | 基礎看護技術Ⅵ | 1 |
| | | 基礎看護技術Ⅶ | 1 |
| | | 臨床看護総論 | 1 |
| | | 臨床看護技術Ⅰ | 1 |
| | | 臨床看護技術Ⅱ | 1 |
| | | 臨床看護技術Ⅲ | 1 |
| | | 基礎看護学実習Ⅰ | 1 |
| | | 基礎看護学実習Ⅱ | 1 |
| | | 基礎看護学実習Ⅲ | 1 |
| | | 基礎看護学実習Ⅳ | 2 |
| | 地域・在宅看護論 | 地域・在宅看護論Ⅰ | 1 |
| | | 地域・在宅看護論Ⅱ | 1 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | 地域・在宅看護論Ⅲ | 1 |
| | | 地域・在宅看護論Ⅳ | 1 |
| | | 地域・在宅看護論Ⅴ | 1 |
| | | 地域・在宅看護論Ⅵ | 1 |
| | | 地域・在宅看護論実習Ⅰ | 1 |
| | | 地域・在宅看護論実習Ⅱ | 2 |
| | | 地域・在宅看護論実習Ⅲ | 2 |
| | 成人看護学Ⅰ | 成人看護学Ⅰ | 1 |
| | | 成人看護学Ⅱ | 1 |
| | | 成人看護学Ⅲ | 1 |
| | | 成人看護学Ⅳ | 1 |
| | | 成人看護学Ⅴ | 1 |
| | | 成人看護学Ⅵ | 1 |
| | | 成人看護論実習Ⅰ | 2 |
| | | 成人看護論実習Ⅱ | 2 |
| | 老年看護学 | 老年看護学Ⅰ | 1 |
| | | 老年看護学Ⅱ | 1 |
| | | 老年看護学Ⅲ | 1 |
| | | 老年看護学Ⅳ | 1 |
| | | 老年看護学実習 | 3 |
| | 小児看護学 | 小児看護学Ⅰ | 1 |
| | | 小児看護学Ⅱ | 1 |
| | | 小児看護学Ⅲ | 1 |
| | | 小児看護学Ⅳ | 1 |
| | | 小児看護学実習Ⅰ | 1 |
| | | 小児看護学実習Ⅱ | 2 |
| | 母性看護学 | 母性看護学Ⅰ | 1 |
| | | 母性看護学Ⅱ | 1 |
| | | 母性看護学Ⅲ | 1 |
| | | 母性看護学Ⅳ | 1 |
| | | 母性看護学実習 | 2 |
| | 精神看護学 | 精神看護学Ⅰ | 1 |
| | | 精神看護学Ⅱ | 1 |
| | | 精神看護学Ⅲ | 1 |
| | | 精神看護学Ⅳ | 1 |
| | | 精神看護学実習 | 2 |
| | 看護の統合と実践 | 看護の統合と実践Ⅰ | 1 |
| | | 看護の統合と実践Ⅱ | 1 |
| | | 看護の統合と実践Ⅲ | 1 |
| | | 看護の統合と実践Ⅳ | 1 |
| | | 看護の統合と実践実習 | 2 |
| | 小計 | | 70 |

| | |
|---|---|
| 合計 | 108 |

別表第４を次のように改める。

別表第４（第５条第２項）

| 名称 | 学科 | 卒業までに履修する総授業時数 |
|---|---|---|
| 看護大学校 | 助産学科 | 1,065 時間 |
| | 看護学科 | 3,390 時間 |
| つくば看護専門学校 | 看護学科 | 2,960 時間 |

付　則

この規則は、令和８年４月１日から施行する。

令和８年３月 25 日提出

茨城県教育委員会教育長　　柳橋　常喜

（提案理由）

茨城県立中央看護専門学校の看護学科を４年制化することに伴い、学校名を茨城県立看護大学校と改称するとともに学科の再編及び教育課程の改正など所要の改正をしようとするもの

茨城県看護専門学校の設置及び管理に関する条例施行規則（平成14年茨城県教育委員会規則第５号）　新旧対照表

## 改正案

茨城県立看護大学校及び茨城県立つくば看護専門学校の設置及び管理に関する条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は，茨城県立看護大学校及び茨城県立つくば看護専門学校の設置及び管理に関する条例（昭和 40 年茨城県条例第 24 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定員及び在学年限）

第２条　条例第２条第１項の茨城県立看護大学校（以下「看護大学校」という。）の生徒の定員及び在学年限は，次の表のとおりとする。

| 課程 | 学科 | 定員 | 在学年限 |
|---|---|---|---|
| 看護専門課程 | 助産学科 | 25人 | ２年 |
| | 看護学科 | 160人（各学年40人） | ８年 |

## 現行

○茨城県看護専門学校の設置及び管理に関する条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は，茨城県看護専門学校の設置及び管理に関する条例（昭和 40 年茨城県条例第 24 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定員及び在学年限）

第２条　条例第２条の看護専門学校（以下「学校」という。）の生徒の定員及び在学年限は，次の表のとおりとする。

| 名称 | 課程 | 学科 | 定員 | 在学年限 |
|---|---|---|---|---|
| 茨城県立中央看護専門学校 | 看護専門課程 | 助産学科 | 25人 | ２年 |
| | | 看護学科（３年課程） | 120人（各学年40人） | ６年 |
| | | 看護学科（２年課程） | 80人（各学年40人） | ４年 |
| 茨城県立つくば看護専門学校 | 看護専門課程 | 看護学科（３年課程） | 120人（各学年40人） | ６年 |

２　条例第２条第２項の茨城県立つくば看護専門学校（以下「つくば看護専門学校」という。）の学生及び在学年限は,以下の表のとおりとする。

| 課程 | 学科 | 定員 | 在学年限 |
|---|---|---|---|
| 看護専門課程 | 看護学科 | 120人（各学年40人） | ６年 |

（教育内容等）

第５条　教育内容，授業科目及び単位数は，看護大学校の助産学科にあっては別表第１，看護学科にあっては別表第２，つくば看護専門学校の看護学科にあっては別表第３のとおりとする。

２　（略）

３　（略）

第２章　職員及び職員会

（職員）

第６条　看護大学校及びつくば看護専門学校（以下「学校」と総称する。）に，学校長，教頭，教務主任，専任教員，事務職員，教務事務職員その他必要な職員を置く。

２～７　（略）

（入学の願出）

第８条　（略）

２　看護学科に入学しようとする者は，入学願書に次に掲げる書類を添えて，学校長に提出しなければならない。

（教育内容等）

第５条　教育内容，授業科目及び単位数は，助産学科にあっては別表第１，看護学科（３年課程）にあっては別表第２，看護学科（２年課程）にあっては別表第３のとおりとする。

２　（略）

３　（略）

第２章　職員及び職員会

（職員）

第６条　学校に，学校長，教頭，教務主任，専任教員，事務職員，教務事務職員その他必要な職員を置く。

２～７　（略）

（入学の願出）

第８条

２　看護学科（３年課程）に入学しようとする者は，入学願書に次に掲げる書類を添えて，学校長に提出しなければならない。

| | |
|---|---|
| (1)　入学資格を証明する書類 | (1)　入学資格を証明する書類 |
| (2)　高等学校又は中等教育学校の調査書 | (2)　高等学校又は中等教育学校の調査書 |
| (3)　その他学校長が必要と認める書類 | (3)　その他学校長が必要と認める書類 |
| （削除） | ３　看護学科（２年課程）に入学しようとする者は，入学願書に次に掲げる書類を添えて，学校長に提出しなければならない。 |
| | (1)　条例第３条第３号に該当する者のうち，保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）第８条に規定する免許を得た後３年以上業務に従事している准看護師 |
| | ア　准看護師免許証の写し |
| | イ　就業証明書（様式第３号） |
| | ウ　准看護師養成所の成績証明書 |
| | エ　その他学校長が必要と認める書類 |
| | (2)　条例第３条第３号に該当する者のうち，高等学校を卒業している准看護師 |
| | ア　准看護師免許証の写し |
| | イ　高等学校及び准看護師養成所（高等学校が准看護師養成所に指定されている場合にあっては，当該高等学校）の卒業証明書 |
| | ウ　准看護師養成所の成績証明書（高等学校が准看護師養成所に指定されている場合にあっては，当該高等学校の調査書） |
| | エ　その他学校長が必要と認める書類 |
| | (3)　条例第３条第３号に該当する者のうち，中等教育学校を卒業している准看護師 |
| | ア　准看護師免許証の写し |
| | イ　中等教育学校及び准看護師養成所の卒業証明書 |

| | |
|---|---|
| | ウ　准看護師養成所の成績証明書<br>エ　その他学校長が必要と認める書類 |
| （休学又は退学）<br>第 11 条　（略）<br>２　（略）<br>３　休学期間は，通算して３年を超えることができない。<br>４　休学期間は，第２条に定める在学年限の期間には算入しない。 | （休学又は退学）<br>第 11 条　（略）<br>２　（略）<br>（新設）<br>（新設） |
| （高度専門士及び専門士）<br>第 16 条　看護大学校の看護学科の卒業を認定された者は，高度専門士（看護専門課程）と称することができる。<br>２　つくば看護専門学校の看護学科の卒業を認定された者は，専門士（看護専門課程）と称することができる。 | （　　専門士）<br>第 16 条　（新設）<br>　　看護学科（３年課程）又は看護学科（２年課程）の卒業を認定された者は，専門士（看護専門課程）と称することができる。 |
| 第６章　雑則<br>（寄宿舎）<br>第 20 条　学校に寄宿舎を置くことができる。<br>２　（略） | 第６章　雑則<br>（寄宿舎）<br>第 20 条　茨城県立中央看護専門学校及び茨城県立つくば看護専門学校に寄宿舎を置く　　。<br>２　（略） |
| 別表第１　助産学科（第５条第１項）<br>（略）<br>別表第２　看護学科（看護大学校）（第５条第１項） | 別表第１　助産学科（第５条第１項）<br>（略）<br>別表第２　看護学科（３年課程）（第５条第１項） |

（削除）

| 教育内容 | | 授業科目 | 単位数 |
|---|---|---|---|
| 基礎分野 | 科学的思考の基盤 | 論理的思考 | 1 |
| | | 情報科学Ⅰ | 1 |
| | | 情報科学Ⅱ | 1 |
| | | 統計学 | 1 |
| | | 看護と科学 | 1 |
| | 人間と生活・社会の理解 | 地域学 | 1 |
| | | 思想と宗教 | 1 |
| | | 教育学 | 1 |
| | | 家族社会学 | 1 |
| | | 文学 | 1 |
| | | 芸術 | 1 |
| | | ホスピタリティとコミュニケーション | 1 |
| | | 英語コミュニケーション | 1 |
| | | 心理学 | 1 |
| | | 人間関係論 | 1 |
| | | 運動と健康 | 1 |
| | | 法学 | 1 |
| | | 哲学 | 1 |

1　茨城県立中央看護専門学校

| 教育内容 | | 授業科目 | 単位数 |
|---|---|---|---|
| 基礎分野 | 科学的思考の基盤 | 論理学 | 1 |
| | | 情報リテラシー | 1 |
| | 人間と生活・社会の理解 | 心理学 | 1 |
| | | 倫理学 | 1 |
| | | 文学 | 1 |
| | | 人間関係論 | 1 |
| | | 社会学 | 1 |
| | | 英語 | 1 |
| | | 教育学 | 1 |
| | | 芸術 | 1 |
| | | 哲学 | 1 |
| | | 医療と経済 | 1 |
| | | ホスピタリティ論 | 1 |
| | | 運動生理学 | 1 |
| | 小計 | | 14 |
| 専門基礎分野 | 人体の構造と機能 | 解剖生理学Ⅰ | 1 |
| | | 解剖生理学Ⅱ | 1 |
| | | 解剖生理学Ⅲ | 1 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | 倫理学 | 1 |
| | | 看護に活かす経済と経営 | 1 |
| | | ボランティア論 | 1 |
| | 小計 | | 21 |
| 専門基礎分野 | 人体の構造と機能 | 形態機能学Ⅰ | 1 |
| | | 形態機能学Ⅱ | 1 |
| | | 形態機能学Ⅲ | 1 |
| | | 形態機能学Ⅳ | 1 |
| | | 生化学 | 1 |
| | 疾病の成り立ちと回復の促進 | 病理学 | 1 |
| | | 治療論 | 1 |
| | | 疾病治療論Ⅰ | 1 |
| | | 疾病治療論Ⅱ | 1 |
| | | 疾病治療論Ⅲ | 1 |
| | | 疾病治療論Ⅳ | 1 |
| | | 疾病治療論Ⅴ | 1 |
| | | 疾病治療論Ⅵ | 1 |
| | | 疾病治療論Ⅶ | 1 |
| | | 疾病治療論Ⅷ | 1 |
| | | 疾病治療論Ⅸ | 1 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | 解剖生理学Ⅳ | 1 |
| | | 生化学 | 1 |
| | 疾病の成り立ちと回復の促進 | 病理学 | 1 |
| | | 治療論 | 1 |
| | | 疾病治療論Ⅰ | 1 |
| | | 疾病治療論Ⅱ | 1 |
| | | 疾病治療論Ⅲ | 1 |
| | | 疾病治療論Ⅳ | 1 |
| | | 疾病治療論Ⅴ | 1 |
| | | 疾病治療論Ⅵ | 1 |
| | | 疾病治療論Ⅶ | 1 |
| | | 臨床検査 | 1 |
| | | 薬理学 | 1 |
| | | 微生物学 | 1 |
| | | 栄養学 | 1 |
| | 健康支援と社会保障制度 | 公衆衛生学 | 1 |
| | | 社会保障と社会福祉 | 1 |
| | | 関係法規 | 1 |
| | | 総合保健医療論 | 1 |
| | 小計 | | 22 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | 臨床検査 | 1 |
| | | 薬理学 | 1 |
| | | 微生物学 | 1 |
| | | 栄養学 | 1 |
| | 健康支援と社会保障制度 | 公衆衛生学 | 1 |
| | | 社会保障と社会福祉 | 2 |
| | | チーム医療論Ⅰ | 1 |
| | | 関係法規 | 1 |
| | | 総合医療論 | 1 |
| | 小計 | | 26 |
| 専門分野 | 基礎看護学 | 看護学概論 | 1 |
| | | 看護倫理 | 1 |
| | | 看護における基本技術Ⅰ | 1 |
| | | 看護における基本技術Ⅱ | 1 |
| | | 看護における基本技術Ⅲ | 1 |
| | | 日常生活援助技術Ⅰ | 1 |
| | | 日常生活援助技術Ⅱ | 1 |
| | | フィジカルアセスメントⅠ | 1 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 専門分野 | 基礎看護学 | 看護学概論 | 1 |
| | | 看護における基本技術 | 1 |
| | | 日常生活援助技術Ⅰ | 1 |
| | | 日常生活援助技術Ⅱ | 1 |
| | | 日常生活援助技術Ⅲ | 2 |
| | | 看護を展開する技術 | 1 |
| | | ヘルスアセスメントⅠ | 1 |
| | | ヘルスアセスメントⅡ | 1 |
| | | 診療に伴う看護技術Ⅰ | 1 |
| | | 診療に伴う看護技術Ⅱ | 1 |
| | | 臨床推論Ⅰ | 1 |
| | | 臨床推薦Ⅱ | 1 |
| | 地域・在宅看護論 | 地域・在宅看護論概論 | 2 |
| | | 地域･在宅看護論援助論Ⅰ | 1 |
| | | 地域･在宅看護論援助論Ⅱ | 1 |
| | | 地域･在宅看護論援助論Ⅲ | 1 |
| | | 地域･在宅看護論援助論Ⅳ | 1 |
| | 成人・老年看 | 成人看護学概論 | 2 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | フィジカルアセスメントⅡ | 1 |
| | | 診療に伴う看護技術Ⅰ | 1 |
| | | 診療に伴う看護技術Ⅱ | 1 |
| | | 看護を展開する技術Ⅰ | 1 |
| | | 看護を展開する技術Ⅱ | 1 |
| | | 救急看護 | 1 |
| | 地域・在宅看護論 | 地域・在宅看護論概論 | 1 |
| | | 地域・在宅看護援助論Ⅰ | 1 |
| | | 地域・在宅看護援助論Ⅱ | 1 |
| | | 地域・在宅看護援助論Ⅲ | 1 |
| | | 地域・在宅看護援助論演習Ⅰ | 1 |
| | | 地域・在宅看護援助論演習Ⅱ | 1 |
| | 領域横断（成人・老年） | 看護対象援助論 | 1 |
| | | ヘルスプロモーション | 1 |
| | | 薬物療法と看護 | 1 |
| | | クリティカルケア | 1 |
| | | 周術期看護 | 1 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 護学 | 老年看護学概論 | 2 |
| | | 成人･老年看護学援助論Ⅰ | 1 |
| | | 成人･老年看護学援助論Ⅱ | 1 |
| | | 成人･老年看護学援助論Ⅲ | 1 |
| | | 成人･老年看護学援助論Ⅳ | 1 |
| | | 成人･老年看護学援助論Ⅴ | 1 |
| | | 老年看護学援助論 | 1 |
| | 小児看護学 | 小児看護学概論 | 2 |
| | | 小児看護学援助論Ⅰ | 1 |
| | | 小児看護学援助論Ⅱ | 1 |
| | 母性看護学 | 母性看護学概論 | 2 |
| | | 母性看護学援助論Ⅰ | 1 |
| | | 母性看護学援助論Ⅱ | 1 |
| | 精神看護学 | 精神看護学概論 | 2 |
| | | 精神看護学援助論Ⅰ | 1 |
| | | 精神看護学援助論Ⅱ | 1 |
| | 看護の統合と実践 | チーム医療 | 1 |
| | | 臨床看護の実践 | 1 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | リハビリテーション看護 | 1 |
| | | 慢性期看護Ⅰ | 1 |
| | | 慢性期看護Ⅱ | 1 |
| | | 終末期看護 | 1 |
| | 老年看護学 | 老年看護学援助論 | 1 |
| | 小児看護学 | 小児看護学概論 | 1 |
| | | 小児看護学援助論Ⅰ | 1 |
| | | 小児看護学援助論Ⅱ | 1 |
| | | 小児看護学援助論演習 | 1 |
| | 母性看護学 | 母性看護学概論 | 1 |
| | | 母性看護学援助論Ⅰ | 1 |
| | | 母性看護学援助論Ⅱ | 1 |
| | | 母性看護学援助論演習 | 1 |
| | 精神看護学 | 精神看護学概論 | 1 |
| | | 精神看護学援助論 | 2 |
| | | 精神看護学援助論演習 | 1 |
| | 看護の統合と実践 | チーム医療論演習 | 1 |
| | | チーム医療論Ⅱ | 1 |
| | | 災害看護 | 1 |
| | | 国際看護 | 1 |
| | | 救急看護 | 1 |
| | | 災害看護・国際看護 | 1 |
| | | 医療安全論 | 1 |
| | | 看護マネジメント | 1 |
| | | 看護研究 | 1 |
| | 小計 | | 48 |
| | 臨地実習 | 基礎看護学実習Ⅰ | 2 |
| | | 基礎看護学実習Ⅱ | 2 |
| | | 基礎看護学実習Ⅲ | 3 |
| | | 地域･在宅看護論実習Ⅰ | 2 |
| | | 地域･在宅看護論実習Ⅱ | 2 |
| | | 成人･老年看護学実習Ⅰ | 2 |
| | | 成人･老年看護学実習Ⅱ | 2 |
| | | 成人･老年看護学実習Ⅲ | 2 |
| | | 小児看護学実習 | 2 |
| | | 母性看護学実習 | 2 |
| | | 精神看護学実習 | 2 |
| | | 統合実習 | 2 |
| | 小計 | | 25 |
| 合計 | | | 109 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | 医療安全Ⅰ | 1 |
| | | 医療安全Ⅱ | 2 |
| | | 看護マネジメント | 1 |
| | | 看護学総合技術演習Ⅰ | 1 |
| | | 看護学総合技術演習Ⅱ | 1 |
| | | 看護学総合技術演習Ⅲ | 2 |
| | | キャリアデザイン | 1 |
| | | 看護研究Ⅰ | 1 |
| | | 看護研究Ⅱ | 2 |
| | | 看護の探究Ⅰ | 1 |
| | | 看護の探究Ⅱ | 1 |
| | | 看護の探究Ⅲ | 1 |
| | | 看護の探究Ⅳ | 1 |
| | 小計 | | 62 |
| | 臨地実習 | 基礎看護学実習Ⅰ | 1 |
| | | 基礎看護学実習Ⅱ | 1 |
| | | 基礎看護学実習Ⅲ | 1 |
| | | 基礎看護学実習Ⅳ | 2 |
| | | 地域・在宅看護論実習Ⅰ | 2 |
| | | 地域・在宅看護論実習 | 2 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | Ⅱ | |
| | | 成人・老年看護学実習Ⅰ | 2 |
| | | 成人・老年看護学実習Ⅱ | 2 |
| | | 老年看護実習 | 2 |
| | | 小児看護学実習 | 2 |
| | | 母性看護学実習 | 2 |
| | | 精神看護学実習 | 2 |
| | | 統合実習Ⅰ | 2 |
| | | 統合実習Ⅱ | 1 |
| | 小計 | | 24 |
| 合計 | | | 133 |

（削除）

別表第３　看護学科（つくば看護専門学校）（第５条第１項）

| 教育内容 | 授業科目 | | 単位数 |
|---|---|---|---|
| 基礎分野 | 科学的思考の基盤 | 物理学 | 1 |
| | | 心理学 | 1 |
| | | 人間関係論 | 1 |
| | | 情報科学 | 1 |

２　茨城県立つくば看護専門学校

別表第３　看護学科（２年課程）（第５条第１項）

| 教育内容 | | 授業科目 | 単位数 |
|---|---|---|---|
| 基礎分野 | 科学的思考の基礎 | 論理的思考 | 1 |
| | | 情報リテラシー | 1 |
| | | 看護情報科学 | 1 |
| | | 看護と科学 | 1 |
| | 人間と生活・ | 社会学 | 1 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 人間と生活・社会の理解 | 文学と文章表現法 | 1 |
| | | 倫理学 | 1 |
| | | 社会学 | 1 |
| | | 教育学 | 1 |
| | | 人間発達学 | 1 |
| | | 外国語(英語)Ⅰ | 1 |
| | | 外国語(英語)Ⅱ | 1 |
| | | 保健体育Ⅰ | 1 |
| | | 保健体育Ⅱ | 1 |
| | | 保健体育Ⅲ | 1 |
| | 小計 | | 14 |
| 専門基礎分野 | 人体の構造と機能<br>疾病の成り立ちと回復の促進 | 解剖生理学Ⅰ | 1 |
| | | 解剖生理学Ⅱ | 1 |
| | | 解剖生理学Ⅲ | 1 |
| | | 解剖生理学Ⅳ | 1 |
| | | 解剖生理学Ⅴ | 1 |
| | | 生化学 | 1 |
| | | 栄養学 | 1 |
| | | 微生物学 | 1 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 社会の理解 | 看護に生かす教育学 | 1 |
| | | 心理学 | 1 |
| | | 倫理学 | 1 |
| | | 人間関係論 | 1 |
| | | 英語 | 1 |
| | 小計 | | 10 |
| 専門基礎分野 | 人体の構造と機能 | 解剖生理学Ⅰ | 1 |
| | | 解剖生理学Ⅱ | 1 |
| | | 生化学 | 1 |
| | 疾病の成り立ちと回復の促進 | 治療法概説 | 1 |
| | | 疾病治療論Ⅰ | 1 |
| | | 疾病治療論Ⅱ | 1 |
| | | 疾病治療論Ⅲ | 1 |
| | | 微生物学 | 1 |
| | | 看護栄養学 | 1 |
| | | 薬理学 | 1 |
| | 健康支援と社会保障制度 | 社会福祉 | 1 |
| | | 保健医療論 | 1 |
| | | 関係法規 | 1 |
| | | 公衆衛生学 | 1 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | 薬理学 | 1 |
| | | 病理学 | 1 |
| | | 病態生理学 | 1 |
| | | 疾病論Ⅰ | 1 |
| | | 疾病論Ⅱ | 1 |
| | | 疾病論Ⅲ | 1 |
| | | 疾病論Ⅳ | 1 |
| | | 疾病論Ⅴ | 1 |
| | | 疾病論Ⅵ | 1 |
| | | 疾病論Ⅶ | 1 |
| | 健康支援と社会保障制度 | 保健医療論 | 1 |
| | | 健康と社会・生活 | 1 |
| | | 公衆衛生学 | 1 |
| | | 社会保障と社会福祉Ⅰ | 1 |
| | | 社会保障と社会福祉Ⅱ | 1 |
| | | 看護をめぐる法と制度 | 1 |
| | 小計 | | 24 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 小計 | | 14 |
| 専門分野 | 基礎看護学 | 基礎看護学概論 | 1 |
| | | 看護共通基本技術Ⅰ | 1 |
| | | 看護共通基本技術Ⅱ | 1 |
| | | 看護共通基本技術Ⅲ | 1 |
| | | 看護共通基本技術Ⅳ | 1 |
| | | 日常生活援助技術Ⅰ | 1 |
| | | 日常生活援助技術Ⅱ | 1 |
| | | 診療の補助技術 | 1 |
| | | 健康状態別看護技術 | 1 |
| | 地域・在宅看護論 | 地域・在宅看護論概論 | 1 |
| | | 地域・在宅看護論方法論Ⅰ | 1 |
| | | 地域・在宅看護論方法論Ⅱ | 1 |
| | | 地域・在宅看護論方法論Ⅲ | 1 |
| | | 地域・在宅看護論方法論Ⅳ | 1 |
| | 成人看護学 | 成人看護学概論 | 1 |
| | | 成人看護学方法論Ⅰ | 1 |
| | | 成人看護学方法論Ⅱ | 1 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 専門分野 | 基礎看護学 | 看護学概論 | 1 |
| | | 基礎看護技術Ⅰ | 1 |
| | | 基礎看護技術Ⅱ | 1 |
| | | 基礎看護技術Ⅲ | 1 |
| | | 基礎看護技術Ⅳ | 1 |
| | | 基礎看護技術Ⅴ | 1 |
| | | 基礎看護技術Ⅵ | 1 |
| | | 基礎看護技術Ⅶ | 1 |
| | | 臨床看護総論 | 1 |
| | | 臨床看護技術Ⅰ | 1 |
| | | 臨床看護技術Ⅱ | 1 |
| | | 臨床看護技術Ⅲ | 1 |
| | | 基礎看護学実習Ⅰ | 1 |
| | | 基礎看護学実習Ⅱ | 1 |
| | | 基礎看護学実習Ⅲ | 1 |
| | | 基礎看護学実習Ⅳ | 2 |
| | | 地域・在宅看護論Ⅰ | 1 |
| | 老年看護学 | 老年看護学概論 | 1 |
| | | 老年看護学方法論Ⅰ | 1 |
| | | 老年看護学方法論Ⅱ | 1 |
| | 小児看護学 | 小児看護学概論 | 1 |
| | | 小児看護学方法論Ⅰ | 1 |
| | | 小児看護学方法論Ⅱ | 1 |
| | 母性看護学 | 母性看護学概論 | 1 |
| | | 母性看護学方法論Ⅰ | 1 |
| | | 母性看護学方法論Ⅱ | 1 |
| | 精神看護学 | 精神看護学概論 | 1 |
| | | 精神看護学方法論Ⅰ | 1 |
| | | 精神看護学方法論Ⅱ | 1 |
| | 看護の統合と実践 | 領域別看護過程Ⅰ | 1 |
| | | 領域別看護過程Ⅱ | 1 |
| | | 看護研究 | 1 |
| | | 災害看護と国際看護 | 1 |
| | | 看護管理 | 1 |
| | | 統合技術 | 1 |
| | | 臨床実践 | 1 |
| | 臨地実習 | 基礎看護学実習 | 2 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 地域・在宅看護論 | 地域・在宅看護論Ⅱ | 1 |
| | | 地域・在宅看護論Ⅲ | 1 |
| | | 地域・在宅看護論Ⅳ | 1 |
| | | 地域・在宅看護論Ⅴ | 1 |
| | | 地域・在宅看護論Ⅵ | 1 |
| | | 地域・在宅看護論実習Ⅰ | 1 |
| | | 地域・在宅看護論実習Ⅱ | 2 |
| | | 地域・在宅看護論実習Ⅲ | 2 |
| | 成人看護学Ⅰ | 成人看護学Ⅰ | 1 |
| | | 成人看護学Ⅱ | 1 |
| | | 成人看護学Ⅲ | 1 |
| | | 成人看護学Ⅳ | 1 |
| | | 成人看護学Ⅴ | 1 |
| | | 成人看護学Ⅵ | 1 |
| | | 成人看護論実習Ⅰ | 2 |
| | | 成人看護論実習Ⅱ | 2 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | 地域・在宅看護論実習Ⅰ | 1 |
| | | 地域・在宅看護論実習Ⅱ | 1 |
| | | 成人看護学実習 | 2 |
| | | 老年看護学実習 | 2 |
| | | 小児看護学実習Ⅰ | 1 |
| | | 小児看護学実習Ⅱ | 1 |
| | | 母性看護学実習 | 2 |
| | | 精神看護学実習 | 2 |
| | | 看護の統合と実践演習 | 2 |
| | 小計 | | 52 |
| 合計 | | | 76 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 老年看護学 | 老年看護学Ⅰ | 1 |
| | | 老年看護学Ⅱ | 1 |
| | | 老年看護学Ⅲ | 1 |
| | | 老年看護学Ⅳ | 1 |
| | | 老年看護学実習 | 3 |
| | 小児看護学 | 小児看護学Ⅰ | 1 |
| | | 小児看護学Ⅱ | 1 |
| | | 小児看護学Ⅲ | 1 |
| | | 小児看護学Ⅳ | 1 |
| | | 小児看護学実習Ⅰ | 1 |
| | | 小児看護学実習Ⅱ | 2 |
| | 母性看護学 | 母性看護学Ⅰ | 1 |
| | | 母性看護学Ⅱ | 1 |
| | | 母性看護学Ⅲ | 1 |
| | | 母性看護学Ⅳ | 1 |
| | | 母性看護学実習 | 2 |
| | 精神看護学 | 精神看護学Ⅰ | 1 |
| | | 精神看護学Ⅱ | 1 |
| | | 精神看護学Ⅲ | 1 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | 精神看護学Ⅳ | 1 |
| | | 精神看護学実習 | 2 |
| | 看護の統合と実践 | 看護の統合と実践Ⅰ | 1 |
| | | 看護の統合と実践Ⅱ | 1 |
| | | 看護の統合と実践Ⅲ | 1 |
| | | 看護の統合と実践Ⅳ | 1 |
| | | 看護の統合と実践実習 | 2 |
| | 小計 | | 70 |
| 合計 | | | 108 |

別表第４（第５条第２項）

| 名称 | 学科 | 卒業までに履修する総授業時数 |
|---|---|---|
| 看護大学校 | 助産学科 | 1,065 時間 |
| | 看護学科 | 3,390 時間 |
| つくば看護専門学校 | 看護学科 | 2,960 時間 |

別表第４（第５条第２項）

| 名称 | 学科 | 卒業までに履修する総授業時数 |
|---|---|---|
| 茨城県立中央看護専門学校 | 助産学科 | 1,050 時間 |
| | 看護学科（３年課程） | 3,010 時間 |
| | 看護学科（２年課程） | 2,050 時間 |
| 茨城県立つくば看護専門学校 | 看護学科（３年課程） | 2,960 時間 |

## 茨城県看護専門学校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について

### １　改正する規則

茨城県看護専門学校の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 14 年茨城県教育委員会規則第５号）

### ２　規則の目的

茨城県看護専門学校の設置及び管理に関する条例（昭和 40 年茨城県条例第 24 号）の施行に関し必要な事項を定めるもの

### ３　改正の概要

茨城県立中央看護専門学校の看護学科を４年制化することに伴い、学校名を茨城県立看護大学校と改称するとともに学科の再編及び教育課程の改正など所要の改正をしようとするもの

### ４　改正の内容

（１）中央看護専門学校の名称の変更及び学科の再編

名称：茨城県立中央看護専門学校　→　茨城県立看護大学校

学科：看護学科（３年課程）　→　看護学科

看護学科（２年課程）　→　廃止

（２）題名の改正

「茨城県看護専門学校の設置及び管理に関する条例施行規則」

→　「茨城県立看護大学校及び茨城県立つくば看護専門学校の設置及び管理に関する条例施行規則」

（３）教育内容の一部見直し及び授業科目名の変更等に伴う改正（教育課程の変更）

別表２、別表３、別表４

（４）その他所要の改正

（１）に伴い、看護学科の３年課程と２年課程の区別が不要になったことによる茨城県立つくば看護専門学校の看護学科の名称の変更等

学科：看護学科（３年課程）　→　看護学科

### ５　施行日

令和８年４月１日

第68号議案

⑤

茶城県教育委員会の任命に係る技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

茶城県教育委員会の任命に係る技能労務職員の給与等に関する規則（昭和38年茨城県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第７条の２中「。以下「勤務時間条例」という。」を削る。

付則第５項本文中「第２条」を「茨城県教育委員会の任命に係る技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則（令和５年茨城県教育委員会規則第３号）による改正前の茨城県教育委員会の任命に係る技能労務職員の給与等に関する規則（以下この項において「令和５年改正前の規則」という。）第２条」に改め、同項ただし書中「第２条」を「令和５年改正前の規則第２条」に改める。

付則第９項を削る。

別表第１の１の表の備考を次のように改める。

備考　この表は，現業職給料表（二）の適用を受けない全ての技能労務職員に適用する。

別表第５の２の表を次のように改める。

２　現業職給料表（二）昇格時号給対応表

| 昇格した日の前日に受けていた号給 | 昇格後の号給 | | |
|---|---|---|---|
| | ２級 | ３級 | ４級 |
| 1 | 1 | 1 | 1 |
| 2 | 1 | 1 | 2 |
| 3 | 1 | 1 | 3 |
| 4 | 1 | 1 | 4 |
| 5 | 1 | 1 | 5 |
| 6 | 1 | 1 | 6 |
| 7 | 1 | 1 | 7 |
| 8 | 1 | 1 | 8 |
| 9 | 1 | 1 | 9 |
| 10 | 1 | 1 | 10 |
| 11 | 1 | 1 | 11 |
| 12 | 1 | 1 | 12 |
| 13 | 1 | 1 | 13 |
| 14 | 1 | 1 | 14 |
| 15 | 1 | 1 | 15 |
| 16 | 1 | 1 | 16 |
| 17 | 1 | 1 | 17 |
| 18 | 1 | 1 | 17 |
| 19 | 1 | 1 | 18 |
| 20 | 1 | 1 | 18 |
| 21 | 1 | 1 | 19 |
| 22 | 2 | 2 | 19 |
| 23 | 3 | 3 | 20 |
| 24 | 4 | 4 | 20 |
| 25 | 5 | 5 | 21 |
| 26 | 6 | 6 | 21 |
| 27 | 7 | 7 | 21 |
| 28 | 8 | 8 | 21 |
| 29 | 9 | 9 | 21 |
| 30 | 10 | 9 | 21 |
| 31 | 11 | 10 | 22 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 32 | 12 | 10 | 22 |
| 33 | 13 | 11 | 22 |
| 34 | 13 | 11 | 22 |
| 35 | 13 | 12 | 22 |
| 36 | 14 | 12 | 22 |
| 37 | 14 | 13 | 23 |
| 38 | 14 | 13 | 23 |
| 39 | 15 | 14 | 23 |
| 40 | 15 | 14 | 23 |
| 41 | 15 | 15 | 23 |
| 42 | 16 | 15 | 23 |
| 43 | 16 | 16 | 24 |
| 44 | 16 | 16 | 24 |
| 45 | 17 | 17 | 24 |
| 46 | 17 | 17 | 24 |
| 47 | 17 | 18 | 24 |
| 48 | 17 | 18 | 24 |
| 49 | 17 | 19 | 25 |
| 50 | 18 | 19 | 25 |
| 51 | 18 | 20 | 25 |
| 52 | 18 | 20 | 26 |
| 53 | 18 | 21 | 26 |
| 54 | 18 | 21 | 26 |
| 55 | 19 | 22 | 27 |
| 56 | 19 | 22 | 27 |
| 57 | 19 | 23 | 27 |
| 58 | 19 | 23 | 28 |
| 59 | 19 | 24 | 28 |
| 60 | 20 | 24 | 28 |
| 61 | 20 | 25 | 29 |
| 62 | 20 | 26 | 29 |
| 63 | 20 | 27 | 29 |
| 64 | 20 | 28 | 30 |
| 65 | 21 | 29 | 30 |
| 66 | 21 | 30 | 30 |
| 67 | 22 | 31 | 31 |
| 68 | 22 | 32 | 31 |
| 69 | 23 | 33 | 31 |
| 70 | | | 32 |
| 71 | | | 32 |
| 72 | | | 32 |
| 73 | | | 33 |
| 74 | | | 33 |
| 75 | | | 33 |
| 76 | | | 34 |
| 77 | | | 34 |
| 78 | | | 34 |
| 79 | | | 35 |
| 80 | | | 35 |
| 81 | | | 35 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 82 | | | 36 |
| 83 | | | 36 |
| 84 | | | 36 |
| 85 | | | 37 |
| 86 | | | 37 |
| 87 | | | 37 |
| 88 | | | 38 |
| 89 | | | 38 |
| 90 | | | 38 |
| 91 | | | 39 |
| 92 | | | 39 |
| 93 | | | 39 |
| 94 | | | 40 |
| 95 | | | 40 |
| 96 | | | 40 |
| 97 | | | 41 |
| 98 | | | 41 |
| 99 | | | 42 |
| 100 | | | 42 |
| 101 | | | 43 |
| 102 | | | 43 |
| 103 | | | 44 |
| 104 | | | 44 |
| 105 | | | 45 |

付　則

1　この規則は、公布の日から施行する。ただし、付則第９項を削る改正規定及び別表第１の１の表の備考を次のように改める改正規定は、令和８年４月１日から施行する。

2　この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

令和８年３月 25 日提出

茨城県教育委員会教育長　柳橋　常喜

（提案理由）

一般職に適用される職員の給与に関する条例（昭和 27 年茨城県条例第９号）の一部改正等を踏まえ、茨城県教育委員会の任命に係る技能労務職員についても規則の改正をしようとするもの

茨城県教育委員会の任命に係る技能労務職員の給与等に関する規則（昭和38年茨城県教育委員会規則第10号）　新旧対照表

| 改正案 | 現　行 |
| --- | --- |
| （定年前再任用短時間勤務職員の給料月額）<br>第７条の２　定年前再任用短時間勤務職員の給料月額は，当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち，第３条第２項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に，職員の勤務時間に関する条例（昭和26年茨城県条例第40号）第２条第３項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「勤務割合」という。）を乗じて得た額（その額に１円未満の端数があるときは，その端数を切り捨てた額）とする。 | （定年前再任用短時間勤務職員の給料月額）<br>第７条の２　定年前再任用短時間勤務職員の給料月額は，当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち，第３条第２項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に，職員の勤務時間に関する条例（昭和26年茨城県条例第40号。以下「勤務時間条例」という。）第２条第３項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「勤務割合」という。）を乗じて得た額（その額に１円未満の端数があるときは，その端数を切り捨てた額）とする。 |
| 付　則<br>１～４　（略）<br>５　技能労務職員の給料月額は，平成19年４月１日から平成21年３月31日までの間において，茨城県教育委員会の任命に係る技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則（令和５年茨城県教育委員会規則第３号）による改正前の茨城県教育委員会の任命に係る技能労務職員の給与等に関する規則（以下この項において「令和５年改正前の規則」という。）第２条から第７条の３までの規定に | 付　則<br>１～４　（略）<br>５　技能労務職員の給料月額は，平成19年４月１日から平成21年３月31日までの間において，第２条から第７条の３までの規定に |

| | |
|---|---|
| かかわらず，これらの規定により定められる額から当該額に100分の3.5を乗じて得た額（その額に１円未満の端数を生じたときは，これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし，手当（地域手当（当該地域手当の額が当該地域手当以外の手当の額の算出の基礎となる場合における当該地域手当を除く。），期末手当及び勤勉手当を除く。）の額及び給料の調整額の算出の基礎となる給料月額は，令和５年改正前の規則第２条から第７条の３までの規定により定められる額とする。 | かかわらず，これらの規定により定められる額から当該額に100分の3.5を乗じて得た額（その額に１円未満の端数を生じたときは，これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし，手当（地域手当（当該地域手当の額が当該地域手当以外の手当の額の算出の基礎となる場合における当該地域手当を除く。），期末手当及び勤勉手当を除く。）の額及び給料の調整額の算出の基礎となる給料月額は，第２条から第７条の３までの規定により定められる額とする。 |
| ６～８（略） | ６～８（略） |
| （削除） | ９　現業職給料表（一）の適用を受ける技能労務職員であつて，当該技能労務職員の職務の級及び号給に応じた給料月額が，当該技能労務職員に適用される最低賃金法（昭和34年法律第137号）第９条第１項に規定する地域別最低賃金の額に当該技能労務職員の１年間における１月平均所定労働時間数を乗じて得た額を，当該技能労務職員に支給される地域手当の級地の区分に応じた割合に１を加えて得た数で除して得た額（以下この項及び別表第１において「最低賃金月額」という。）に満たないものの給料月額は，当分の間，第２条から第７条の２までの規定にかかわらず，現業職給料表（一）の当該技能労務職員の職務の級の欄に掲げる額のうち，最低賃金月額（最低賃金月額と同じ額がないときは，最低賃金月額の直近上位の額）とする。 |

別表第１　給料表（第２条第１項関係）

１　現業職給料表（一）

（略）

備考

この表は，現業職給料表（二）の適用を受けない全ての技能労務職員に適用する。

２　現業職給料表（二）

（略）

別表第２～別表第４　（略）

別表第５　昇格時号給対応表（第５条関係）

１　現業職給料表（一）昇格時号給対応表

（略）

２　現業職給料表（二）昇格時号給対応表

| 昇格した日の前日に受けていた号給 | 昇格後の号給 | | |
|---|---|---|---|
| | ２級 | ３級 | ４級 |
| 1 | 1 | 1 | 1 |
| 2 | 1 | 1 | 2 |
| 3 | 1 | 1 | 3 |
| 4 | 1 | 1 | 4 |
| 5 | 1 | 1 | 5 |
| 6 | 1 | 1 | 6 |
| 7 | 1 | 1 | 7 |

別表第１　給料表（第２条第１項関係）

１　現業職給料表（一）

（略）

備考

１　この表は，現業職給料表（二）の適用を受けない全ての技能労務職員に適用する。

２　この表の適用を受ける技能労務職員であつて，給料月額が最低賃金月額に満たないものの給料月額は，付則第９項に定める額とする。

別表第５　昇格時号給対応表（第５条関係）

１　現業職給料表（一）昇格時号給対応表

（略）

２　現業職給料表（二）昇格時号給対応表

| 昇格した日の前日に受けていた号給 | 昇格後の号給 | | |
|---|---|---|---|
| | ２級 | ３級 | ４級 |
| 1 | 1 | 1 | 1 |
| 2 | 1 | 1 | 2 |
| 3 | 1 | 1 | 3 |
| 4 | 1 | 1 | 4 |
| 5 | 1 | 1 | 5 |
| 6 | 1 | 1 | 6 |
| 7 | 1 | 1 | 7 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 8 | 1 | 1 | 8 |
| 9 | 1 | 1 | 9 |
| 10 | 1 | 1 | 10 |
| 11 | 1 | 1 | 11 |
| 12 | 1 | 1 | 12 |
| 13 | 1 | 1 | 13 |
| 14 | 1 | 1 | 14 |
| 15 | 1 | 1 | 15 |
| 16 | 1 | 1 | 16 |
| 17 | 1 | 1 | 17 |
| 18 | 1 | 1 | 17 |
| 19 | 1 | 1 | 18 |
| 20 | 1 | 1 | 18 |
| 21 | 1 | 1 | 19 |
| 22 | 2 | 2 | 19 |
| 23 | 3 | 3 | 20 |
| 24 | 4 | 4 | 20 |
| 25 | 5 | 5 | 21 |
| 26 | 6 | 6 | 21 |
| 27 | 7 | 7 | 21 |
| 28 | 8 | 8 | 21 |
| 29 | 9 | 9 | 21 |
| 30 | 10 | 9 | 21 |
| 31 | 11 | 10 | 22 |
| 32 | 12 | 10 | 22 |
| 33 | 13 | 11 | 22 |
| 34 | 13 | 11 | 22 |
| 35 | 13 | 12 | 22 |
| 36 | 14 | 12 | 22 |
| 37 | 14 | 13 | 23 |
| 38 | 14 | 13 | 23 |
| 39 | 15 | 14 | 23 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 8 | 1 | 1 | 8 |
| 9 | 1 | 1 | 9 |
| 10 | 1 | 1 | 10 |
| 11 | 1 | 1 | 11 |
| 12 | 1 | 1 | 12 |
| 13 | 1 | 1 | 13 |
| 14 | 1 | 1 | 14 |
| 15 | 1 | 1 | 15 |
| 16 | 1 | 1 | 16 |
| 17 | 1 | 1 | 17 |
| 18 | 1 | 2 | 17 |
| 19 | 1 | 3 | 18 |
| 20 | 1 | 4 | 18 |
| 21 | 1 | 5 | 19 |
| 22 | 2 | 5 | 19 |
| 23 | 3 | 6 | 20 |
| 24 | 4 | 6 | 20 |
| 25 | 5 | 7 | 21 |
| 26 | 6 | 7 | 21 |
| 27 | 7 | 8 | 21 |
| 28 | 8 | 8 | 21 |
| 29 | 9 | 9 | 21 |
| 30 | 10 | 10 | 22 |
| 31 | 11 | 11 | 22 |
| 32 | 12 | 12 | 22 |
| 33 | 13 | 13 | 22 |
| 34 | 13 | 13 | 22 |
| 35 | 13 | 14 | 23 |
| 36 | 14 | 14 | 23 |
| 37 | 14 | 15 | 23 |
| 38 | 14 | 15 | 23 |
| 39 | 15 | 16 | 23 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 40 | 15 | 14 | 23 |
| 41 | 15 | 15 | 23 |
| 42 | 16 | 15 | 23 |
| 43 | 16 | 16 | 24 |
| 44 | 16 | 16 | 24 |
| 45 | 17 | 17 | 24 |
| 46 | 17 | 17 | 24 |
| 47 | 17 | 18 | 24 |
| 48 | 17 | 18 | 24 |
| 49 | 17 | 19 | 25 |
| 50 | 18 | 19 | 25 |
| 51 | 18 | 20 | 25 |
| 52 | 18 | 20 | 26 |
| 53 | 18 | 21 | 26 |
| 54 | 18 | 21 | 26 |
| 55 | 19 | 22 | 27 |
| 56 | 19 | 22 | 27 |
| 57 | 19 | 23 | 27 |
| 58 | 19 | 23 | 28 |
| 59 | 19 | 24 | 28 |
| 60 | 20 | 24 | 28 |
| 61 | 20 | 25 | 29 |
| 62 | 20 | 26 | 29 |
| 63 | 20 | 27 | 29 |
| 64 | 20 | 28 | 30 |
| 65 | 21 | 29 | 30 |
| 66 | 21 | 30 | 30 |
| 67 | 22 | 31 | 31 |
| 68 | 22 | 32 | 31 |
| 69 | 23 | 33 | 31 |
| 70 | | | 32 |
| 71 | | | 32 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 40 | 15 | 16 | 24 |
| 41 | 15 | 17 | 24 |
| 42 | 16 | 17 | 24 |
| 43 | 16 | 18 | 24 |
| 44 | 16 | 18 | 24 |
| 45 | 17 | 19 | 25 |
| 46 | 17 | 19 | 25 |
| 47 | 17 | 20 | 25 |
| 48 | 17 | 20 | 26 |
| 49 | 17 | 21 | 26 |
| 50 | 18 | 22 | 26 |
| 51 | 18 | 23 | 27 |
| 52 | 18 | 24 | 27 |
| 53 | 18 | 25 | 27 |
| 54 | 18 | 26 | 28 |
| 55 | 19 | 27 | 28 |
| 56 | 19 | 28 | 28 |
| 57 | 19 | 29 | 29 |
| 58 | 19 | 30 | 29 |
| 59 | 19 | 31 | 29 |
| 60 | 20 | 32 | 30 |
| 61 | 20 | 33 | 30 |
| 62 | 20 | 34 | 30 |
| 63 | 20 | 35 | 31 |
| 64 | 20 | 36 | 31 |
| 65 | 21 | 37 | 31 |
| 66 | 21 | 38 | 32 |
| 67 | 22 | 39 | 32 |
| 68 | 22 | 40 | 32 |
| 69 | 23 | 41 | 33 |
| 70 | | | 33 |
| 71 | | | 33 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 72 | | | 32 |
| 73 | | | 33 |
| 74 | | | 33 |
| 75 | | | 33 |
| 76 | | | 34 |
| 77 | | | 34 |
| 78 | | | 34 |
| 79 | | | 35 |
| 80 | | | 35 |
| 81 | | | 35 |
| 82 | | | 36 |
| 83 | | | 36 |
| 84 | | | 36 |
| 85 | | | 37 |
| 86 | | | 37 |
| 87 | | | 37 |
| 88 | | | 38 |
| 89 | | | 38 |
| 90 | | | 38 |
| 91 | | | 39 |
| 92 | | | 39 |
| 93 | | | 39 |
| 94 | | | 40 |
| 95 | | | 40 |
| 96 | | | 40 |
| 97 | | | 41 |
| 98 | | | 41 |
| 99 | | | 42 |
| 100 | | | 42 |
| 101 | | | 43 |
| 102 | | | 43 |
| 103 | | | 44 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 72 | | | 34 |
| 73 | | | 34 |
| 74 | | | 34 |
| 75 | | | 35 |
| 76 | | | 35 |
| 77 | | | 35 |
| 78 | | | 36 |
| 79 | | | 36 |
| 80 | | | 36 |
| 81 | | | 37 |
| 82 | | | 37 |
| 83 | | | 37 |
| 84 | | | 38 |
| 85 | | | 38 |
| 86 | | | 38 |
| 87 | | | 39 |
| 88 | | | 39 |
| 89 | | | 39 |
| 90 | | | 40 |
| 91 | | | 40 |
| 92 | | | 40 |
| 93 | | | 41 |
| 94 | | | 41 |
| 95 | | | 41 |
| 96 | | | 42 |
| 97 | | | 42 |
| 98 | | | 42 |
| 99 | | | 43 |
| 100 | | | 43 |
| 101 | | | 43 |
| 102 | | | 44 |
| 103 | | | 44 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 104 | | | 44 |
| 105 | | | 45 |

別表第６～別表第９　（略）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 104 | | | 44 |
| 105 | | | 45 |

別表第６～別表第９　（略）

## 茨城県教育委員会の任命に係る技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則の概要

### １　改正の主旨及び内容

(1)　昇格時号給対応表の改正

①　主旨

令和７年12月に行った給料表の改正を踏まえ、職員が上位の級に昇格した場合の対応号給を定める表の一部を改正するもの

②　内容

別表第５「現業職給料表（二）昇格時号給対応表」の改正

(2)　その他所要の改正

①　主旨

一般職員の「初任給調整手当」について、初任給が最低賃金を下回った際に支給される「第２種初任給調整手当」が新たに設けられることに伴い、技能労務職員も同手当の支給対象となることから、最低賃金を下回る場合の給料月額の取扱いを定めた規定を削除するもの

②　内容

ア 付則第９項（初任給が最低賃金を下回った場合の取扱い規定）の削除

イ 別表第１の１「現業職給料表（一）」の備考２（上記アと同主旨の規定）の削除

### ２　施行日

公布の日（令和８年４月１日の定期昇給日に適用できるよう公布予定）

ただし、１(2)に係る改正は令和８年４月１日

【参考】令和７年度の技能労務職員の状況

| 主な職種 | 人数 | 適用給料表 |
|---|---|---|
| 調理員<br>作業員<br>介護員<br>学校用務員 | １０５人 | 現業職給料表（一） |
| 船舶員<br>(海洋高校のみ) | １５人 | 現業職給料表（二） |

⑥

第69号議案

教職員の旅費の調整基準に関する訓令の一部を改正する訓令

教職員の旅費の調整基準に関する訓令（平成２年茨城県教育委員会訓令第１号）の一部を次のように改正する。

第８条を第９条とし、第７条の次に次の１条を加える。

第８条　転居費の額の算定について，複数の運送業者に見積りをさせることができない場合その他職員の旅費に関する規則（昭和37年茨城県人事委員会規則第４号）第18条第１項第１号に掲げる方法により難い場合において，教育長が別に定める方法によりこれを算定することができるときは，当該方法により算定した額を支給することができる。

付　則

この訓令は、令和８年４月１日から施行する。

令和８年３月25日

茨城県教育委員会教育長　　柳橋　常喜

（提案理由）

引越繁忙期での転居など、やむを得ない事由により複数の運送業者から見積りを徴することが困難な場合等でも転居費を支給することができるよう、所要の改正を行うもの

教職員の旅費の調整基準に関する訓令（平成２年茨城県教育委員会訓令第１号）新旧対照表

| 改正案 | 現行 |
| --- | --- |
| 第７条　（略） | 第７条　（略） |
| 第８条　転居費の額の算定について，複数の運送業者に見積りをさせることができない場合その他職員の旅費に関する規則（昭和37年茨城県人事委員会規則第４号）第18条第１項第１号に掲げる方法により難い場合において，教育長が別に定める方法によりこれを算定することができるときは，当該方法により算定した額を支給することができる。 | （新設） |
| 第９条　（略） | 第８条　（略） |

# 教職員の旅費の調整基準に関する訓令の一部改正の概要

## １　改正する訓令

教職員の旅費の調整基準に関する訓令（平成２年茨城県教育委員会訓令第１号）

## ２　改正の理由

・　本訓令は、職員の旅費及び費用弁償に関する条例（昭和 28 年茨城県条例第 56 号）第 24 条第３項の規定に基づき、職員の旅費の調整基準を定めている。
・　引越繁忙期での転居など、やむを得ない事由により複数の運送業者から見積りを徴することが困難な場合等でも転居費を支給することができるよう、所要の改正を行うこととする。
・　国及び知事部局においても同様の取扱いとしている。

## ３　改正の内容

### (1) 転居費の調整に関する規定の新設

転居費は、複数の運送業者に見積りをさせ、最も経済的なものを選択する方法により算定した額を支給することとしているが、引越繁忙期での転居など、やむを得ない事由により複数の運送業者から見積りを徴することが困難な場合等は、教育長が別に定める方法（※１）により算定した額を転居費として支給できるよう見直すもの

※１　教育長が別に定める方法
　メタサーチサイト（※２）による検索等を行い、対応可能な運送業者が１者であることが確認できる資料の提出を行うときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

※２　メタサーチサイト
　希望日や荷物量等を入力することで一度に複数の業者から見積がとれる「引越業者紹介サイト」

【参考】転居費の算定方法

| 現行 | 今回新設する調整規定 |
|---|---|
| ・複数の運送業者に見積りをさせ、最も経済的なものを選択する場合に限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法 | （左の特例として以下の２つの方法を規定）<br>・やむを得ない事由により複数の運送業者から見積りをさせることが困難な場合について、メタサーチサイトによる検索等を行い、対応可能な運送業者が１者であることが確認できる資料の提出を行うときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法<br>・複数の運送業者に見積りをさせたが、その中から最も経済的な通常の方法を選択しなかったときは、最も経済的なものを選択したときに当該運送に要する額と現に支払った額を比較し、いずれか少ない額を転居費とする方法 |

### (2) その他所要の改正（条ずれ）

## ４　施行期日

令和８年４月１日

⑦

第 70 号議案

茨城県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則

茨城県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（昭和53年茨城県教育委員会規則第７号）は、廃止する。

付　則

（施行期日）

１　この規則は、令和８年４月１日から施行する。

（茨城県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の廃止）

２　茨城県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成 18 年茨城県教育委員会規則第６号）は、廃止する。

（茨城県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の廃止に伴う経過措置）

３　公益信託に関する法律（令和６年法律第 30 号）附則第４条第１項の旧公益信託については、前項の規定による廃止前の同規則の規定は、令和 10 年３月 31 日（同法附則第７条の規定に基づき旧公益信託が移行認可される場合にあっては当該移行認可される日、同法附則第４条第１項後段の規定に基づき旧公益信託が終了する場合にあってはその清算が結了する日）までの間、なおその効力を有する。

令和８年３月 25 日提出

茨城県教育委員会教育長　　柳橋　常喜

（提案理由）

公益信託に関する法律の施行（令和８年４月１日）に伴い公益信託二関スル法律（大正 11 年法律第 62 号）の全部が改正され、教育に関する公益信託の監督等の事務について、改正前の制度においては教育委員会が行うものとされているところ、改正後の制度においては知事が行うこととされたため、茨城県教育委員会の権限に属する公益信託の監督等について定めた標記規則を廃止し、併せて、標記規則の廃止に伴い対象事務がなくなる茨城県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則を廃止するもの

# 茨城県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則について

## １　廃止する規則

茨城県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（昭和53年茨城県教育委員会規則第７号。以下「引受け規則」という。）

## ２　引受け規則の概要

茨城県教育委員会の所管に属する公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第１条に規定する公益信託の引受けの許可及び監督について、必要な事項を定めるもの

## ３　引受け規則の廃止の理由

公益信託に関する法律（令和６年法律第30号）の施行（令和８年４月１日）に伴い公益信託ニ関スル法律の全部が改正され、改正前の制度においては、教育に関する事務に関連するものを目的とし受益の範囲が茨城県の区域内に限られる公益信託について、文部科学省の権限に属する事務を茨城県教育委員会が行うものとされており、この規則において引受けの許可及び監督について必要な事項を定めているところ、改正後の制度においては、係る事務については、茨城県知事が行うこととされたため、この規則を廃止するもの

## ４　引受け規則の廃止に伴う茨城県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成18年茨城県教育委員会規則第６号。以下「情報通信技術利用規則」という。）の廃止について

（１）情報通信技術利用規則の概要

民間事業者等が、茨城県教育委員会の権限に属する事務に係る書面の保存等について、茨城県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成18年茨城県条例第15号）第３条の規定に基づき書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合に関し必要な事項を定めるもの

なお、現在の対象事務は、引受け規則第28条に基づく公益信託の書類及び帳簿の備付け等のみである。

（２）廃止する理由

引受け規則の廃止に伴い、情報通信技術利用規則の対象事務がなくなるため、情報通信技術利用規則を廃止する。

## ５　情報通信技術利用規則の廃止に伴う経過措置について

この規則により、茨城県教育委員会の権限に属する公益信託の書類及び帳簿の備付け等について、書面の保存に代えて電磁的記録の保存を行っているものである。

この規則により保存を行っている旧公益信託の書類及び帳簿の備付け等の保存期間は、その信託の清算の結了する日までである。

新公益信託法の移行期間内（令和８年４月１日から令和10年３月31日まで）に移行認可がされる公益信託は、移行認可を受けた日から茨城県知事の所管となるため、この規則の適用から外れる。

また、移行期間内に移行認可がされない公益信託は、移行期間終了時に終了する。終了後は、その信託の清算の結了する日まで書類及び帳簿の保管義務があるので、その日まで経過措置を設けるものである。

## ６　施行日

令和８年４月１日

（参考）

## １　公益信託とは

・公益信託とは、公益の増進を図ることのみを目的とした受益者の定めのない信託であり、社会経済情勢の変化に伴い、公益を目的とする信託による事務の実施が公益の増進のために重要となっている中、公益の増進及び活力ある社会の実現に重要な役割を果たしている。
・委託者（篤志家）が財産を拠出し、受託者（信託銀行等）が運営主体となって、財産を信託目的に従って管理・運用する（拠出された財産は受託者に帰属）。
・公益信託の受託者になろうとする者は、公益信託認可を受けなければならない。
・公益信託の受益者及び委託者に対し、贈与税、所得税、相続税等の税制優遇措置がある。

## ２　本県の公益信託

（１）公益信託数（令和８年３月１日現在）
・知事所管：２信託
・教育委員会所管（教育に関する公益信託）：５信託（次ページ参照）
（２）茨城県公益認定等審議会（事務局：総務部総務課）
・公認会計士１名、弁護士１名、学識経験者３名からなる審議会
・公益認定や事業の変更認定などの諮問について審議し、答申を行う。

## ３　公益信託法全部改正の背景

・従前の公益信託法においては、主務官庁毎又はその権限の移譲を受けた機関毎に許可及び監督の基準を策定していた。そのため、主務官庁（又は機関）毎に許可及び監督の基準が異なっていた。
・そのため、新しい公益信託法においては、法令で認可及び監督の基準を統一的に定めることにより、行政手続の簡素化・合理化を図り、使いやすい制度にすることで、民間公益の活性化を図っている。

# 公益信託一覧（教育委員会所管）

| | | |
|---|---|---|
| 1 | 名　　称 | **公益信託　田沼多喜男記念奨学基金** |
| | 引受許可年月日 | 昭和６３年１０月２６日 |
| | 委　託　者 | 田沼　多喜男 |
| | 受　託　者 | 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 |
| | 目　　的 | 公私立高等学校に在学する牛久市内の生徒で学業優秀・品行方正でありながら経済的理由により就学困難な者に対して奨学金の支給を行い、もって将来社会に貢献し得る有用な人材を育成すること。 |
| | 事業内容 | 公私立高等学校に在学する牛久市内の生徒に対する奨学金の支給 等 |
| | 信託財産 | ３９，８４２，３７０円（設定当初１００，０００千円）R7.3.31現在 |
| 2 | 名　　称 | **公益信託　筑波銀行記念奨学基金**（H22.4.21関東つくば銀行記念から名称変更） |
| | 引受許可年月日 | 平成元年１２月２０日 |
| | 委　託　者 | 株式会社筑波銀行 |
| | 受　託　者 | みずほ信託銀行株式会社 |
| | 目　　的 | 海外特にアジアの国又は地域から勉学又は研究のため来日し県内の大学に在籍する留学生（ただし、日本国政府の奨学金を受領している者を除く。）であって、学業優秀・品行方正ありながら、経済的理由により就学困難な留学生に対する助成を行い、もって将来社会に貢献し得る有用な人材の育成に寄与すること。 |
| | 事業内容 | 茨城県内の大学への留学生に対する奨学金の給付 等 |
| | 信託財産 | ７４，９２４，４０３円（設定当初３０，６００千円）R7.3.31現在 |
| 3 | 名　　称 | **公益信託　三代奨学基金** |
| | 引受許可年月日 | 平成３年１０月３１日 |
| | 委　託　者 | 三代　半次郎 |
| | 受　託　者 | 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 |
| | 目　　的 | 学業優秀・品行方正でありながら経済的理由により修学困難な高校生に対する奨学助成を行い、もって将来社会に貢献し得る有用な人材を育成することを目的とする。 |
| | 事業内容 | 県内の中学校を卒業した高校生に対する奨学金の給付 等 |
| | 信託財産 | ７０，１３３，６６４円（設定当初３０，０００千円）R7.3.31現在 |
| 4 | 名　　称 | **公益信託　岸川光男記念奨学基金** |
| | 引受許可年月日 | 平成５年９月１７日 |
| | 委　託　者 | 岸川　ハナ |
| | 受　託　者 | 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 |
| | 目　　的 | 学業・人物共に優秀でありながら、経済的理由により修学が困難な高校生及び大学生に対する奨学金の支給を行い、もって社会有用の人材育成に寄与することを目的とする。 |
| | 事業内容 | 勝田市を中心とする茨城県北部地域に居住する者の子弟であって高等学校又は大学に在学する者若しくは同地域の高等学校に在学する者に対する奨学金の支給 等 |
| | 信託財産 | １０９，５７０，３９９円（設定当初２００，０００千円）R7.3.31現在 |
| 5 | 名　　称 | **公益信託　中西和佐子記念視覚・聴覚障害者教育支援基金** |
| | 引受許可年月日 | 平成２１年９月９日 |
| | 委　託　者 | 中西　和佐子 |
| | 受　託　者 | 三井住友信託銀行株式会社 |
| | 目　　的 | 県内の大学及び大学院で学ぶ、将来、視覚・聴覚障害者に関する教育領域で教員となることを目指す我が国の学生に対して奨学金給付を行い、もって我が国の視覚・聴覚障害者教育支援の充実に寄与することを目的とする。 |
| | 事業内容 | 県内の大学及び大学院で、視覚・聴覚障害者に関する教育領域における特別支援学校教諭第一種免許状を取得し、当該領域における教員となること目指す日本国籍を有する学生に対する奨学金の給付 等 |
| | 信託財産 | ３６，３４３，８７４円（設定当初２００，０００千円）R7.3.31現在 |

⑧

第 71 号議案

茨城県教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則

茨城県教育委員会事務委任規則（昭和 40 年茨城県教育委員会規則第８号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第４号」の次に「及び第６号から第８号まで」を加える。

第２条第５号ただし書を削り、第６号中「教育」を「法第 26 条第１項の規定による教育」に改め、第７号中「教育予算」を「法第 29 条の規定による教育予算」に改め、第９号中「以下」の次に「本号において」を加え、第 16 号を削り、第 15 号を第 16 号とし、第７号から第 14 号までを１号ずつ繰り下げ、第６号の次に次の１号を加える。

(7)　法第 27 条の規定による県が設置する幼保連携型認定こども園に関する事務のうち，教育委員会の権限に属する事務と密接な関連を有するものとして知事が規則で定めるものの実施及び当該事務を定める規則の制定又は改廃について意見を述べること。

第２条第 25 号及び第 26 号中「第 14 号」を「第 15 号」に改める。

付　則

この規則は、令和８年４月１日から施行する。

（提案理由）

公益信託に関する法律（令和６年法律第 30 号）の施行（令和８年４月１日）による公益信託二関スル法律（大正 11 年法律第 62 号）の全部改正等に伴い、所要の改正をしようとするもの

茨城県教育委員会事務委任規則（昭和40年茨城県教育委員会規則第８号）　新旧対照表

| 改正案 | 現行 |
| --- | --- |
| （趣旨）<br>第１条　この規則は，地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。次条第４号及び第６号から第８号までにおいて「法」という。）第25条第１項の規定に基づき，教育委員会の権限に属する事務の委任について必要な事項を定めるものとする。 | （趣旨）<br>第１条　この規則は，地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。次条第４号において「法」という。）第25条第１項の規定に基づき，教育委員会の権限に属する事務の委任について必要な事項を定めるものとする。 |
| （教育長に対する委任事務）<br>第２条　教育委員会は，次に掲げるものを除き，その権限に属する事務を教育長に委任する。 | （教育長に対する委任事務）<br>第２条　教育委員会は，次に掲げるものを除き，その権限に属する事務を教育長に委任する。 |
| (1)　教育行政の基本方針を決定すること。 | (1)　教育行政の基本方針を決定すること。 |
| (2)　教育委員会規則及び教育委員会の定める訓令を制定し，又は改廃し，並びに重要な告示及び公告をすること。 | (2)　教育委員会規則及び教育委員会の定める訓令を制定し，又は改廃し，並びに重要な告示及び公告をすること。 |
| (3)　教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関を設置し，又は廃止すること。 | (3)　教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関を設置し，又は廃止すること。 |
| (4)　法第11条第７項の規定による教育長の営利企業等の従事の許可 | (4)　法第11条第７項の規定による教育長の営利企業等の従事の許可 |
| (5)　教育庁，教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関及び市町村立学校の職員の任免その他の人事を行うこと。 | (5)　教育庁，教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関及び市町村立学校の職員の任免その他の人事を行うこと。ただし，臨時又は非常勤の職員に係るものを除く。 |
| (6)　法第26条第１項の規定による教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。 | (6)　教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。 |
| (7)　法第27条の規定による県が設置する幼保連携型認定こども園に関する事務のうち，教育委員会の権限に属する事務と密接な関連を有するものとして知事が規則で定めるものの実施及び当該事務を定める規則の制定又は改廃について意見を述べること。 | (新設) |
| (8)　法第29条の規定による教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること。 | (7)　教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること。 |
| (9)　付属機関の委員を任命し，又は解任すること。 | (8)　付属機関の委員を任命し，又は解任すること。 |
| (10)　行政事件訴訟及び人事委員会に対する審査請求（以下本号において「審査請求」という。）の代理人を選任すること。ただし，教育庁の職員を審査請求の代理人に選任することを除く。 | (9)　行政事件訴訟及び人事委員会に対する審査請求（以下「審査請求」という。）の代理人を選任すること。ただし，教育庁の職員を審査請求の代理人に選任することを除く。 |
| (11)　市町村教育委員会に対して是正の要求，是正の勧告及び是正の指示を行うこと。 | (10)　市町村教育委員会に対して是正の要求，是正の勧告及び是正の指示を行うこと。 |

| | |
|---|---|
| (12)　県立学校において使用する教科用図書を採択すること。 | (11)　県立学校において使用する教科用図書を採択すること。 |
| (13)　重要な褒賞を行い，及び国又は県の行う重要な褒賞について推薦すること。 | (12)　重要な褒賞を行い，及び国又は県の行う重要な褒賞について推薦すること。 |
| (14)　付属機関に対して重要な諮問をすること。 | (13)　付属機関に対して重要な諮問をすること。 |
| (15)　教育委員会に対する審査請求を裁決すること。 | (14)　教育委員会に対する審査請求を裁決すること。 |
| (16)　市町村立の高等学校，中等教育学校，特別支援学校，専修学校及び各種学校の設置を認可すること。 | (15)　市町村立の高等学校，中等教育学校，特別支援学校，専修学校及び各種学校の設置を認可すること。 |
| (削除) | (16)　教育に関する公益信託（芸術文化の振興を目的とする公益信託にあっては，学校教育に関するものに限る。）の引き受けを許可すること。 |
| (17)　史跡名勝天然記念物を仮指定し，又は仮指定を解除し，及び県文化財を指定し，又は指定を解除すること。 | (17)　史跡名勝天然記念物を仮指定し，又は仮指定を解除し，及び県文化財を指定し，又は指定を解除すること。 |
| (18)　博物館の登録及び博物館に相当する施設（国が設置する施設を除く。）を指定すること。 | (18)　博物館の登録及び博物館に相当する施設（国が設置する施設を除く。）を指定すること。 |
| (19)　知事の補助機関たる職員若しくは知事の管理に属する行政機関の長に教育委員会の権限に属する事務の一部を委任し，又は補助執行させること。 | (19)　知事の補助機関たる職員若しくは知事の管理に属する行政機関の長に教育委員会の権限に属する事務の一部を委任し，又は補助執行させること。 |
| (20)　知事の権限に属する事務の一部を教育委員会等に委任すること又は教育委員会の補助機関たる職員等に補助執行させることに関する協議に対し同意等をすること。 | (20)　知事の権限に属する事務の一部を教育委員会等に委任すること又は教育委員会の補助機関たる職員等に補助執行させることに関する協議に対し同意等をすること。 |
| (21)　教育職員免許状を授与すること。 | (21)　教育職員免許状を授与すること。 |
| (22)　恩給，退職年金及び退職一時金を受ける権限を裁定すること。 | (22)　恩給，退職年金及び退職一時金を受ける権限を裁定すること。 |
| (23)　社会教育主事の資格を認定すること。 | (23)　社会教育主事の資格を認定すること。 |
| (24)　銃砲又は刀剣類の登録及び刀剣類の製作の承認に関すること。 | (24)　銃砲又は刀剣類の登録及び刀剣類の製作の承認に関すること。 |
| (25)　行政文書の開示等（第15号に係るものを除く。）を行うこと。 | (25)　行政文書の開示等（第14号に係るものを除く。）を行うこと。 |
| (26)　保有個人情報の開示等（第15号に係るものを除く。）を行うこと。 | (26)　保有個人情報の開示等（第14号に係るものを除く。）を行うこと。 |
| (27)　技能教育施設等を指定し，又は指定を解除すること。 | (27)　技能教育施設等を指定し，又は指定を解除すること。 |
| （委任の留保） | （委任の留保） |
| 第３条　教育委員会は，前条の規定により教育長に委任した事務であっても，特に必要があるときは，自らこれらの事務を行うことができる。 | 第３条　教育委員会は，前条の規定により教育長に委任した事務であっても，特に必要があるときは，自らこれらの事務を行うことができる。 |
| （教育長の報告等） | （教育長の報告等） |
| 第４条　教育長は，第２条の規定により委任された事務のうち，重要又は異例に属すると認めるものについて，その管理及び執行の状況を教育委員会に随時報告しなければならない。 | 第４条　教育長は，第２条の規定により委任された事務のうち，重要又は異例に属すると認めるものについて，その管理及び執行の状況を教育委員会に随時報告しなければならない。 |

| | |
|---|---|
| ２　教育委員会は，第２条の規定により教育長に委任した事務について，必要があるときは，報告を徴し，又は指示することができる。<br>（委任事務の処理の特例）<br>第５条　教育長は，第２条の規定にかかわらず，委任された事務について，重要かつ異例の事態が生じたときは，教育委員会の決定を求めなければならない。<br>（略）<br>付　則<br>この規則は、令和８年４月１日から施行する。 | ２　教育委員会は，第２条の規定により教育長に委任した事務について，必要があるときは，報告を徴し，又は指示することができる。<br>（委任事務の処理の特例）<br>第５条　教育長は，第２条の規定にかかわらず，委任された事務について，重要かつ異例の事態が生じたときは，教育委員会の決定を求めなければならない。<br>（略） |

## 茨城県教育委員会事務委任規則等の一部改正の概要について

### １　改正理由

○　公益信託に関する法律（令和６年法律第 30 号）の施行（令和８年４月１日）による公益信託二関スル法律（大正 11 年法律第 62 号）の全部改正に伴う改正

○　地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号。以下「地教行法」という。）に即した教育委員会の権限の整理

○　その他、所要の改正

### ２　改正内容（詳細は新旧対照表のとおり）

**⑴　茨城県教育委員会事務委任規則（昭和 40 年茨城県教育委員会規則第８号）**

教育委員会の権限として留保する事務の整理（第２条関係）

①　臨時又は非常勤職員に係る任免その他人事を除外する規定の削除（第５号）

②　地教行法第 27 条第１項に規定する「県が設置する幼保連携型認定こども園に関する事務」に関する権限の追加（第７号）

③　教育に関する公益信託に関する項目の削除（第 16 号）

**⑵　茨城県教育委員会事務専決規程（昭和 46 年茨城県教育委員会訓令第５号）**

上記２⑴の改正に伴う条項等の整理

**⑶　茨城県教育委員会教育長事務委任規程（昭和 40 年茨城県教育委員会訓令第７号）**

・上記２⑴①の改正に伴う教育事務所長、県立学校長に委任する事務の整理

・その他、所要の改正

**⑷　茨城県教育庁等事務専決規程（昭和 40 年茨城県教育委員会訓令第８号）**

・上記２⑴①の改正等に伴う部長、課長及び課内室長が専決する事務の整理

・その他、所要の改正

### ３　施行期日

令和８年４月１日

⑨

第 72 号議案

茨城県教育委員会事務専決規程等の一部を改正する訓令

（茨城県教育委員会事務専決規程の一部改正）

第１条　茨城県教育委員会事務専決規程（昭和 46 年茨城県教育委員会訓令第５号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「第 13 号」を「第 14 号」に改める。

第３条第１項中「第 14 号」を「第 15 号」に改め、「推薦」の次に「，次の各号に掲げる職員の給与の決定」を加え、「任免」の次に「，給与の決定」を加える。

（茨城県教育委員会教育長事務委任規程の一部改正）

第２条　茨城県教育委員会教育長事務委任規程（昭和 40 年茨城県教育委員会訓令第７号）の一部を次のように改正する。

別表第１第４項中「取消し」の次に「並びに職員の育児休業等に関する条例（平成４年茨城県条例第５号）第 33 条の規定による特別の事情の認定」を加え、第５項中「命令」の次に「並びに深夜勤務及び時間外勤務の制限に関する通知」を加え、第 13 項を削り、第 14 項を第 13 項とし、第 15 項から第 19 項までを１項ずつ繰り上げ、第 20 項中「１億円」を「１億 5,000 万円」に改め、同項を第 19 項とし、第 21 項を第 20 項とする。

別表第２の第１　教育事務所長の部中第５項第５号を第６号とし、第１号から第４号までを１号ずつ繰り下げ、第１号として次の１号を加える。

(1)　第 26 条の２第１項の規定による修学部分休業の承認

同部中第２項から第４項までを削り、第５項を第２項とし、第６項を第４項とし、第７項を第５項とし、同部第８項中「第５条」を「第９条」に改め、同項を同部第６項とし、同部第２項の次に次の１項を加える。

３　職員の修学部分休業に関する条例（平成 18 年茨城県条例第２号）第４条第１項の規定による市町村立学校職員の修学部分休業の承認の取消し

同部中第５項に次の３号を加える。

(4)　第 10 条第３項の規定による育児短時間勤務の承認

(5)　第 11 条第２項の規定による育児短時間勤務の延長の承認

(6)　第 12 条の規定による育児短時間勤務の承認の取消し

同部中第９項から第 12 項までを削り、第 13 項を第７項とし、第 14 項から第 19 項までを６項ずつ繰り上げる。

別表第２の第２　県立学校長の部中第 12 項を削り、同部第 13 項第７号中「(平成７年通商産業省令第 77 号)」を削り、同項第９号中「(昭和 40 年通商産業省令第 54 号)」を削り、同項を同部第 12 項とする。

別表第２の第５　県陶芸美術館長の部第１項中「(昭和 36 年茨城県条例第９号)」を削る。

別表第２の第６　県自然博物館長の部第１項中「(昭和 36 年茨城県条例第９号)」を削る。

（茨城県教育庁等事務専決規程の一部改正）

第３条　茨城県教育庁等事務専決規程（昭和 40 年茨城県教育委員会訓令第８号）の一部を次の

ように改正する。

第７条第１項中「第 32 項」を「第 31 項」に、「第 49 項」を「第 48 項」に改め、同条第２項中「課内室長は,」の次に「別表第２に掲げる課長の共通的専決事項及び」を加える。

第 14 条第２号中「公立学校の」を削り、「。ただし，懲戒処分を除く」を「(部長の給与の決定及び第 15 条第１項から第４項までに掲げる事務を除く。)」に改める。

第 15 条第１項第２号中「決定」の次に「(第２項に掲げるものを除く。)」を加え、第４項を第７項とし、第３項を第６項とし、第２項を第５項とし、第１項の次に次の３項を加える。

２　次の表の左欄に掲げる職にある者は，教育長が常時専決しうる事務のうち，同表右欄に掲げるものを専決するものとする。

| 職 | 専決事項 |
|---|---|
| 総務課長 | １　県立学校の臨時的任用に係る職員の給与の決定 |
| 高校教育課長 | １　県立中学校，県立高等学校及び県立中等教育学校の臨時的任用に係る職員並びに県立特別支援学校の臨時的任用に係る事務職員，技術職員，学校栄養職員及び技能労務職員の任免<br>２　県立中学校，県立高等学校及び県立中等教育学校の非常勤講師の任免及び報酬の決定 |
| 特別支援教育課長 | １　県立特別支援学校の臨時的任用に係る職員（事務職員，技術職員，学校栄養職員及び技能労務職員を除く。）の任免<br>２　県立特別支援学校の非常勤講師の任免及び報酬の決定 |
| 保健体育課長 | １　県立学校の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱及び報酬の決定<br>２　県立学校の健康管理医の委嘱及び報酬の決定 |
| 生徒支援・いじめ対策推進室長 | １　スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの任免及び報酬の決定 |

３　教育事務所長は，教育長が常時専決しうる事務のうち，次の各号に掲げるものを専決するものとする。

(1)　市町村立学校の臨時及び非常勤の職員及び県教育委員会が派遣する市町村立学校の会計年度任用職員（非常勤講師を含む。）の任免及び分限（第２項に規定する事務を除く。）

(2)　市町村立学校の臨時及び非常勤の職員及び県教育委員会が派遣する市町村立学校の会計年度任用職員（非常勤講師を含む）の給与の決定（第２項に規定する事務を除く。）（茨城県県北教育事務所長及び茨城県鹿行教育事務所長を除く。）

(3)　市町村立学校職員（校長，副校長及び教頭を除く。）の初任給の決定（茨城県県北教育事務所長及び茨城県鹿行教育事務所長を除く。）

(4)　市町村立学校職員の昇格及び降格の場合における給料月額の決定（茨城県県北教育事務所長及び茨城県鹿行教育事務所長を除く。）

(5)　市町村立学校職員の昇給並びに昇格及び降格の発令（茨城県県北教育事務所長及び茨城県鹿行教育事務所長を除く。）

(6)　市町村立学校の復職時等における給料月額の決定（茨城県県北教育事務所長及び茨城県鹿行教育事務所長を除く。）。ただし，専従休職者に係るものを除く。

４　県立学校長 は，教育長が常時専決しうる事務のうち，学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 79 条，第 104 条，第 113 条及び第 135 条において準用する同令第 49 条第３項の規定による学校評議員の委嘱について専決するものとする。

別表第１中第１項を削り、第２項を第１項とし、第３項から第９項までを１項ずつ繰り上

げ、第10項を削り、第11項を第９項とし、第12項から第46項までを２項ずつ繰り上げる。

別表第２第３項中「取消し」の次に「並びに職員の育児休業等に関する条例(平成４年茨城県条例第５号)第33条の規定による特別の事情の認定」を加え、第12項を削り、第13項を第12項とし、第14項から第51項までを１項ずつ繰り上げる。

別表第３部長及び課長の個別的専決事項１総務企画部の表中総務課の項を次のように改正する。

| | | |
|---|---|---|
| 総務課 | 1　教育事務所長及び学校以外の教育機関の長の引き続き７日を超える年次休暇に係る時季変更並びに療養休暇及び特別休暇の承認<br>2　教育事務所長及び学校以外の教育機関の長の引き続き４日以上７日以内の県外旅行命令及びその復命の受理<br>3　職員の勤務時間に関する条例（昭和26年茨城県条例第40号）第２条第５項の規定による人事委員会に対する承認の申請及び決定<br>4　職員（教育庁及び学校以外の教育機関の職員をいう。以下「総務課」の項において同じ。）の勤務希望調査の実施<br>5　地方公務員法（昭和25年法律第261号）に関する次のこと。<br>(1)　第26条の２第１項の規定による修学部分休業の承認<br>(2)　第26条の５第１項の規定による職員の自己啓発等休業の承認<br>(3)　第26条の５第５項の規定による職員の自己啓発等休業の承認の取消し<br>(4)　第26条の６第１項の規定による職員の配偶者同行休業の承認<br>(5)　第26条の６第４項の規定による職員の配偶者同行休業の期間の延長の承認<br>(6)　第26条の６第６項の規定による職員の配偶者同行休業の承認の取消し<br>(7)　第38条の規定による役付職員の | 1　教育事務所長及び学校以外の教育機関の長の引き続き４日以上７日以内の年次休暇に係る時季変更並びに療養休暇及び特別休暇の承認<br>2　地方公務員法第38条の規定による役付職員以外の職員の営利企業等の従事の許可<br>3　職員の育児休業等に関する規則（平成4年茨城県人事委員会規則第１号。以下「育児休業規則」という。）第９条第２項の規定による職員の養育状況変更届（部分休業に係るものを除く。）の受理<br>4　職員の任用に関する細則（昭和41年茨城県人事委員会告示第１号）第６条の規定による意向調査の実施<br>5　職員の時間外勤務手当に係る予算の配分額の決定<br>6　職員の旅費に関する条例（昭和28年茨城県条例第56号）第40条の規定による旅費の調整<br>7　自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第16条第１項の規定による職員の公務災害に係る損害賠償額の支払いの請求<br>8　職員の身分証明書の交付<br>9　軽易な褒賞の決定<br>10　文部科学省所管の基幹統計調査の調査票類の進達<br>11　広報媒体の発行及び製作<br>12　茨城県教育委員会公印規則（昭和36年茨城県教育委員会規則第４号）第６条の規定による公印の調製等の承認 |

| | | |
|---|---|---|
| | 営利企業等の従事の許可<br>6　職員の修学部分休業に関する条例（平成18年茨城県条例第２号）第４条第１項の規定による職員の修学部分休業の承認の取消し<br>7　職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年茨城県条例第58号。以下「自己啓発等休業条例」という。）第７条第３項の規定による職員の自己啓発等休業の期間の延長の承認及び第9条第1項の規定による報告の要求<br>8　育児休業法に関する次のこと。<br>(1)　第２条第３項の規定による職員の育児休業の承認<br>(2)　第３条第３項の規定による職員の育児休業の期間の延長の承認<br>(3)　第５条第２項の規定による職員の育児休業の承認の取消し<br>(4)　第10条第３項の規定による育児短時間勤務の承認<br>(5)　第11条第２項の規定による育児短時間勤務の延長の承認<br>(6)　第12条の規定による育児短時間勤務の承認の取消し<br>9　職員の時間外勤務手当に係る予算の配当計画の決定<br>10　職員の退職手当に関する条例（昭和38年茨城県条例第１号）の規定による職員の退職手当の裁定<br>11　褒賞の決定（比較的重要なものを除く。）<br>12　庁中室の配置の決定<br>13　調査統計の実施及びその結果の公表<br>14　行政考査の実施並びにその結果に基づく改善及び是正の指示<br>15　事務能率推進実施細目の決定<br>16　茨城県地域改善対策進学奨励資金貸与条例（昭和62年茨城県条例第31号）に関する次のこと。 | 13　茨城県地域改善対策進学奨励資金貸与条例第8条の規定による奨励資金の返還債務の履行猶予<br>14　茨城県地域改善対策進学奨励資金貸与条例施行規則（昭和62年茨城県教育委員会規則第８号）に関する次のこと。<br>(1)　第８条の規定による異動届の受理<br>(2)　第９条の規定による奨学生等の死亡届の受理<br>(3)　第10条の規定による連帯保証人の変更届の受理<br>(4)　第11条の規定による奨励資金借用証書及び奨励資金返還明細書の受理<br>15　個人情報の保護に関する法律に関する次のこと。<br>(1)　第75条第１項の規定による個人情報ファイル簿の公表<br>(2)　第111条の規定による行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案募集の公示<br>16　茨城県個人情報の保護に関する法律施行条例第３条の規定による条例個人情報ファイル簿の公表<br>17　県教育委員会の任命に係る職員の保健（県立学校の職員に係るものを除く。），元気回復その他厚生事業の実施細目の決定及び実施<br>18　教育庁及び学校以外の教育機関の職員の健康診断の実施<br>19　教育庁及び学校以外の教育機関の職員に対する休養命令及び出勤承認<br>20　県教育委員会の管掌に係る恩給及び退職年金の受給権調査の実施 |

| | | |
|---|---|---|
| | (1)　第９条の規定による延滞利息の減免<br>(2)　第10条の規定による奨励資金の返還債務の免除<br>17　県教育委員会の任命に係る職員の保健(県立学校の職員に係るものを除く。)，元気回復その他厚生に関する計画の決定<br>18　教育庁及び学校以外の教育機関の職員の健康診断の結果の通知及び指示<br>19　議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年茨城県条例第38号）第３条第２項の規定による職員の公務災害の認定及びその通知<br>20　公立学校の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）第２条の規定による県立学校の学校医等の公務災害の補償の実施 | |

別表第３　部長及び課長の個別的専決事項２学校教育部の表中教育改革課の項から保健体育課の項までを次のように改正する。

| 課 | 部長専決事項 | 課長専決事項 |
|---|---|---|
| 教育改革課 | 1　教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第11条の規定による免許状の取上げ<br>2　教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号）に関する次のこと。<br>(1)　第38条の規定による免許法認定講習における単位の授与<br>(2)　第39条の規定による免許法認定講習開設申請書の提出<br>(3)　第40条の規定による免許法認定講習申請書内容変更の届出<br>(4)　第42条の規定による免許法認定講習の実施状況等の報告 | 1　教育職員免許法に関する次のこと。<br>(1)　第７条第２項の規定による証明書の発行<br>(2)　第13条第１項の規定による免許状の失効等の所轄庁等への通知<br>(3)　附則第２項の規定による県立学校及び私立学校の免許外教科の教授担任の許可 |
| 義務教育課 | 1　公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施 | 1　大学院修学休業規則第４条の規定による大学院修学休業許可の失効の |

| | | |
|---|---|---|
| | 行規則（昭和33年文部省令第19号）に関する次のこと。<br>(1)　第１条の規定による学級編制及び教職員配当の基準に関する報告書の提出<br>(2)　第２条の規定による教職員定数及び標準学級に関する報告書の提出<br>2　大学院修学休業規則（平成13年茨城県教育委員会規則第１号）に関する次のこと（市町村立学校の教諭等に係るものに限る。）。<br>(1)　第２条の規定による大学院修学休業候補者の決定<br>(2)　第３条第３項の規定による大学院修学休業の許可<br>(3)　第５条の規定による大学院修学休業の取消し<br>3　教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第７条の規定による教科書の需要数の受理及び報告<br>4　義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和39年政令第14号）に関する次のこと。<br>(1)　第４条第２項の規定による受領冊数集計報告書の作成及び提出並びに納入冊数集計表及び受領証明書の返付<br>(2)　第５条第２項の規定による給与を受けた児童生徒数の総数の報告 | 通知（市町村立学校の教諭等に係るものに限る。）<br>2　市町村立学校の職員の履歴の証明<br>3　学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第26条の２の規定による市町村立各種学校に係る目的の変更等についての届出の受理<br>4　教科書の発行に関する臨時措置法に関する次のこと。<br>(1)　第５条第１項の規定による教科書展示会の開催<br>(2)　第６条第２項の規定による教科書の目録の配布<br>5　教科書の発行に関する臨時措置法施行規則（昭和23年文部省令第15号）に関する次のこと。<br>(1)　第８条第１項の規定による教科書の見本の届出の受理<br>(2)　第９条第２項の規定による教科書の保存本の出品<br>6　義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令に関する次のこと。<br>(1)　第２条の規定による教科用図書の受領報告書及び受領証明書の作成及び交付<br>(2)　第３条の規定による納入冊数集計表の受理 |
| 高校教育課 | 1　教育公務員特例法（昭和24年法律第１号）第17条第１項の規定による県立中学校，県立高等学校及び県立中等教育学校の校長の兼職等の承認<br>2　地方公務員法第38条の規定による県立中学校，県立高等学校及び県立中等教育学校の校長の営利企業等の従事の許可 | 1　教育公務員特例法第17条第１項の規定による県立中学校，県立高等学校及び県立中等教育学校の教員の兼職等の承認<br>2　地方公務員法に関する次のこと（県立中学校，県立高等学校及び県立中等教育学校の職員並びに県立特別支援学校の事務職員，技術職員，学校栄養 |

| | | |
|---|---|---|
| | 3　県立中学校，県立高等学校及び県立中等教育学校の職員並びに県立特別支援学校の事務職員，技術職員，学校栄養職員及び技能労務職員の勤務希望調査の実施<br>4　大学院修学休業規則に関する次のこと（県立中学校，県立高等学校及び県立中等教育学校の教諭等に係るものに限る。）。<br>(1)　第２条の規定による大学院修学休業候補者の決定<br>(2)　第３条第３項の規定による大学院修学休業の許可<br>(3)　第５条の規定による大学院修学休業の取消し<br>5　茨城県県立学校管理規則に関する次のこと（中学校，高等学校及び中等教育学校に係るものに限る。）。<br>(1)　第26条第２項の規定による校長の引き続き７日を超える年次休暇に係る時季変更並びに療養休暇及び特別休暇の承認<br>(2)　第27条第２項の規定による校長の引き続き４日以上７日以内の県外旅行命令及びその復命の受理<br>6　茨城県奨学資金貸与条例（昭和38年茨城県条例第18号）に関する次のこと。<br>(1)　第６条の規定による奨学資金の貸与の停止<br>(2)　第11条の規定による奨学資金の返還の免除<br>7　茨城県奨学資金貸与条例施行規則（昭和38年茨城県教育委員会規則第９号）第３条の規定による奨学生の決定<br>8　茨城県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例（昭和52年茨城県条例第24号）に関する次のこと。 | 職員及び技能労務職員に係るものに限る。）。<br>(1)　第26条の２第１項の規定による修学部分休業の承認<br>(2)　第26条の５第１項の規定による自己啓発等休業の承認<br>(3)　第26条の５第５項の規定による自己啓発等休業の承認の取消し<br>(4)　第26条の６第１項の規定による配偶者同行休業の承認<br>(5)　第26条の６第４項の規定による配偶者同行休業の期間の延長の承認<br>(6)　第26条の６第６項の規定による配偶者同行休業の承認の取消し<br>(7)　第38条の規定による営利企業等の従事の許可（校長に係るものを除く。）<br>3　職員の修学部分休業に関する条例第４条第１項の規定による県立中学校，県立高等学校及び県立中等教育学校の職員並びに県立特別支援学校の事務職員，技術職員，学校栄養職員及び技能労務職員の修学部分休業の承認の取消し<br>4　自己啓発等休業条例第７条第３項の規定による県立中学校，県立高等学校及び県立中等教育学校の職員並びに県立特別支援学校の事務職員，技術職員，学校栄養職員及び技能労務職員の自己啓発等休業の期間の延長の承認及び第９条第１項の規定による報告の要求<br>5　育児休業法に関する次のこと（県立中学校，県立高等学校及び県立中等教育学校の職員並びに県立特別支援学校の事務職員，技術職員，学校栄養職員及び技能労務職員に係るものに限る。）。<br>(1)　第２条第３項の規定による育児 |

| | | |
|---|---|---|
| | (1)　第２条の規定による修学奨励資金の貸与対象者の決定<br>(2)　第５条第１項の規定による修学奨励資金の貸与の打切り<br>(3)　第５条第２項の規定による修学奨励資金の貸与の停止<br>(4)　第６条及び第７条の規定による修学奨励資金の返還債務の免除<br>(5)　第10条第２項の規定による延滞金の減免<br>9　茨城県高等学校等奨学資金貸与条例（平成14年茨城県条例第33号）に関する次のこと。<br>(1)　第６条第１項の規定による奨学資金の貸与の打切り<br>(2)　第６条第２項の規定による奨学資金の貸与の停止<br>(3)　第９条の規定による延滞金の減免<br>(4)　第10条の規定による返還債務の免除<br>10　茨城県高等学校等奨学資金貸与条例施行規則（平成14年茨城県教育委員会規則第９号）第５条の規定による奨学生の決定<br>11　茨城県育英奨学資金貸与条例（平成16年茨城県条例第46号）に関する次のこと。<br>(1)　第６条第１項の規定による奨学資金の貸与の打切り<br>(2)　第６条第２項の規定による奨学資金の貸与の停止<br>(3)　第９条の規定による延滞金の減免<br>(4)　第10条の規定による返還債務の免除<br>12　茨城県育英奨学資金貸与条例施行規則（平成16年茨城県教育委員会規則第９号）第４条の規定による奨学生の決定 | 休業の承認<br>(2)　第３条第３項の規定による育児休業の期間の延長の承認<br>(3)　第５条第２項の規定による育児休業の承認の取消し<br>(4)　第10条第３項の規定による育児短時間勤務の承認<br>(5)　第11条第２項の規定による育児短時間勤務の延長の承認<br>(6)　第12条の規定による育児短時間勤務の承認の取消し<br>6　育児休業規則第９条第２項の規定による県立中学校，県立高等学校及び県立中等教育学校の職員並びに県立特別支援学校の事務職員，技術職員，学校栄養職員及び技能労務職員の養育状況変更届（部分休業に係るものを除く。）の受理<br>7　大学院修学休業規則第４条の規定による大学院修学休業許可の失効の通知（県立中学校，県立高等学校及び県立中等教育学校の教諭等に係るものに限る。）<br>8　茨城県県立学校管理規則に関する次のこと（中学校，高等学校及び中等教育学校に係るもの並びに特別支援学校の事務職員，技術職員，学校栄養職員及び技能労務職員に係るものに限る。）。<br>(1)　第７条第２項の規定による学期制の届出の受理<br>(2)　第８条第２項の規定による休業日の変更の承認<br>(3)　第８条第３項の規定による授業日の変更の届出の受理<br>(4)　第９条の規定による臨時休業の報告の受理<br>(5)　第10条第２項の規定による教育課程編成表の届出の受理<br>(6)　第10条第３項の規定によるホー |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | | ムルーム活動年間指導計画書等の届出の受理<br>(7)　第12条の規定による学校以外の施設の利用（体育行事のための利用を除く。）の届出の受理<br>(8)　第15条の規定による準教科書の使用の承認<br>(9)　第16条の規定による教材使用の届出の受理<br>(10)　第26条第２項の規定による校長の引き続き４日以上７日以内の年次休暇に係る時季変更並びに療養休暇及び特別休暇の承認<br>(11)　第27条第２項の規定による校長の引き続き３日以内の県外旅行命令及びその復命の受理<br>(12)　第28条の規定による校長の7日以内の私事旅行の届出の受理<br>(13)　第41条第２項の規定による施設・設備の利用の許可に対する指示<br>(14)　第44条の規定による事故発生の報告の受理（伝染病，集団疾病等に係るものを除く。）<br>9　自動車損害賠償保障法第16条第1項の規定による公立学校の職員の公務災害に係る損害賠償の支払いの請求<br>10　茨城県奨学資金貸与条例第9条の規定による奨学資金の返還の猶予<br>11　茨城県奨学資金貸与条例施行規則に関する次のこと。<br>(1)　第５条の規定による奨学生の学業成績報告の受理<br>(2)　第６条の規定による奨学資金の貸与継続の承認<br>(3)　第７条の規定による奨学資金の貸与復活の承認<br>(4)　第８条の規定による奨学生の休学の届出の受理<br>(5)　第９条の規定による奨学生の退学の届出の受理 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | | (6)　第10条の規定による奨学資金の貸与辞退の届出の受理<br>(7)　第14条第２項の規定による連帯保証人等の変更の承認<br>(8)　第14条第３項の規定による連帯保証人等の変更の請求<br>(9)　第15条の規定による奨学生等の住所等の変更等の届出の受理<br>(10)　第16条の規定による奨学生等の死亡の届出の受理<br>12　茨城県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例第９条第１項及び第２項の規定による修学奨励資金の返還債務の履行の猶予<br>13　茨城県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則（昭和50年茨城県教育委員会規則第３号）に関する次のこと。<br>(1)　第５条第２項の規定による保証人の変更届の受理<br>(2)　第６条の規定による修学奨励資金借用証書の受理<br>(3)　第11条第１項の規定による修学奨励資金返還明細書の受理<br>(4)　第11条第２項の規定による修学奨励資金返還方法変更届の受理<br>(5)　第14条各号の規定による諸届の受理<br>14　茨城県高等学校等奨学資金貸与条例第8条の規定による奨学資金の返還の猶予<br>15　茨城県高等学校等奨学資金貸与条例施行規則に関する次のこと。<br>(1)　第７条第２項の規定による保証人の変更届の受理<br>(2)　第８条の規定による奨学生の氏名等の変更等の届出の受理<br>(3)　第10条の規定による借用証書等の届出の受理<br>16　茨城県育英奨学資金貸与条例第８ |

| | | |
|---|---|---|
| | | 条の規定による奨学資金の返還の猶予<br>17　茨城県育英奨学資金貸与条例施行規則に関する次のこと。<br>(1)　第７条第２項の規定による連帯保証人変更届の受理<br>(2)　第８条の規定による奨学生の氏名等の変更等の届出の受理<br>(3)　第９条の規定による借用証書等の届出の受理<br>18　県立中学校，県立高等学校及び県立中等教育学校の職員の履歴の証明 |
| 特別支援教育課 | 1　教育公務員特例法第17条第１項の規定による県立特別支援学校の校長の兼職等の承認<br>2　地方公務員法第38条の規定による県立特別支援学校の校長の営利企業等の従事の許可<br>3　県立特別支援学校の職員（事務職員，技術職員，学校栄養職員及び技能労務職員を除く。）の勤務希望調査の実施<br>4　大学院修学休業規則に関する次のこと（県立特別支援学校の教諭等に係るものに限る。）。<br>(1)　第２条の規定による大学院修学休業候補者の決定<br>(2)　第３条第３項の規定による大学院修学休業の許可<br>(3)　第５条の規定による大学院修学休業の取消し<br>5　茨城県県立学校管理規則に関する次のこと（特別支援学校に係るものに限る。）。<br>(1)　第26条第２項の規定による校長の引き続き７日を超える年次休暇に係る時季変更並びに療養休暇及び特別休暇の承認<br>(2)　第27条第２項の規定による校長 | 1　教育公務員特例法第17条第１項の規定による県立特別支援学校の教員の兼職等の承認<br>2　地方公務員法に関する次のこと（県立特別支援学校の職員（事務職員，技術職員，学校栄養職員及び技能労務職員を除く。）に係るものに限る。）。<br>(1)　第26条の２第１項の規定による修学部分休業の承認<br>(2)　第26条の５第１項の規定による自己啓発等休業の承認<br>(3)　第26条の５第５項の規定による自己啓発等休業の承認の取消し<br>(4)　第26条の６第１項の規定による配偶者同行休業の承認<br>(5)　第26条の６第４項の規定による配偶者同行休業の期間の延長の承認<br>(6)　第26条の６第６項の規定による配偶者同行休業の承認の取消し<br>(7)　第38条の規定による営利企業等の従事の許可（校長に係るものを除く。）<br>3　職員の修学部分休業に関する条例第４条第１項の規定による県立特別支援学校の職員（事務職員，技術職員，学校栄養職員及び技能労務職員を除 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | の引き続き４日以上７日以内の県外旅行命令及びその復命の受理 | く。）の修学部分休業の承認の取消し<br>4　自己啓発等休業条例第7条第3項の規定による県立特別支援学校の職員（事務職員，技術職員，学校栄養職員及び技能労務職員を除く。）の自己啓発等休業の期間の延長の承認及び第９条第１項の規定による報告の要求<br>5　育児休業法に関する次のこと（県立特別支援学校の職員（事務職員，技術職員，学校栄養職員及び技能労務職員を除く。）に係るものに限る。）。<br>(1)　第２条第３項の規定による育児休業の承認<br>(2)　第３条第３項の規定による育児休業の期間の延長の承認<br>(3)　第５条第２項の規定による育児休業の承認の取消し<br>(4)　第10条第３項の規定による育児短時間勤務の承認<br>(5)　第11条第２項の規定による育児短時間勤務の延長の承認<br>(6)　第12条の規定による育児短時間勤務の承認の取消し<br>6　育児休業規則第９条第２項の規定による県立特別支援学校の職員（事務職員，技術職員，学校栄養職員及び技能労務職員を除く。）の養育状況変更届（部分休業に係るものを除く。）の受理<br>7　大学院修学休業規則第4条の規定による大学院修学休業許可の失効の通知（県立特別支援学校の教諭等に係るものに限る。）<br>8　茨城県県立学校管理規則に関する次のこと（特別支援学校に係るものに限る。）。<br>(1)　第８条第２項の規定による休業日の変更の承認<br>(2)　第８条第３項の規定による授業日の変更の届出の受理 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | | (3)　第９条の規定による臨時休業の報告の受理<br>(4)　第10条第２項の規定による教育課程編成表の届出の受理<br>(5)　第10条第３項の規定によるホームルーム活動年間指導計画書等の届出の受理<br>(6)　第12条の規定による学校以外の施設の利用（体育行事のための利用を除く。）の届出の受理<br>(7)　第15条の規定による準教科書の使用の承認<br>(8)　第16条の規定による教材使用の届出の受理<br>(9)　第26条第２項の規定による校長の引き続き４日以上７日以内の年次休暇に係る時季変更並びに療養休暇及び特別休暇の承認<br>(10)　第27条第２項の規定による校長の引き続き３日以内の県外旅行命令及びその復命の受理<br>(11)　第28条の規定による校長の７日以内の私事旅行の届出の受理<br>(12)　第38条第２項の規定による生徒の退学処分等の報告の受理<br>(13)　第39条第２項の規定による出席停止の報告のうち，児童及び生徒の性行不良に係る出席停止の報告の受理<br>(14)　第41条第２項の規定による施設・設備の利用の許可に対する指示<br>(15)　第44条の規定による事故発生の報告の受理（事務職員，技術職員，学校栄養職員及び技能労務職員に係るもの並びに伝染病，集団的疾病に係るものを除く。）<br>9　学校教育法施行令に関する次のこと。<br>(1)　第６条の２第２項の規定による視覚障害者等でなくなった者の市 |

| | | |
|---|---|---|
| | | 町村教育委員会に対する氏名等の通知<br>(2)　第14条及び第15条の規定による視覚障害者等の入学期日等の通知及び就学すべき学校の指定<br>(3)　第16条の規定による視覚障害者等の就学すべき学校の指定の変更及びその通知<br>(4)　第17条の規定による視覚障害者等の就学の許可<br>10　県立特別支援学校の職員の履歴の証明 |
| 保健体育課 | 1　学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第16条の規定による県立学校の職員の定期健康診断の結果の通知及び指示<br>2　学校給食法施行令（昭和29年政令第212号）第７条の規定による学校給食費の補助の基準となる小学校，中学校，義務教育学校及び中等教育学校の児童生徒数の配分及び通知<br>3　県立学校の職員の保健に関する計画の決定 | 1　学校保健安全法に関する次のこと。<br>(1)　第15条の規定による県立学校の職員の定期健康診断の実施<br>(2)　第18条の規定による保健所との連絡<br>2　学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号）第９条第１項の規定による県立特別支援学校における準要保護者の認定<br>3　茨城県県立学校管理規則に関する次のこと。<br>(1)　第12条の規定による学校以外の施設の利用の届出の受理（体育行事に係るものに限る。）<br>(2)　第39条第２項の規定による出席停止の報告のうち，幼児，児童及び生徒の感染症に係る出席停止の報告の受理<br>(3)　第44条の規定による事故発生の報告のうち，幼児，児童及び生徒に係る事故発生の報告の受理（感染症，集団的疾病等に係るものに限る。）<br>4　県立学校の職員の保健に関する事業の実施細目の決定及び実施 |

付　則

この規則は、令和８年４月１日から施行する。

（提案理由）

茨城県教育委員会事務委任規則（昭和 40 年茨城県教育委員会規則第８号）の一部改正等に伴い、所要の改正をしようとするもの

茨城県教育委員会事務専決規程（昭和46年茨城県教育委員会訓令第５号）新旧対照表

| 改正案 | 現行 |
| --- | --- |
| 第１条　この規程は，教育委員会の権限に属する事務の教育長による専決について必要な事項を定めるものとする。 | 第１条　この規程は，教育委員会の権限に属する事務の教育長による専決について必要な事項を定めるものとする。 |
| 第２条　教育委員会は，教育長において教育委員会の会議（以下「会議」という。）に付議すべき事件について特に緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき，又は会議が成立しないときは，次条に規定する場合を除くほか，茨城県教育委員会事務委任規則（昭和40年茨城県教育委員会規則第８号。以下「規則」という。）第２条第２号及び第４号から第14号までに掲げる事務を教育長に専決させるものとする。ただし，教育委員会規則の制定及び改廃並びに教育長の営利企業等の従事の許可については，軽易なものに限る。 | 第２条　教育委員会は，教育長において教育委員会の会議（以下「会議」という。）に付議すべき事件について特に緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき，又は会議が成立しないときは，次条に規定する場合を除くほか，茨城県教育委員会事務委任規則（昭和40年茨城県教育委員会規則第８号。以下「規則」という。）第２条第２号及び第４号から第13号までに掲げる事務を教育長に専決させるものとする。ただし，教育委員会規則の制定及び改廃並びに教育長の営利企業等の従事の許可については，軽易なものに限る。 |
| ２　教育長は，前項の規定により専決した事務については，次の会議において報告し，その承認を求めなければならない。 | ２　教育長は，前項の規定により専決した事務については，次の会議において報告し，その承認を求めなければならない。 |
| 第３条　教育委員会は，規則第２条第15号から第27号までに掲げる事務（当該事務に関する告示及び公告をすることを含む。），国又は県の行う重要な褒賞についての推薦，次の各号に掲げる職員の給与の決定及び次の各号に掲げる職員以外の職員の任免，給与の決定その他の人事（懲戒処分及び分限免職処分を除く。）を行うことについて，教育長に常時専決させるものとする。 | 第３条　教育委員会は，規則第２条第14号から第27号までに掲げる事務（当該事務に関する告示及び公告をすることを含む。），国又は県の行う重要な褒賞についての推薦　　及び次の各号に掲げる職員以外の職員の任免　　その他の人事（懲戒処分及び分限免職処分を除く。）を行うことについて，教育長に常時専決させるものとする。 |
| (1)　部長，参事，本庁の課長（私学振興室及び生徒支援・いじめ対策推進室の室長を含む。以下同じ。），教育事務所長，学校以外の教育機関の長及びこれらの職に相当する職層の職員 | (1)　部長，参事，本庁の課長（私学振興室及び生徒支援・いじめ対策推進室の室長を含む。以下同じ。），教育事務所長，学校以外の教育機関の長及びこれらの職に相当する職層の職員 |
| (2)　教育委員会の所管に属する学校の校長及び前号に規定する本庁の課長の職に相当する職層の職員 | (2)　教育委員会の所管に属する学校の校長及び前号に規定する本庁の課長の職に相当する職層の職員 |
| (3)　市町村立学校の校長 | (3)　市町村立学校の校長 |

| | |
|---|---|
| ２　教育長は，前項の規定により専決した事務のうち，必要と認めるものについては，次の会議において報告しなければならない。<br>第４条　教育長は，前条第１項の規定により常時専決しうる事務の一部を部長，本庁の課長及び教育事務所長並びに教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の長に専決させることができる。<br>第５条　教育委員会は，第３条の規定により教育長が常時専決する事務のうち，当該事務が重要又は異例に属すると認めるときは，自らこれらの事務を行う。<br>（略）<br>付　則<br>この訓令は、令和８年４月１日から施行する。 | ２　教育長は，前項の規定により専決した事務のうち，必要と認めるものについては，次の会議において報告しなければならない。<br>第４条　教育長は，前条第１項の規定により常時専決しうる事務の一部を部長，本庁の課長及び教育事務所長並びに教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の長に専決させることができる。<br>第５条　教育委員会は，第３条の規定により教育長が常時専決する事務のうち，当該事務が重要又は異例に属すると認めるときは，自らこれらの事務を行う。<br>（略） |

茨城県教育委員会教育長事務委任規程（昭和40年茨城県教育委員会訓令第７号）新旧対照表

| 改正案 | 現行 |
| --- | --- |
| ○茨城県教育委員会教育長事務委任規程<br>昭和40年７月30日<br>茨城県教育委員会訓令第７号<br>〔教育長の権限に属する事務の委任に関する規程〕を次のように定める。<br>茨城県教育委員会教育長事務委任規程<br>（趣旨）<br>第１条　この規程は，別に定めるもののほか，地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第４項の規定に基づき教育長の権限に属する事務の委任について必要な事項を定めるものとする。<br>（委任の留保）<br>第２条　教育長は，この規程の定めるところにより委任した事務であつても，特に必要があるときは，自らこれらの事務を行なうことがある。<br>（報告の徴取等）<br>第３条　教育長は，この規程の定めるところにより委任した事務について，必要があるときは，報告を徴し，又は指示をすることがある。<br>（委任事務の処理の特例）<br>第４条　この規程の定めるところにより事務の委任を受けた者は，委任された事務について，重要かつ異例の事態が生じたときは，教育長の指示を受けなければならない。<br>（教育事務所長等に対する共通委任）<br>第５条　教育事務所長及び県立の学校その他の教育機関の長（以下「教育事務所長等」という。）に対し，当該機関の所掌に係る別表第１に掲げる事務を | ○茨城県教育委員会教育長事務委任規程<br>昭和40年７月30日<br>茨城県教育委員会訓令第７号<br>〔教育長の権限に属する事務の委任に関する規程〕を次のように定める。<br>茨城県教育委員会教育長事務委任規程<br>（趣旨）<br>第１条　この規程は，別に定めるもののほか，地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第４項の規定に基づき教育長の権限に属する事務の委任について必要な事項を定めるものとする。<br>（委任の留保）<br>第２条　教育長は，この規程の定めるところにより委任した事務であつても，特に必要があるときは，自らこれらの事務を行なうことがある。<br>（報告の徴取等）<br>第３条　教育長は，この規程の定めるところにより委任した事務について，必要があるときは，報告を徴し，又は指示をすることがある。<br>（委任事務の処理の特例）<br>第４条　この規程の定めるところにより事務の委任を受けた者は，委任された事務について，重要かつ異例の事態が生じたときは，教育長の指示を受けなければならない。<br>（教育事務所長等に対する共通委任）<br>第５条　教育事務所長及び県立の学校その他の教育機関の長（以下「教育事務所長等」という。）に対し，当該機関の所掌に係る別表第１に掲げる事務を |

| | |
|---|---|
| 委任する。 | 委任する。 |
| （教育事務所長等に対する個別委任） | （教育事務所長等に対する個別委任） |
| 第６条　前条に規定するもののほか，教育事務所長等に対し，当該機関の所掌に係る別表第２に掲げる事務を委任する。 | 第６条　前条に規定するもののほか，教育事務所長等に対し，当該機関の所掌に係る別表第２に掲げる事務を委任する。 |
| 付　則 | |
| この訓令は、令和８年４月１日から施行する。 | |
| 別表第１ | 別表第１ |
| 教育事務所長等に対する共通委任事項 | 教育事務所長等に対する共通委任事項 |
| １　職員の所属内部組織及び事務分担の決定（役付職の所属内部組織の決定を除く。） | １　職員の所属内部組織及び事務分担の決定（役付職の所属内部組織の決定を除く。） |
| ２　職員の職務専念義務の免除（教育事務所長等及び専ら職員団体の業務に従事する者に係るものを除く。）並びに週休日及び勤務時間の割振り並びに休日勤務に係る勤務の免除 | ２　職員の職務専念義務の免除（教育事務所長等及び専ら職員団体の業務に従事する者に係るものを除く。）並びに週休日及び勤務時間の割振り並びに休日勤務に係る勤務の免除 |
| ３　職員の年次休暇に係る時季変更並びに療養休暇及び特別休暇の承認（教育事務所長等の引き続き４日以上のものを除く。） | ３　職員の年次休暇に係る時季変更並びに療養休暇及び特別休暇の承認（教育事務所長等の引き続き４日以上のものを除く。） |
| ４　地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第19条第１項の規定による職員の部分休業の承認及び同条第６項において準用する育児休業法第５条第２項の規定による職員の部分休業の承認の取消し並びに職員の育児休業等に関する条例（平成４年茨城県条例第５号）第33条の規定による特別の事情の認定 | ４　地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第19条第１項の規定による職員の部分休業の承認及び同条第６項において準用する育児休業法第５条第２項の規定による職員の部分休業の承認の取消し |
| ５　職員の時間外勤務，休日勤務，夜間勤務，日直勤務及び宿直勤務の命令並びに深夜勤務及び時間外勤務の制限に関する通知 | ５　職員の時間外勤務，休日勤務，夜間勤務，日直勤務及び宿直勤務の命令 |
| ６　職員の旅行命令及びその復命の受理（教育事務所長等の引き続き４日以上の県外旅行に係るものを除く。） | ６　職員の旅行命令及びその復命の受理（教育事務所長等の引き続き４日以上の県外旅行に係るものを除く。） |
| ７　職員の扶養親族の認定 | ７　職員の扶養親族の認定 |

| | |
|---|---|
| 8　職員の通勤手当に係る確認及び決定 | 8　職員の通勤手当に係る確認及び決定 |
| 9　職員の初任給調整手当に係る認定 | 9　職員の初任給調整手当に係る認定 |
| 10　職員の住居手当に係る確認及び決定 | 10　職員の住居手当に係る確認及び決定 |
| 11　職員の単身赴任手当に係る確認及び決定 | 11　職員の単身赴任手当に係る確認及び決定 |
| 12　職員の児童手当に係る認定 | 12　職員の児童手当に係る認定 |
| （削除） | 13　職員の子ども手当に係る認定 |
| 13　職員の服務に関する諸届の受理（教育事務所長等に係るものを除く。） | 14　職員の服務に関する諸届の受理（教育事務所長等に係るものを除く。） |
| 14　事実証明及び謄本，抄本等の交付 | 15　事実証明及び謄本，抄本等の交付 |
| 15　保存文書その他資料の閲覧許可 | 16　保存文書その他資料の閲覧許可 |
| 16　事務処理に付随する申請，催告，通知，照会，回答，届出等並びにそれらの受理及び処理 | 17　事務処理に付随する申請，催告，通知，照会，回答，届出等並びにそれらの受理及び処理 |
| 17　事務処理に付随する調査の実施及び資料の収集 | 18　事務処理に付随する調査の実施及び資料の収集 |
| 18　軽易な褒賞 | 19　軽易な褒賞 |
| 19　公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）に関する次のこと。 | 20　公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）に関する次のこと。 |
| (1)　第７条の規定による発注の見通しに関する事項の公表（１件の予定価格が１億5,000万円未満の工事に係るものに限る。次号において同じ。） | (1)　第７条の規定による発注の見通しに関する事項の公表（１件の予定価格が１億　　円未満の工事に係るものに限る。次号において同じ。） |
| (2)　第８条の規定による入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表 | (2)　第８条の規定による入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表 |
| (3)　第11条の規定による通知（茨城県知事の建設業の許可を受けた建設業者に係るものに限る。） | (3)　第11条の規定による通知（茨城県知事の建設業の許可を受けた建設業者に係るものに限る。） |
| (4)　第14条の規定による措置 | (4)　第14条の規定による措置 |
| 20　その他所掌する事務に付随して生ずる事項の処理 | 21　その他所掌する事務に付随して生ずる事項の処理 |
| 別表第２ | 別表第２ |

教育事務所長等に対する個別委任事項

第１　教育事務所長

１　市町村等に交付する教育関係補助金に係る状況報告の受理及び立入検査等（茨城県県北教育事務所長及び茨城県鹿行教育事務所長を除く。）

（削除）

（削除）

（削除）

２　市町村立学校職員の地方公務員法（昭和25年法律第261号）に関する次のこと。

(1)　第26条の２第１項の規定による修学部分休業の承認

(2)　第26条の５第１項の規定による自己啓発等休業の承認

(3)　第26条の５第５項の規定による自己啓発等休業の承認の取消し

(4)　第26条の６第１項の規定による配偶者同行休業の承認

(5)　第26条の６第４項の規定による配偶者同行休業の期間の延長の承認

(6)　第26条の６第６項の規定による配偶者同行休業の承認の取消し

３　職員の修学部分休業に関する条例（平成18年茨城県条例第２号）第４条第１項の規定による市町村立学校職員の修学部分休業の承認の取消し

４　職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年茨城県条例第58号）第７条第３項の規定による市町村立学校職員の自己啓発等休業の期間の延長の承認及び第９条第１項の規定による報告の要求

５　市町村立学校職員の育児休業法に関する次のこと。

教育事務所長等に対する個別委任事項

第１　教育事務所長

１　市町村等に交付する教育関係補助金に係る状況報告の受理及び立入検査等（茨城県県北教育事務所長及び茨城県鹿行教育事務所長を除く。）

２　市町村立学校の臨時及び非常勤の職員の任免

３　市町村立学校の臨時及び非常勤の職員の給与の決定（茨城県県北教育事務所長及び茨城県鹿行教育事務所長を除く。）

４　茨城県県立学校並びに市町村立学校教職員の勤務成績の評定に関する規則（昭和33年茨城県教育委員会規則第６号）第７条に規定する市町村立学校職員に係る勤務評定報告書の整理保管

５　市町村立学校職員の地方公務員法（昭和25年法律第261号）に関する次のこと。

（新設）

(1)　第26条の５第１項の規定による自己啓発等休業の承認

(2)　第26条の５第５項の規定による自己啓発等休業の承認の取消し

(3)　第26条の６第１項の規定による配偶者同行休業の承認

(4)　第26条の６第４項の規定による配偶者同行休業の期間の延長の承認

(5)　第26条の６第６項の規定による配偶者同行休業の承認の取消し

（新設）

６　職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年茨城県条例第58号）第７条第３項の規定による市町村立学校職員の自己啓発等休業の期間の延長の承認及び第９条第１項の規定による報告の要求

７　市町村立学校職員の育児休業法に関する次のこと。

| | |
|---|---|
| (1)　第２条第３項の規定による育児休業の承認 | (1)　第２条第３項の規定による育児休業の承認 |
| (2)　第３条第３項の規定による育児休業の期間の延長の承認 | (2)　第３条第３項の規定による育児休業の期間の延長の承認 |
| (3)　第５条第２項の規定による育児休業の承認の取消し | (3)　第５条第２項の規定による育児休業の承認の取消し |
| (4)　第10条第３項の規定による育児短時間勤務の承認 | （新設） |
| (5)　第11条第２項の規定による育児短時間勤務の延長の承認 | （新設） |
| (6)　第12条の規定による育児短時間勤務の承認の取消し | （新設） |
| ６　職員の育児休業等に関する規則（平成４年茨城県人事委員会規則第１号）第９条第２項の規定による市町村立学校職員の養育状況変更届（部分休業に係るものを除く。）の受理 | ８　職員の育児休業等に関する規則（平成４年茨城県人事委員会規則第１号）第５条第２項の規定による市町村立学校職員の養育状況変更届（部分休業に係るものを除く。）の受理 |
| （削除） | ９　市町村立学校職員（校長，副校長及び教頭を除く。）の初任給の決定（茨城県県北教育事務所長及び茨城県鹿行教育事務所長を除く。） |
| （削除） | 10　市町村立学校職員の昇格及び降格の場合における給料月額の決定（茨城県県北教育事務所長及び茨城県鹿行教育事務所長を除く。） |
| （削除） | 11　市町村立学校職員の昇給並びに昇格及び降格の発令（茨城県県北教育事務所長及び茨城県鹿行教育事務所長を除く。） |
| （削除） | 12　市町村立学校の復職時等における給料月額の決定（茨城県県北教育事務所長及び茨城県鹿行教育事務所長を除く。）。ただし，専従休職者に係るものを除く。 |
| ７　市町村立学校職員の初任給調整手当に係る認定（茨城県県北教育事務所長及び茨城県鹿行教育事務所長を除く。） | 13　市町村立学校職員の初任給調整手当に係る認定（茨城県県北教育事務所長及び茨城県鹿行教育事務所長を除く。） |
| ８　市町村立学校の特別支援学級担当職員の認定（茨城県県北教育事務所長及び茨城県鹿行教育事務所長を除く。） | 14　市町村立学校の特別支援学級担当職員の認定（茨城県県北教育事務所長及び茨城県鹿行教育事務所長を除く。） |
| （削除） | 15　市町村立学校職員の子ども手当に係る認定（茨城県県北教育事務所長及び茨城県鹿行教育事務所長を除く。） |
| ９　学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第25条に規定する市町村 | 16　学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第25条に規定する市町村 |

立学校の設置，廃止等の届出の受理

10　教育職員免許法（昭和24年法律第147号）附則第２項の規定による市町村立学校の免許外教科の教授担任の許可

11　学校給食法施行令（昭和29年政令第212号）第１条の規定による学校給食の開設及び廃止の届出の受理

12　社会教育法（昭和24年法律第207号）第23条の２第２項の規定による市町村の設置する公民館に対する指導及び助言

第２　県立学校長

１　職員の産業教育手当に係る認定

２　職員の身分証明書の交付

３　学校の施設・設備の目的外利用の許可又は貸付け（学校体育施設開放事業に係るものを除く。）

４　登記の嘱託及び登録の申請

５　茨城県県立学校授業料等徴収条例（昭和37年茨城県条例第24号）に関する次のこと。

(1)　第６条の規定による授業料の徴収の繰上げ等

(2)　第７条の規定による生徒の出校停止等の命令

(3)　第10条の２において準用する第６条の規定による徴収の繰上げ等

(4)　第11条の規定による授業料等の徴収の猶予

(5)　第12条及び第13条の規定による授業料等の免除

６　高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）に関する次のこと。

(1)　第４条の規定による就学支援金の受給資格の認定

(2)　第６条の規定による就学支援金の支給

(3)　第７条の規定による就学支援金の受給権者の授業料に係る債権の

立学校の設置，廃止等の届出の受理

17　教育職員免許法（昭和24年法律第147号）附則第２項の規定による市町村立学校の免許外教科の教授担任の許可

18　学校給食法施行令（昭和29年政令第212号）第１条の規定による学校給食の開設及び廃止の届出の受理

19　社会教育法（昭和24年法律第207号）第23条の２第２項の規定による市町村の設置する公民館に対する指導及び助言

第２　県立学校長

１　職員の産業教育手当に係る認定

２　職員の身分証明書の交付

３　学校の施設・設備の目的外利用の許可又は貸付け（学校体育施設開放事業に係るものを除く。）

４　登記の嘱託及び登録の申請

５　茨城県県立学校授業料等徴収条例（昭和37年茨城県条例第24号）に関する次のこと。

(1)　第６条の規定による授業料の徴収の繰上げ等

(2)　第７条の規定による生徒の出校停止等の命令

(3)　第10条の２において準用する第６条の規定による徴収の繰上げ等

(4)　第11条の規定による授業料等の徴収の猶予

(5)　第12条及び第13条の規定による授業料等の免除

６　高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）に関する次のこと。

(1)　第４条の規定による就学支援金の受給資格の認定

(2)　第６条の規定による就学支援金の支給

(3)　第７条の規定による就学支援金の受給権者の授業料に係る債権の

弁済

(4)　第８条の規定による就学支援金の支給の停止

(5)　第９条の規定による就学支援金の支払の一時差止め

(6)　第17条の規定による届出の受理及び処理

7　独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号。以下この項中「法」という。）第30条の規定により県教育委員会が処理すべき事務（法第16条第１項の規定による災害共済給付契約の締結及び法第17条第３項の規定により支払うべき額のうち同条第４項本文の規定により徴収する額を除いた額の支払を除く。）

8　学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第15条の規定による職員健康診断票の作成，保存及び送付

9　電波法（昭和25年法律第131号）に関する次のこと。

(1)　第６条の規定による無線局の免許の申請

(2)　第８条の規定による無線局の予備免許の期限の延長の申請

(3)　第９条の規定による無線局の工事設計等の変更の申請及び届出

(4)　第10条の規定による工事落成の届出

(5)　第15条の規定による無線局の再免許等の申請

(6)　第17条の規定による設置場所の変更及び変更工事の申請

(7)　第19条の規定による呼出符号等の指定の変更の申請

(8)　第22条の規定による無線局の廃止の届出（遭難自動通報局，簡易無線局及びラジオ・ブイに係るものに限る。）

(9)　第51条の規定による無線従事者の選任又は解任の届出

10　特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）第２条の規定による就学奨励費補助金に係る段階の認定

11　義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和39

弁済

(4)　第８条の規定による就学支援金の支給の停止

(5)　第９条の規定による就学支援金の支払の一時差止め

(6)　第17条の規定による届出の受理及び処理

7　独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号。以下この項中「法」という。）第30条の規定により県教育委員会が処理すべき事務（法第16条第１項の規定による災害共済給付契約の締結及び法第17条第３項の規定により支払うべき額のうち同条第４項本文の規定により徴収する額を除いた額の支払を除く。）

8　学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第15条の規定による職員健康診断票の作成，保存及び送付

9　電波法（昭和25年法律第131号）に関する次のこと。

(1)　第６条の規定による無線局の免許の申請

(2)　第８条の規定による無線局の予備免許の期限の延長の申請

(3)　第９条の規定による無線局の工事設計等の変更の申請及び届出

(4)　第10条の規定による工事落成の届出

(5)　第15条の規定による無線局の再免許等の申請

(6)　第17条の規定による設置場所の変更及び変更工事の申請

(7)　第19条の規定による呼出符号等の指定の変更の申請

(8)　第22条の規定による無線局の廃止の届出（遭難自動通報局，簡易無線局及びラジオ・ブイに係るものに限る。）

(9)　第51条の規定による無線従事者の選任又は解任の届出

10　特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）第２条の規定による就学奨励費補助金に係る段階の認定

11　義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和39

| | |
|---|---|
| 年政令第14号）第１条に規定する事務のうち教科用図書の納入の指示及び受領 | 年政令第14号）第１条に規定する事務のうち教科用図書の納入の指示及び受領 |
| （削除） | 12　学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第79条，第104条，第113条及び第135条において準用する同規則第49条第３項の規定による学校評議員の委嘱 |
| 12　電気事業法（昭和39年法律第170号）に関する次のこと。 | 13　電気事業法（昭和39年法律第170号）に関する次のこと。 |
| (1)　第42条第１項の規定による保安規程の届出 | (1)　第42条第１項の規定による保安規程の届出 |
| (2)　第42条第２項の規定による保安規程の変更の届出 | (2)　第42条第２項の規定による保安規程の変更の届出 |
| (3)　第43条第２項の規定による主任技術者選任許可申請 | (3)　第43条第２項の規定による主任技術者選任許可申請 |
| (4)　第43条第３項の規定による主任技術者選任又は解任の届出 | (4)　第43条第３項の規定による主任技術者選任又は解任の届出 |
| (5)　第55条の２第２項の規定による事業用電気工作物設置者地位承継の届出 | (5)　第55条の２第２項の規定による事業用電気工作物設置者地位承継の届出 |
| (6)　電気事業法施行規則（平成７年通商産業省令第77号）第52条第２項の規定による保安管理業務外部委託承認申請 | (6)　電気事業法施行規則（平成７年通商産業省令第77号）第52条第２項の規定による保安管理業務外部委託承認申請 |
| (7)　電気事業法施行規則第52条第３項ただし書の規定による主任技術者兼任承認申請 | (7)　電気事業法施行規則（平成７年通商産業省令第77号）第52条第３項ただし書の規定による主任技術者兼任承認申請 |
| (8)　電気関係報告規則（昭和40年通商産業省令第54号）第３条の規定による電気事故詳報の届出 | (8)　電気関係報告規則（昭和40年通商産業省令第54号）第３条の規定による電気事故詳報の届出 |
| (9)　電気関係報告規則第５条第２号の規定による自家用電気工作物の廃止報告 | (9)　電気関係報告規則（昭和40年通商産業省令第54号）第５条第２号の規定による自家用電気工作物の廃止報告 |
| 第３　県立図書館長 | 第３　県立図書館長 |
| １　図書館法（昭和25年法律第118号）第８条の規定による市町村教育委員会に対する協力の依頼 | １　図書館法（昭和25年法律第118号）第８条の規定による市町村教育委員会に対する協力の依頼 |
| ２　図書館施設の目的外使用の許可又は貸付け | ２　図書館施設の目的外使用の許可又は貸付け |
| 第４　県近代美術館長 | 第４　県近代美術館長 |

| | |
|---|---|
| 1　学校以外の教育機関の設置，管理及び職員に関する条例（昭和36年茨城県条例第９号）に関する次のこと。 | 1　学校以外の教育機関の設置，管理及び職員に関する条例（昭和36年茨城県条例第９号）に関する次のこと。 |
| (1)　第10条第１項の規定による入館料の決定 | (1)　第10条第１項の規定による入館料の決定 |
| (2)　第10条第２項の規定による入館料又は使用料の減免の決定 | (2)　第10条第２項の規定による入館料又は使用料の減免の決定 |
| 2　茨城県近代美術館管理規則（昭和63年茨城県教育委員会規則第６号）に関する次のこと。 | 2　茨城県近代美術館管理規則（昭和63年茨城県教育委員会規則第６号）に関する次のこと。 |
| (1)　第21条第２号の規定による入館料の返還事由の認定 | (1)　第21条第２号の規定による入館料の返還事由の認定 |
| (2)　第28条及び第29条の規定による展示室の使用の承認及び不承認の決定 | (2)　第28条及び第29条の規定による展示室の使用の承認及び不承認の決定 |
| (3)　第31条の規定による使用の取消し又は停止 | (3)　第31条の規定による使用の取消し又は停止 |
| (4)　第35条第１項第２号の規定による使用料の返還事由の認定 | (4)　第35条第１項第２号の規定による使用料の返還事由の認定 |
| 第５　県陶芸美術館長 | 第５　県陶芸美術館長 |
| 1　学校以外の教育機関の設置，管理及び職員に関する条例＿＿＿＿＿＿＿＿に関する次のこと。 | 1　学校以外の教育機関の設置，管理及び職員に関する条例（昭和36年茨城県条例第９号）に関する次のこと。 |
| (1)　第10条第１項の規定による入館料の決定 | (1)　第10条第１項の規定による入館料の決定 |
| (2)　第10条第２項の規定による入館料又は使用料の減免の決定 | (2)　第10条第２項の規定による入館料又は使用料の減免の決定 |
| 2　茨城県陶芸美術館管理規則（平成11年茨城県教育委員会規則第15号）に関する次のこと。 | 2　茨城県陶芸美術館管理規則（平成11年茨城県教育委員会規則第15号）に関する次のこと。 |
| (1)　第21条第２号の規定による入館料の返還事由の認定 | (1)　第21条第２号の規定による入館料の返還事由の認定 |
| (2)　第28条及び第29条の規定による展示室の使用の承認及び不承認の決定 | (2)　第28条及び第29条の規定による展示室の使用の承認及び不承認の決定 |
| (3)　第31条の規定による使用の承認の取消し及び使用の停止 | (3)　第31条の規定による使用の承認の取消し及び使用の停止 |
| (4)　第35条第１項第２号の規定による使用料の返還事由の認定 | (4)　第35条第１項第２号の規定による使用料の返還事由の認定 |
| 第６　県自然博物館長 | 第６　県自然博物館長 |
| 1　学校以外の教育機関の設置，管理及び職員に関する条例＿＿＿＿＿＿＿＿ | 1　学校以外の教育機関の設置，管理及び職員に関する条例（昭和36年茨 |

| | |
|---|---|
| に関する次のこと。<br>(1)　第10条第１項の規定による入館料の決定<br>(2)　第10条第２項の規定による入館料の減免の決定<br>２　ミュージアムパーク茨城県自然博物館管理規則（平成６年茨城県教育委員会規則第６号）第21条第２号の規定による入館料の返還事由の認定<br>第７　県教育研修センター所長<br>１　茨城県教育研修センター管理規則（平成４年茨城県教育委員会規則第２号）第２条に規定する事業の実施<br>２　茨城県教育研修センター宿泊施設利用規程（平成４年茨城県教育委員会教育長訓令第１号）に関する次のこと。<br>(1)　第２条第２項の規定による宿泊施設の利用者の承認<br>(2)　第５条第３項の規定による宿泊施設の利用料の減免<br>３　所の施設・設備の目的外使用の許可又は貸付け | 城県条例第９号）に関する次のこと。<br>(1)　第10条第１項の規定による入館料の決定<br>(2)　第10条第２項の規定による入館料の減免の決定<br>２　ミュージアムパーク茨城県自然博物館管理規則（平成６年茨城県教育委員会規則第６号）第21条第２号の規定による入館料の返還事由の認定<br>第７　県教育研修センター所長<br>１　茨城県教育研修センター管理規則（平成４年茨城県教育委員会規則第２号）第２条に規定する事業の実施<br>２　茨城県教育研修センター宿泊施設利用規程（平成４年茨城県教育委員会教育長訓令第１号）に関する次のこと。<br>(1)　第２条第２項の規定による宿泊施設の利用者の承認<br>(2)　第５条第３項の規定による宿泊施設の利用料の減免<br>３　所の施設・設備の目的外使用の許可又は貸付け |

茨城県教育庁等事務専決規程（昭和40年教育委員会訓令第８号）　新旧対照表

| 改正案 | 現行 |
| --- | --- |
| （趣旨）<br>第１条　この規程は，別に定めがあるもののほか，教育長に委任された事務及び教育長が専決しうる事務の専決について必要な事項を定めるものとする。<br>（部長の共通的専決事務）<br>第２条　部長は，教育長に委任された事務のうち，別表第１に掲げる事務を専決するものとする。<br>（課長の共通的専決事務）<br>第３条　課長（私学振興室及び生徒支援・いじめ対策推進室の室長を含む。以下同じ。）は，教育長に委任された事務のうち，別表第２に掲げる事務（課内室を置く課長にあっては，第７条第１項に規定する課内室の室長（以下「課内室長」という。以下同じ。）の専決事項を除く。）を専決するものとする。<br>（教育企画室長の専決事務）<br>第４条　教育企画室長は，別表第２に掲げる課長の共通的専決事項のうち，教育長の命を受けて処理する特定事務に係るもので，教育長の指定する事務を専決するものとする。<br>（部長及び課長の個別的専決事務）<br>第５条　部長及び課長は，教育長に委任された事務のうち，別表第３に掲げる個別的事務を専決するものとする。<br>（総務企画部長の専決事務の特例）<br>第６条　教育長に事故があるとき，又は教育長が欠けたときは，総務企画部長は，第２条及び前条に定めるもののほか，教育長が処理することとされている事務を専決することができる。<br>（課内室長の専決事務）<br>第７条　課内室長は，別表第２に掲げる課長の共通的専決事項のうち，課内室に係る事務（第４項，第５項，第31項から第48項までの事務で，他の課長に合議を要しないものに限る。）を専決するものとする。<br>２　前項に規定するもののほか，課内室長は，別表第２に掲げる課長の共通的専決事項及び別表第３に規定する課長の個別的専決事項のうち，当該課長の指定する事務について専決するものとする。<br>（課長補佐等の専決事務） | （趣旨）<br>第１条　この規程は，別に定めがあるもののほか，教育長に委任された事務及び教育長が専決しうる事務の専決について必要な事項を定めるものとする。<br>（部長の共通的専決事務）<br>第２条　部長は，教育長に委任された事務のうち，別表第１に掲げる事務を専決するものとする。<br>（課長の共通的専決事務）<br>第３条　課長（私学振興室及び生徒支援・いじめ対策推進室の室長を含む。以下同じ。）は，教育長に委任された事務のうち，別表第２に掲げる事務（課内室を置く課長にあっては，第７条第１項に規定する課内室の室長（以下「課内室長」という。以下同じ。）の専決事項を除く。）を専決するものとする。<br>（教育企画室長の専決事務）<br>第４条　教育企画室長は，別表第２に掲げる課長の共通的専決事項のうち，教育長の命を受けて処理する特定事務に係るもので，教育長の指定する事務を専決するものとする。<br>（部長及び課長の個別的専決事務）<br>第５条　部長及び課長は，教育長に委任された事務のうち，別表第３に掲げる個別的事務を専決するものとする。<br>（総務企画部長の専決事務の特例）<br>第６条　教育長に事故があるとき，又は教育長が欠けたときは，総務企画部長は，第２条及び前条に定めるもののほか，教育長が処理することとされている事務を専決することができる。<br>（課内室長の専決事務）<br>第７条　課内室長は，別表第２に掲げる課長の共通的専決事項のうち，課内室に係る事務（第４項，第５項，第32項から第49項までの事務で，他の課長に合議を要しないものに限る。）を専決するものとする。<br>２　前項に規定するもののほか，課内室長は，別表第３に規定する課長の個別的専決事項のうち，当該課長の指定する事務について専決するものとする。<br>（課長補佐等の専決事務） |

| | |
|---|---|
| 第８条　課長補佐及び室長補佐は，第５条及び前条に規定する課長及び課内室長の専決事務のうち，当該課長及び課内室長の指定する事務について専決するものとする。 | 第８条　課長補佐及び室長補佐は，第５条及び前条に規定する課長及び課内室長の専決事務のうち，当該課長及び課内室長の指定する事務について専決するものとする。 |
| （係長の専決事務） | （係長の専決事務） |
| 第９条　係長は，教育長に委任された事務のうち，別表第４に掲げる事務を専決するものとする。 | 第９条　係長は，教育長に委任された事務のうち，別表第４に掲げる事務を専決するものとする。 |
| （教育事務所長に委任した事務の専決） | （教育事務所長に委任した事務の専決） |
| 第10条　教育事務所長は，茨城県教育委員会教育長事務委任規程（昭和40年茨城県教育委員会訓令第７号）第５条及び第６条の規定により委任された事務のうち，あらかじめその指定する事務については次長に，別表第５に掲げる事務については，所属の課長に専決させることができる。 | 第10条　教育事務所長は，茨城県教育委員会教育長事務委任規程（昭和40年茨城県教育委員会訓令第７号）第５条及び第６条の規定により委任された事務のうち，あらかじめその指定する事務については次長に，別表第５に掲げる事務については，所属の課長に専決させることができる。 |
| （専決の制限） | （専決の制限） |
| 第11条　この規程に定めるところであつても，特命があるとき，又は専決者において当該事務が重要若しくは異例に属すると認めるときは，上司（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第13条第２項の規定により教育長の職務を行う者を含む。第13条において同じ。）の決裁を受けなければならない。 | 第11条　この規程に定めるところであつても，特命があるとき，又は専決者において当該事務が重要若しくは異例に属すると認めるときは，上司（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第13条第２項の規定により教育長の職務を行う者を含む。第13条において同じ。）の決裁を受けなければならない。 |
| （類推による専決） | （類推による専決） |
| 第12条　この規程に専決しうる事務として定めていないものであつても，事務の内容により専決することが適当であると類推できるものについては，この規程に準じて専決することができる。 | 第12条　この規程に専決しうる事務として定めていないものであつても，事務の内容により専決することが適当であると類推できるものについては，この規程に準じて専決することができる。 |
| （専決の報告） | （専決の報告） |
| 第13条　この規程により専決したもののうち，必要と認められるものについては，上司に報告しなければならない。 | 第13条　この規程により専決したもののうち，必要と認められるものについては，上司に報告しなければならない。 |
| （部長の専決事項） | （部長の専決事項） |
| 第14条　部長は，教育長が常時専決しうる事務のうち，次の各号に掲げるものを専決するものとする。 | 第14条　部長は，教育長が常時専決しうる事務のうち，次の各号に掲げるものを専決するものとする。 |
| (1)　茨城県教育委員会事務委任規則（昭和40年茨城県教育委員会規則第８号。以下「規則」という。）第２条第18号及び第20号から第23号までに掲げる事務 | (1)　茨城県教育委員会事務委任規則（昭和40年茨城県教育委員会規則第８号。以下「規則」という。）第２条第18号及び第20号から第23号までに掲げる事務 |
| (2)　＿＿＿＿職員（教育長が定めるものを除く。）の人事を行うこと。＿＿＿＿

| | |
|---|---|
| 2　第６条の規定は，教育長が常時専決しうる事務について準用する。 | 2　第６条の規定は，教育長が常時専決しうる事務について準用する。 |
| 3　前２項の規定にかかわらず，教育長（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第２項の規定により教育長の職務を行う者を含む。以下この項において同じ。）の命令があるとき，又は部長において当該事務が重要若しくは異例に属すると認めるときは，教育長が専決するものとする。 | 3　前２項の規定にかかわらず，教育長（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第２項の規定により教育長の職務を行う者を含む。以下この項において同じ。）の命令があるとき，又は部長において当該事務が重要若しくは異例に属すると認めるときは，教育長が専決するものとする。 |
| （課長等の専決事項） | （課長等の専決事項） |
| 第15条　課長は，教育長が常時専決しうる事務のうち，次の各号に掲げるものを専決するものとする。 | 第15条　課長は，教育長が常時専決しうる事務のうち，次の各号に掲げるものを専決するものとする。 |
| (1)　規則第２条第24号及び第27号に掲げる事務 | (1)　規則第２条第24号及び第27号に掲げる事務 |
| (2)　技能労務職員の任免及び給与の決定（第２項に掲げるものを除く。） | (2)　技能労務職員の任免及び給与の決定 |
| (3)　免許状，登録証等の再交付及び書換え交付 | (3)　免許状，登録証等の再交付及び書換え交付 |
| (4)　前各号に規定する事務に関する告示及び公告 | (4)　前各号に規定する事務に関する告示及び公告 |
| 2　次の表の左欄に掲げる職にある者は，教育長が常時専決しうる事務のうち，同表右欄に掲げるものを専決するものとする。 | （新設） |

| 職 | 専決事項 |
|---|---|
| 総務課長 | 1　県立学校の臨時的任用に係る職員の給与の決定 |
| 高校教育課長 | 1　県立中学校，県立高等学校及び県立中等教育学校の臨時的任用に係る職員並びに県立特別支援学校の臨時的任用に係る事務職員，技術職員，学校栄養職員及び技能労務職員の任免<br>2　県立中学校，県立高等学校及び県立中等教育学校の非常勤講師の任免及び報酬の決定 |
| 特別支援教育課長 | 1　県立特別支援学校の臨時的任用に係る職員（事務職員，技術職員，学校栄養職員及び技能労務職員を除く。）の任免<br>2　県立特別支援学校の非常勤講師の任免及び報酬の決定 |
| 保健体育課長 | 1　県立学校の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱及び報酬の決定 |
| 生徒支援・いじめ対策推進室長 | 1　スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの任免及び報酬の決定 |

| | |
|---|---|
| 3　教育事務所長は，教育長が常時専決しうる事務のうち，次の各号に掲げるものを専決するものとする。 | （新設） |
| (1)　市町村立学校の臨時及び非常勤の職員及び県教育委員会が派遣する市町村立学校の会計年度任用職員（非常勤講師を含む。）の任免及び分限 | |

| | |
|---|---|
| （第２項に規定する事務を除く。）<br>(2)　市町村立学校の臨時及び非常勤の職員及び県教育委員会が派遣する市町村立学校の会計年度任用職員（非常勤講師を含む。）の給与の決定（第２項に規定する事務を除く。）（茨城県県北教育事務所長及び茨城県鹿行教育事務所長を除く。）<br>(3)　市町村立学校職員（校長，副校長及び教頭を除く。）の初任給の決定（茨城県県北教育事務所長及び茨城県鹿行教育事務所長を除く。）<br>(4)　市町村立学校職員の昇格及び降格の場合における給料月額の決定（茨城県県北教育事務所長及び茨城県鹿行教育事務所長を除く。）<br>(5)　市町村立学校職員の昇給並びに昇格及び降格の発令（茨城県県北教育事務所長及び茨城県鹿行教育事務所長を除く。）<br>(6)　市町村立学校の復職時等における給料月額の決定（茨城県県北教育事務所長及び茨城県鹿行教育事務所長を除く。）。ただし，専従休職者に係るものを除く。 | |
| ４　県立学校長は，教育長が常時専決しうる事務のうち，学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第79条，第104条，第113条及び第135条において準用する同令第49条第３項の規定による学校評議員の委嘱について専決するものとする。 | （新設） |
| ５　課長（課内室長を含む。ただし，第１号の場合にあっては，総務課長に限る。）及び教育事務所長並びに教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の長は，茨城県情報公開条例（平成12年茨城県条例第５号）に関する次の各号に掲げるものを専決するものとする。<br>(1)　第６条の規定により提出された請求書の受理（教育事務所長及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の長にあつては，その保有する行政文書に係るものに限る。以下同じ。）<br>(2)　第11条の規定による開示又は不開示の決定及びその通知<br>(3)　第12条の規定による決定期間の延長の決定及びその通知<br>(4)　第13条の規定による決定期間の特例の決定及び通知<br>(5)　第14条の規定による事案の移送の決定及び通知<br>(6)　第15条の規定による意見書等の聴取及び通知<br>(7)　第16条第２項の規定による開示の実施の方法等の申出の受理<br>(8)　第16条第４項の規定による開示を受ける旨の申出の受理 | ２　課長（課内室長を含む。ただし，第１号の場合にあっては，総務課長に限る。）及び教育事務所長並びに教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の長は，茨城県情報公開条例（平成12年茨城県条例第５号）に関する次の各号に掲げるものを専決するものとする。<br>(1)　第６条の規定により提出された請求書の受理（教育事務所長及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の長にあつては，その保有する行政文書に係るものに限る。以下同じ。）<br>(2)　第11条の規定による開示又は不開示の決定及びその通知<br>(3)　第12条の規定による決定期間の延長の決定及びその通知<br>(4)　第13条の規定による決定期間の特例の決定及び通知<br>(5)　第14条の規定による事案の移送の決定及び通知<br>(6)　第15条の規定による意見書等の聴取及び通知<br>(7)　第16条第２項の規定による開示の実施の方法等の申出の受理<br>(8)　第16条第４項の規定による開示を受ける旨の申出の受理 |
| ６　課長（課内室長を含む。）及び教育事務所長並びに教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の長は，個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に関する次の各号に掲げるもの（その管理に属する行政文書に | ３　課長（課内室長を含む。）及び教育事務所長並びに教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の長は，個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に関する次の各号に掲げるもの（その管理に属する行政文書に |

係るものに限る。）を専決するものとする（第１号に掲げるものにあつては，課長（課内室長を含む。）に限る。）。

(1)　第68条の規定による漏えい等の報告及び通知

(2)　第70条の規定による保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求

(3)　第75条第１項の規定による個人情報ファイル簿の作成

(4)　第77条第１項の規定により提出された開示請求書の受理

(5)　第82条の規定による開示又は不開示の決定及びその通知

(6)　第85条第１項及び第96条第１項の規定による事案の移送の決定及びその通知

(7)　第86条の規定による第三者に対する意見書提出の機会の付与等

(8)　第91条第１項の規定により提出された訂正請求書の受理

(9)　第93条の規定による訂正又は不訂正の決定及びその通知

(10)　第94条第２項，第95条，第102条第２項及び第103条の規定による決定期間の延長の決定及びその通知

(11)　第97条の規定による提供先への通知

(12)　第99条第１項の規定により提出された利用停止請求書の受理

(13)　第101条の規定による利用停止又は利用不停止の決定及びその通知

７　課長（課内室長を含む。）及び教育事務所長並びに教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の長は，茨城県個人情報の保護に関する法律施行条例（平成17年茨城県条例第１号）に関する次の各号に掲げるもの（その管理に属する行政文書に係るものに限る。）を専決するものとする。

(1)　第３条第１項の規定による条例個人情報ファイル簿の作成

(2)　第４条第２項及び第５条の規定による決定期間の延長の決定及びその通知

（略）

付　則

この訓令は、令和８年４月１日から施行する。

別表第１

部長の共通的専決事項

（削除）

１　所属の課長（課長の職に相当する職の職員（課内室長並びに課に置く副参事及び技佐を除く。）を含む。以下この表において「課長」という。）

係るものに限る。）を専決するものとする（第１号に掲げるものにあつては，課長（課内室長を含む。）に限る。）。

(1)　第68条の規定による漏えい等の報告及び通知

(2)　第70条の規定による保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求

(3)　第75条第１項の規定による個人情報ファイル簿の作成

(4)　第77条第１項の規定により提出された開示請求書の受理

(5)　第82条の規定による開示又は不開示の決定及びその通知

(6)　第85条第１項及び第96条第１項の規定による事案の移送の決定及びその通知

(7)　第86条の規定による第三者に対する意見書提出の機会の付与等

(8)　第91条第１項の規定により提出された訂正請求書の受理

(9)　第93条の規定による訂正又は不訂正の決定及びその通知

(10)　第94条第２項，第95条，第102条第２項及び第103条の規定による決定期間の延長の決定及びその通知

(11)　第97条の規定による提供先への通知

(12)　第99条第１項の規定により提出された利用停止請求書の受理

(13)　第101条の規定による利用停止又は利用不停止の決定及びその通知

４　課長（課内室長を含む。）及び教育事務所長並びに教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の長は，茨城県個人情報の保護に関する法律施行条例（平成17年茨城県条例第１号）に関する次の各号に掲げるもの（その管理に属する行政文書に係るものに限る。）を専決するものとする。

(1)　第３条第１項の規定による条例個人情報ファイル簿の作成

(2)　第４条第２項及び第５条の規定による決定期間の延長の決定及びその通知

（略）

別表第１

部長の共通的専決事項

１　臨時又は非常勤の調査員，嘱託員及びこれらの者に準ずる者の任免その他の人事及び給与の決定

２　所属の課長（課長の職に相当する職の職員（課内室長並びに課に置く副参事及び技佐を除く。）を含む。以下この表において「課長」という。）

の職務専念義務の免除並びに週休日及び勤務時間の割振り並びに休日勤務に係る勤務の免除並びに引き続き３日以内の年次休暇に係る時季変更並びに療養休暇及び特別休暇の承認

2　課長の時間外勤務及び休日勤務の命令

3　課長の県内旅行及び引き続き３日以内の県外旅行の命令並びにその復命の受理

4　課長の扶養親族の認定

5　課長の通勤手当に係る確認及び決定

6　課長の住居手当に係る確認及び決定

7　課長の単身赴任手当に係る確認及び決定

8　課長の児童手当に係る認定

（削除）

9　１件の金額5,000万円以上の補助金，負担金，貸付金，償還金，積立金，繰出金，扶助的性格の経費等の交付等の決定，承認，取消し，返還命令等

10　１件の予定価格5,000万円以上7,000万円未満の財産の取得

11　１件の予定賃貸料年額又は総額3,000万円以上の財産の借入れ

12　前３項に規定するもののほか，１件の金額5,000万円以上３億円未満（工事の施行及び製造の請負並びに工事用原材料の購入に係るものについては３億円以上５億円未満）の予算の執行

13　目間の予算流用の承認申請

14　１件の予定価格3,000万円以上の不用品等の売却及び売却の承認

15　１件の予定賃貸料年額若しくは総額又は１件の評価額3,000万円以上の物品の貸付け，交換及び減額譲渡並びにその承認

16　関係職員の譲受けを制限しない物品に係る１件の評価額100万円以上のものの不用の決定及びその譲受けの承認

17　１件の予定使用料年額又は総額1,000万円以上の行政財産の使用許可

18　前４項に規定するもののほか，１件の金額１億円以上の税外諸収入の受入れ

19　債権額3,000万円以上の債務の履行延期の特約等の承認

20　１件の評価額又は総額3,000万円以上7,000万円未満の財産の寄付受入れの決定

21　１件の取得価額又は評価額3,000万円以上の不用品等の棄却及び棄却の

の職務専念義務の免除並びに週休日及び勤務時間の割振り並びに休日勤務に係る勤務の免除並びに引き続き３日以内の年次休暇に係る時季変更並びに療養休暇及び特別休暇の承認

3　課長の時間外勤務及び休日勤務の命令

4　課長の県内旅行及び引き続き３日以内の県外旅行の命令並びにその復命の受理

5　課長の扶養親族の認定

6　課長の通勤手当に係る確認及び決定

7　課長の住居手当に係る確認及び決定

8　課長の単身赴任手当に係る確認及び決定

9　課長の児童手当に係る認定

10　課長の子ども手当に係る認定

11　１件の金額5,000万円以上の補助金，負担金，貸付金，償還金，積立金，繰出金，扶助的性格の経費等の交付等の決定，承認，取消し，返還命令等

12　１件の予定価格5,000万円以上7,000万円未満の財産の取得

13　１件の予定賃貸料年額又は総額3,000万円以上の財産の借入れ

14　前３項に規定するもののほか，１件の金額5,000万円以上３億円未満（工事の施行及び製造の請負並びに工事用原材料の購入に係るものについては３億円以上５億円未満）の予算の執行

15　目間の予算流用の承認申請

16　１件の予定価格3,000万円以上の不用品等の売却及び売却の承認

17　１件の予定賃貸料年額若しくは総額又は１件の評価額3,000万円以上の物品の貸付け，交換及び減額譲渡並びにその承認

18　関係職員の譲受けを制限しない物品に係る１件の評価額100万円以上のものの不用の決定及びその譲受けの承認

19　１件の予定使用料年額又は総額1,000万円以上の行政財産の使用許可

20　前４項に規定するもののほか，１件の金額１億円以上の税外諸収入の受入れ

21　債権額3,000万円以上の債務の履行延期の特約等の承認

22　１件の評価額又は総額3,000万円以上7,000万円未満の財産の寄付受入れの決定

23　１件の取得価額又は評価額3,000万円以上の不用品等の棄却及び棄却の

| | |
|---|---|
| 承認 | 承認 |
| 22　１件の金額100万円以上の使用料，手数料，貸付料等に係る減免及びその他の権利の放棄並びに分割納付及び返還の認定 | 24　１件の金額100万円以上の使用料，手数料，貸付料等に係る減免及びその他の権利の放棄並びに分割納付及び返還の認定 |
| 23　１件の評価額5,000万円以上の財産の用途廃止等の決定 | 25　１件の評価額5,000万円以上の財産の用途廃止等の決定 |
| 24　教育長の定める訓令の軽易な改正 | 26　教育長の定める訓令の軽易な改正 |
| 25　事務事業の計画及び実施方針の決定並びにその変更（重要なものを除く。） | 27　事務事業の計画及び実施方針の決定並びにその変更（重要なものを除く。） |
| 26　研修及び講習の実施（重要なものを除く。） | 28　研修及び講習の実施（重要なものを除く。） |
| 27　比較的重要な許可，認可，承認，指定等並びにそれらの変更，制限等の命令及び取消し | 29　比較的重要な許可，認可，承認，指定等並びにそれらの変更，制限等の命令及び取消し |
| 28　比較的重要な認定及び確認 | 30　比較的重要な認定及び確認 |
| 29　比較的重要な登録及びその変更又は取消し | 31　比較的重要な登録及びその変更又は取消し |
| 30　比較的重要な検査，調査，報告の徴取，資料の提出要求その他の監督 | 32　比較的重要な検査，調査，報告の徴取，資料の提出要求その他の監督 |
| 31　比較的重要な申請，通知，通報，報告，届出，進達，経由，催告等及びそれらの受理 | 33　比較的重要な申請，通知，通報，報告，届出，進達，経由，催告等及びそれらの受理 |
| 32　国，公共団体等との協議等（重要なものを除く。） | 34　国，公共団体等との協議等（重要なものを除く。） |
| 33　付属機関に対する軽易な諮問等 | 35　付属機関に対する軽易な諮問等 |
| 34　国等に対する意見書，要望書等の提出（重要なものを除く。） | 36　国等に対する意見書，要望書等の提出（重要なものを除く。） |
| 35　国等の褒賞に係る推薦（重要なものを除く。） | 37　国等の褒賞に係る推薦（重要なものを除く。） |
| 36　教育事務所長，学校その他の教育機関の長，市町村教育委員会教育長等の会議の開催 | 38　教育事務所長，学校その他の教育機関の長，市町村教育委員会教育長等の会議の開催 |
| 37　比較的重要な各種行事の共催及び後援の承認 | 39　比較的重要な各種行事の共催及び後援の承認 |
| 38　比較的重要な損害賠償の処理 | 40　比較的重要な損害賠償の処理 |
| 39　国の機関の委員等への推薦（重要なものを除く。） | 41　国の機関の委員等への推薦（重要なものを除く。） |
| 40　陳情，請願等の処理（重要なものを除く。） | 42　陳情，請願等の処理（重要なものを除く。） |
| 41　公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）に関する次のこと。 | 43　公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）に関する次のこと。 |
| (1)　第７条第１項及び第２項の規定による発注の見通しに関する事項の公表（１件の予定価格３億円以上の工事に係るものに限る。次号において同じ。） | (1)　第７条第１項及び第２項の規定による発注の見通しに関する事項の公表（１件の予定価格３億円以上の工事に係るものに限る。次号において同じ。） |
| (2)　第８条の規定による入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表 | (2)　第８条の規定による入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表 |
| (3)　第10条の規定による通知 | (3)　第10条の規定による通知 |

| | |
|---|---|
| (4)　第11条の規定による通知（教育事務所及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関で行うものを除く。） | (4)　第11条の規定による通知（教育事務所及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関で行うものを除く。） |
| 42　地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の２の３第１項の規定による指定納付受託者の指定 | 44　地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の２の３第１項の規定による指定納付受託者の指定 |
| 43　前各項に規定する事務に関する告示及び公告 | 45　前各項に規定する事務に関する告示及び公告 |
| 44　その他前各項に類すると認められる事項の処理 | 46　その他前各項に類すると認められる事項の処理 |
| 注：この表に掲げる事項については，別表第３に個別的専決事項として規定されていない場合に限り適用するものとする。 | 注：この表に掲げる事項については，別表第３に個別的専決事項として規定されていない場合に限り適用するものとする。 |
| 別表第２ | 別表第２ |
| 課長の共通的専決事項 | 課長の共通的専決事項 |
| １　所属職員（以下「課員」という。）所属係及び事務分担の決定 | １　所属職員（以下「課員」という。）所属係及び事務分担の決定 |
| ２　課員の職務専念義務の免除並びに週休日及び勤務時間の割振り並びに休日勤務に係る勤務の免除並びに年次休暇に係る時季変更並びに療養休暇及び特別休暇の承認 | ２　課員の職務専念義務の免除並びに週休日及び勤務時間の割振り並びに休日勤務に係る勤務の免除並びに年次休暇に係る時季変更並びに療養休暇及び特別休暇の承認 |
| ３　地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第19条第１項の規定による職員の部分休業の承認及び同条第６項において準用する育児休業法第５条第２項の規定による職員の部分休業の承認の取消し並びに職員の育児休業等に関する条例(平成４年茨城県条例第５号)第33条の規定による特別の事情の認定 | ３　地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第19条第１項の規定による職員の部分休業の承認及び同条第６項において準用する育児休業法第５条第２項の規定による職員の部分休業の承認の取消し |
| ４　課員の時間外勤務，休日勤務，夜間勤務等の命令 | ４　課員の時間外勤務，休日勤務，夜間勤務等の命令 |
| ５　課員の旅行命令及びその復命の受理 | ５　課員の旅行命令及びその復命の受理 |
| ６　課員の扶養親族の認定 | ６　課員の扶養親族の認定 |
| ７　課員の通勤手当に係る確認及び決定 | ７　課員の通勤手当に係る確認及び決定 |
| ８　課員の初任給調整手当に係る認定 | ８　課員の初任給調整手当に係る認定 |
| ９　課員の住居手当に係る確認及び決定 | ９　課員の住居手当に係る確認及び決定 |
| 10　課員の単身赴任手当に係る確認及び決定 | 10　課員の単身赴任手当に係る確認及び決定 |
| 11　課員の児童手当に係る認定 | 11　課員の児童手当に係る認定 |
| （削除） | 12　課員の子ども手当に係る認定 |
| 12　課員の服務に関する諸届の受理 | 13　課員の服務に関する諸届の受理 |
| 13　１件の金額5,000万円未満の補助金，負担金，貸付金，償還金，積立金，繰出金，扶助的性格の経費等の交付等の決定，承認，取消し，返還命令等 | 14　１件の金額5,000万円未満の補助金，負担金，貸付金，償還金，積立金，繰出金，扶助的性格の経費等の交付等の決定，承認，取消し，返還命令等 |
| 14　１件の予定価格5,000万円未満の財産の取得 | 15　１件の予定価格5,000万円未満の財産の取得 |

15　１件の予定賃貸料年額又は総額3,000万円未満の財産の借入れ

16　前３項に規定するもののほか，１件の金額5,000万円（工事の施行及び製造の請負並びに工事用原材料の購入に係るものについては３億円）未満の予算の執行

17　節間の予算流用の承認申請

18　所属かいに対する予算の令達

19　支出命令

20　国庫支出金に係る申請書，請求書，成績書，決算書等の提出及びそれらの受入れ

21　１件の予定価格3,000万円未満の不用品等の売却及び売却の承認

22　１件の予定賃貸料年額若しくは総額又は１件の評価額3,000万円未満の物品の貸付け，交換及び減額譲渡並びにその承認

23　関係職員の譲受けを制限しない物品に係る１件の評価額100万円未満のものの不用の決定及びその譲受けの承認

24　１件の予定使用料年額又は総額1,000万円未満の行政財産の使用許可

25　前５項に規定するもののほか，１件の金額１億円未満の税外諸収入の受入れ

26　債権額3,000万円未満の債務の履行延期の特約等の承認

27　調定の通知

28　１件の評価額又は総額3,000万円未満の財産の寄付受入れの決定

29　１件の取得価格又は評価額3,000万円未満の不用品等の棄却及び棄却の承認

30　１件の金額100万円未満の使用料，手数料，貸付料等に係る減免及びその他の権利の放棄並びに分割納付及び返還の認定

31　１件の評価額5,000万円未満の財産の用途廃止等の決定

32　軽易な事務事業の計画及び実施方針の決定並びにその変更

33　軽易な研修及び講習の実施

34　許可，認可，承認，指定等並びにそれらの変更，制限等の命令及び取消し（比較的重要なものを除く。）

35　認定及び確認（比較的重要なものを除く。）

36　登録及びその変更又は取消し（比較的重要なものを除く。）

37　検査，調査，報告の徴収，資料の提出要求その他の監督（比較的重要なものを除く。）

16　１件の予定賃貸料年額又は総額3,000万円未満の財産の借入れ

17　前３項に規定するもののほか，１件の金額5,000万円（工事の施行及び製造の請負並びに工事用原材料の購入に係るものについては３億円）未満の予算の執行

18　節間の予算流用の承認申請

19　所属かいに対する予算の令達

20　支出命令

21　国庫支出金に係る申請書，請求書，成績書，決算書等の提出及びそれらの受入れ

22　１件の予定価格3,000万円未満の不用品等の売却及び売却の承認

23　１件の予定賃貸料年額若しくは総額又は１件の評価額3,000万円未満の物品の貸付け，交換及び減額譲渡並びにその承認

24　関係職員の譲受けを制限しない物品に係る１件の評価額100万円未満のものの不用の決定及びその譲受けの承認

25　１件の予定使用料年額又は総額1,000万円未満の行政財産の使用許可

26　前５項に規定するもののほか，１件の金額１億円未満の税外諸収入の受入れ

27　債権額3,000万円未満の債務の履行延期の特約等の承認

28　調定の通知

29　１件の評価額又は総額3,000万円未満の財産の寄付受入れの決定

30　１件の取得価格又は評価額3,000万円未満の不用品等の棄却及び棄却の承認

31　１件の金額100万円未満の使用料，手数料，貸付料等に係る減免及びその他の権利の放棄並びに分割納付及び返還の認定

32　１件の評価額5,000万円未満の財産の用途廃止等の決定

33　軽易な事務事業の計画及び実施方針の決定並びにその変更

34　軽易な研修及び講習の実施

35　許可，認可，承認，指定等並びにそれらの変更，制限等の命令及び取消し（比較的重要なものを除く。）

36　認定及び確認（比較的重要なものを除く。）

37　登録及びその変更又は取消し（比較的重要なものを除く。）

38　検査，調査，報告の徴収，資料の提出要求その他の監督（比較的重要なものを除く。）

38　申請，通知，通報，送付，届出，進達，催告等及びそれらの受理（比較的重要なものを除く。）

39　事実証明及び謄本，抄本等の交付

40　国，公共団体等との軽易な協議等

41　教育事務所及び学校その他の教育機関の長以外の職員，市町村教育委員会事務局職員等の会議の開催

42　各種行事の共催及び後援の承認（比較的重要なものを除く。）

43　損害賠償の処理（比較的重要なものを除く。）

44　軽易な陳情，請願等の処理

45　事務処理に付随する照会，回答，調査，督促等

46　広報資料その他の資料の収集，作成及び配布

47　重要な保存文書その他の資料の閲覧許可

48　登記の嘱託（県立学校に係るものを除く。）

49　公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に関する次のこと（教育事務所及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関で行うものを除く。）。

(1)　第７条第１項及び第２項の規定による発注の見通しに関する事項の公表（１件の予定価格３億円未満の工事に係るものに限る。次号において同じ。）

(2)　第８条の規定による入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表

(3)　第14条の規定による措置

50　前各項に規定する事務に関する告示及び公告

51　その他所掌する事務に付随して生ずる前各項に類すると認められる事項の処理

注：この表に掲げる事項については，次表に課長の個別的専決事項として規定されていない場合に限り適用するものとする。

別表第３　部長及び課長の個別的専決事項

１　総務企画部

| 課 | 部長専決事項 | 課長専決事項 |
|---|---|---|
| 総務課 | （削除） | 1　教育事務所長及び学校以外の教育機関の長の引き続き4日以上7日以内の年次休 |

39　申請，通知，通報，送付，届出，進達，催告等及びそれらの受理（比較的重要なものを除く。）

40　事実証明及び謄本，抄本等の交付

41　国，公共団体等との軽易な協議等

42　教育事務所及び学校その他の教育機関の長以外の職員，市町村教育委員会事務局職員等の会議の開催

43　各種行事の共催及び後援の承認（比較的重要なものを除く。）

44　損害賠償の処理（比較的重要なものを除く。）

45　軽易な陳情，請願等の処理

46　事務処理に付随する照会，回答，調査，督促等

47　広報資料その他の資料の収集，作成及び配布

48　重要な保存文書その他の資料の閲覧許可

49　登記の嘱託（県立学校に係るものを除く。）

50　公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に関する次のこと（教育事務所及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関で行うものを除く。）。

(1)　第７条第１項及び第２項の規定による発注の見通しに関する事項の公表（１件の予定価格３億円未満の工事に係るものに限る。次号において同じ。）

(2)　第８条の規定による入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表

(3)　第14条の規定による措置

51　前各項に規定する事務に関する告示及び公告

52　その他所掌する事務に付随して生ずる前各項に類すると認められる事項の処理

注：この表に掲げる事項については，次表に課長の個別的専決事項として規定されていない場合に限り適用するものとする。

別表第３　部長及び課長の個別的専決事項

１　総務企画部

| 課 | 部長専決事項 | 課長専決事項 |
|---|---|---|
| 総務課 | 1　非常勤（調査員，嘱託員及びこれらの者に準ずる者を除く。）の任免及び給与の決 | 1　教育事務所長及び学校以外の教育機関の長の引き続き4日以上7日以内の年次休 |

| | | |
|---|---|---|
| | 1　教育事務所長及び学校以外の教育機関の長の引き続き7日を超える年次休暇に係る時季変更並びに療養休暇及び特別休暇の承認<br>2　教育事務所長及び学校以外の教育機関の長の引き続き4日以上7日以内の県外旅行命令及びその復命の受理<br>3　職員の勤務時間に関する条例（昭和26年茨城県条例第40号）第2条第5項の規定による人事委員会に対する承認の申請及び決定<br>4　職員（教育庁及び学校以外の教育機関の職員をいう。以下「総務課」の項において同じ。）の勤務希望調査の実施<br>5　地方公務員法（昭和25年法律第261号）に関する次のこと。<br>(1)　第26条の２第１項の規定による修学部分休業の承認<br>(2)　第26条の5第1項の規定による職員の自己啓発等休業の承認<br>(3)　第26条の5第5項の規定による職員の自己啓発等休業の承認の取消し<br>(4)　第26条の6第1項の規定による職員の配偶者同行休業の承認<br>(5)　第26条の6第4項の規定 | 暇に係る時季変更並びに療養休暇及び特別休暇の承認<br>2　地方公務員法第38条の規定による役付職員以外の職員の営利企業等の従事の許可<br>3　職員の育児休業等に関する規則（平成4年茨城県人事委員会規則第1号。以下「育児休業規則」という。）第9条第2項の規定による職員の養育状況変更届（部分休業に係るものを除く。）の受理<br>4　職員の任用に関する細則（昭和41年茨城県人事委員会告示第1号）第6条の規定による意向調査の実施<br>（削除）<br>5　職員の時間外勤務手当に係る予算の配分額の決定<br>6　職員の旅費に関する条例（昭和28年茨城県条例第56号）第40条の規定による旅費の調整<br>7　自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第16条第1項の規定による職員の公務災害に係る損害賠償額の支払いの請求<br>8　職員の身分証明書の交付<br>9　軽易な褒賞の決定<br>10　文部科学省所管の基幹統計調査の調査票類の進達<br>11　広報媒体の発行及び製作 |
| | 定<br>2　教育事務所長及び学校以外の教育機関の長の引き続き7日を超える年次休暇に係る時季変更並びに療養休暇及び特別休暇の承認<br>3　教育事務所長及び学校以外の教育機関の長の引き続き4日以上7日以内の県外旅行命令及びその復命の受理<br>4　職員の勤務時間に関する条例（昭和26年茨城県条例第40号）第2条第5項の規定による人事委員会に対する承認の申請及び決定<br>5　職員（教育庁及び学校以外の教育機関の職員をいう。以下「総務課」の項において同じ。）の勤務希望調査の実施<br>6　地方公務員法（昭和25年法律第261号）に関する次のこと。<br>（新設）<br>(1)　第26条の5第1項の規定による職員の自己啓発等休業の承認<br>(2)　第26条の5第5項の規定による職員の自己啓発等休業の承認の取消し<br>(3)　第26条の6第1項の規定による職員の配偶者同行休業の承認<br>(4)　第26条の6第4項の規 | 暇に係る時季変更並びに療養休暇及び特別休暇の承認<br>2　地方公務員法第38条の規定による役付職員以外の職員の営利企業等の従事の許可<br>3　職員の育児休業等に関する規則（平成4年茨城県人事委員会規則第1号。以下「育児休業規則」という。）第6条第2項の規定による職員の養育状況変更届（部分休業に係るものを除く。）の受理<br>4　職員の任用に関する細則（昭和41年茨城県人事委員会告示第1号）第6条の規定による意向調査の実施<br>5　県立学校の臨時的任用に係る職員の給与の決定<br>6　職員の時間外勤務手当に係る予算の配分額の決定<br>7　職員の旅費に関する条例（昭和28年茨城県条例第56号）第40条の規定による旅費の調整<br>8　自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第16条第1項の規定による職員の公務災害に係る損害賠償額の支払いの請求<br>9　職員の身分証明書の交付<br>10　軽易な褒賞の決定<br>11　文部科学省所管の基幹統計調査の調査票類の進達<br>12　広報媒体の発行及び製作 |

| | | |
|---|---|---|
| | 定による職員の配偶者同行休業の期間の延長の承認<br>(6)　第26条の6第6項の規定による職員の配偶者同行休業の承認の取消し<br>(7)　第38条の規定による役付職員の営利企業等の従事の許可<br>6　職員の修学部分休業に関する条例（平成18年茨城県条例第２号）第４条第１項の規定による職員の修学部分休業の承認の取消し<br>7　職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年茨城県条例第58号。以下「自己啓発等休業条例」という。）第7条第3項の規定による職員の自己啓発等休業の期間の延長の承認及び第9条第1項の規定による報告の要求<br>8　育児休業法に関する次のこと。<br>(1)　第2条第3項の規定による職員の育児休業の承認<br>(2)　第3条第3項の規定による職員の育児休業の期間の延長の承認<br>(3)　第5条第2項の規定による職員の育児休業の承認の取消し<br>(4)　第10条第３項の規定による育児短時間勤務の承認 | 12　茨城県教育委員会公印規則（昭和36年茨城県教育委員会規則第4号）第6条の規定による公印の調製等の承認<br>(削除)<br>13　茨城県地域改善対策進学奨励資金貸与条例第8条の規定による奨励資金の返還債務の履行猶予<br>14　茨城県地域改善対策進学奨励資金貸与条例施行規則（昭和62年茨城県教育委員会規則第8号）に関する次のこと。<br>(1)　第8条の規定による異動届の受理<br>(2)　第9条の規定による奨学生等の死亡届の受理<br>(3)　第10条の規定による連帯保証人の変更届の受理<br>(4)　第11条の規定による奨励資金借用証書及び奨励資金返還明細書の受理<br>15　個人情報の保護に関する法律に関する次のこと。<br>(1)　第75条第1項の規定による個人情報ファイル簿の公表<br>(2)　第111条の規定による行政機関等匿名加工情報 |
| | 定による職員の配偶者同行休業の期間の延長の承認<br>(5)　第26条の6第6項の規定による職員の配偶者同行休業の承認の取消し<br>(6)　第38条の規定による役付職員の営利企業等の従事の許可<br>(新設)<br>7　職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年茨城県条例第58号。以下「自己啓発等休業条例」という。）第7条第3項の規定による職員の自己啓発等休業の期間の延長の承認及び第9条第1項の規定による報告の要求<br>8　育児休業法に関する次のこと。<br>(1)　第2条第3項の規定による職員の育児休業の承認<br>(2)　第3条第3項の規定による職員の育児休業の期間の延長の承認<br>(3)　第5条第2項の規定による職員の育児休業の承認の取消し<br>(新設) | 13　茨城県教育委員会公印規則（昭和36年茨城県教育委員会規則第4号）第6条の規定による公印の調製等の承認<br>14　教育に関する公益信託の信託行為の変更の認可（重要なものを除く。），信託財産の取得の許可及び指導監督<br>15　茨城県地域改善対策進学奨励資金貸与条例第8条の規定による奨励資金の返還債務の履行猶予<br>16　茨城県地域改善対策進学奨励資金貸与条例施行規則（昭和62年茨城県教育委員会規則第8号）に関する次のこと。<br>(1)　第8条の規定による異動届の受理<br>(2)　第9条の規定による奨学生等の死亡届の受理<br>(3)　第10条の規定による連帯保証人の変更届の受理<br>(4)　第11条の規定による奨励資金借用証書及び奨励資金返還明細書の受理<br>17　個人情報の保護に関する法律に関する次のこと。<br>(1)　第75条第1項の規定による個人情報ファイル簿の公表<br>(2)　第111条の規定による行政機関等匿名加工情報 |

| | | |
|---|---|---|
| | (5)　第11条第２項の規定による育児短時間勤務の延長の承認<br>(6)　第12条の規定による育児短時間勤務の承認の取消し<br>(削除)<br>9　職員の時間外勤務手当に係る予算の配当計画の決定<br>10　職員の退職手当に関する条例（昭和38年茨城県条例第1号）の規定による職員の退職手当の裁定<br>11　褒賞の決定（比較的重要なものを除く。）<br>12　庁中室の配置の決定<br>13　調査統計の実施及びその結果の公表<br>(削除)<br>14　行政考査の実施並びにその結果に基づく改善及び是正の指示<br>15　事務能率推進実施細目の決定<br>16　茨城県地域改善対策進学奨励資金貸与条例（昭和62年茨城県条例第31号）に関する次のこと。<br>(1)　第9条の規定による延 | をその用に供して行う事業に関する提案募集の公示<br>16　茨城県個人情報の保護に関する法律施行条例第3条の規定による条例個人情報ファイル簿の公表<br>17　県教育委員会の任命に係る職員の保健（県立学校の職員に係るものを除く。），元気回復その他厚生事業の実施細目の決定及び実施<br>18　教育庁及び学校以外の教育機関の職員の健康診断の実施<br>19　教育庁及び学校以外の教育機関の職員に対する休養命令及び出勤承認<br>20　県教育委員会の管掌に係る恩給及び退職年金の受給権調査の実施 |
| | 9　職員の昇給等の発令<br>10　職員の時間外勤務手当に係る予算の配当計画の決定<br>11　職員の退職手当に関する条例（昭和38年茨城県条例第1号）の規定による職員の退職手当の裁定<br>12　褒賞の決定（比較的重要なものを除く。）<br>13　庁中室の配置の決定<br>14　調査統計の実施及びその結果の公表<br>15　教育に関する公益信託（芸術文化の振興を目的とする公益信託にあつては，学校教育に関するものに限る。以下「総務課」の項において同じ。）の信託行為の重要な変更の認可及び受託者等の辞任の許可等<br>16　行政考査の実施並びにその結果に基づく改善及び是正の指示<br>17　事務能率推進実施細目の決定<br>18　茨城県地域改善対策進学奨励資金貸与条例（昭和62年茨城県条例第31号）に関する次のこと。<br>(1)　第9条の規定による延 | をその用に供して行う事業に関する提案募集の公示<br>17の2　茨城県個人情報の保護に関する法律施行条例第3条の規定による条例個人情報ファイル簿の公表<br>18　県教育委員会の任命に係る職員の保健（県立学校の職員に係るものを除く。），元気回復その他厚生事業の実施細目の決定及び実施<br>19　教育庁及び学校以外の教育機関の職員の健康診断の実施<br>20　教育庁及び学校以外の教育機関の職員に対する休養命令及び出勤承認<br>21　県教育委員会の管掌に係る恩給及び退職年金の受給権調査の実施 |

| | | |
|---|---|---|
| | 滞利息の減免<br>(2)　第10条の規定による奨励資金の返還債務の免除<br>17　県教育委員会の任命に係る職員の保健（県立学校の職員に係るものを除く。），元気回復その他厚生に関する計画の決定<br>18　教育庁及び学校以外の教育機関の職員の健康診断の結果の通知及び指示<br>19　議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年茨城県条例第38号）第3条第2項の規定による職員の公務災害の認定及びその通知<br>20　公立学校の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）第2条の規定による県立学校の学校医等の公務災害の補償の実施 | |
| 財務課 | 1　県立学校の施設・設備整備事業の内容変更の決定（重要なものを除く。）<br>2　1件の被害金額100万円未満の公立学校施設に係る災害の報告 | 1　県立学校の施設・設備整備事業の軽易な内容変更の決定<br>2　茨城県県立学校管理規則（昭和35年茨城県教育委員会規則第6号）第42条の規定による県立学校の財産の毀損等に係る報告の受理 |
| 文化課 | 1　博物館法（昭和26年法律第285号）第18条に規定する博物館の設置者に対する勧告 | 1　博物館法に関する次のこと。<br>(1)　第15条第1項の規定に |

| | | |
|---|---|---|
| | 滞利息の減免<br>(2)　第10条の規定による奨励資金の返還債務の免除<br>19　県教育委員会の任命に係る職員の保健（県立学校の職員に係るものを除く。），元気回復その他厚生に関する計画の決定<br>20　教育庁及び学校以外の教育機関の職員の健康診断の結果の通知及び指示<br>21　議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年茨城県条例第38号）第3条第2項の規定による職員の公務災害の認定及びその通知<br>22　公立学校の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）第2条の規定による県立学校の学校医等の公務災害の補償の実施 | |
| 財務課 | 1　県立学校の施設・設備整備事業の内容変更の決定（重要なものを除く。）<br>2　1件の被害金額100万円未満の公立学校施設に係る災害の報告 | 1　県立学校の施設・設備整備事業の軽易な内容変更の決定<br>2　茨城県県立学校管理規則（昭和35年茨城県教育委員会規則第6号）第42条の規定による県立学校の財産の毀損等に係る報告の受理 |
| 文化課 | 1　博物館法（昭和26年法律第285号）第18条に規定する博物館の設置者に対する勧告 | 1　博物館法に関する次のこと。<br>(1)　第15条第1項の規定に |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 及び命令<br>2　茨城県文化財保護条例（昭和51年茨城県条例第50号）に関する次のこと。<br>(1)　第9条（第35条において準用する場合を含む。）の規定による管理団体の指定<br>(2)　第10条（第35条において準用する場合を含む。）の規定による管理団体の指定の解除<br>(3)　第17条（第35条及び第50条において準用する場合を含む。）の規定による管理又は修理に関する勧告<br>(4)　第42条の規定による県指定史跡名勝天然記念物の管理団体の指定<br>(5)　第43条の規定による県指定史跡名勝天然記念物の管理団体の指定の解除 | による博物館の登録事項等の変更の届出の受理<br>(2)　第15条第2項の規定による博物館の登録事項等の変更登録及び公表<br>(3)　第16条の規定による博物館の運営の状況に係る定期報告の受理<br>(4)　第17条の規定による博物館の運営の状況に係る報告又は資料の徴取<br>(5)　第20条第1項の規定による博物館の廃止の届出の受理<br>(6)　第20条第2項の規定による博物館の登録の抹消及び公表<br>(7)　第29条の規定による私立博物館に対する必要な報告の徴取及び指導又は助言<br>(8)　第31条第4項の規定による博物館に相当する施設に対する指導又は助言<br>2　文化財保護法（昭和25年法律第214号）に関する次のこと。<br>(1)　第101条の規定による警察署長から提出された物件の受理<br>(2)　第102条第2項の規定による通知及び差戻し<br>(3)　第103条の規定による文化財の引渡し（第100条第2項又は第102条第2項に規定する文化財の引渡 | | 及び命令<br>2　茨城県文化財保護条例（昭和51年茨城県条例第50号）に関する次のこと。<br>(1)　第9条（第35条において準用する場合を含む。）の規定による管理団体の指定<br>(2)　第10条（第35条において準用する場合を含む。）の規定による管理団体の指定の解除<br>(3)　第17条（第35条及び第50条において準用する場合を含む。）の規定による管理又は修理に関する勧告<br>(4)　第42条の規定による県指定史跡名勝天然記念物の管理団体の指定<br>(5)　第43条の規定による県指定史跡名勝天然記念物の管理団体の指定の解除 | による博物館の登録事項等の変更の届出の受理<br>(2)　第15条第2項の規定による博物館の登録事項等の変更登録及び公表<br>(3)　第16条の規定による博物館の運営の状況に係る定期報告の受理<br>(4)　第17条の規定による博物館の運営の状況に係る報告又は資料の徴取<br>(5)　第20条第1項の規定による博物館の廃止の届出の受理<br>(6)　第20条第2項の規定による博物館の登録の抹消及び公表<br>(7)　第29条の規定による私立博物館に対する必要な報告の徴取及び指導又は助言<br>(8)　第31条第4項の規定による博物館に相当する施設に対する指導又は助言<br>2　文化財保護法（昭和25年法律第214号）に関する次のこと。<br>(1)　第101条の規定による警察署長から提出された物件の受理<br>(2)　第102条第2項の規定による通知及び差戻し<br>(3)　第103条の規定による文化財の引渡し（第100条第2項又は第102条第2項に規定する文化財の引渡 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | しに限る。）<br>3　茨城県文化財保護条例に関する次のこと。<br>(1)　第6条（第7条第4項，第9条第5項，第42条第6項及び第50条において準用する場合を含む。）の規定による管理方法の指示<br>(2)　第7条（第35条及び第50条において準用する場合を含む。）の規定による管理責任者の選任及び解任の届出の受理<br>(3)　第8条（第35条及び第50条において準用する場合を含む。）の規定による所有者の変更等の届出の受理<br>(4)　第12条（第35条及び第50条において準用する場合を含む。）の規定による滅失，毀損等の届出の受理<br>(5)　第13条（第35条において準用する場合を含む。）の規定による所在変更の届出の受理<br>(6)　第19条の規定による県指定有形文化財の修理の届出の受理<br>(7)　第22条（第23条，第30条第2項及び第35条において準用する場合を含む。）の規定による出品の要請及び公開の勧告並びに管理に関する指示 | | | しに限る。）<br>3　茨城県文化財保護条例に関する次のこと。<br>(1)　第6条（第7条第4項，第9条第5項，第42条第6項及び第50条において準用する場合を含む。）の規定による管理方法の指示<br>(2)　第7条（第35条及び第50条において準用する場合を含む。）の規定による管理責任者の選任及び解任の届出の受理<br>(3)　第8条（第35条及び第50条において準用する場合を含む。）の規定による所有者の変更等の届出の受理<br>(4)　第12条（第35条及び第50条において準用する場合を含む。）の規定による滅失，毀損等の届出の受理<br>(5)　第13条（第35条において準用する場合を含む。）の規定による所在変更の届出の受理<br>(6)　第19条の規定による県指定有形文化財の修理の届出の受理<br>(7)　第22条（第23条，第30条第2項及び第35条において準用する場合を含む。）の規定による出品の要請及び公開の勧告並びに管理に関する指示 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | (8)　第24条（第35条及び第50条において準用する場合を含む。）の規定による現状等に関する報告の徴取<br>(9)　第28条（第53条において準用する場合を含む。）の規定による保持者の氏名変更等の届出の受理<br>(10)　第30条の規定による県指定無形文化財又はその記録の公開の勧告<br>(11)　第31条の規定による県指定無形文化財の保存のための助言又は勧告<br>(12)　第34条の規定による県指定有形民俗文化財の現状変更の届出の受理及び必要な指示<br>(13)　第37条の規定による県指定無形民俗文化財の記録の公開の勧告<br>(14)　第38条の規定による県指定無形民俗文化財の保存のための助言又は勧告<br>(15)　第46条の規定による県指定史跡名勝天然記念物の土地所在等の届出の受理<br>(16)　第48条の規定による県指定史跡名勝天然記念物の復旧の届出の受理<br>(17)　第55条の規定による県選定保存技術の保存のための指導又は助言 | | | (8)　第24条（第35条及び第50条において準用する場合を含む。）の規定による現状等に関する報告の徴取<br>(9)　第28条（第53条において準用する場合を含む。）の規定による保持者の氏名変更等の届出の受理<br>(10)　第30条の規定による県指定無形文化財又はその記録の公開の勧告<br>(11)　第31条の規定による県指定無形文化財の保存のための助言又は勧告<br>(12)　第34条の規定による県指定有形民俗文化財の現状変更の届出の受理及び必要な指示<br>(13)　第37条の規定による県指定無形民俗文化財の記録の公開の勧告<br>(14)　第38条の規定による県指定無形民俗文化財の保存のための助言又は勧告<br>(15)　第46条の規定による県指定史跡名勝天然記念物の土地所在等の届出の受理<br>(16)　第48条の規定による県指定史跡名勝天然記念物の復旧の届出の受理<br>(17)　第55条の規定による県選定保存技術の保存のための指導又は助言 |

| | | |
|---|---|---|
| | | 4　銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）に関する次のこと。<br>(1)　第14条第4項の規定による県公安委員会に対する通知<br>(2)　第16条第1項の規定による登録証の返納の受理<br>(3)　第16条第2項の規定による県公安委員会に対する通知<br>(4)　第17条第1項の規定による届出の受理<br>(5)　第17条第3項の規定による県公安委員会に対する通知<br>(6)　第18条の2第3項の規定による県公安委員会に対する通知 |

2　学校教育部

| 課 | 部長専決事項 | 課長専決事項 |
|---|---|---|
| 教育改革課 | 1　教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第11条の規定による免許状の取上げ<br>2　教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に関する次のこと。<br>(1)　第38条の規定による免許法認定講習における単位の授与<br>(2)　第39条の規定による免許法認定講習開設申請書の提出<br>(3)　第40条の規定による免許法認定講習申請書内容変更の届出 | 1　教育職員免許法に関する次のこと。<br>(1)　第7条第2項の規定による証明書の発行<br>(削除)<br>(2)　第13条第1項の規定による免許状の失効等の所轄庁等への通知<br>(3)　附則第2項の規定による県立学校及び私立学校の免許外教科の教授担任の許可 |


| | | |
|---|---|---|
| | | 4　銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）に関する次のこと。<br>(1)　第14条第4項の規定による県公安委員会に対する通知<br>(2)　第16条第1項の規定による登録証の返納の受理<br>(3)　第16条第2項の規定による県公安委員会に対する通知<br>(4)　第17条第1項の規定による届出の受理<br>(5)　第17条第3項の規定による県公安委員会に対する通知<br>(6)　第18条の2第3項の規定による県公安委員会に対する通知 |

2　学校教育部


| 課 | 部長専決事項 | 課長専決事項 |
|---|---|---|
| 教育改革課 | 1　教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第11条の規定による免許状の取上げ<br>2　教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に関する次のこと。<br>(1)　第38条の規定による免許法認定講習における単位の授与<br>(2)　第39条の規定による免許法認定講習開設申請書の提出<br>(3)　第40条の規定による免許法認定講習申請書内容変更の届出 | 1　教育職員免許法に関する次のこと。<br>(1)　第7条第2項の規定による証明書の発行<br>(2)　第10条第2項の規定による免許状の返還命令<br>(3)　第13条第1項の規定による免許状の失効等の所轄庁等への通知<br>(4)　附則第2項の規定による県立学校及び私立学校の免許外教科の教授担任の許可 |

| | | |
|---|---|---|
| | (4)　第42条の規定による免許法認定講習の実施状況等の報告 | |
| 義務教育課 | 1　公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行規則（昭和33年文部省令第19号）に関する次のこと。<br>(1)　第1条の規定による学級編制及び教職員配当の基準に関する報告書の提出<br>(2)　第2条の規定による教職員定数及び標準学級に関する報告書の提出<br>2　大学院修学休業規則（平成13年茨城県教育委員会規則第1号）に関する次のこと（市町村立学校の教諭等に係るものに限る。）。<br>(1)　第2条の規定による大学院修学休業候補者の決定<br>(2)　第3条第3項の規定による大学院修学休業の許可<br>(3)　第5条の規定による大学院修学休業の取消し<br>3　教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第7条の規定による教科書の需要数の受理及び報告<br>4　義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和39年政令第16 | (削除)<br><br>1　大学院修学休業規則第4条の規定による大学院修学休業許可の失効の通知（市町村立学校の教諭等に係るものに限る。）<br>2　市町村立学校の職員の履歴の証明<br>3　学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第26条の2の規定による市町村立各種学校に係る目的の変更等についての届出の受理<br>4　教科書の発行に関する臨時措置法に関する次のこと。<br>(1)　第5条第1項の規定による教科書展示会の開催<br>(2)　第6条第2項の規定による教科書の目録の配布<br>5　教科書の発行に関する臨時措置法施行規則（昭和23年文部省令第15号）に関する次のこと。<br>(1)　第8条第1項の規定による教科書の見本の届出の受理<br>(2)　第9条第2項の規定による教科書の保存本の出品<br>6　義務教育諸学校の教科用 |

| | | |
|---|---|---|
| | (4)　第42条の規定による免許法認定講習の実施状況等の報告 | |
| 義務教育課 | 1　公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行規則（昭和33年文部省令第19号）に関する次のこと。<br>(1)　第1条の規定による学級編制及び教職員配当の基準に関する報告書の提出<br>(2)　第2条の規定による教職員定数及び標準学級に関する報告書の提出<br>2　大学院修学休業規則（平成13年茨城県教育委員会規則第1号）に関する次のこと（市町村立学校の教諭等に係るものに限る。）。<br>(1)　第2条の規定による大学院修学休業候補者の決定<br>(2)　第3条第3項の規定による大学院修学休業の許可<br>(3)　第5条の規定による大学院修学休業の取消し<br>3　教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第7条の規定による教科書の需要数の受理及び報告<br>4　義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和39年政令第7 | 1　県教育委員会が派遣する市町村立学校の非常勤の職員の任免及び報酬の決定<br>2　大学院修学休業規則第4条の規定による大学院修学休業許可の失効の通知（市町村立学校の教諭等に係るものに限る。）<br>3　市町村立学校の職員の履歴の証明<br>4　学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第26条の2の規定による市町村立各種学校に係る目的の変更等についての届出の受理<br>5　教科書の発行に関する臨時措置法に関する次のこと。<br>(1)　第5条第1項の規定による教科書展示会の開催<br>(2)　第6条第2項の規定による教科書の目録の配布<br>6　教科書の発行に関する臨時措置法施行規則（昭和23年文部省令第15号）に関する次のこと。<br>(1)　第8条第1項の規定による教科書の見本の届出の受理<br>(2)　第9条第2項の規定による教科書の保存本の出品<br>7　義務教育諸学校の教科用 |

| | | |
|---|---|---|
| | 4号）に関する次のこと。<br>(1)　第4条第2項の規定による受領冊数集計報告書の作成及び提出並びに納入冊数集計表及び受領証明書の返付<br>(2)　第5条第2項の規定による給与を受けた児童生徒数の総数の報告 | 図書の無償措置に関する法律施行令に関する次のこと。<br>(1)　第2条の規定による教科用図書の受領報告書及び受領証明書の作成及び交付<br>(2)　第3条の規定による納入冊数集計表の受理 |
| 高校教育課 | 1　教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第17条第1項の規定による県立中学校，県立高等学校及び県立中等教育学校の校長の兼職等の承認<br>2　地方公務員法第38条の規定による県立中学校，県立高等学校及び県立中等教育学校の校長の営利企業等の従事の許可<br>3　県立中学校，県立高等学校及び県立中等教育学校の職員並びに県立特別支援学校の事務職員，技術職員，学校栄養職員及び技能労務職員の勤務希望調査の実施<br>4　大学院修学休業規則に関する次のこと（県立中学校，県立高等学校及び県立中等教育学校の教諭等に係るものに限る。）。<br>(1)　第2条の規定による大学院修学休業候補者の決定<br>(2)　第3条第3項の規定による大学院修学休業の許 | （削除）<br>（削除）<br>1　教育公務員特例法第17条第1項の規定による県立中学校，県立高等学校及び県立中等教育学校の教員の兼職等の承認<br>2　地方公務員法に関する次のこと（県立中学校，県立高等学校及び県立中等教育学校の職員並びに県立特別支援学校の事務職員，技術職員，学校栄養職員及び技能労務職員に係るものに限る。）。<br>(1)　第26条の２第１項の規定による修学部分休業の承認 |

| | | |
|---|---|---|
| | 14号）に関する次のこと。<br>(1)　第4条第2項の規定による受領冊数集計報告書の作成及び提出並びに納入冊数集計表及び受領証明書の返付<br>(2)　第5条第2項の規定による給与を受けた児童生徒数の総数の報告 | 図書の無償措置に関する法律施行令に関する次のこと。<br>(1)　第2条の規定による教科用図書の受領報告書及び受領証明書の作成及び交付<br>(2)　第3条の規定による納入冊数集計表の受理 |
| 高校教育課 | 1　教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第17条第1項の規定による県立中学校，県立高等学校及び県立中等教育学校の校長の兼職等の承認<br>2　地方公務員法第38条の規定による県立中学校，県立高等学校及び県立中等教育学校の校長の営利企業等の従事の許可<br>3　県立中学校，県立高等学校及び県立中等教育学校の職員並びに県立特別支援学校の事務職員，技術職員，学校栄養職員及び技能労務職員の勤務希望調査の実施<br>4　大学院修学休業規則に関する次のこと（県立中学校，県立高等学校及び県立中等教育学校の教諭等に係るものに限る。）。<br>(1)　第2条の規定による大学院修学休業候補者の決定<br>(2)　第3条第3項の規定による大学院修学休業の許 | 1　県立中学校，県立高等学校及び県立中等教育学校の臨時的任用に係る職員並びに県立特別支援学校の臨時的任用に係る事務職員，技術職員，学校栄養職員及び技能労務職員の任免<br>2　県立中学校，県立高等学校及び県立中等教育学校の非常勤講師の任免及び報酬の決定<br>3　教育公務員特例法第17条第1項の規定による県立中学校，県立高等学校及び県立中等教育学校の教員の兼職等の承認<br>4　地方公務員法に関する次のこと（県立中学校，県立高等学校及び県立中等教育学校の職員並びに県立特別支援学校の事務職員，技術職員，学校栄養職員及び技能労務職員に係るものに限る。）。<br>（新設） |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 可<br>(3)　第5条の規定による大学院修学休業の取消し<br>5　茨城県県立学校管理規則に関する次のこと（中学校，高等学校及び中等教育学校に係るものに限る。）。<br>(1)　第26条第2項の規定による校長の引き続き7日を超える年次休暇に係る時季変更並びに療養休暇及び特別休暇の承認<br>(2)　第27条第2項の規定による校長の引き続き4日以上7日以内の県外旅行命令及びその復命の受理<br>6　茨城県奨学資金貸与条例（昭和38年茨城県条例第18号）に関する次のこと。<br>(1)　第6条の規定による奨学資金の貸与の停止<br>(2)　第11条の規定による奨学資金の返還の免除<br>7　茨城県奨学資金貸与条例施行規則（昭和38年茨城県教育委員会規則第9号）第3条の規定による奨学生の決定<br>8　茨城県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例（昭和52年茨城県条例第24号）に関する次のこと。<br>(1)　第2条の規定による修学奨励資金の貸与対象者の決定 | (2)　第26条の5第1項の規定による自己啓発等休業の承認<br>(3)　第26条の5第5項の規定による自己啓発等休業の承認の取消し<br>(4)　第26条の6第1項の規定による配偶者同行休業の承認<br>(5)　第26条の6第4項の規定による配偶者同行休業の期間の延長の承認<br>(6)　第26条の6第6項の規定による配偶者同行休業の承認の取消し<br>(7)　第38条の規定による営利企業等の従事の許可（校長に係るものを除く。）<br>3　職員の修学部分休業に関する条例第４条第１項の規定による県立中学校，県立高等学校及び県立中等教育学校の職員並びに県立特別支援学校の事務職員，技術職員，学校栄養職員及び技能労務職員の修学部分休業の承認の取消し<br>4　自己啓発等休業条例第7条第3項の規定による県立中学校，県立高等学校及び県立中等教育学校の職員並びに県立特別支援学校の事務職員，技術職員，学校栄養職員及び技能労務職員の自己 | | 可<br>(3)　第5条の規定による大学院修学休業の取消し<br>5　茨城県県立学校管理規則に関する次のこと（中学校，高等学校及び中等教育学校に係るものに限る。）。<br>(1)　第26条第2項の規定による校長の引き続き7日を超える年次休暇に係る時季変更並びに療養休暇及び特別休暇の承認<br>(2)　第27条第2項の規定による校長の引き続き4日以上7日以内の県外旅行命令及びその復命の受理<br>6　茨城県奨学資金貸与条例（昭和38年茨城県条例第18号）に関する次のこと。<br>(1)　第6条の規定による奨学資金の貸与の停止<br>(2)　第11条の規定による奨学資金の返還の免除<br>7　茨城県奨学資金貸与条例施行規則（昭和38年茨城県教育委員会規則第9号）第3条の規定による奨学生の決定<br>8　茨城県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例（昭和52年茨城県条例第24号）に関する次のこと。<br>(1)　第2条の規定による修学奨励資金の貸与対象者の決定 | (1)　第26条の5第1項の規定による自己啓発等休業の承認<br>(2)　第26条の5第5項の規定による自己啓発等休業の承認の取消し<br>(3)　第26条の6第1項の規定による配偶者同行休業の承認<br>(4)　第26条の6第4項の規定による配偶者同行休業の期間の延長の承認<br>(5)　第26条の6第6項の規定による配偶者同行休業の承認の取消し<br>(6)　第38条の規定による営利企業等の従事の許可（校長に係るものを除く。）<br>（新設）<br>5　自己啓発等休業条例第7条第3項の規定による県立中学校，県立高等学校及び県立中等教育学校の職員並びに県立特別支援学校の事務職員，技術職員，学校栄養職員及び技能労務職員の自己 |

| | | |
|---|---|---|
| | (2)　第5条第1項の規定による修学奨励資金の貸与の打切り | 啓発等休業の期間の延長の承認及び第9条第1項の規定による報告の要求 |
| | (3)　第5条第2項の規定による修学奨励資金の貸与の停止 | 5　育児休業法に関する次のこと（県立中学校，県立高等学校及び県立中等教育学校の職員並びに県立特別支援学校の事務職員，技術職員，学校栄養職員及び技能労務職員に係るものに限る。）。 |
| | (4)　第6条及び第7条の規定による修学奨励資金の返還債務の免除 | |
| | (5)　第10条第2項の規定による延滞金の減免 | (1)　第2条第3項の規定による育児休業の承認 |
| | 9　茨城県高等学校等奨学資金貸与条例（平成14年茨城県条例第33号）に関する次のこと。 | (2)　第3条第3項の規定による育児休業の期間の延長の承認 |
| | (1)　第6条第1項の規定による奨学資金の貸与の打切り | (3)　第5条第2項の規定による育児休業の承認の取消し |
| | (2)　第6条第2項の規定による奨学資金の貸与の停止 | (4)　第10条第３項の規定による育児短時間勤務の承認 |
| | (3)　第9条の規定による延滞金の減免 | (5)　第11条第２項の規定による育児短時間勤務の延長の承認 |
| | (4)　第10条の規定による返還債務の免除 | (6)　第12条の規定による育児短時間勤務の承認の取消し |
| | 10　茨城県高等学校等奨学資金貸与条例施行規則（平成14年茨城県教育委員会規則第9号）第5条の規定による奨学生の決定 | 6　育児休業規則第9条第2項の規定による県立中学校，県立高等学校及び県立中等教育学校の職員並びに県立特別支援学校の事務職員，技術職員，学校栄養職員及び技能労務職員の養育状況変更届（部分休業に係るものを除く。）の受理 |
| | 11　茨城県育英奨学資金貸与条例（平成16年茨城県条例第46号）に関する次のこと。 | |
| | (1)　第6条第1項の規定による奨学資金の貸与の打切り | |

| | | |
|---|---|---|
| | (2)　第5条第1項の規定による修学奨励資金の貸与の打切り | 啓発等休業の期間の延長の承認及び第9条第1項の規定による報告の要求 |
| | (3)　第5条第2項の規定による修学奨励資金の貸与の停止 | 6　育児休業法に関する次のこと（県立中学校，県立高等学校及び県立中等教育学校の職員並びに県立特別支援学校の事務職員，技術職員，学校栄養職員及び技能労務職員に係るものに限る。）。 |
| | (4)　第6条及び第7条の規定による修学奨励資金の返還債務の免除 | |
| | (5)　第10条第2項の規定による延滞金の減免 | (1)　第2条第3項の規定による育児休業の承認 |
| | 9　茨城県高等学校等奨学資金貸与条例（平成14年茨城県条例第33号）に関する次のこと。 | (2)　第3条第3項の規定による育児休業の期間の延長の承認 |
| | (1)　第6条第1項の規定による奨学資金の貸与の打切り | (3)　第5条第2項の規定による育児休業の承認の取消し |
| | (2)　第6条第2項の規定による奨学資金の貸与の停止 | （新設） |
| | (3)　第9条の規定による延滞金の減免 | |
| | (4)　第10条の規定による返還債務の免除 | |
| | 10　茨城県高等学校等奨学資金貸与条例施行規則（平成14年茨城県教育委員会規則第9号）第5条の規定による奨学生の決定 | 7　育児休業規則第6条第2項の規定による県立中学校，県立高等学校及び県立中等教育学校の職員並びに県立特別支援学校の事務職員，技術職員，学校栄養職員及び技能労務職員の養育状況変更届（部分休業に係るものを除く。）の受理 |
| | 11　茨城県育英奨学資金貸与条例（平成16年茨城県条例第46号）に関する次のこと。 | |
| | (1)　第6条第1項の規定による奨学資金の貸与の打切り | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | (2)　第6条第2項の規定による奨学資金の貸与の停止<br>(3)　第9条の規定による延滞金の減免<br>(4)　第10条の規定による返還債務の免除<br>12　茨城県育英奨学資金貸与条例施行規則（平成16年茨城県教育委員会規則第9号）第4条の規定による奨学生の決定 | 7　大学院修学休業規則第4条の規定による大学院修学休業許可の失効の通知（県立中学校，県立高等学校及び県立中等教育学校の教諭等に係るものに限る。）<br>8　茨城県県立学校管理規則に関する次のこと（中学校，高等学校及び中等教育学校に係るもの並びに特別支援学校の事務職員，技術職員，学校栄養職員及び技能労務職員に係るものに限る。）。<br>(1)　第7条第2項の規定による学期制の届出の受理<br>(2)　第8条第2項の規定による休業日の変更の承認<br>(3)　第8条第3項の規定による授業日の変更の届出の受理<br>(4)　第9条の規定による臨時休業の報告の受理<br>(5)　第10条第2項の規定による教育課程編成表の届出の受理<br>(6)　第10条第3項の規定によるホームルーム活動年間指導計画書等の届出の受理<br>(7)　第12条の規定による学校以外の施設の利用（体育行事のための利用を除く。）の届出の受理<br>(8)　第15条の規定による準教科書の使用の承認<br>(9)　第16条の規定による | | (2)　第6条第2項の規定による奨学資金の貸与の停止<br>(3)　第9条の規定による延滞金の減免<br>(4)　第10条の規定による返還債務の免除<br>12　茨城県育英奨学資金貸与条例施行規則（平成16年茨城県教育委員会規則第9号）第4条の規定による奨学生の決定 | 8　大学院修学休業規則第4条の規定による大学院修学休業許可の失効の通知（県立中学校，県立高等学校及び県立中等教育学校の教諭等に係るものに限る。）<br>9　茨城県県立学校管理規則に関する次のこと（中学校，高等学校及び中等教育学校に係るもの並びに特別支援学校の事務職員，技術職員，学校栄養職員及び技能労務職員に係るものに限る。）。<br>(1)　第7条第2項の規定による学期制の届出の受理<br>(2)　第8条第2項の規定による休業日の変更の承認<br>(3)　第8条第3項の規定による授業日の変更の届出の受理<br>(4)　第9条の規定による臨時休業の報告の受理<br>(5)　第10条第2項の規定による教育課程編成表の届出の受理<br>(6)　第10条第3項の規定によるホームルーム活動年間指導計画書等の届出の受理<br>(7)　第12条の規定による学校以外の施設の利用（体育行事のための利用を除く。）の届出の受理<br>(8)　第15条の規定による準教科書の使用の承認<br>(9)　第16条の規定による |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 教材使用の届出の受理<br>(10)　第26条第2項の規定による校長の引き続き4日以上7日以内の年次休暇に係る時季変更並びに療養休暇及び特別休暇の承認<br>(11)　第27条第2項の規定による校長の引き続き3日以内の県外旅行命令及びその復命の受理<br>(12)　第28条の規定による校長の7日以内の私事旅行の届出の受理<br>(13)　第41条第2項の規定による施設・設備の利用の許可に対する指示<br>(14)　第44条の規定による事故発生の報告の受理（伝染病，集団疾病等に係るものを除く。）<br>9　自動車損害賠償保障法第16条第1項の規定による公立学校の職員の公務災害に係る損害賠償の支払いの請求<br>10　茨城県奨学資金貸与条例第9条の規定による奨学資金の返還の猶予<br>11　茨城県奨学資金貸与条例施行規則に関する次のこと。<br>(1)　第5条の規定による奨学生の学業成績報告の受理<br>(2)　第6条の規定による奨学資金の貸与継続の承認 | | | 教材使用の届出の受理<br>(10)　第26条第2項の規定による校長の引き続き4日以上7日以内の年次休暇に係る時季変更並びに療養休暇及び特別休暇の承認<br>(11)　第27条第2項の規定による校長の引き続き3日以内の県外旅行命令及びその復命の受理<br>(12)　第28条の規定による校長の7日以内の私事旅行の届出の受理<br>(13)　第41条第2項の規定による施設・設備の利用の許可に対する指示<br>(14)　第44条の規定による事故発生の報告の受理（伝染病，集団疾病等に係るものを除く。）<br>10　自動車損害賠償保障法第16条第1項の規定による公立学校の職員の公務災害に係る損害賠償の支払いの請求<br>11　茨城県奨学資金貸与条例第9条の規定による奨学資金の返還の猶予<br>12　茨城県奨学資金貸与条例施行規則に関する次のこと。<br>(1)　第5条の規定による奨学生の学業成績報告の受理<br>(2)　第6条の規定による奨学資金の貸与継続の承認 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | (3)　第7条の規定による奨学資金の貸与復活の承認<br>(4)　第8条の規定による奨学生の休学の届出の受理<br>(5)　第9条の規定による奨学生の退学の届出の受理<br>(6)　第10条の規定による奨学資金の貸与辞退の届出の受理<br>(7)　第14条第2項の規定による連帯保証人等の変更の承認<br>(8)　第14条第3項の規定による連帯保証人等の変更の請求<br>(9)　第15条の規定による奨学生等の住所等の変更等の届出の受理<br>(10)　第16条の規定による奨学生等の死亡の届出の受理<br>12　茨城県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例第9条第1項及び第2項の規定による修学奨励資金の返還債務の履行の猶予<br>13　茨城県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則（昭和50年茨城県教育委員会規則第3号）に関する次のこと。<br>(1)　第5条第2項の規定による保証人の変更届の受理 | | | (3)　第7条の規定による奨学資金の貸与復活の承認<br>(4)　第8条の規定による奨学生の休学の届出の受理<br>(5)　第9条の規定による奨学生の退学の届出の受理<br>(6)　第10条の規定による奨学資金の貸与辞退の届出の受理<br>(7)　第14条第2項の規定による連帯保証人等の変更の承認<br>(8)　第14条第3項の規定による連帯保証人等の変更の請求<br>(9)　第15条の規定による奨学生等の住所等の変更等の届出の受理<br>(10)　第16条の規定による奨学生等の死亡の届出の受理<br>13　茨城県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例第9条第1項及び第2項の規定による修学奨励資金の返還債務の履行の猶予<br>14　茨城県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則（昭和50年茨城県教育委員会規則第3号）に関する次のこと。<br>(1)　第5条第2項の規定による保証人の変更届の受理 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | (2)　第6条の規定による修学奨励資金借用証書の受理<br>(3)　第11条第1項の規定による修学奨励資金返還明細書の受理<br>(4)　第11条第2項の規定による修学奨励資金返還方法変更届の受理<br>(5)　第14条各号の規定による諸届の受理<br>14　茨城県高等学校等奨学資金貸与条例第8条の規定による奨学資金の返還の猶予<br>15　茨城県高等学校等奨学資金貸与条例施行規則に関する次のこと。<br>(1)　第7条第2項の規定による保証人の変更届の受理<br>(2)　第8条の規定による奨学生の氏名等の変更等の届出の受理<br>(3)　第10条の規定による借用証書等の届出の受理<br>16　茨城県育英奨学資金貸与条例第8条の規定による奨学資金の返還の猶予<br>17　茨城県育英奨学資金貸与条例施行規則に関する次のこと。<br>(1)　第7条第2項の規定による連帯保証人変更届の受理<br>(2)　第8条の規定による奨学生の氏名等の変更等の | | (2)　第6条の規定による修学奨励資金借用証書の受理<br>(3)　第11条第1項の規定による修学奨励資金返還明細書の受理<br>(4)　第11条第2項の規定による修学奨励資金返還方法変更届の受理<br>(5)　第14条各号の規定による諸届の受理<br>15　茨城県高等学校等奨学資金貸与条例第8条の規定による奨学資金の返還の猶予<br>16　茨城県高等学校等奨学資金貸与条例施行規則に関する次のこと。<br>(1)　第7条第2項の規定による保証人の変更届の受理<br>(2)　第8条の規定による奨学生の氏名等の変更等の届出の受理<br>(3)　第10条の規定による借用証書等の届出の受理<br>17　茨城県育英奨学資金貸与条例第8条の規定による奨学資金の返還の猶予<br>18　茨城県育英奨学資金貸与条例施行規則に関する次のこと。<br>(1)　第7条第2項の規定による連帯保証人変更届の受理<br>(2)　第8条の規定による奨学生の氏名等の変更等の |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 届出の受理<br>(3)　第9条の規定による借用証書等の届出の受理<br>18　県立中学校，県立高等学校及び県立中等教育学校の職員の履歴の証明 | | | 届出の受理<br>(3)　第9条の規定による借用証書等の届出の受理<br>19　県立中学校，県立高等学校及び県立中等教育学校の職員の履歴の証明 |
| 特別支援教育課 | 1　教育公務員特例法第17条第1項の規定による県立特別支援学校の校長の兼職等の承認<br>2　地方公務員法第38条の規定による県立特別支援学校の校長の営利企業等の従事の許可<br>3　県立特別支援学校の職員（事務職員，技術職員，学校栄養職員及び技能労務職員を除く。）の勤務希望調査の実施<br>4　大学院修学休業規則に関する次のこと（県立特別支援学校の教諭等に係るものに限る。）。<br>(1)　第2条の規定による大学院修学休業候補者の決定<br>(2)　第3条第3項の規定による大学院修学休業の許可<br>(3)　第5条の規定による大学院修学休業の取消し<br>5　茨城県県立学校管理規則に関する次のこと（特別支援学校に係るものに限る。）。<br>(1)　第26条第2項の規定に | (削除)<br>(削除)<br>1　教育公務員特例法第17条第1項の規定による県立特別支援学校の教員の兼職等の承認<br>2　地方公務員法に関する次のこと（県立特別支援学校の職員（事務職員，技術職員，学校栄養職員及び技能労務職員を除く。）に係るものに限る。）。<br>(1)　第26条の２第１項の規定による修学部分休業の承認<br>(2)　第26条の5第1項の規定による自己啓発等休業の承認<br>(3)　第26条の5第5項の規定による自己啓発等休業の承認の取消し<br>(4)　第26条の6第1項の規定による配偶者同行休業の承認 | 特別支援教育課 | 1　教育公務員特例法第17条第1項の規定による県立特別支援学校の校長の兼職等の承認<br>2　地方公務員法第38条の規定による県立特別支援学校の校長の営利企業等の従事の許可<br>3　県立特別支援学校の職員（事務職員，技術職員，学校栄養職員及び技能労務職員を除く。）の勤務希望調査の実施<br>4　大学院修学休業規則に関する次のこと（県立特別支援学校の教諭等に係るものに限る。）。<br>(1)　第2条の規定による大学院修学休業候補者の決定<br>(2)　第3条第3項の規定による大学院修学休業の許可<br>(3)　第5条の規定による大学院修学休業の取消し<br>5　茨城県県立学校管理規則に関する次のこと（特別支援学校に係るものに限る。）。<br>(1)　第26条第2項の規定に | 1　県立特別支援学校の臨時的任用に係る職員（事務職員，技術職員，学校栄養職員及び技能労務職員を除く。）の任免<br>2　県立特別支援学校の非常勤講師の任免及び報酬の決定<br>3　教育公務員特例法第17条第1項の規定による県立特別支援学校の教員の兼職等の承認<br>4　地方公務員法に関する次のこと（県立特別支援学校の職員（事務職員，技術職員，学校栄養職員及び技能労務職員を除く。）に係るものに限る。）。<br>（新設）<br>(1)　第26条の5第1項の規定による自己啓発等休業の承認<br>(2)　第26条の5第5項の規定による自己啓発等休業の承認の取消し<br>(3)　第26条の6第1項の規定による配偶者同行休業の承認 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | (3)　第5条第2項の規定による育児休業の承認の取消し<br>(4)　第10条第３項の規定による育児短時間勤務の承認<br>(5)　第11条第２項の規定による育児短時間勤務の延長の承認<br>(6)　第12条の規定による育児短時間勤務の承認の取消し<br>6　育児休業規則第9条第2項の規定による県立特別支援学校の職員（事務職員，技術職員，学校栄養職員及び技能労務職員を除く。）の養育状況変更届（部分休業に係るものを除く。）の受理<br>7　大学院修学休業規則第4条の規定による大学院修学休業許可の失効の通知（県立特別支援学校の教諭等に係るものに限る。）<br>8　茨城県県立学校管理規則に関する次のこと（特別支援学校に係るものに限る。）。<br>(1)　第8条第2項の規定による休業日の変更の承認<br>(2)　第8条第3項の規定による授業日の変更の届出の受理<br>(3)　第9条の規定による臨時休業の報告の受理<br>(4)　第10条第2項の規定に | | | (3)　第5条第2項の規定による育児休業の承認の取消し<br>（新設）<br>7　育児休業規則第6条第2項の規定による県立特別支援学校の職員（事務職員，技術職員，学校栄養職員及び技能労務職員を除く。）の養育状況変更届（部分休業に係るものを除く。）の受理<br>8　大学院修学休業規則第4条の規定による大学院修学休業許可の失効の通知（県立特別支援学校の教諭等に係るものに限る。）<br>9　茨城県県立学校管理規則に関する次のこと（特別支援学校に係るものに限る。）。<br>(1)　第8条第2項の規定による休業日の変更の承認<br>(2)　第8条第3項の規定による授業日の変更の届出の受理<br>(3)　第9条の規定による臨時休業の報告の受理<br>(4)　第10条第2項の規定に |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | による教育課程編成表の届出の受理<br>(5)　第10条第3項の規定によるホームルーム活動年間指導計画書等の届出の受理<br>(6)　第12条の規定による学校以外の施設の利用（体育行事のための利用を除く。）の届出の受理<br>(7)　第15条の規定による準教科書の使用の承認<br>(8)　第16条の規定による教材使用の届出の受理<br>(9)　第26条第2項の規定による校長の引き続き4日以上7日以内の年次休暇に係る時季変更並びに療養休暇及び特別休暇の承認<br>(10)　第27条第2項の規定による校長の引き続き3日以内の県外旅行命令及びその復命の受理<br>(11)　第28条の規定による校長の7日以内の私事旅行の届出の受理<br>(12)　第38条第2項の規定による生徒の退学処分等の報告の受理<br>(13)　第39条第2項の規定による出席停止の報告のうち，児童及び生徒の性行不良に係る出席停止の報告の受理<br>(14)　第41条第2項の規定 | | | による教育課程編成表の届出の受理<br>(5)　第10条第3項の規定によるホームルーム活動年間指導計画書等の届出の受理<br>(6)　第12条の規定による学校以外の施設の利用（体育行事のための利用を除く。）の届出の受理<br>(7)　第15条の規定による準教科書の使用の承認<br>(8)　第16条の規定による教材使用の届出の受理<br>(9)　第26条第2項の規定による校長の引き続き4日以上7日以内の年次休暇に係る時季変更並びに療養休暇及び特別休暇の承認<br>(10)　第27条第2項の規定による校長の引き続き3日以内の県外旅行命令及びその復命の受理<br>(11)　第28条の規定による校長の7日以内の私事旅行の届出の受理<br>(12)　第38条第2項の規定による生徒の退学処分等の報告の受理<br>(13)　第39条第2項の規定による出席停止の報告のうち，児童及び生徒の性行不良に係る出席停止の報告の受理<br>(14)　第41条第2項の規定 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | による施設・設備の利用の許可に対する指示<br>(15)　第44条の規定による事故発生の報告の受理（事務職員，技術職員，学校栄養職員及び技能労務職員に係るもの並びに伝染病，集団的疾病に係るものを除く。）<br>9　学校教育法施行令に関する次のこと。<br>(1)　第6条の2第2項の規定による視覚障害者等でなくなつた者の市町村教育委員会に対する氏名等の通知<br>(2)　第14条及び第15条の規定による視覚障害者等の入学期日等の通知及び就学すべき学校の指定<br>(3)　第16条の規定による視覚障害者等の就学すべき学校の指定の変更及びその通知<br>(4)　第17条の規定による視覚障害者等の就学の許可<br>10　県立特別支援学校の職員の履歴の証明 | | | による施設・設備の利用の許可に対する指示<br>(15)　第44条の規定による事故発生の報告の受理（事務職員，技術職員，学校栄養職員及び技能労務職員に係るもの並びに伝染病，集団的疾病に係るものを除く。）<br>10　学校教育法施行令に関する次のこと。<br>(1)　第6条の2第2項の規定による視覚障害者等でなくなつた者の市町村教育委員会に対する氏名等の通知<br>(2)　第14条及び第15条の規定による視覚障害者等の入学期日等の通知及び就学すべき学校の指定<br>(3)　第16条の規定による視覚障害者等の就学すべき学校の指定の変更及びその通知<br>(4)　第17条の規定による視覚障害者等の就学の許可<br>11　県立特別支援学校の職員の履歴の証明 |
| 保健体育課 | 1　学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第16条の規定による県立学校の職員の定期健康診断の結果の通知及び指示<br>2　学校給食法施行令（昭和29年政令第212号）第7条の規 | （削除）<br>1　学校保健安全法に関する次のこと。<br>(1)　第15条の規定による県立学校の職員の定期健 | 保健体育課 | 1　学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第16条の規定による県立学校の職員の定期健康診断の結果の通知及び指示<br>2　学校給食法施行令（昭和29年政令第212号）第7条の規 | 1　県立学校の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱及び報酬の決定<br>2　学校保健安全法に関する次のこと。<br>(1)　第15条の規定による県立学校の職員の定期健 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 定による学校給食費の補助の基準となる小学校，中学校，義務教育学校及び中等教育学校の児童生徒数の配分及び通知<br>3　県立学校の職員の保健に関する計画の決定 | 康診断の実施<br>(2)　第18条の規定による保健所との連絡<br>2　学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号）第9条第1項の規定による県立特別支援学校における準要保護者の認定<br>3　茨城県県立学校管理規則に関する次のこと。<br>(1)　第12条の規定による学校以外の施設の利用の届出の受理（体育行事に係るものに限る。）<br>(2)　第39条第2項の規定による出席停止の報告のうち，幼児，児童及び生徒の感染症に係る出席停止の報告の受理<br>(3)　第44条の規定による事故発生の報告のうち，幼児，児童及び生徒に係る事故発生の報告の受理（感染症，集団的疾病等に係るものに限る。）<br>4　県立学校の職員の保健に関する事業の実施細目の決定及び実施 | | 定による学校給食費の補助の基準となる小学校，中学校，義務教育学校及び中等教育学校の児童生徒数の配分及び通知<br>3　県立学校の職員の保健に関する計画の決定 | 康診断の実施<br>(2)　第18条の規定による保健所との連絡<br>3　学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号）第9条第1項の規定による県立特別支援学校における準要保護者の認定<br>4　茨城県県立学校管理規則に関する次のこと。<br>(1)　第12条の規定による学校以外の施設の利用の届出の受理（体育行事に係るものに限る。）<br>(2)　第39条第2項の規定による出席停止の報告のうち，幼児，児童及び生徒の感染症に係る出席停止の報告の受理<br>(3)　第44条の規定による事故発生の報告のうち，幼児，児童及び生徒に係る事故発生の報告の受理（感染症，集団的疾病等に係るものに限る。）<br>5　県立学校の職員の保健に関する事業の実施細目の決定及び実施 |
| 生徒支援・いじめ対策推進室 | | 1　茨城県県立学校管理規則に関する次のこと（中学校，高等学校及び中等教育学校に係るものに限る。）。<br>(1)　第38条第2項の規定による生徒の退学処分等の報告の受理<br>(2)　第39条第2項の規定に | 生徒支援・いじめ対策推進室 | | 1　茨城県県立学校管理規則に関する次のこと（中学校，高等学校及び中等教育学校に係るものに限る。）。<br>(1)　第38条第2項の規定による生徒の退学処分等の報告の受理<br>(2)　第39条第2項の規定に |

| | | |
|---|---|---|
| | | よる出席停止の報告のうち，児童及び生徒の性行不良に係る出席停止の報告の受理 |

別表第４

係長の専決事項

１　定例的又は軽易な事実証明及び謄本，抄本等の交付

２　職員の身分，給与及び通勤の証明（庶務担当係長に限る。）

３　事務処理に付随する定例的又は軽易な照会，回答，調査，督促等

４　軽易な広報資料その他の資料の収集，作成及び配布

５　保存文書その他の資料の閲覧許可（重要なものを除く。）

６　配車の要求（庶務担当係長に限る。）

７　その他所掌する事務に付随して生ずる軽易なもので，課長が指定した事項の処理

別表第５

教育事務所の課長の専決事項

１　定例的又は軽易な事実証明及び謄本，抄本等の交付

２　職員の身分，給与及び通勤の証明（総務課長（茨城県県北教育事務所及び茨城県鹿行教育事務所にあっては人事課長）に限る。）

３　事務処理に付随する定例的又は軽易な照会，回答，調査，督促等

４　軽易な保存文書その他の資料の閲覧許可

５　配車の承認（総務課長（茨城県県北教育事務所及び茨城県鹿行教育事務所にあっては人事課長）に限る。）

６　その他所掌する事務に付随して生ずる軽易なもので所長が指定した事項の処理

| | | |
|---|---|---|
| | | よる出席停止の報告のうち，児童及び生徒の性行不良に係る出席停止の報告の受理 |

別表第４

係長の専決事項

１　定例的又は軽易な事実証明及び謄本，抄本等の交付

２　職員の身分，給与及び通勤の証明（庶務担当係長に限る。）

３　事務処理に付随する定例的又は軽易な照会，回答，調査，督促等

４　軽易な広報資料その他の資料の収集，作成及び配布

５　保存文書その他の資料の閲覧許可（重要なものを除く。）

６　配車の要求（庶務担当係長に限る。）

７　その他所掌する事務に付随して生ずる軽易なもので，課長が指定した事項の処理

別表第５

教育事務所の課長の専決事項

１　定例的又は軽易な事実証明及び謄本，抄本等の交付

２　職員の身分，給与及び通勤の証明（総務課長（茨城県県北教育事務所及び茨城県鹿行教育事務所にあっては人事課長）に限る。）

３　事務処理に付随する定例的又は軽易な照会，回答，調査，督促等

４　軽易な保存文書その他の資料の閲覧許可

５　配車の承認（総務課長（茨城県県北教育事務所及び茨城県鹿行教育事務所にあっては人事課長）に限る。）

６　その他所掌する事務に付随して生ずる軽易なもので所長が指定した事項の処理

## 茨城県教育委員会事務委任規則等の一部改正の概要について

### １　改正理由

○　公益信託に関する法律（令和６年法律第 30 号）の施行（令和８年４月１日）による公益信託二関スル法律（大正 11 年法律第 62 号）の全部改正に伴う改正

○　地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号。以下「地教行法」という。）に即した教育委員会の権限の整理

○　その他、所要の改正

### ２　改正内容（詳細は新旧対照表のとおり）

**⑴　茨城県教育委員会事務委任規則（昭和 40 年茨城県教育委員会規則第８号）**

教育委員会の権限として留保する事務の整理（第２条関係）

①　臨時又は非常勤職員に係る任免その他人事を除外する規定の削除（第５号）

②　地教行法第 27 条第１項に規定する「県が設置する幼保連携型認定こども園に関する事務」に関する権限の追加（第７号）

③　教育に関する公益信託に関する項目の削除（第 16 号）

**⑵　茨城県教育委員会事務専決規程（昭和 46 年茨城県教育委員会訓令第５号）**

上記２⑴の改正に伴う条項等の整理

**⑶　茨城県教育委員会教育長事務委任規程（昭和 40 年茨城県教育委員会訓令第７号）**

・上記２⑴①の改正に伴う教育事務所長、県立学校長に委任する事務の整理

・その他、所要の改正

**⑷　茨城県教育庁等事務専決規程（昭和 40 年茨城県教育委員会訓令第８号）**

・上記２⑴①の改正等に伴う部長、課長及び課内室長が専決する事務の整理

・その他、所要の改正

### ３　施行期日

令和８年４月１日

⑩

第 73 号議案

茨城県教育庁等職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

茨城県教育庁等職員安全衛生管理規程（昭和 62 年茨城県教育委員会訓令第１号）の一部を次のように改正する。

第 40 条第２項中「教育長」を「教育委員会」に改める。

付　則

この訓令は、令和８年４月１日から施行する。

令和８年３月 25 日提出

茨城県教育委員会教育長　　柳橋　常喜

（提案理由）

茨城県教育委員会事務委任規則（昭和 40 年茨城県教育委員会規則第８号）の一部改正に伴い、所要の改正をするもの

茨城県教育庁等職員安全衛生管理規程（昭和62年茨城県教育委員会訓令第1号）新旧対照表

| 改正案 | 現　行 |
| --- | --- |
| （審査会の構成等）<br>第40条　審査会は，委員若干名をもつて構成する。<br>２　委員は，教育委員会が委嘱又は任命する。<br>３　審査会に委員長及び副委員長各1名を置き，委員の互選により定める。<br>４　委員長は会務を総理し，審査会を代表する。<br>５　副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは，その職務を代理する。 | （審査会の構成等）<br>第40条　審査会は，委員若干名をもつて構成する。<br>２　委員は，教育長　　が委嘱又は任命する。<br>３　審査会に委員長及び副委員長各1名を置き，委員の互選により定める。<br>４　委員長は会務を総理し，審査会を代表する。<br>５　副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは，その職務を代理する。 |

第74号議案

11

茨城県教育支援委員会規則の一部を改正する規則

茨城県教育支援委員会規則（昭和50年茨城県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第１条中「「委員会」」を「「教育支援委員会」」に改める。

第２条中「委員会は,」を「教育支援委員会は,」に改める。

第３条中「委員会の委員（以下「委員」という。）」を「委員」に、「教育長」を「教育委員会」に改める。

第５条及び第６条中「委員会」を「教育支援委員会」に改める。

第７条第１項中「委員会」を「教育支援委員会」に改め、同条第２項中「教育長」を「教育委員会」に改め、同条第３項中「委員会」を「教育支援委員会」に改める。

第８条及び第９条中「委員会」を「教育支援委員会」に改める。

付　則

この規則は、令和８年４月１日から施行する。

令和８年３月25日提出

茨城県教育委員会教育長　　柳橋　常喜

（提案理由）

茨城県教育委員会事務委任規則（昭和40年茨城県教育委員会規則第８号）の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするもの

茨城県教育支援委員会規則（昭和50年茨城県教育委員会規則第10号、最終改正 平成27年3月19日茨城県教育委員会規則第１号）　新旧対照表

| 改正案 | 現行 |
| --- | --- |
| （設置）<br>第１条　特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒に対する早期からの一貫した教育支援を充実させるため，茨城県教育支援委員会（以下「教育支援委員会」という。）を置く。 | （設置）<br>第１条　特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒に対する早期からの一貫した教育支援を充実させるため，茨城県教育支援委員会（以下「委員会」という。）を置く。 |
| （業務）<br>第２条　教育支援委員会は，茨城県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に対し，次の事項について協議し助言する。<br>(1)　特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒のうち，早期からの一貫した教育相談及び支援又は就学先の決定において特別な配慮を要する者の教育支援に関すること。<br>(2)　市町村における教育支援に関する委員会の設置促進及び早期からの一貫した教育支援体制の整備に関すること。<br>(3)　特別支援教育に関する社会啓発に関すること。<br>(4)　その他必要な事項 | （業務）<br>第２条　委員会は，茨城県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に対し，次の事項について協議し助言する。<br>(1)　特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒のうち，早期からの一貫した教育相談及び支援又は就学先の決定において特別な配慮を要する者の教育支援に関すること。<br>(2)　市町村における教育支援に関する委員会の設置促進及び早期からの一貫した教育支援体制の整備に関すること。<br>(3)　特別支援教育に関する社会啓発に関すること。<br>(4)　その他必要な事項 |
| （委員の構成）<br>第３条　委員は，30人以内とし教育委員会が任命し又は委嘱する。 | （委員の構成）<br>第３条　委員会の委員（以下「委員」という。）は，30人以内とし教育長が任命し又は委嘱する。 |
| （任期）<br>第４条　委員の任期は，２年とし，再任を妨げない。ただし，欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。 | （任期）<br>第４条　委員の任期は，２年とし，再任を妨げない。ただし，欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。 |
| （委員長及び副委員長）<br>第５条　教育支援委員会に委員長１人，副委員長２人を置く。<br>２　委員長及び副委員長は委員の互選とする。<br>３　委員長は会務を総理する。<br>４　副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故あるとき，又は委員長が欠けたときは，その職務を代理する。 | （委員長及び副委員長）<br>第５条　委員会に委員長１人，副委員長２人を置く。<br>２　委員長及び副委員長は委員の互選とする。<br>３　委員長は会務を総理する。<br>４　副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故あるとき，又は委員長が欠けたときは，その職務を代理する。 |
| （会議） | （会議） |

| | |
|---|---|
| 第６条　教育支援委員会の会議は，　委員長が招集する。<br>２　教育支援委員会は，　委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。<br>第７条　教育支援委員会に調査員若干人を置く。<br>２　調査員は，教育委員会が任命する。<br>３　調査員は，教育支援委員会の要請に応じ，必要な業務を行う。<br>（庶務）<br>第８条　教育支援委員会の庶務は，　茨城県教育庁特別支援教育課において行う。<br>（委任）<br>第９条　この規則に定めるもののほか，教育支援委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。 | 第６条　委員会の会議は，　委員長が招集する。<br>２　委員会は，　委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。<br>第７条　委員会に調査員若干人を置く。<br>２　調査員は，教育長が任命する。<br>３　調査員は，委員会の要請に応じ，必要な業務を行う。<br>（庶務）<br>第８条　委員会の庶務は，　茨城県教育庁特別支援教育課において行う。<br>（委任）<br>第９条　この規則に定めるもののほか，委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。 |

12

第 75 号議案

茨城県教職員健康審査委員会規則の一部を改正する規則

茨城県教職員健康審査委員会規則（昭和 36 年茨城県教育委員会規則第７号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項及び同条第５項中「教育長」を「教育委員会」に改める。

様式第１号から様式第７号までを削る。

付　則

この規則は、令和８年４月１日から施行する。

令和８年３月 25 日提出

茨城県教育委員会教育長　　柳橋　常喜

（提案理由）

茨城県教育委員会事務委任規則（昭和 40 年茨城県教育委員会規則第８号）の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするもの

茨城県教職員健康審査委員会規則（昭和 36 年茨城県教育委員会規則第７号）新旧対照表

| 改正後 | 現　行 |
| --- | --- |
| （組織）<br>第３条　審査会は，委員若干人をもつて組織する。<br>２　委員は，教育委員会が委嘱又は任命する。<br>３　審査会に委員長及び副委員長それぞれ１人を置き，選出は，委員の互選による。<br>４　審査会に，必要に応じ専門委員若干人を置く。<br>５　専門委員は，教育委員会が委嘱する。<br>６　専門委員は，専門事項の審査に当たる。 | （組織）<br>第３条　審査会は，委員若干人をもつて組織する。<br>２　委員は，教育長が委嘱又は任命する。<br>３　審査会に委員長及び副委員長それぞれ１人を置き，選出は，委員の互選による。<br>４　審査会に，必要に応じ専門委員若干人を置く。<br>５　専門委員は，教育長が委嘱する。<br>６　専門委員は，専門事項の審査に当たる。 |

⑬

第76号議案

茨城県文化財保護指導委員規則の一部を改正する規則

茨城県文化財保護指導委員規則（昭和51年茨城県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項及び同条第３項中「教育長」を「教育委員会」に改める。

付　則

この規則は、令和８年４月１日から施行する。

令和８年３月25日提出

茨城県教育委員会教育長　　柳橋　常喜

（提案理由）

茨城県教育委員会事務委任規則（昭和 40 年茨城県教育委員会規則第８号）の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするもの

茨城県文化財保護指導委員規則（昭和51年教育委員会規則第13号）新旧対照表

| 改正案 | 現　行 |
| --- | --- |
| （任命又は委嘱）<br>第４条　指導委員は，茨城県内に居住し，文化財に関する識見を有する者のうちから，教育委員会が任命し，又は委嘱する。<br>２　指導委員の任期は，２年とする。ただし，欠員が生じた場合の補欠指導委員の任期は，前任者の残任期間とする。<br>３　教育委員会は，特別の事由があると認めるときは，指導委員を解任することができる。<br>４　指導委員は、再任されることができる。 | （任命又は委嘱）<br>第４条　指導委員は，茨城県内に居住し，文化財に関する識見を有する者のうちから，教育長が任命し，又は委嘱する。<br>２　指導委員の任期は，２年とする。ただし，欠員が生じた場合の補欠指導委員の任期は，前任者の残任期間とする。<br>３　教育長は，特別の事由があると認めるときは，指導委員を解任することができる。<br>４　指導委員は、再任されることができる。 |

第77号議案

⑭

茨城県県立学校管理規則の一部を改正する規則

茨城県県立学校管理規則（昭和35年茨城県教育委員会規則第６号）の一部を次のように改正する。

第20条第１項に次のただし書を加える。

ただし，事務長を置くことが困難な場合には，事務長に代えて，事務長の職務を行う者を置くことができる。

第24条中「教育長」を「教育委員会」に改める。

付　則

この規則は、令和８年４月１日から施行する。

令和８年３月25日提出

茨城県教育委員会教育長　　柳橋　常喜

（提案理由）

令和８年度から事務長の配置が困難な学校に事務長の職務を行う者として「事務統括」を配置すること及び茨城県教育委員会事務委任規則（昭和40年茨城県教育委員会規則第８号）の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするもの。

茨城県県立学校管理規則　新旧対照表

| 改　正　案 | 現　　行 |
| --- | --- |
| （事務室長等）<br>第20条　学校に事務室長又は事務長を置く。ただし，事務長を置くことが困難な場合には，事務長に代えて，事務長の職務を行う者を置くことができる。<br>２　事務室長は，校長の監督を受け，事務を統轄し，及び困難な業務を処理する。<br>３　事務長は，校長の監督を受け，事務を統轄する。<br>４　事務室長及び事務長は，当該学校の事務職員の中から，校長の意見を聞いて，教育委員会が命ずる。<br><br>（学校医等の委嘱）<br>第24条　学校医，学校歯科医及び学校薬剤師は，校長の意見を聞いて，教育委員会が委嘱する。 | （事務室長等）<br>第20条　学校に事務室長又は事務長を置く。<br>２　事務室長は，校長の監督を受け，事務を統轄し，及び困難な業務を処理する。<br>３　事務長は，校長の監督を受け，事務を統轄する。<br>４　事務室長及び事務長は，当該学校の事務職員の中から，校長の意見を聞いて，教育委員会が命ずる。<br><br>（学校医等の委嘱）<br>第24条　学校医，学校歯科医及び学校薬剤師は，校長の意見を聞いて，教育長が委嘱する。 |

# 茨城県県立学校管理規則の一部を改正する規則について

## 1　規則の概要

**○　茨城県県立学校管理規則**（昭和35年茨城県教育委員会規則第６号）

県立学校の管理運営の基本的事項を定めるもの

## 2　改正の内容

(1) 事務長の職務を行う者の配置に伴う改正

令和８年度から事務長の配置が困難な学校に事務長の職務を行う者として「事務統括」を配置することに伴い、次のとおり改正する。

・事務長を置くことが困難な場合に事務長の職務を行う者を置く規定を追加【第20条】

**【事務統括の配置】**

・今後、多くの事務長が役職定年を迎える一方、事務長候補者が不足しており、60歳に達した事務長を一律に降任させた場合、欠員補充が困難な状況

・このため、当面の対応として、役職定年後の事務長経験者の中から、事務長の職務を担う者を「事務統括」（じむとうかつ）として配置

・事務統括の職務は、基本的に事務長の職務と同様

(2) 権限の整理

茨城県教育委員会事務委任規則（昭和40年茨城県教育委員会規則第８号）の一部改正に伴い、次のとおり改正する。

・学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱を教育委員会の権限として規定【第24条】

## 3　施行日

令和８年４月１日

第78号議案

⑮

事務統括の設置に関する規程

事務統括の設置に関する規程を次のように定める。

事務統括の設置に関する規程

（趣旨）

第１条　この訓令は、茨城県県立学校管理規則（昭和35年茨城県教育委員会規則第６号。以下「規則」という。）第20条第１項ただし書に規定する事務長の職務を行う者として設置する事務統括に関し、必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第２条　規則第20条第１項ただし書の規定により、事務長の職務を行う者として、学校に事務統括を置く。

２　事務統括は、当該学校の事務職員のうち事務長の職にあった者の中から教育委員会が命ずる。

（事務統括の職務）

第３条　事務統括は、校長の監督を受け、事務職員その他の職員が行う事務を統轄する。

２　事務統括は、前項に定めるもののほか、特に校長から命じられた事務を処理する。

（補則）

第４条　この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施に関し必要な事項は、別に定める。

付　則

この訓令は、令和８年４月１日から施行する。

令和８年３月25日提出

茨城県教育委員会教育長　　柳橋　常喜

（提案理由）

令和８年度から、事務長の配置が困難な学校に事務長の職務を行う者として「事務統括」を配置することに伴い、新たな訓令を制定し、必要な事項を定めるもの。

# 事務統括の設置に関する規程（教育委員会訓令）の制定について

## １　訓令制定の理由

県立学校における事務長の大量役職定年を迎える中、事務長のなり手不足により十分な事務長の配置が困難な状況が生じている。このため、令和８年４月人事異動から、事務長の職務を行う者として「事務統括」（非管理職）を配置することとした。

これに伴い、関係規則・訓令の整理を行うとともに、「事務統括」の設置根拠となる規程を整備する必要がある。

**【教育委員会訓令として制定する理由】**

「事務統括」は、人事委員会規則等に定める職ではなく、事務職員に対して事務長としての職務を付与するもの（職務命令）であるが、事務長は学校教育法施行規則により必置の職であることから、事務長に代わりその職務を行う者の指定は任命に近しい行為であることを踏まえ、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第３号の規定により、「職員の任免その他の人事」は教育委員会の権限として留保されていることから、教育長訓令ではなく、教育委員会訓令とする。

（参考）主任指導主事、主任社会教育主事、主任文化財保護主事は教育長訓令により設置

## ２　訓令の名称及び概要

**○　事務統括の設置に関する規程**（令和８年茨城県教育委員会訓令第　号）

茨城県県立学校管理規則第20条第１項ただし書に規定する事務長の職務を行う者として設置する事務統括に関し、必要な事項を定めるもの

## ３　訓令の構成及び内容

令和８年度から、事務長の配置が困難な学校に事務長の職務を行う者として「事務統括」を配置することに伴い、新たな訓令を制定する。

第１条　趣旨規程

第２条　設置

・「事務長の職務を行う者」として学校に事務統括を置くことを規定

・事務統括は、事務長の職にあった者（事務長経験者）から教育委員会が命ずることを規定

第３条　事務統括の職務

・事務統括の職務として、校長の監督下での事務の統轄、校長が特に命ずる事務の処理を規定

第４条　補則

## ４　施行日

令和８年４月１日

第79号議案

⑯

茨城県県立学校処務規程の一部を改正する訓令

茨城県県立学校処務規程（昭和43年茨城県教育委員会訓令第６号）の一部を次のように改正する。

第４条第４項中「事務長」の次に「(茨城県県立学校管理規則第20条第１項ただし書に規定する事務長の職務を行う者を含む。以下同じ。)」を加える。

別表第４茨城県立勝田高等学校の項を削る。

付　則

この訓令は、令和８年４月１日から施行する。

令和８年３月25日提出

茨城県教育委員会教育長　　柳橋　常喜

（提案理由）

令和８年度から事務長の配置が困難な学校に事務長の職務を行う者として「事務統括」を配置すること及び県立高等学校改革プラン実施プランⅠ期（第１部）に基づく学校改編により勝田高等学校が閉校となることに伴い、所要の改正をしようとするもの。

茨城県県立学校処務規程　新旧対照表

## 改　正　案

（校長の事務の代決）

第４条　校長が不在のときは，副校長が置かれている学校にあつては副校長が，副校長が置かれていない学校にあつては教頭がその事務を代決するものとする。この場合において，副校長または教頭がそれぞれ２人以上置かれている学校においては，あらかじめ，校長の指定した順位に従つて代決するものとする。

２　校長，副校長及び教頭が置かれている学校において校長及び副校長がともに不在のときは，教頭がその事務を代決するものとする。この場合においては，前項後段の規定を準用する。

３　校長，副校長及び教頭がともに不在のときは，特に急施を要するものに限り，あらかじめ，校長の指定した職員が校長の処理すべき事務を代決するものとする。

４　前３項の規定にかかわらず，別表第１に掲げる事項については，校長が不在のときは，事務室長又は事務長（茨城県県立学校管理規則第20条第１項ただし書に規定する事務長の職務を行う者を含む。以下同じ。）が代決するものとする。

別表第４　学校を表示する記号

| 校名 | 記号 |
|---|---|
| 茨城県立日立第一高等学校附属中学校 | 日一附中 |
| 茨城県立水戸桜ノ牧高等学校 | 水桜 |
| （削除） | （削除） |
| 茨城県立勝田工業高等学校 | 勝工 |
| 茨城県立境特別支援学校 | 境特 |

## 現　　行

（校長の事務の代決）

第４条　校長が不在のときは，副校長が置かれている学校にあつては副校長が，副校長が置かれていない学校にあつては教頭がその事務を代決するものとする。この場合において，副校長または教頭がそれぞれ２人以上置かれている学校においては，あらかじめ，校長の指定した順位に従つて代決するものとする。

２　校長，副校長及び教頭が置かれている学校において校長及び副校長がともに不在のときは，教頭がその事務を代決するものとする。この場合においては，前項後段の規定を準用する。

３　校長，副校長及び教頭がともに不在のときは，特に急施を要するものに限り，あらかじめ，校長の指定した職員が校長の処理すべき事務を代決するものとする。

４　前３項の規定にかかわらず，別表第１に掲げる事項については，校長が不在のときは，事務室長又は事務長が代決するものとする。

別表第４　学校を表示する記号

| 校名 | 記号 |
|---|---|
| 茨城県立日立第一高等学校附属中学校 | 日一附中 |
| 茨城県立水戸桜ノ牧高等学校 | 水桜 |
| 茨城県立勝田高等学校 | 勝田 |
| 茨城県立勝田工業高等学校 | 勝工 |
| 茨城県立境特別支援学校 | 境特 |

# 茨城県県立学校処務規程の一部を改正する訓令について

## １　訓令の概要

**○　茨城県県立学校処務規程**（昭和43年茨城県教育委員会訓令第６号）

県立学校における公印の取扱い、事務の決裁、文書の処理その他の事務処理に関し、必要な事項を定めるもの

## ２　改正の内容

(1) 事務長の職務を行う者の配置に伴う改正

令和８年度から事務長の配置が困難な学校に事務長の職務を行う者として「事務統括」を配置すること、「事務統括」には事務長と同じ権限（代決権、専決権）を付与することに伴い、次のとおり改正する。

・当該規程における「事務長」の定義として、茨城県県立学校管理規則第20条第１項ただし書に規定する事務長の職務を行う者を含む規定を追加【第４条第４項】

→　規程全体に定義を適用させることで、事務長の権限を「事務統括」に付与する

・校長不在時の代決事項（支出命令、契約の締結、物品出納など）

・専決事項（教職員の手当の認定、事務職員の休暇承認・時間外勤務命令など）

・文書取扱主任

(2) 学校改編に伴う改正

県立高等学校改革プラン実施プランⅠ期（第１部）に基づく学校改編により、勝田高等学校が閉校（令和６年度募集停止）となることに伴い、次のとおり改正する。

・閉校する学校の「学校を表示する記号」（文書に付す記号）を削除【別表第４】

## ３　施行日

令和８年４月１日